

**(仮称) 相模鉄道本線 (鶴ヶ峰駅付近)
連続立体交差事業**

環境影響評価書

令和3年10月

横浜市

はじめに

横浜市では、踏切を原因とする渋滞や事故等の発生を抑制し、安全・安心なまちづくりを目指すため、これまで連続立体交差事業や踏切拡幅等の安全対策を積極的に進めてきました。平成27年4月には「踏切の遮断時間や交通量」、「都市計画道路やまちづくりとの整合」、「市民要望」等、様々な評価指標を基に、市内167箇所（現在は156箇所（令和2年12月時点））の踏切を対象とした「横浜市踏切整備計画」を策定し、引き続き踏切安全対策を計画的に進めることとしています。この「横浜市踏切整備計画」の中で、相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近は「総合的な対策が必要な踏切」として連続立体交差化が必要な候補5区間に位置付けられています。平成28年3月には「横浜市踏切安全対策実施計画」を策定し、候補5区間の中から当該区間を最も優先的に事業化の検討を進める区間として選定しました。

また、横浜市の個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成30年3月）」では、鉄道で分断された地域の一体化や踏切による交通渋滞の解消を図るため、都市施設（交通施設）の整備に関する方針の中で、「相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）」の連続立体交差事業を、おおむね10年以内に整備する予定の主要な施設（都市計画を決定又は変更する施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む）と位置付けています。

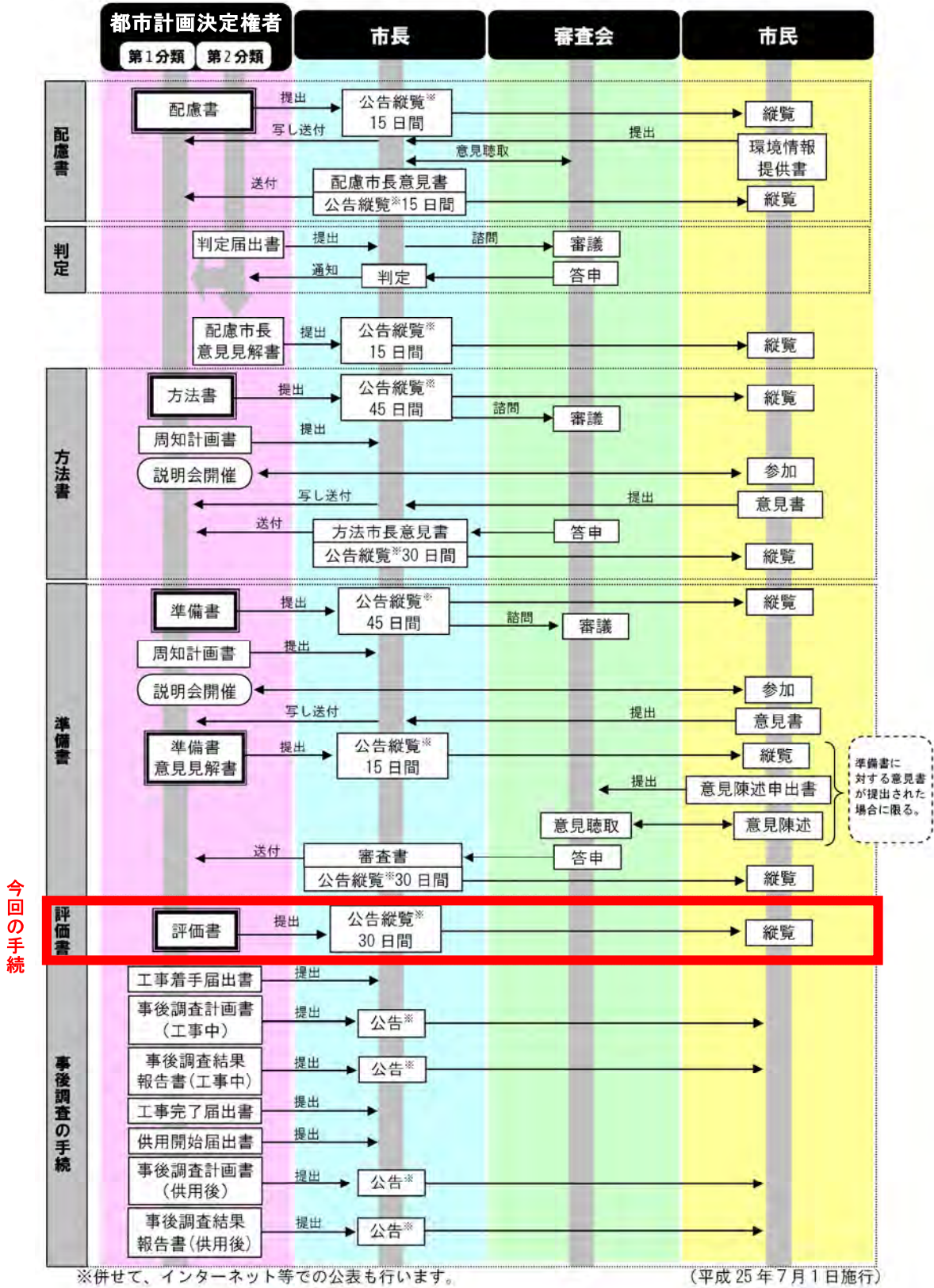
（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業は、西谷駅付近から二俣川駅付近にかけて道路と鉄道を立体交差化することにより同区間の踏切を除却し、地域交通の円滑化及び地域の一体化による生活環境の向上や踏切事故の解消等を図る事業です。

本事業は、鉄道及び軌道の建設のうち、立体交差化を伴う改良の事業であり、その規模から「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業に該当するため、同条例に基づき環境影響評価書を作成し、「（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価書」として、ここに取りまとめました。なお、本事業に係る施設は都市施設として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第46条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が、当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行います。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項及び送付を受けた方法市長意見書、審査書を踏まえ、環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

なお、構造形式（地下式、高架式）については、周辺環境への影響、踏切除却数や周辺まちづくりへの寄与、経済性等を総合的に比較検討し、これらの結果に基づき、国との比較設計協議を経て地下式を最適案として選定しました。

横浜市環境影響評価条例の手の続の流れと評価書の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例の手の続の流れ【手続フロー図】」
 (横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	計画段階配慮書の提出	平成30年9月10日	
	計画段階配慮書の公告	平成30年9月25日	
	計画段階配慮書の縦覧	平成30年9月25日～10月9日	縦覧期間：15日間
	環境情報を記載した書面の受付	平成30年9月25日～10月9日	環境情報提供書：0通
	横浜市環境影響評価審査会(1回目)	平成30年9月27日	会場：関内中央ビル
	横浜市環境影響評価審査会(2回目)	平成30年10月16日	会場：関内中央ビル
	配慮市長意見書の作成	平成30年10月26日	
	配慮市長意見書の公告	平成30年11月15日	
	配慮市長意見書の縦覧	平成30年11月15日～11月29日	縦覧期間：15日間
環境影響評価方法書手続	環境影響評価方法書の提出	令和元年10月11日	
	環境影響評価方法書の公告	令和元年10月25日	
	環境影響評価方法書の縦覧	令和元年10月25日～12月9日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和元年10月25日～12月9日	意見書：4通
	横浜市環境影響評価審査会(1回目)	令和元年10月29日	会場：関内中央ビル
	説明会の開催	令和元年11月22日、24日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会(2回目)	令和元年11月12日	会場：関内中央ビル
	横浜市環境影響評価審査会(3回目)	令和元年11月26日	会場：関内中央ビル
	事業内容等修正届出書の提出	令和元年12月17日	
	横浜市環境影響評価審査会(4回目)	令和元年12月24日	会場：関内中央ビル
	横浜市環境影響評価審査会(5回目)	令和2年1月16日	会場：関内中央ビル
	横浜市環境影響評価審査会(6回目)	令和2年2月10日	会場：関内中央ビル
	方法市長意見書の作成	令和2年2月26日	
	方法市長意見書の公告	令和2年3月13日	
方法市長意見書の縦覧	令和2年3月13日～4月13日	縦覧期間：30日間	
環境影響評価準備書手続	環境影響評価準備書の提出	令和2年12月11日	
	環境影響評価準備書の公告	令和2年12月25日	
	環境影響評価準備書の縦覧	令和2年12月25日 ～令和3年2月8日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和2年12月25日 ～令和3年2月8日	意見書：2通
	横浜市環境影響評価審査会(1回目)	令和3年1月12日	会場：横浜市役所
	説明会の開催	令和3年1月16日(中止)	
	説明動画の公開	令和3年1月16日～2月8日	
	質問書の受付	令和3年1月16日～1月25日	
	質問書の回答	令和3年2月2日	
	横浜市環境影響評価審査会(2回目)	令和3年2月18日	会場：横浜市役所
	準備書意見見解書の提出	令和3年2月19日	
	横浜市環境影響評価審査会(3回目)	令和3年3月2日	会場：横浜市役所
	準備書意見見解書の公告	令和3年3月5日	
	準備書意見見解書の縦覧	令和3年3月5日～3月19日	縦覧期間：15日間
	意見陳述の申出	令和3年3月5日～3月19日	申出：0人
	横浜市環境影響評価審査会(4回目)	令和3年3月17日	会場：横浜市役所
	横浜市環境影響評価審査会(5回目)	令和3年4月8日	会場：横浜市役所
	横浜市環境影響評価審査会(6回目)	令和3年5月18日	会場：横浜市役所
	横浜市環境影響評価審査会(7回目)	令和3年6月3日	会場：横浜市役所
	審査書の送付	令和3年6月11日	
審査書の公告	令和3年6月25日		
審査書の縦覧	令和3年6月25日～7月26日	縦覧期間：32日間	

目 次

第1章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項	1-1
第2章 都市計画対象事業の計画内容	2-1
2.1 都市計画対象事業の概要	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的	2-3
2.3 計画を策定した経緯	2-5
2.4 都市計画対象事業の内容	2-10
2.5 地球温暖化対策	2-15
2.6 生物多様性の保全	2-15
2.7 緑の保全と創造	2-16
2.8 施工計画	2-16
2.9 鶴ヶ峰駅北口周辺地区まちづくり構想	2-29
第3章 地域の概況及び地域特性	3-1
3.1 調査対象地域の設定	3-1
3.2 地域の概況	3-2
3.2.1 気象の状況	3-2
3.2.2 地形、地質、地盤の状況	3-3
3.2.3 水循環の状況	3-10
3.2.4 植物、動物の状況	3-16
3.2.5 人口、産業の状況	3-24
3.2.6 土地利用状況	3-27
3.2.7 交通、運輸の状況	3-31
3.2.8 公共施設等の状況	3-37
3.2.9 文化財等の状況	3-60
3.2.10 公害等の状況	3-69
3.2.11 災害の状況	3-89
3.2.12 廃棄物の状況	3-107
3.2.13 法令等の状況	3-109
3.3 調査対象地域等における地域特性の概要	3-113

第4章	配慮指針に基づいて行った配慮の内容	4-1
4.1	環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2	環境情報の概要	4-6
4.3	配慮市長意見書に記載された市長の意見及び 都市計画決定権者の見解	4-7
第5章	環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	5-1
5.1	環境影響要因の抽出	5-1
5.2	環境影響評価項目の選定	5-1
第6章	環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価	6.1-1
6.1	温室効果ガス	6.1-1
6.2	生物多様性（動物）	6.2-1
6.3	生物多様性（植物）	6.3-1
6.4	生物多様性（生態系）	6.4-1
6.5	水循環（地下水位）	6.5-1
6.6	水循環（河川の形態・流量）	6.6-1
6.7	廃棄物・建設発生土	6.7-1
6.8	大気質	6.8-1
6.9	水質	6.9-1
6.10	騒音	6.10-1
6.11	振動	6.11-1
6.12	地盤	6.12-1
6.13	安全（土地の安定性）	6.13-1
6.14	安全（地下埋設物）	6.14-1
6.15	地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	6.15-1
6.16	景観	6.16-1
6.17	触れ合い活動の場	6.17-1
第7章	環境影響の総合的な評価	7-1
第8章	事後調査の実施に関する事項	8-1
8.1	事後調査の考え方	8-1
8.2	事後調査項目の選定	8-1
8.3	事後調査の内容	8-5

第9章 対象地域	9-1
第10章 準備書に対する意見、見解等	10-1
10.1 準備書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び 都市計画決定権者の回答	10-1
10.2 準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解	10-5
10.3 審査書に記載された市長の意見及び 都市計画決定権者の見解	10-7
10.4 審査会に提出した補足資料	10-11
第11章 方法市長意見書等を総合的に検討して 方法書の内容を変更した事項	11-1
第12章 方法書に対する意見、見解等	12-1
12.1 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び 事業者の説明	12-1
12.2 方法書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解	12-8
12.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び 都市計画決定権者の見解	12-12
(資料編)	
第1章 事業計画関連	資 1-1
1.1 地球温暖化対策（事業の実施に伴う温室効果ガスの削減量）	資 1-1
1.2 工事工程について	資 1-2
1.3 工事用車両の運行台数について	資 1-4
第2章 調査・予測・評価関連	資 2.1-1
2.1 温室効果ガス	資 2.1-1
2.2 生物多様性（動物）	資 2.2-1
2.3 生物多様性（植物）	資 2.3-1
2.4 水循環（地下水位）	資 2.4-1
2.5 大気質	資 2.5-1
2.6 騒音	資 2.6-1
2.7 振動	資 2.7-1
2.8 地盤	資 2.8-1
2.9 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	資 2.9-1

第 1 章 審査書等を総合的に検討して
準備書の内容を変更した事項

第1章 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

令和2年12月に提出した（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価準備書（以下、「準備書」とします。）に対する審査書等を総合的に検討し、準備書の内容を変更した事項は、表 1-1(1)～(2)に示すとおりです。

表 1-1(1) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書からの変更点	評価書での記載概要	評価書該当ページ
都市計画対象事業の計画内容	除却される踏切に係る記述	除却踏切について、開かずの踏切、自動車ボトルネック踏切、歩行者ボトルネック踏切に係る記述内容を更新しました。	P. 2-3～4
	除却される踏切の諸元	除却踏切の諸元に係る記述内容を更新しました。	P. 2-14
	帷子川親水緑道の工事計画の補足・追記	審査書の内容等を踏まえ、対象事業実施区域に帷子川親水緑道が含まれる理由及び工事・復旧に係る配慮事項を補足・追記しました。	P. 2-24～26
	鶴ヶ峰駅から親水緑道へのアクセスルートについて	審査書の内容等を踏まえ、鶴ヶ峰駅から帷子川親水緑道に至る現在のアクセスルートの使用が困難となるため、代替路として安全なアクセスルートを設定する旨を追記しました。	P. 2-26
	工事に係る配慮事項の追記	審査会における指摘を踏まえ、工事中の油分の拡散防止に係る配慮事項を追記しました。	P. 2-27
生物多様性（動物）	環境の保全のための措置の補足・追記	審査書の内容等を踏まえ、帷子川親水緑道内の親水水路に係る環境保全措置を補足・追記しました。	P. 6. 2-64
生物多様性（植物）	環境の保全のための措置の補足・追記	審査書の内容等を踏まえ、帷子川親水緑道内の親水水路に係る環境保全措置を補足・追記しました。	P. 6. 3-31
生物多様性（植物）	移植・播種に係る攪乱への配慮について	審査書の内容等を踏まえ、移植・播種に伴い攪乱を生じさせないように配慮する旨を追記しました。	P. 6. 3-31
生物多様性（生態系）	環境の保全のための措置の補足・追記	審査書の内容等を踏まえ、帷子川親水緑道内の親水水路に係る環境保全措置を補足・追記しました。	P. 6. 4-11
廃棄物・建設発生土	再資源化率等の追記	審査会における指摘を踏まえ、建設廃棄物及び建設発生土に係る再資源化率等の目標値を追記しました。	P. 6. 7-17～18
大気質	環境保全目標の見直し	審査会における指摘を踏まえ、大気質に係る環境保全目標を見直しました。また、併せて評価に係る記述を見直しました。	P. 6. 8-14、26、37
大気質	予測条件の追記	審査書の内容等を踏まえ、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測において設定した排出源位置を追記しました。	P. 6. 8-23、資料編 P. 資 2. 5-18～21
環境影響の総合的な評価	記述に用いた表現の一部見直し	審査会における指摘を踏まえ、環境影響の総合的な評価に係る記述について、表現を一部見直しました。	P. 7-1

表 1-1 (2) 準備書の内容を変更した事項

項目	準備書からの 変更点	評価書での記載概要	評価書 該当ページ
事後調査の実 施に関する事 項	事後調査項目の追加	審査書の内容等を踏まえ、「生息・生育環境の分断の回避」も含めた環境保全措置の実現性に不確実性が残るものと判断したことから、工事中の生物多様性（動物）、生物多様性（植物）を事後調査項目として追加で選定し、事後調査に係る記述を追記しました。	P. 8-2、5

第2章 都市計画対象事業の計画内容

第2章 都市計画対象事業の計画内容

(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業(以下、「本事業」とします。)は、道路と鉄道を連続的に立体交差化するもので、踏切による交通渋滞の解消、道路と鉄道のそれぞれの安全性の向上、消防車や救急車による緊急活動の迅速化を図るとともに、鉄道により分断されていた地域の一体化を実現することを目的として行うものです。

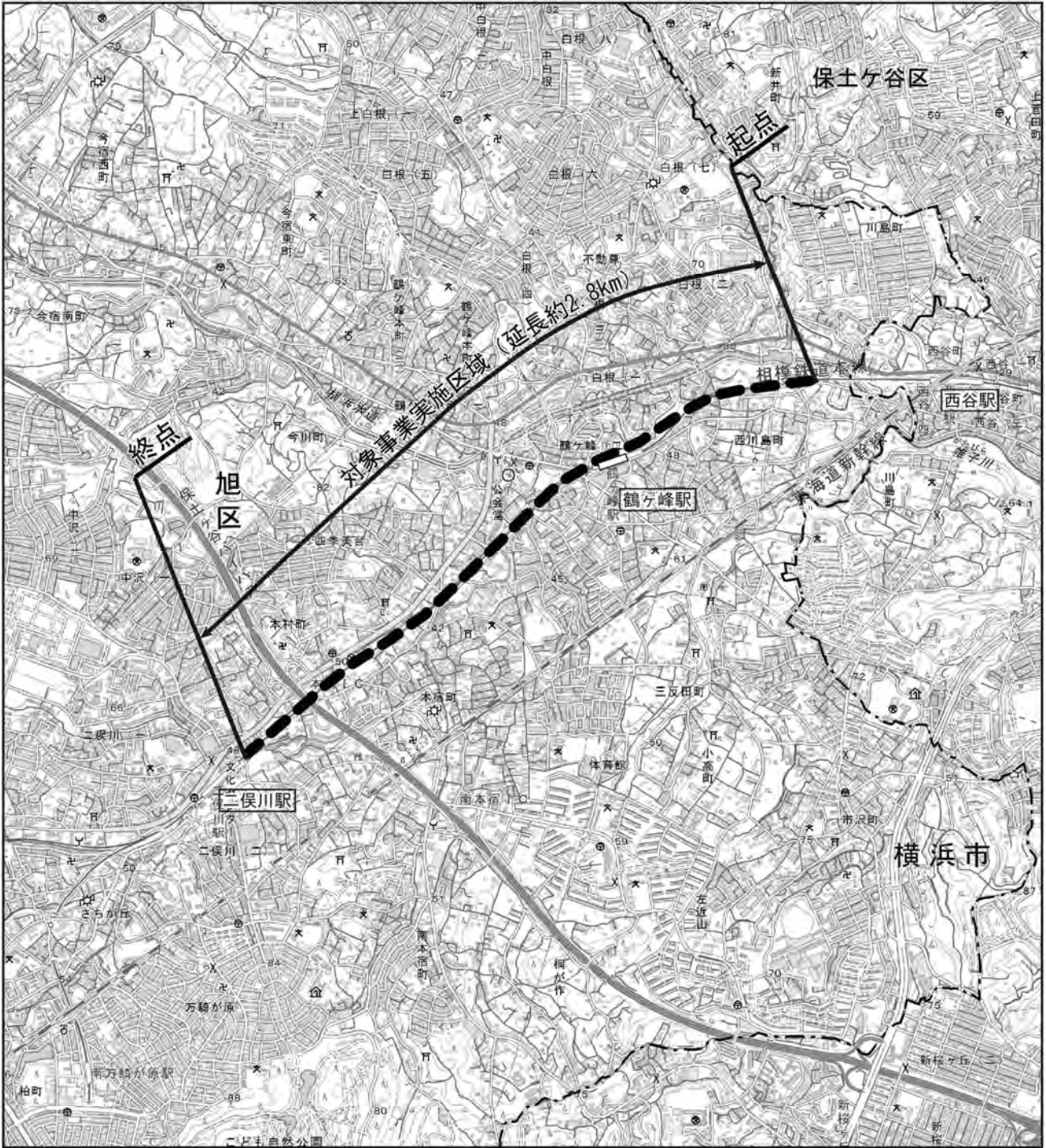
2.1 都市計画対象事業の概要

都市計画対象事業の概要は、表 2-1 に示すとおりです。

また、本事業の対象事業実施区域は、図 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 都市計画対象事業の概要

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 【当該対象事業を実施しようとする者】 名称 横浜市 代表者の氏名 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
都市計画対象事業の名称	(仮称)相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業
都市計画対象事業の種類、規模	鉄道及び軌道の建設(鉄道の改良) (第1分類事業) 延長:約2.8km
対象事業実施区域	起点:横浜市旭区西川島町 終点:横浜市旭区二俣川2丁目
都市計画対象事業に係る許可等の内容	・都市計画決定:都市計画法第19条 ・都市計画事業認可:都市計画法第59条 ・鉄道施設の変更認可:鉄道事業法第12条 ・道路の縦断占用の許可:鉄道事業法第61条 ・道路の占用の許可:道路法第32条 ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出:土壤汚染対策法第4条第1項
環境影響評価の受託者	株式会社 復建エンジニアリング 代表取締役社長 川村 栄一郎 東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番12号



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界



1 : 25,000



图 2-1 対象事業実施区域

2.2 都市計画対象事業の目的

1) 都市計画対象事業の目的

本事業は、鶴ヶ峰駅を含む相模鉄道本線の延長約 2.8km を地下化し、道路と鉄道を連続的に立体交差化するもので、踏切による交通渋滞の解消、道路と鉄道のそれぞれの安全性の向上、消防車や救急車による緊急活動の迅速化を図るとともに、鉄道により分断されていた地域の一体化を実現することを目的として行うものです。

2) 都市計画対象事業の必要性

対象事業実施区域内には、図 2-2 に示すとおり鶴ヶ峰 2 号踏切をはじめとして合計 10 箇所の踏切が存在しており、この内の 9 箇所が開かずの踏切^{※1}（西谷 3 号踏切、鶴ヶ峰 1 号踏切、鶴ヶ峰 2 号踏切、鶴ヶ峰 3 号踏切、鶴ヶ峰 4 号踏切、鶴ヶ峰 5 号踏切、鶴ヶ峰 6 号踏切、鶴ヶ峰 8 号踏切、鶴ヶ峰 9 号踏切）、1 箇所が自動車ボトルネック踏切^{※2}（鶴ヶ峰 2 号踏切）、2 箇所が歩行者ボトルネック踏切^{※3}（鶴ヶ峰 2 号踏切、鶴ヶ峰 3 号踏切）となっています。

また、踏切道改良促進法に基づく法指定踏切^{※4}に 10 箇所全ての踏切が指定されています。

これらの踏切による道路の遮断は地域の交通を阻害しており、長時間遮断による交通渋滞の発生や、鉄道による市街地の分断のため、区民生活や都市活動に支障が生じています。

また、踏切起因の渋滞だけでなく、渋滞している道路を迂回した車が、生活道路を抜け道として通行することにより、生活道路の交通量の増大やそれに伴う騒音・振動等が発生し、対象事業実施区域周辺に影響を及ぼしています。さらに、災害時において、避難者が一時的に集中した場合には通行のボトルネックとなり、二次災害の発生も心配されます。

さらに、周辺のまちづくりにおいても、昭和 50 年代から検討が行われてきましたが、線路や踏切による地域の分断により、やむを得ず鶴ヶ峰駅南口地区の再開発を先行させる等、南北一体的なまちづくりが進展しない状況です。

本事業の実施により、踏切を連続的に除却することは、対象事業実施区域周辺におけるこれらの課題を一挙に解決するための重要な施策となります。

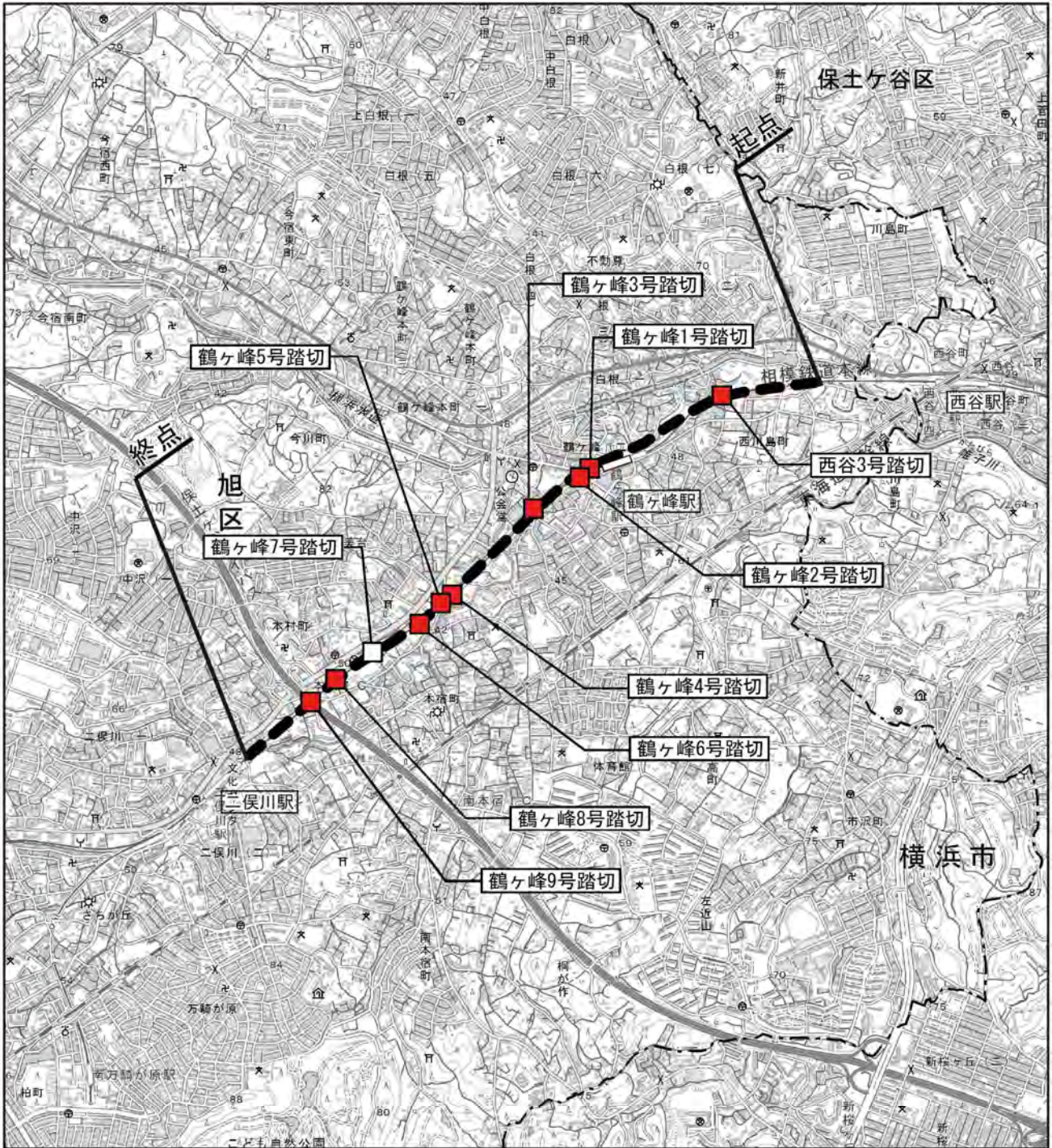
※1 開かずの踏切 : ピーク時間の遮断時間が 40 分/時以上の踏切

※2 自動車ボトルネック踏切 : 一日の踏切自動車交通遮断量（自動車交通量×踏切遮断時間）が 5 万以上の踏切

※3 歩行者ボトルネック踏切 : 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量（歩行者および自転車の交通量×踏切遮断時間）の和が 5 万以上かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上の踏切

※4 「踏切道改良促進法」に基づく法指定踏切

「踏切道改良促進法」に基づき、危険な踏切道や渋滞の原因となる踏切道として、国土交通大臣が指定する踏切。指定された踏切においては、立体交差化や拡幅の他、当面の対策や踏切道の周辺対策等、ソフト・ハード両面から、地域の実情に応じた踏切道対策が検討・実施されることとなります。



凡例

- — — : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 除却される踏切
- : 除却される踏切（開かずの踏切）



1 : 25,000

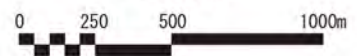


図 2-2 立体交差化による
除却踏切

2.3 計画を策定した経緯

1) 都市計画対象事業の計画を策定した経緯

踏切の改良を促進し、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与することを目的として、昭和36年に踏切道改良促進法が施行されました。その後、全国で踏切改良が進められ、踏切の数は約7万箇所から約3万4千箇所と半減したものの、依然として多くの踏切が存在しています。踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こす等、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失等が問題となっており、早急な対策の実施が望まれています。

このような状況の中、横浜市では、市内167箇所（現在は156箇所（令和2年12月時点））の踏切に対し、今後の踏切安全対策を計画的に進めるため、「踏切の遮断時間や交通量」、「都市計画道路やまちづくりとの整合」、「市民要望」等、様々な評価指標を基に「横浜市踏切整備計画」を平成27年4月に策定しました。

「横浜市踏切整備計画」では、「歩行者の対策が必要な踏切」、「自動車の対策が必要な踏切」、「総合的な対策が必要な踏切（連続立体交差候補区間）」に分類し、安全対策が必要な箇所の抽出を行っており、相模鉄道本線「鶴ヶ峰駅周辺」（旭区）を含む5区間を「連続立体交差候補区間」として位置付けました。

これを受け、直接的な事業効果である踏切除却による事故解消や交通渋滞の解消効果等に加え、「周辺道路整備」や「まちづくり」等、複数の効果が同時に実現できることを重視して絞り込みを行い、表2-2に示すとおり、平成28年3月に策定した「横浜市踏切安全対策実施計画」の中で、次期連続立体交差候補については、相模鉄道本線「鶴ヶ峰駅周辺」（旭区）を最も優先的に事業化の検討を進める区間として選定しました。

その後、平成28年度からは、2か年をかけて測量、地質調査、設計等を実施し、事業実現性の検討を行い、本事業の計画策定に至っています。

表 2-2 横浜市踏切安全対策実施計画（平成 28 年 3 月策定）

対象区分	対策区分 ^{※1}	踏切名	対策	完成目標
歩行者対策	速効対策	江ヶ崎踏切 (鶴見区)	踏切の拡幅（歩道設置）	平成 27 年度
		八丁畷第 1 踏切 (鶴見区)		平成 32 年度
		古市場踏切 (鶴見区)	踏切の拡幅（歩道設置）	平成 30 年度
		上星川 7 号踏切 (保土ヶ谷区)	踏切の拡幅（歩道設置） またはカラー舗装等	平成 31 年度
		杉田第 2 踏切 (磯子区)		平成 29 年度
		能見台第 2 踏切 (金沢区)	踏切の拡幅（歩道設置）	平成 31 年度
	抜本対策	生見尾踏切 (鶴見区)	跨線人道橋の整備	平成 31 年度
		樹源寺踏切 (保土ヶ谷区)		平成 30 年度

対象区分	対策区分 ^{※1}	踏切名	対策	事業化目標
自動車対策	抜本対策	並木踏切 (鶴見区)	道路の単独立体交差 (浜町矢向線)	平成 37 年度頃まで に事業化
		川和踏切 (緑区)	道路の単独立体交差 (中山北山田線)	平成 32 年度頃まで に事業化

対象区分	対策区分 ^{※1}	区間名 ^{注)}	延長 (km)	踏切数 ^{※2}	交通遮断量 ^{※3}		優先整備 路線の 有無	まち づくり
					自動車	歩行者等		
総合的な対策 (連続立体交差 候補区間)	抜本対策	京浜急行本線 「鶴見市場駅周辺」 (鶴見区)	0.8	2 (0)	63,636	60,732	○	
		J R 南武線 「矢向駅周辺」 (鶴見区)	1.0	4 (2)	82,253	205,172		
		東急東横線 「白楽駅～妙蓮寺駅周辺」 (神奈川区、港北区)	3.1	11 (2)	70,063	241,461		
		相模鉄道本線 「鶴ヶ峰駅周辺」 (旭区)	2.7	10 (5)	131,448	189,912	○	○
		相模鉄道本線 「瀬谷駅周辺」 (瀬谷区)	1.9	4 (0)	92,576	61,055		○

※1 速効対策とは、緊急的に安全対策を講じるもので、踏切の拡幅やカラー舗装、隣接する跨線人道橋へのエレベーターの設置等を行います。
抜本対策とは、踏切の代替施設を建設し、踏切そのものを廃止するものです。

※2 踏切数において、上段は総踏切数、()内は「開かずの踏切」数です。「開かずの踏切」とは、ピーク時間の遮断時間が 40 分/時以上の踏切です。

※3 「交通遮断量」とは、「交通量×遮断時間」のことであり、踏切の混雑度合いを示す数値です。一定の値以上の踏切は、自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切として、「自動車ボトルネック踏切」や「歩行者ボトルネック踏切」と呼ばれています。

自動車ボトルネック踏切：一日の踏切自動車交通遮断量（自動車交通量×踏切遮断時間）が 5 万以上の踏切
歩行者ボトルネック踏切：一日当たりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量（歩行者および自転車の交通量×踏切遮断時間）の和が 5 万以上かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上の踏切

注) 表中には、区間内で連続立体交差が可能となる最大延長を想定した場合の各諸元の数値を示しています。

2) 構造形式（地下式・高架式）の選定について

構造形式については、周辺環境への影響、踏切除却数や周辺まちづくりへの寄与、経済性等を総合的に比較検討し、国との比較設計協議を経て、表 2-3(1)～(3)に示すとおり「地下式」を最適案として選定しました。

表 2-3 (1) 構造形式別比較表

評価項目	構造形式			
	高架式 事業延長：約 2.3km 8 箇所（3 箇所）※		地下式 事業延長：約 2.8km 10 箇所（5 箇所）※	
「踏切道改良促進法」に基づく法指定踏切の除却数	<ul style="list-style-type: none"> 地下式と比較すると、鶴ヶ峰 8 号、9 号踏切が除却できません。この 2 箇所の踏切は、法指定されているため、連続立体交差事業の事業完了後に、別途、踏切除却のための単独立体交差化等の対策が必要となります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 鶴ヶ峰 8 号、9 号踏切を含めた 10 箇所の法指定踏切を除却します。 	○
事業期間	約 18 年 <ul style="list-style-type: none"> 仮線で使用する用地の買収後に仮線の施工となるため、地下式と比べ事業期間が長くなります。 	△	約 11 年 <ul style="list-style-type: none"> 支障物件数が少ないことや、近接施工によるき電停止後の夜間作業等の施工上の制約が少ないため、高架式と比べ事業期間が短くなります。 	○
用地取得	<ul style="list-style-type: none"> 関連側道の整備が必要であるため、地下式と比べ必要な用地が多くなります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 地下構造物であることから、関連側道の整備が不要であり、高架式と比べ必要な用地が少なくなります。 	○
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 高架構造物の存在により、まちづくりとしての自由度は地下式と比べ低いものとなります。 	△	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁区間及び鶴ヶ峰駅出入口を除き、地上に鉄道施設が存在しないため、まちづくりとしての自由度は高架式と比べ高いものとなります。 	○

※ () 内は令和元年度時点での「開かずの踏切」数です。「開かずの踏切」とは、ピーク時間の遮断時間が 40 分/時以上の踏切です。

表 2-3 (2) 構造形式別比較表

評価項目		構造形式			
		高架式		地下式	
供用時の影響	騒音	・列車の走行に伴い騒音が発生するため、周辺の環境に配慮する必要があります。	△	・円形トンネル区間及び箱型トンネル区間では、列車の走行に伴い発生する騒音が、周辺の環境に影響を及ぼすおそれはありません。	○
	振動	・列車の走行に伴い振動が発生するため、周辺の環境に配慮する必要があります。	△	・列車の走行に伴い発生する振動が、周辺の環境に影響を及ぼすおそれがありますが、高架式と比べ影響の程度は小さいと考えられます。	○
	地盤	・地下式と比べ、地下水位に対して影響が少ないため、地下水位の低下により地盤沈下が生じるおそれは低いものとなります。	○	・地下構造物の存在により、地下水位が変化した場合、地下水位の低下に伴い地盤沈下が生じないように配慮する必要があります。	△
	電波障害	・高架構造物の存在及び列車の走行により、電波障害に配慮する必要があります。	△	・擁壁区間及び鶴ヶ峰駅出入口を除き、地上に鉄道施設が存在しないため、電波障害が生じるおそれはありません。	○
	日影	・高架構造物の存在により、日影に配慮する必要があります。	△	・擁壁区間及び鶴ヶ峰駅出入口を除き、地上に鉄道施設が存在しないため、日影に影響を及ぼすおそれはありません。	○
	景観	・高架構造物の存在により、景観に配慮する必要があります。	△	・擁壁区間及び鶴ヶ峰駅出入口の存在により、景観に配慮する必要がありますが、高架式と比べ影響の程度は小さいと考えられます。	○
工事中の影響	騒音、振動等	・鉄道沿線の住宅に対し、高架構造物築造に伴う影響（騒音、振動等）に配慮する必要があります。	△	・地下での工事が主となるため、高架式と比べ鉄道沿線の住宅に対する影響の程度は小さいと考えられます。	○
	道路交通	・工事用車両の走行により、交通混雑及び交通の安全に配慮する必要があります。	△	・工事用車両の走行により、交通混雑及び交通の安全に配慮する必要があります。	△
	鉄道	・鉄道施設に影響を及ぼさないよう、近接施工を行う場合には鉄道施設に配慮する必要があります。	△	・鉄道施設に影響を及ぼさないよう、地下工事に伴う地盤沈下に配慮する必要があります。	△
概算事業費（億円） [踏切1箇所当り（億円）]		590 [74]	○	740 [74]	△

表 2-3 (3) 構造形式別比較表

評価項目	構造形式	
	高架式	地下式
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間、用地取得、まちづくりにおいて、地下式と比べ劣位となります。 ・供用時の影響として、地盤沈下が生じるおそれは低いものとなりますが、騒音・振動・電波障害・日影・景観について配慮する必要があります。 ・概算事業費については、地下式と比べ安価となりますが、鶴ヶ峰8号、9号踏切について、踏切除却のための単独立体交差化等の対策が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間、用地取得、まちづくりにおいて、高架式と比べ優位となります。 ・供用時の影響として、地盤沈下に対する配慮が必要となりますが、電波障害・日影については影響が生じるおそれはありません。また、騒音・振動・景観については高架式より影響が小さいものとなります。 ・概算事業費については、高架式と比べ高価となりますが、踏切1箇所当たりの事業費は同じであり「踏切道改良促進法」に基づく法指定踏切を10箇所除却します。（高架式では8箇所） ・事業の目的を達成する上での社会的要素（事業期間等）及び地盤を除いた環境的要素（騒音等）が高架式と比べ優位であるため、地下式を選定します。

2.4 都市計画対象事業の内容

1) 都市計画対象事業の内容

都市計画対象事業の内容は、表 2-4 及び図 2-3(1)～(2)に示すとおりです。対象事業実施区域における相模鉄道本線の現状は複線の地表式で、鶴ヶ峰駅は改札口等の駅舎機能をホームの上階部分に集約した橋上駅舎となっていますが、本事業において鶴ヶ峰駅を含む相模鉄道本線の延長約 2.8km を地下化し、ホームを地下構造で新設します。

本事業は、図 2-2 に示すとおり対象事業実施区域内の 10 箇所の踏切を除却し、ホームを地下化する計画で、令和 4 年度までを予定している着工準備期間を経た後、11 年程度を事業期間として想定しています。

表 2-4 都市計画対象事業の内容

項目	内容	
対象事業実施区域	起点：横浜市旭区西川島町 終点：横浜市旭区二俣川 2 丁目	
延長	約 2.8km	
主な構造形式	地下式	
駅施設	鶴ヶ峰駅（ホームを地下構造で新設します。）	
単線、複線の別	複線	
立体交差化による踏切除却数	10 箇所（うち「開かずの踏切」9 箇所）	
運行計画	編成車両数	8 両編成、10 両編成（20m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運転本数	現在
		朝方ラッシュ時最大（上下線）：56 本/時 終日（上下線）：672 本/日
列車速度	設計最高速度 120km/h	
事業予定期間	令和 5 年度～令和 15 年度（予定）	
供用開始予定時期	令和 15 年度（予定）	



図 2-3 (1) 対象事業実施区域 (平面図)

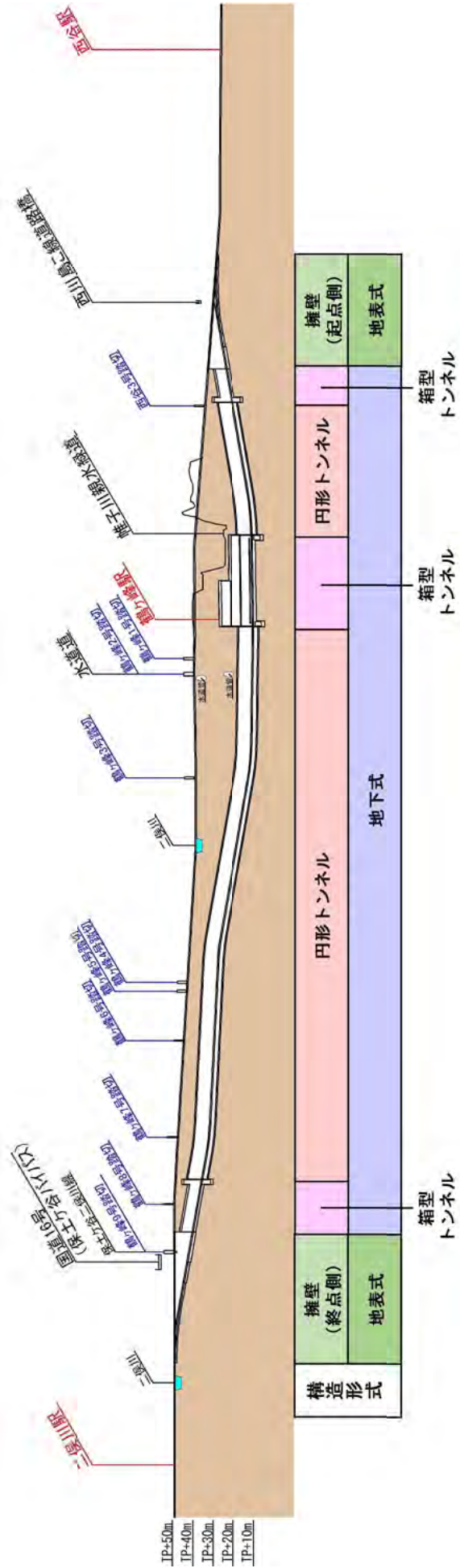


図 2-3 (2) 対象事業実施区域 (縦断面図)

2) 駅施設の概要

駅の構造等は、表 2-5 に示すとおりです。

駅の構造形式は地下駅で、2 面 2 線の相対式ホームを計画しています。

昇降設備については、利用者の利便性、快適性の向上を図るとともに、上下線別にそれぞれのホームから改札口の内側通路までと、改札口外側から地上まで、エスカレーター、エレベーターを設置し、バリアフリーに対応します。

その他、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号）や「横浜市福祉のまちづくり条例」（平成 9 年 3 月 25 日 条例第 19 号）等に基づき、利用者が円滑に移動できる経路や標識、視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、ホームドアを設置することで、混雑時の安全性の確保や利便性の向上に努めます。

駅出入口については、周辺の土地利用状況を踏まえ、利便性の良い適切な位置を検討し計画します。

表 2-5 駅施設の概要

駅名	構造形式	ホーム形式	ホーム長	ホーム幅員
鶴ヶ峰	地下駅	相対式（2 面 2 線）	約 210m	約 4～6m

3) 浸水防止対策

台風や集中豪雨により氾濫が生じた際、地下式の鉄道施設という特性から、トンネル坑口（擁壁部）や、駅出入口、トンネル換気口からの浸水のリスクの可能性があります。

最新の内水ハザードマップ（旭区）によると、起点の擁壁部周辺で最大 2cm 未満、終点側の擁壁部周辺で最大 20cm の浸水想定区域が示されています。鶴ヶ峰駅部周辺については、駅出入口が設置される駅西側には浸水想定区域はありません。また、洪水ハザードマップ（旭区）によると、対象事業実施区域において、外水氾濫による浸水想定区域は想定されていません。

浸水リスクへの対策については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年 12 月 25 日 国土交通省令第 151 号）」において、「駅、トンネル等の施設には、施設の状況に応じた浸水防止設備及び必要な排水量に応じた排水設備を設けなければならない（第 27 条 2 項）」と定められており、本事業においても、駅及びトンネル内へ浸水した水を外部に排出するため、ポンプなどの排水設備を設置する計画としています。

また、浸水対策として、内水・洪水ハザードマップでの浸水想定高さ以上となるよう、駅出入口や排気口を設置するほか、擁壁部には防水壁を設置するなど、浸水リスクに対する万全の備えを整えます。

なお、浸水被害が想定される際には、本事業区間の将来管理者となる鉄道事業者が旅客の避難誘導などを行うことで、旅客の安全確保に努めます。

また、公共下水道への排水計画については、内水氾濫のリスクも想定した上で下水道管理者と協議を行いながら、排出量や公共下水道への接続方法などについて検討していきます。

4) 除却される踏切

除却される踏切の諸元は、表 2-6 に示すとおりです。立体交差化により除却される踏切は 10 箇所となります。

表 2-6 除却踏切の諸元

番号	踏切道				遮断時間		道路状況		踏切の分類			「踏切道改良促進法」に基づく法指定踏切
	名称	幅員 (m)	交通* 規制 (種別)	位置	1 日 (時間)	1 時間 最大 (分)	種別	名称	開かずの踏切	ボトルネック踏切 自動車	ボトルネック踏切 歩行者	
1	西谷 3号踏切	3.5	C、D	旭区 西川島町 19-11 付近	11.2	49	市道	白根 第 340 号線	○			○
2	鶴ヶ峰 1号踏切	3.9	A	旭区 鶴ヶ峰二丁目 21 付近	9.9	45	市道	白根 第 324 号線	○			○
3	鶴ヶ峰 2号踏切	8.4	—	旭区 鶴ヶ峰一丁目 65 付近	10.5	46	市道	今宿 第 401 号線	○	○	○	○
4	鶴ヶ峰 3号踏切	5.4	—	旭区 鶴ヶ峰一丁目 79-2 付近	9.7	43	市道	今宿 第 485 号線	○		○	○
5	鶴ヶ峰 4号踏切	5.7	—	旭区 四季美台 15-1 付近	10.6	43	市道	四季美台 第 142 号線	○			○
6	鶴ヶ峰 5号踏切	6.3	—	旭区 本村町 1-1 付近	10.6	43	市道	四季美台 第 89 号線	○			○
7	鶴ヶ峰 6号踏切	1.6	A	旭区 本村町 2-2 付近	9.4	40	市道	四季美台 第 129 号線	○			○
8	鶴ヶ峰 7号踏切	2.1	D	旭区 本村町 33 付近	8.8	38	市道	四季美台 第 136 号線				○
9	鶴ヶ峰 8号踏切	2.5	A	旭区 本村町 31 付近	10.1	45	市道	四季美台 第 194 号線	○			○
10	鶴ヶ峰 9号踏切	7.8	—	旭区 本村町 30 付近	10.6	49	市道	保土ヶ谷 二俣川線	○			○

※ 交通規制の種別

- A：車両の全面通行禁止を行うもの
- B：二輪の自動車以外の自動車の通行禁止を行うもの
- C：大型車の通行禁止を行うもの
- D：A、B及びC以外の交通規制（一方通行、車幅による通行禁止等）を行うもの
- ：交通規制なし

5) 今後のスケジュール

本事業は、平成 30 年 3 月末に国の着工準備採択を受け、平成 30 年度から令和 4 年度までの着工準備期間（都市計画や環境影響評価等の手続、国との協議等）とし、令和 5 年度から約 11 年程度を事業期間として想定しています。

2.5 地球温暖化対策

本事業は道路と鉄道を連続的に立体交差化する事業であり、踏切を連続的に除却し踏切を原因とする渋滞の緩和・解消を図ることで、自動車交通を起因とした温室効果ガスの排出抑制に寄与するものとなります。踏切が除却され、通行する自動車の速度変化・踏切待ちの解消によりエネルギー使用の効率化が図られることで、約 1,300 t CO₂/年の温室効果ガスの削減が期待できます。温室効果ガスの算出方法の詳細は、資料編 (P. 資 1-1 参照) に示します。

なお、本事業の実施にあたっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、以下に示す対策を講じることにより、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めます。

- ・ エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用
- ・ 建設機械及び工事用車両の使用時における省エネ運転の実施
- ・ 高効率・省エネルギー型の器具・設備等の積極的な導入（工事に係る照明器具、駅に設置する照明器具や空調設備等）
- ・ 新たに構築する鉄道施設の長寿命化
- ・ 低炭素の建設資材や設備等の確保（グリーン購入の推進）

2.6 生物多様性の保全

対象事業実施区域周辺は開発が進んだ市街地であり、大きくまとまった樹林地等はほとんど存在せず、現存する緑は人工的に植栽されたものと考えられますが、主なまとまりのある緑地として、帷子川親水緑道、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区、鶴ヶ峰一丁目特別緑地保全地区が存在します。

この内、鶴ヶ峰駅付近に存在する帷子川親水緑道は、帷子川の治水対策改修後に旧河川敷を活用し整備された面積約 15,000m²の緑道であり、同緑道に接する鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区とあいまって、一般的な市街地における都市生態系よりも自然度の高い生態系が成立しているものと考えます。

一方で、立体交差化の検討にあたっては、原則、現在の鉄道敷の直下に新たな鉄道を通す計画としていますが、鉄道利用者の通行や列車運行への影響を小さくするため、駅位置及び鉄道線形の一部を見直すこととしました。その結果、帷子川親水緑道の一部をやむを得ず改変する計画となりましたが、縦断線形の工夫により、都市部の公園・緑地としては比較的自然度が高いと考えられる鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区及びその周囲への抵触を避け、改変範囲が極力小さくなるよう配慮し、工事後に復旧する計画としています。

今後、事業の進捗にあわせ、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、帷子川親水緑道が持つ都市緑地としての機能と新たな鉄道施設との調和や、生物多様性の保全、隣接する住宅等における人の生活との調和に配慮しながら、帷子川親水緑道の将来の運用形態について関係機関と調整していきます。

2.7 緑の保全と創造

本事業は道路と鉄道を連続的に立体交差化する事業であり、可能な限り既設線用地を活用した計画とし、既設線用地以外の新たに改変する土地を極力少なくするよう配慮することで、現存している緑の保全に努めます。

本事業は、地表部を面的に開発する事業とは異なり、鶴ヶ峰駅出入口等の地上施設の設置や、その他事業に必要な用地を最小限に留める計画としていますが、残地が発生する場合には、対象事業実施区域内の緑化の可能性についても、鉄道事業者と調整しながら検討します。

2.8 施工計画

1) 工事概要等

構造形式及び工法については表 2-7 に示すとおりです。

本事業の構造形式は、主に円形トンネルであり、一部区間で箱型トンネル、擁壁となります。新設する鶴ヶ峰駅は箱型トンネルで計画しています。

工事の延長は、円形トンネル区間が約 1.7km、箱型トンネル区間が約 0.2km、駅区間が約 0.2km、擁壁区間が約 0.7km となっています。各構造形式の概略断面図は、図 2-4(1)～(5) に示すとおりです。

また、本事業は令和5年度から工事に着手し、令和15年度の供用開始を目標としています。

表 2-7 構造形式及び工法

区間	構造形式	延長	工法	備考
横浜市旭区西川島町～ 横浜市旭区二俣川2丁目	円形トンネル	約 1.7km	シールド工法	—
	箱型トンネル	約 0.4km	開削工法	駅区間を含む
	擁壁	約 0.7km	開削工法	起点・終点

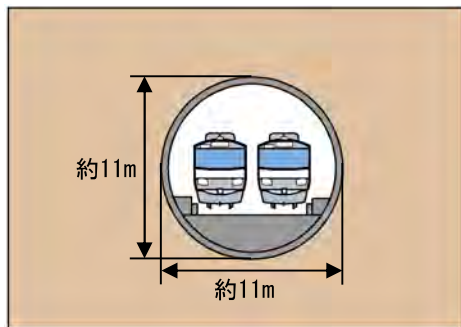


図 2-4(1) 概略断面図（円形トンネル）

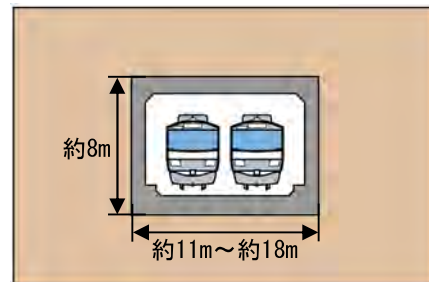


図 2-4(2) 概略断面図（箱型トンネル）

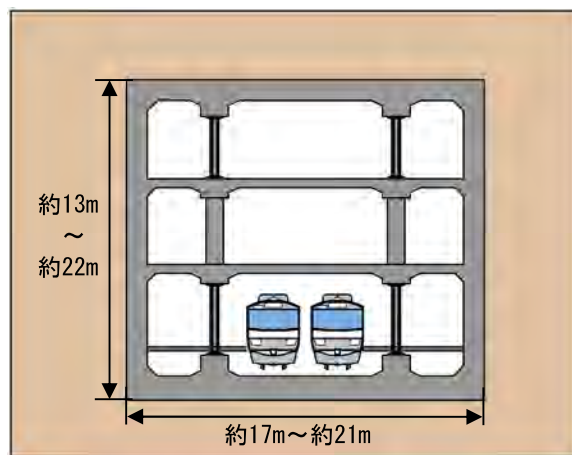


図 2-4(3) 概略断面図（箱型トンネル（鶴ヶ峰駅））

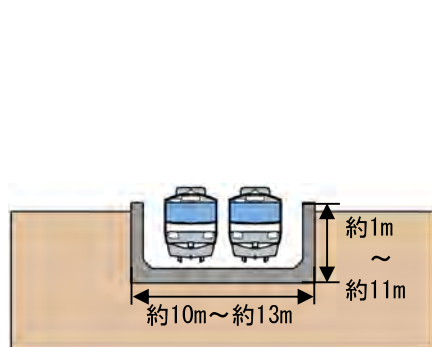


図 2-4(4) 概略断面図（起点側擁壁）

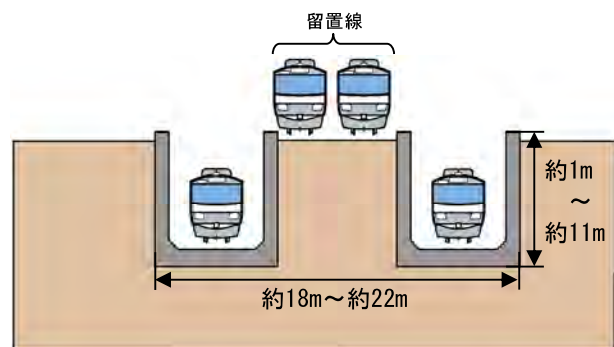


図 2-4(5) 概略断面図（終点側擁壁）

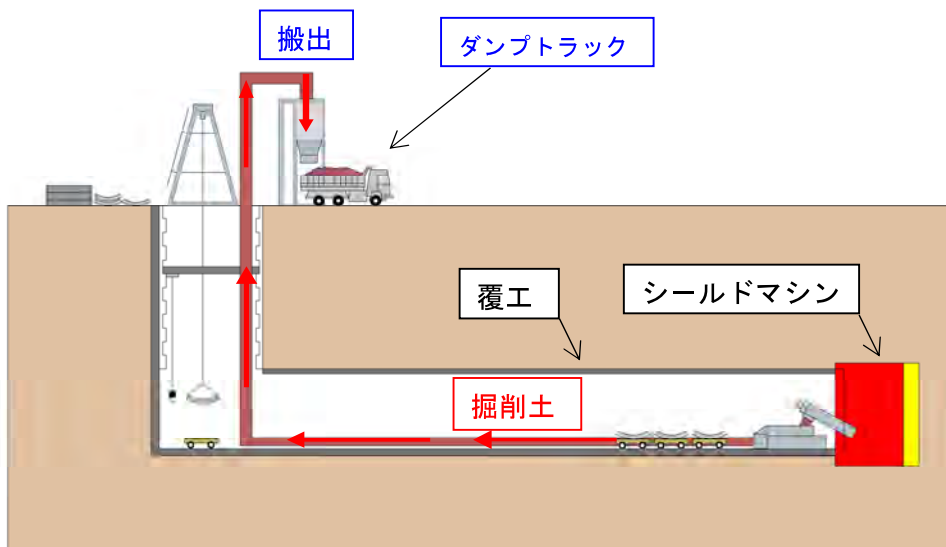
2) 工事方法

工事内容は今後具体化することとなりますが、構造形式ごとの工事方法については、現時点においておおむね以下のとおりです。

なお、工事にあたっては、施工ヤードを必要に応じて設けます。

(1) 円形トンネル（シールド工法）

円形トンネルは、鋼鉄の筒の中に掘削する機械を納めたシールドマシンで周囲の地盤を支持しながら、先端部を回転させて地盤を削って掘進し、セグメントと呼ばれる覆工部材を組み立ててトンネル本体を構築するものです。施工概要等は図 2-5 及び表 2-8 に示すとおりです。



※円形トンネルは、シールドマシンを使って、先端部を回転させながら土を削って掘り進み、トンネル本体を構築します。

図 2-5 円形トンネル（シールド工法）の施工概要（イメージ図）

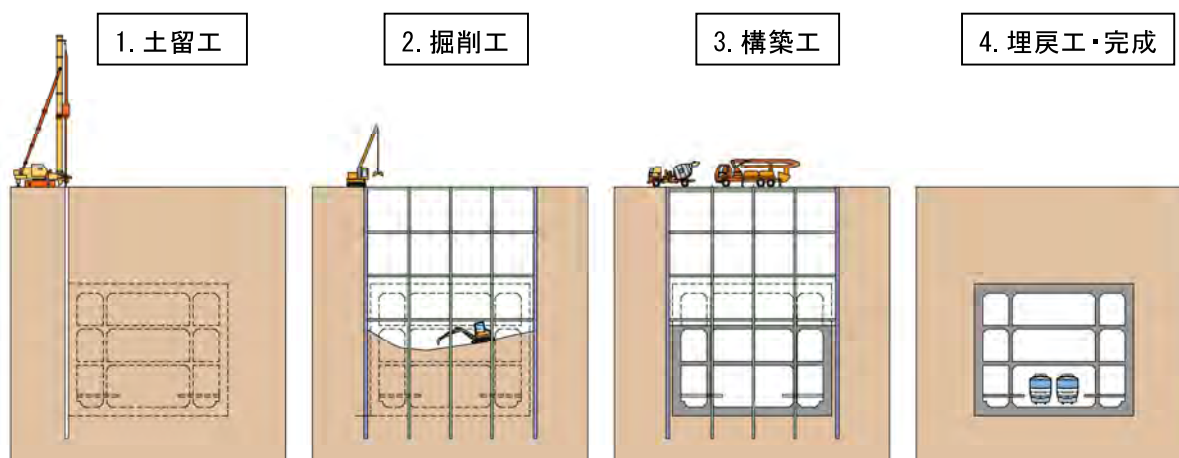
表 2-8 施工順序（円形トンネル（シールド工法））

工 種	作 業	主な建設機械
準備工	発進設備設置 シールドマシン組立	バックホウ、クローラークレーン
掘進工	掘削、土砂搬出、 セグメント組立	シールドマシン、バックホウ クローラークレーン
インバート※工	インバートコンクリート打設	コンクリートミキサー車
シールド設備撤去工	設備、マシン撤去	トラッククレーン

※ インバート：円形トンネルの内部に設置する鉄道軌道と、トンネル躯体との間の半月形の空間です。この空間内を流動化処理土等で満たし、鉄道軌道を支えることとなります。

(2) 箱型トンネル（開削工法）

箱型トンネル（鶴ヶ峰駅を含む）は、地表面から必要な深さまで掘り下げて所定の位置に構造物を構築し、埋戻し、復旧します。施工概要等は図 2-6 及び表 2-9 に示すとおりです。



1. 土留工	<ul style="list-style-type: none"> • 工事をはじめる前の準備作業として、地下の水道・ガス等の埋設管が支障しないよう、必要に応じて一時的に移設します。 • 掘削工事に先立ち、建設機械の安定した配置のために、地表面を平滑にします。 • 地下の掘削を行うため、遮水性の高い土留壁を構築します。
2. 掘削工	<ul style="list-style-type: none"> • 通路がある場合には、地表部を取り壊した後に覆工板を敷き、その上を人や車両が安全に通行できるようにします。 • 覆工板の下で、バックホウ等の機械を用いて、構造物を築造するために必要な深さまで掘削を行います。
3. 構築工	<ul style="list-style-type: none"> • 掘削作業の終了後、構造物を下から順番に構築します。
4. 埋戻し工	<ul style="list-style-type: none"> • 構造物の構築後、水道・ガス等の埋設管を復旧し、上部の埋戻しを行います。 • 最後に覆工板を取り除き、復旧を行います。

図 2-6 箱型トンネル（開削工法）の施工概要（イメージ図）

表 2-9 施工順序（箱型トンネル（開削工法））

工種	作業	主な建設機械
準備工	整地、ヤード整備	バックホウ、クローラークレーン
土留工	土留	地下連続壁施工機械、杭打機、バックホウ、トラッククレーン、クローラークレーン
掘削工	掘削、土砂搬出	バックホウ、クラムシェル
構築工	鉄筋組立、型枠組立、コンクリート打設	トラッククレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
埋戻し工	土砂搬入、埋戻し	バックホウ、トラッククレーン、タイヤローラー

(3) 擁壁（開削工法）

土留等を設置してバックホウ等により掘削を行い、鉄筋コンクリート造の擁壁を構築します。施工概要等は図 2-7 及び表 2-10 に示すとおりです。

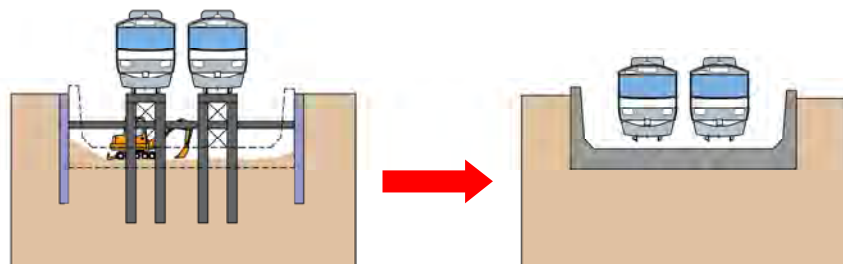


図 2-7 擁壁（開削工法）の施工概要（イメージ図）

表 2-10 施工順序（擁壁（開削工法））

工種	作業	主な建設機械
準備工	整地、ヤード整備	バックホウ、クローラークレーン
土留工	土留	杭打機、バックホウ、トラッククレーン、クローラークレーン
工事桁工	工事桁架設	軌陸クレーン、軌陸クローラークレーン
掘削工	掘削、土砂搬出	バックホウ、クラムシェル
構築工	鉄筋組立、型枠組立、 コンクリート打設	トラッククレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車

3) 事業工程表

本事業は、令和5年度から令和15年度までの約11年の事業期間を予定とし、令和15年度の供用開始を目標としています。

表 2-11 工程表（予定）

工事種別		事業期間										
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
土※1 木	起点側区間※3											
	円形トンネル区間											
	駅区間											
	終点側区間※4											
設備関係※2												

※1 土 木：準備工、土留工、掘削工、構築工など

※2 設備関係：電気、設備、軌道など

※3 起点側区間：起点側における擁壁、箱型トンネル区間

※4 終点側区間：終点側における擁壁、箱型トンネル区間

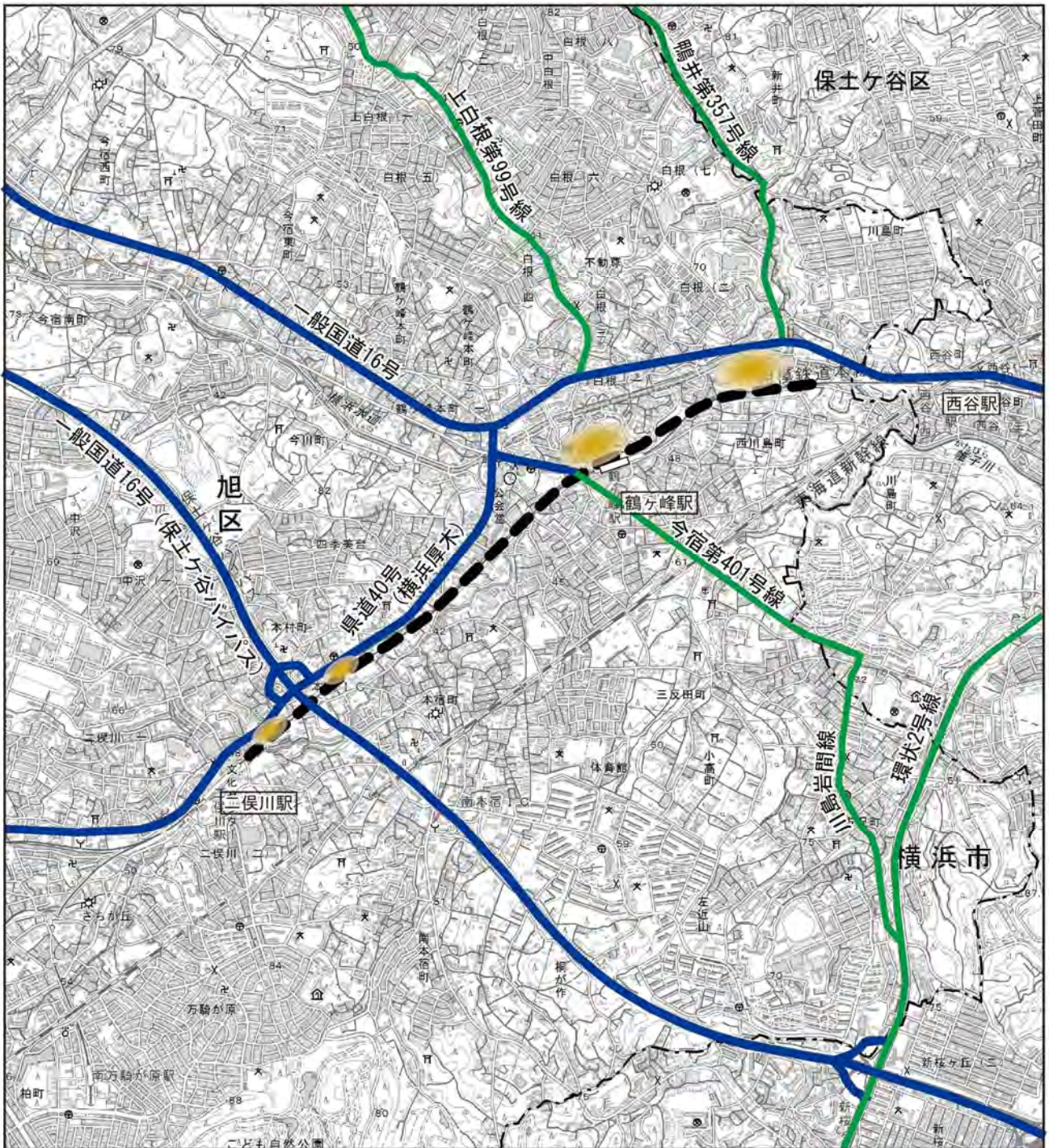
4) 施工ヤード

本事業では、駅などの開削工法で工事を行う区間に施工ヤードを確保する計画としており、図 2-8 に示すとおり、起点側区間、駅区間、終点側区間の計3区間内を予定しています。なお、終点側区間の施工ヤードについては、利用できる用地の広さに制限があるため、2つの用地に分けて確保する計画としています。

5) 工事用車両走行ルート

本事業の工事に伴い、資機材の運搬や廃棄物等の搬出を行う車両（以下、「工事用車両」とします。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主な走行ルートは、図 2-8 に示すルートを予定しており、対象事業実施区域周辺の主要幹線道路（一般国道16号、一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）、県道40号（横浜厚木）等）を主な運行ルートとする計画としています。



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- (Blue) : 工事用車両走行ルート
- (Green) : 工事用車両走行ルート (補助)
- (Yellow) : 施工ヤード予定地



1 : 25,000



図 2-8 工事用車両の
主な走行ルート

6) 工車用車両の運行台数

本事業で想定している工車用車両の運行台数は、最盛期で 291 台／日（片道）を計画しています。工車用車両の運行台数の詳細は、資料編（P. 資 1-4 参照）に示します。

7) 工事時間帯

工事時間は、原則、午前 8 時から午後 5 時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、線路に近接した作業については、現在の列車運行を確保しながら工事を実施するため、鉄道の運行上及び、施工上やむを得ず終電後の夜間に作業を行う場合がありますが、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討します。

また、トンネルの掘削は昼夜作業となりますが、夜間掘削による発生土は基本的には施工ヤード内にストックし、可能な限り夜間の搬出、運搬を行わない計画とします。ただし、施工ヤード内でのストックが困難な状況の場合には、夜間にも発生土の搬出、運搬を行います。

なお、騒音・振動による周辺への影響を及ぼさない作業や、コンクリートならし等の中断が困難で連続して行う必要のある作業、緊急時の作業では、上記の作業日時以外において、必要に応じて作業を行う場合があります。

8) 発生土及び排水処理について

発生土については、極力、周辺の公共事業等への有効利用を図ります。また、汚泥についても、流動化処理により、円形トンネルに必要なインバート※として可能な限り再利用すると共に、脱水処理による減量化を行うことで、取り扱う副産物の量を低減します。再利用が困難な汚泥については、産業廃棄物として適切に処理します。

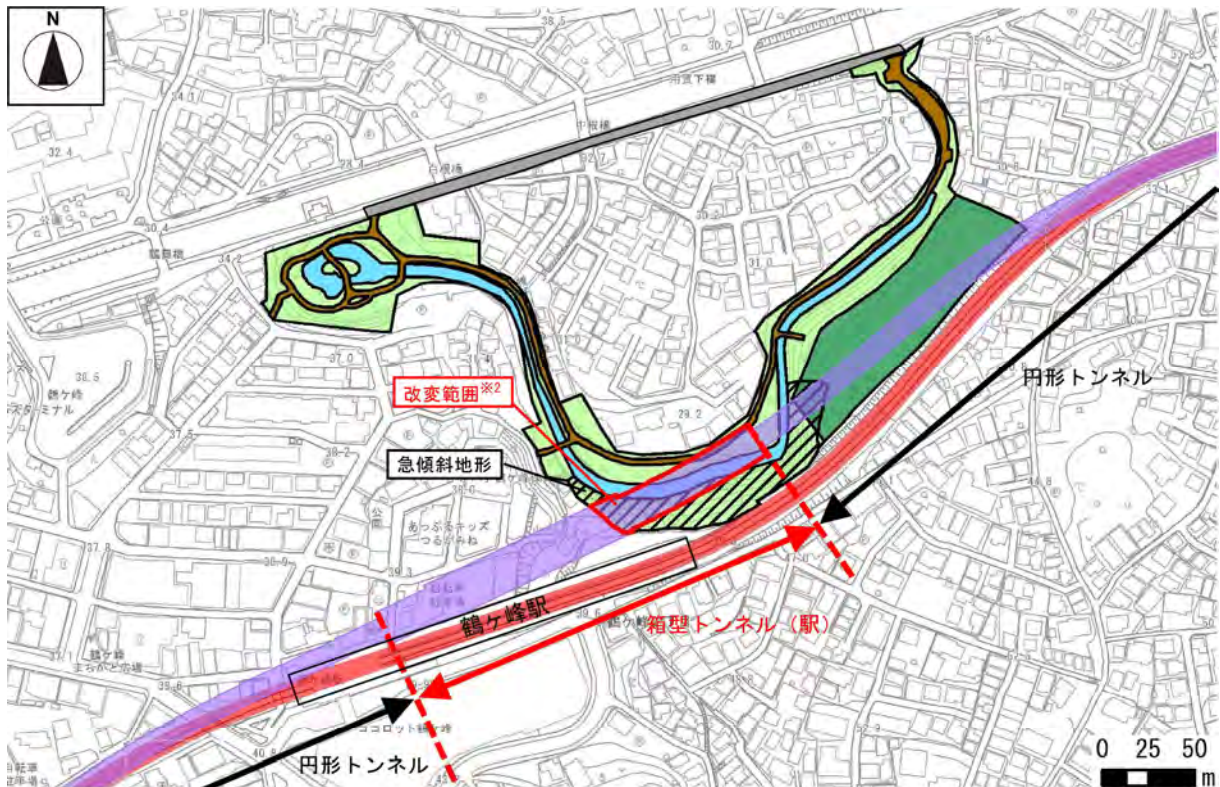
工事の実施に伴う工事排水は、関係機関との調整を行った上で、必要に応じて処理施設を設け、適切に処理した後、原則、周辺の公共下水道に排出するよう努めます。ただし、必要に応じて河川にも排出する可能性があります。そのため、河川にも排出する必要が生じた場合には、沈殿槽や pH を調整する処理施設を設け、適切に処理した上で排出します。

※ インバート：円形トンネルの内部に設置する鉄道軌道と、トンネル躯体との間の半月形の空間です。この空間内を流動化処理土等で満たし、鉄道軌道を支えることとなります。

9) 帷子川親水緑道の工事計画

本事業では、原則、現在の鉄道敷の直下に新たな鉄道を設置することで、環境面・社会面の影響を最小化する方針としています。しかしながら、鶴ヶ峰駅部について現在の駅の地下に新駅を構築するとした場合、駅舎やホーム、軌道などの支持形式を変更する必要があります。この場合、現在の鶴ヶ峰駅に係る補強工事が発生し、新たな環境負荷が生じると共に、駅構内の利便性も低下します。同時に、周辺のココロットなどの商業施設や商店街などに対し、社会的な影響が生じる可能性も考えられます。そこで、これらの影響を回避するために、横浜市が所有している北側の市営住宅跡地等を活用し、現在の線形に比べ北側に振り直す計画としました。

その結果、帷子川親水緑道の一部をやむを得ず変更する計画となりましたが、縦断線形の工夫により、都市部の公園・緑地としては比較的自然度が高いと考えられる鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区及びその周囲への抵触を避け、変更範囲が極力小さくなるよう配慮しています。現時点で想定している帷子川親水緑道の改変範囲は、図 2-9 に示すとおりです。改変範囲は、公園として整備した回遊路、親水水路、芝地及び植栽の一部と、岩盤が露呈している急斜面部の一部となります。なお、親水水路への主要な水の供給源は、浄水場に供給されている水の余剰分となっています。また、この急斜面部及び周辺は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域に指定されています（図 6.13-1（P. 6.13-4 参照））。



- ※1 「鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区」はシールド工法による円形トンネル区間となるため、地上部の改変は行いません。
- ※2 改変範囲については、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧する計画としています。

(凡例)							
紫色	対象事業実施区域	水色	親水水路	緑色	帷子川親水緑道	斜線	急傾斜地形
赤色	相模鉄道本線	茶色	回遊路	濃緑色	特別緑地保全地区	灰色	河川際通路

図 2-9 帷子川親水緑道の改変範囲

工事の実施にあたっては、帷子川親水緑道内の水生生物の生息・生育環境に配慮するため、親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。この代替流路については、流量や水質に配慮しつつ、用地等の制約条件も踏まえながら詳細を検討します。また、急斜面部の改変にあたっては、斜面の状況に応じた適切な設計及び施工計画の検討を行い、安全性、施工性、経済性を総合的に勘案しながら、最適な構造・工法の選択を行います。なお、工事の実施にあたっては、地域の皆様に対する工事の進捗に応じた適切な情報提供に努めます。

工事の完了後は、帷子川親水緑道が有する「緑道の中を散策できる機能」や「穏やかに流れる水と親しめる機能」を維持できる形で復旧する計画としており、親水水路については、河床や水際をコンクリート等の人工物で全面的に処理するようなことをなるべく避けるなどにより、できる限り現況の様相に近づけるよう配慮する方針です。また、崖線環境を一部改変する計画となりますが、この崖は「土砂災害警戒区域」にも指定されているため、崖の万全な安全対策が必要だと考えます。一方で、崖の安定のみに着目して復旧・防護方法を選定

した場合、人工的な印象が突出し、残存する崖部との景観上の調和が損なわれ、同時に、市街地内における人と自然が触れ合える場としての価値も損なわれるおそれがあると考えます。そのため、崖の万全な安全対策をしつつ、法面保護については自然石による石積み復旧などの採用や化粧処理、法尻等への植栽を施すなど、残存する斜面及びその周辺との調和にも配慮した復旧・防護方法を詳細な施工計画を立てる段階で検討していきます。なお、具体的な復旧方法については、急斜面の安全確保を勘案しつつ、関係機関と調整しながら検討していきます。

また、本事業の実施にあたっては、現在のアクセスルートを使用して鶴ヶ峰駅から帷子川親水緑道へアクセスすることが困難となります。そのため、周辺状況を考慮した上で代替路を設定し、自然との触れ合いの観点からも歩行者環境に十分配慮した動線を確保します。

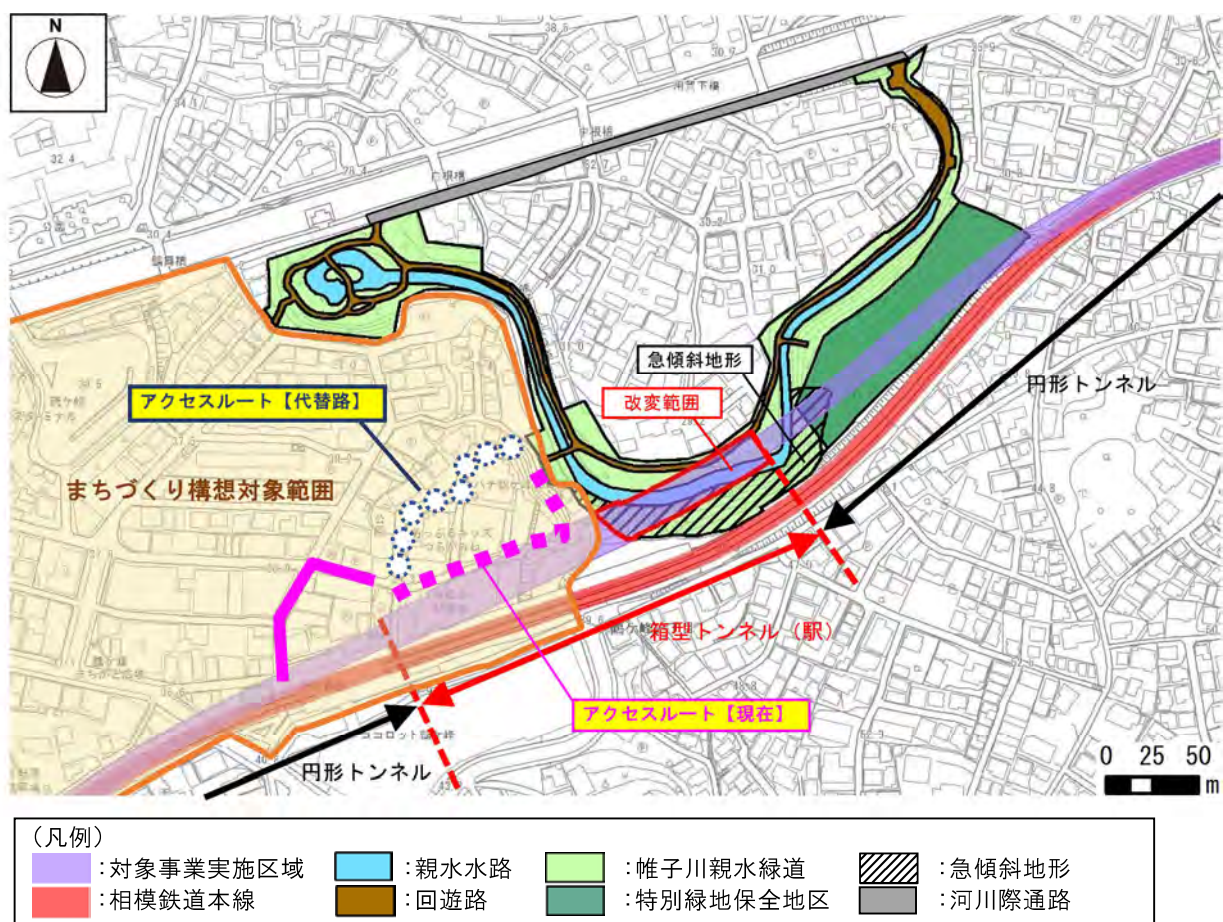


図 2-10 鶴ヶ峰駅から帷子川親水緑道へのアクセスルート

10) 工事に係る配慮事項

- ・工事の実施に当たっては、事前に周辺住民、教育機関、鶴ヶ峰商店街等（以下、「周辺住民等」とします。）に対して、工事の実施期間・内容等について情報提供を行い、周知徹底を図ります。
- ・地質調査等により周辺状況を適切に把握し、状況に応じた設計や工法を検討・採用することで、安全な構造物の構築や、工事作業上の安全確保を徹底します。
- ・工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、周辺住民等の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
- ・効率的な施工計画の策定や工事工程の管理により、建設機械や工事用車両が集中しないよう配慮します。
- ・使用する建設機械について、環境対策型建設機械の採用に努めます。また、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止等を徹底し、周辺への影響を軽減します。
- ・工事用車両の走行について、規制速度の順守や歩行者・自転車優先等、交通安全の確保を徹底すると共に、周辺の渋滞状況に配慮した運行計画の調整、予め検討した運行ルートの順守や過積載・急発進・急加速の禁止等により、生活道路及びその周辺への影響を軽減します。
- ・適切な点検・整備により建設機械及び工事用車両の性能を維持し、環境負荷の低減に努めます。
- ・予期せぬアクシデント等により建設機械から油漏れが生じるケースを想定し、中性洗剤や吸着マットを予め準備することで、油分の拡散防止に対応します。
- ・施工ヤードにおいて、散水や工事用車両のタイヤ洗浄を必要に応じて実施し、粉じんの飛散防止や周辺道路の汚れの防止に努めます。
- ・工事排水が発生する場合には、必要に応じて処理施設を設け、適切に処理します。
- ・地質調査等により周辺状況の特性を十分把握した上で、その状況に応じた設計や工法を検討・採用し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、地下水位、地盤沈下への影響を軽減します。
- ・既設の鉄道構造物（レール、バラスト、まくらぎ、架線柱、駅舎等）の解体・撤去に当たっては、「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（横浜市、平成28年3月）」の取組を推進し、廃棄物の分別徹底、再使用及び再生利用の促進により最終処分量の減量化を図ると共に、適正な処理を徹底します。
- ・既設の鉄道構造物の解体・撤去に当たり、特別管理産業廃棄物（アスベスト）が発生する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に処理します。なお、アスベストを含有する構造物の解体・撤去が必要となる場合には、アスベストの飛散防止のため、作業場所での散水や、アスベスト含有廃棄物をシートで梱包し運搬する等、適切に対応します。

- ・ 工所用型枠材等は、熱帯産木材の使用を極力避け、繰り返し使用できる型枠を使用する等配慮します。
- ・ 事業全般や工事に関する問い合わせは真摯に対応し、周辺住民等とのコミュニケーションを図りながら工事を進めます。

2.9 鶴ヶ峰駅北口周辺地区まちづくり構想

鶴ヶ峰駅北口周辺地区では、幅広い視点で様々なまちの課題を解決し、より魅力的な鶴ヶ峰駅周辺のまちづくりを進めるために、平成31年3月に「鶴ヶ峰北口周辺地区まちづくり構想」が策定されています。

この構想に基づき、地域・事業者・行政の3者で意見交換を積み重ねながらまちづくりを実現するための手法等を検討し、本事業（連続立体交差事業）と連動・連携したまちづくりが推進される予定となっています。



【ゾーンごとの方針】

○駅前拠点ゾーン

バスターミナルや商業、業務、住宅、公共・公益施設等が複合し、駅前の利便性を生かした土地利用を行うゾーン

◆主な方針

- ・駅前の立地を生かした土地利用
- ・行政機能や公共・公益施設等の更新・充実
- ・快適で賑わいのある商業空間の創出
- ・いつまでも住み続けられるまちづくり
- ・駅前広場機能の改善・強化
- ・歩行者・自転車利用環境の改善
- ・多様な世代間の交流環境づくり

○沿道サービスゾーン

水道道の沿道環境を生かした土地利用を行うゾーン

◆主な方針

- ・快適で賑わいのある商業空間の創出
- ・歩行者・自転車利用環境の改善

○周辺環境ゾーン

戸建てを中心とした住宅や緑道、公園、親水空間など、良好な住環境を形成するゾーン

◆主な方針

- ・いつまでも住み続けられるまちづくり
- ・水と緑のネットワークづくり

○地区全体及びその周辺にかかわる方針

- ・道路と鉄道の連続立体交差化
- ・駅周辺の道路ネットワークの改善
- ・文化活動の促進
- ・水と緑のネットワークづくり

資料：「鶴ヶ峰駅北口周辺地区まちづくり構想」（横浜市都市整備局・旭区役所、平成31年3月）

図 2-11 鶴ヶ峰駅北口周辺地区まちづくり構想図

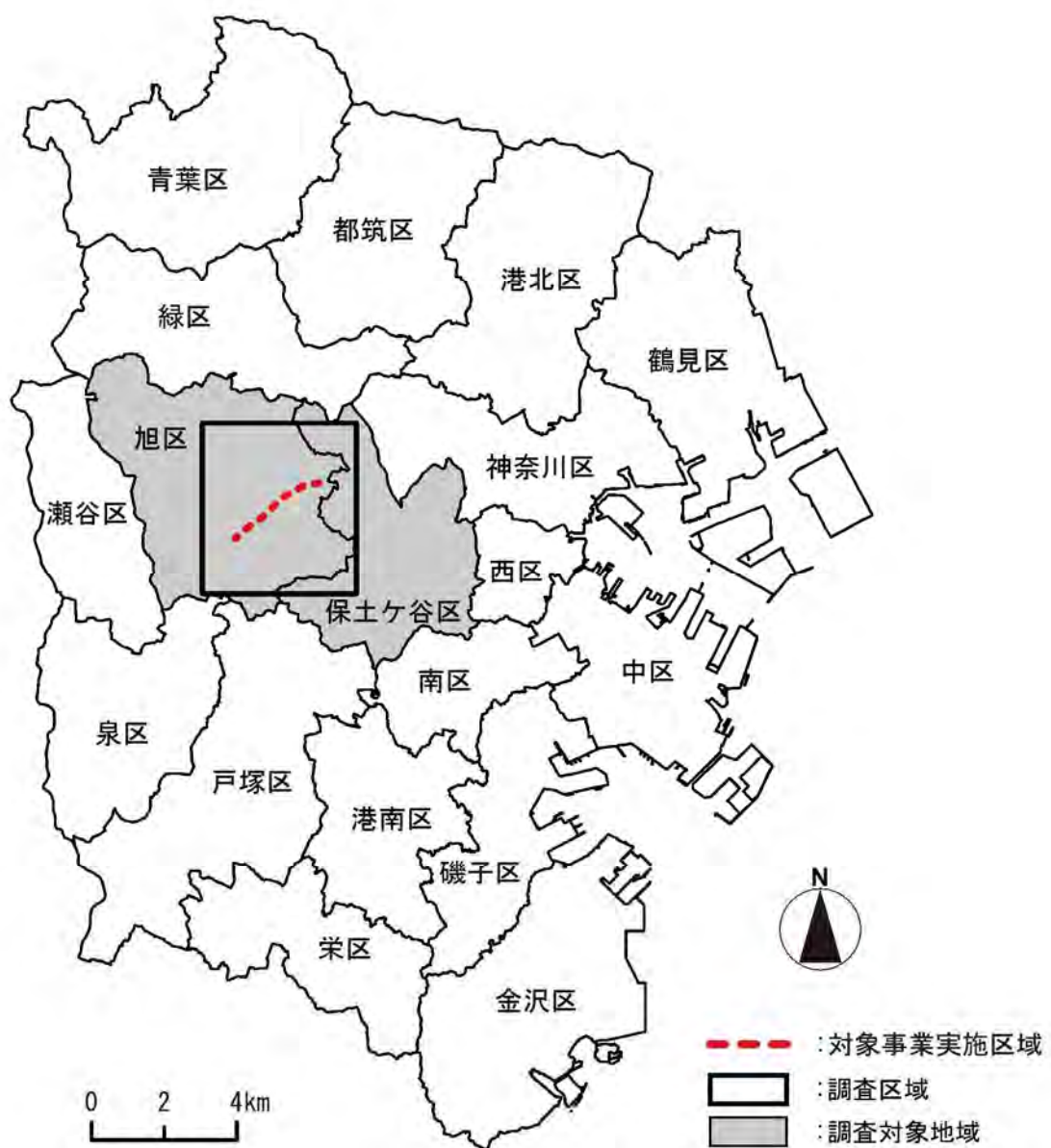
第3章 地域の概況及び地域特性

第3章 地域の概況及び地域特性

3.1 調査対象地域の設定

対象事業実施区域及びその周辺における環境情報を収集し、対象事業実施区域を含む周辺の地域特性の把握に努めました。

地域概況に関する情報の収集は、図 3-1 に示すとおり、対象事業実施区域を中心とした区域（約 4km 四方）（以下、「調査区域」とします。）を対象として行うことを基本としました。なお、統計データの情報収集に関しては、旭区、保土ヶ谷区の合計 2 区（以下、「調査対象地域」とします。）を対象としました。



3.2 地域の概況

3.2.1 気象の状況

横浜地方気象台(横浜市中区山手)で観測された気象の状況は、表 3-1 に示すとおりです。

平成 31 年及び令和元年における平均気温は 16.9℃、平均風速は 3.5m/s、最多風向は北、降水総量は 1937.0mm となっています。

表 3-1 気象の状況(平成 31 年・令和元年)

項目	年間	平成 31 年				令和元年							
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温 (℃)	16.9	6.6	7.9	11.0	13.9	19.8	21.9	24.3	28.4	25.3	19.9	14.0	9.4
最高気温 (℃)	35.6	16.3	20.6	22.1	24.7	31.3	31.1	33.8	35.6	34.2	30.6	23.5	20.3
最低気温 (℃)	-0.2	1.2	-0.2	2.3	3.6	9.7	15.2	17.8	22.6	19.2	12.8	3.9	3.6
平均相対湿度 (%)	68	48	57	58	61	66	79	86	77	75	76	65	64
平均風速 (m/s)	3.5	3.7	3.8	3.9	3.7	3.5	3.4	3.1	3.7	3.1	3.7	3.5	3.4
最多風向	北	北	北	北	北	南南東	北	北	南西	北	北	北	北
日照時間 (h)	2020.7	213.4	124.2	184.7	194.3	234.5	151.9	97.2	219.5	166.4	116.5	176.5	141.6
日照率 (%)	46	69	41	50	50	54	35	22	53	45	33	57	47
降水総量 (mm)	1937.0	14.5	48.5	101.0	93.5	152.5	271.0	175.0	86.5	282.0	464.5	114.0	134.0

資料：「横浜地方気象台」(気象庁ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

3.2.2 地形、地質、地盤の状況

1) 地形

調査区域の地形の状況は、図 3-2 に示すとおりです。

「土地分類基本調査図（地形分類図）」によると、対象事業実施区域周辺の地形は帷子川沿いの谷底平野とその周辺に広がる段丘面群となっており、鶴ヶ峰駅周辺及びその東側の対象事業実施区域は武蔵野段丘面群に、西側の対象事業実施区域は立川段丘面群に位置しています。

2) 地質

調査区域の地質の状況は、図 3-3 に示すとおりです。

「土地分類基本調査図（表層地層図）」によると、対象事業実施区域周辺の地質は帷子川沿いに分布している低湿地性堆積物と、台地部に分布している武蔵野ローム層・武蔵野礫層、立川ローム層・立川礫層、下末吉ローム層・下末吉層、上星川層で形成されています。

また、地質断面は、図 3-4(1)～(2)に示すとおりです。

「土地分類基本調査（垂直調査）」によると、対象事業実施区域周辺は第三紀鮮新世の上総層群を基盤とし、第四紀更新世の武蔵野礫層や相模層群の粘土・砂・礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層のローム・凝灰質粘土等から構成されています。なお、帷子川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土が分布しているとされています。

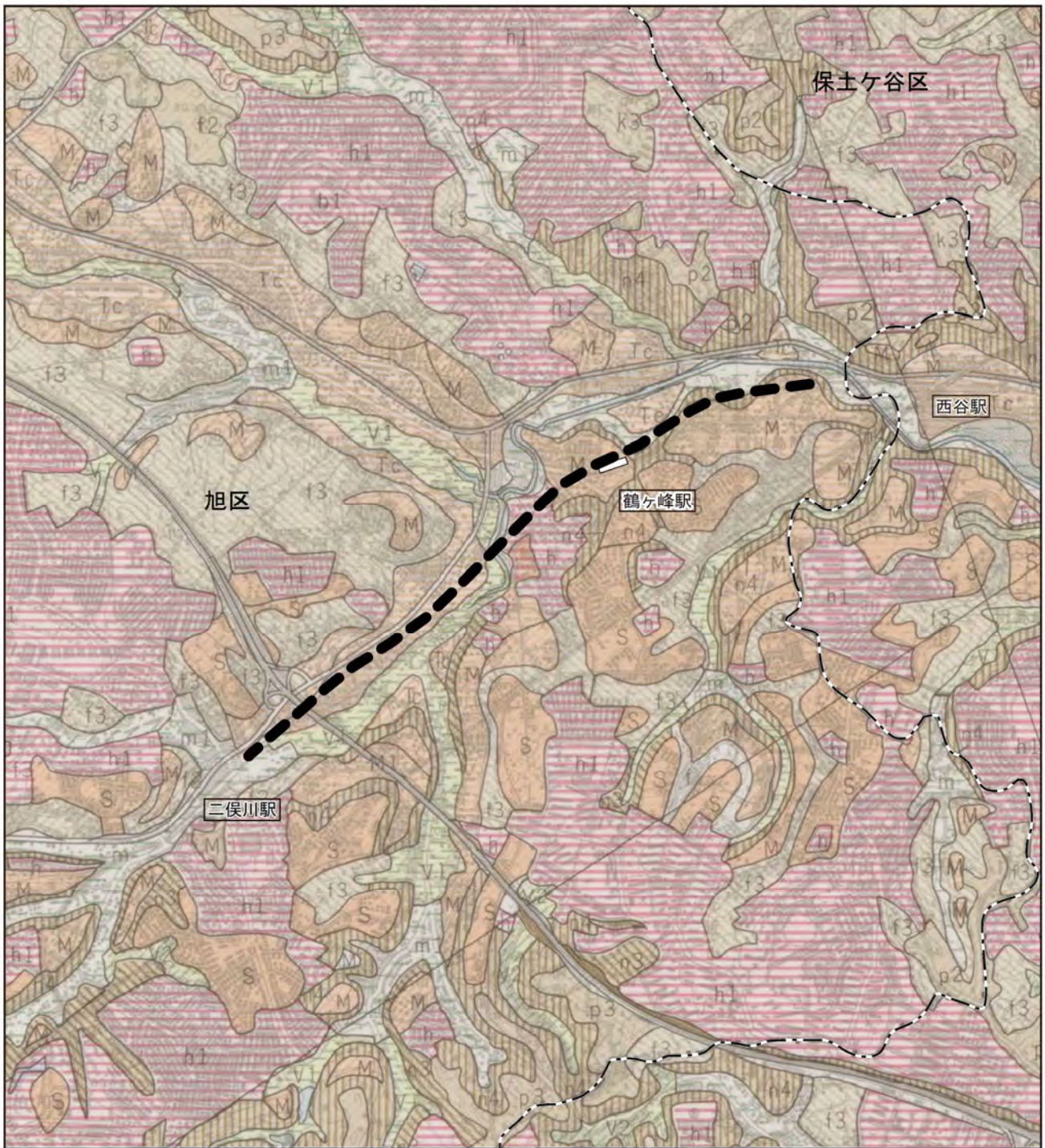
3) 地盤

調査区域の土壌の状況は、図 3-5 に示すとおりです。

「土地分類基本調査図（土壌図）」によると、対象事業実施区域周辺の土壌は火山噴出物由来の厚層多腐植質黒ボク土、元水田、その他の人工改変低地土、その他の人工改変台地土となっています。

また、軟弱地盤の状況は、図 3-6 に示すとおりです。

対象事業実施区域のうち、西谷駅から鶴ヶ峰駅の間は、そのほとんどが丘陵地及び台地面となっており、対象事業実施区域のうち、鶴ヶ峰駅から二俣川駅の間については、一部において層厚 0～5m 程度の軟弱地盤が存在するとされています。



凡例

--- : 対象事業
実施区域

- - - : 区界

		傾斜区分			
		0~3°	3~8°	8~15°	15~30°
一般山地	山頂緩斜面		p2	p3	
	山腹緩斜面			f3	
	山麓緩斜面		f2	f3	
	一般斜面			p3	p4
段丘地形	下末吉段丘面群	s	s		
	武蔵野段丘面群	m	m		
	立川段丘面群	tc	tc		
低地の一般面	谷底平野	v1	v2		
	平坦化地	h1			
人工地形	盛土地				



1 : 25,000

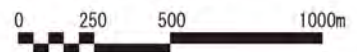
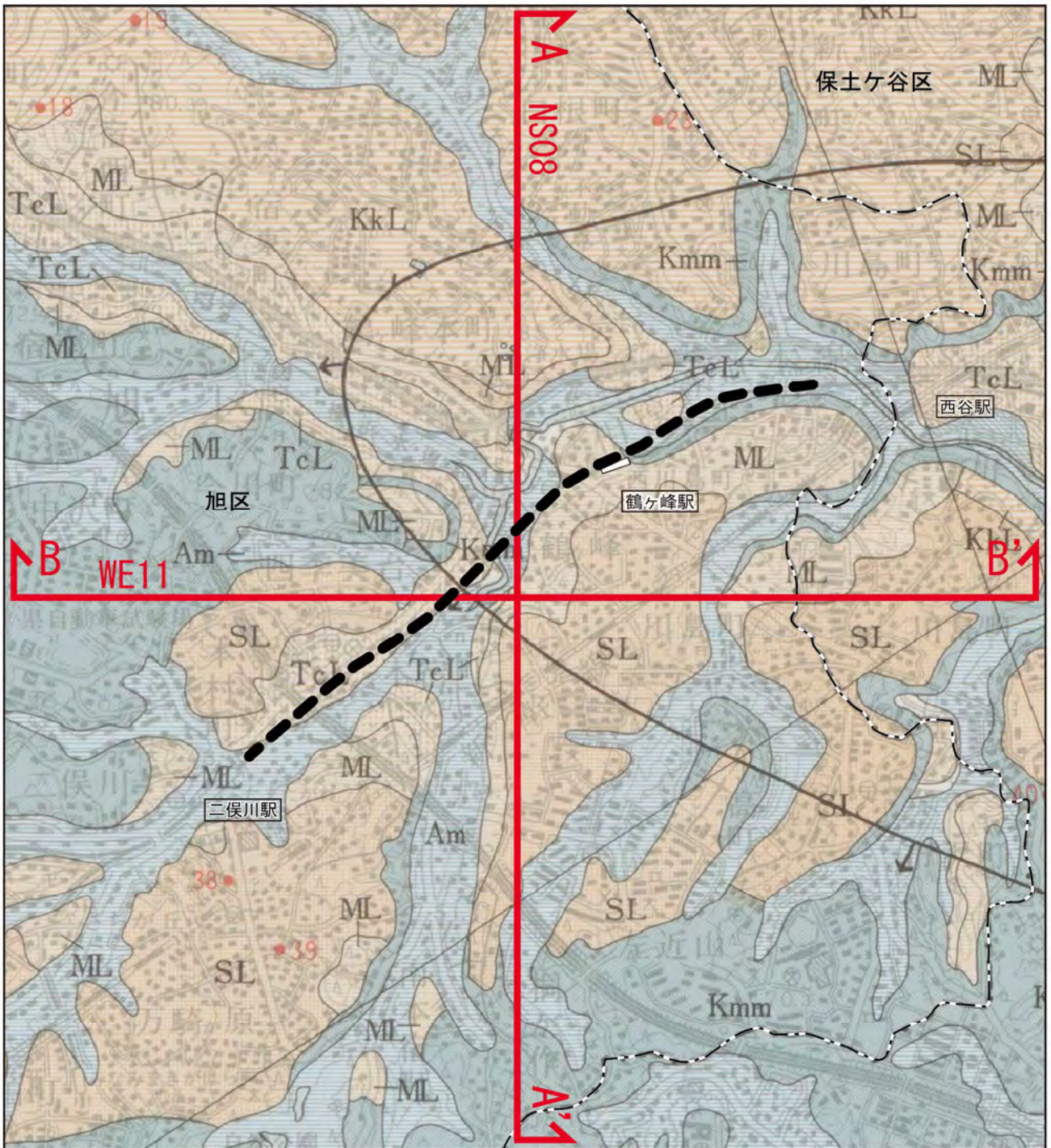


図 3-2 地形分類図

資料：「土地分類基本調査図（5万分の1 地形分類図）
横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県、平成3年3月）



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 断面図位置

- Am : 低湿地堆積物
- TeL : 立川ローム層・立川礫層
- M : 武蔵野ローム層・武蔵野礫層
- SL : 下末吉ローム層・下末吉層
- KkL : 山王台ローム層・上倉田層
- Kmm : 上星川層



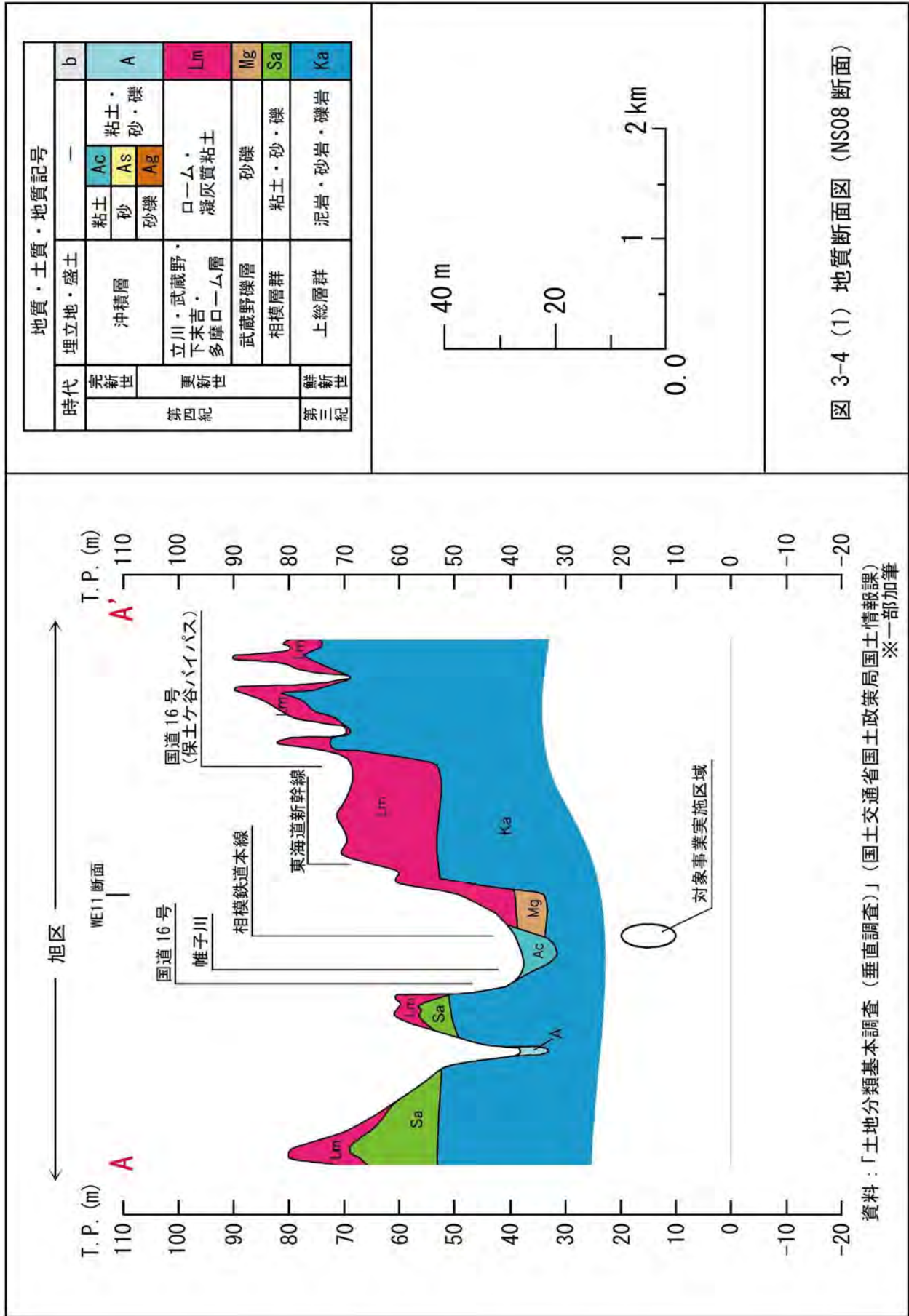
1 : 25,000



資料：「土地分類基本調査図（5万分の1表層地層図）」

横浜・東京西南部・東京東南部・木更津
（神奈川県、平成3年3月）

図 3-3 表層地層図



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省国土政策局国土情報課）
※一部加筆

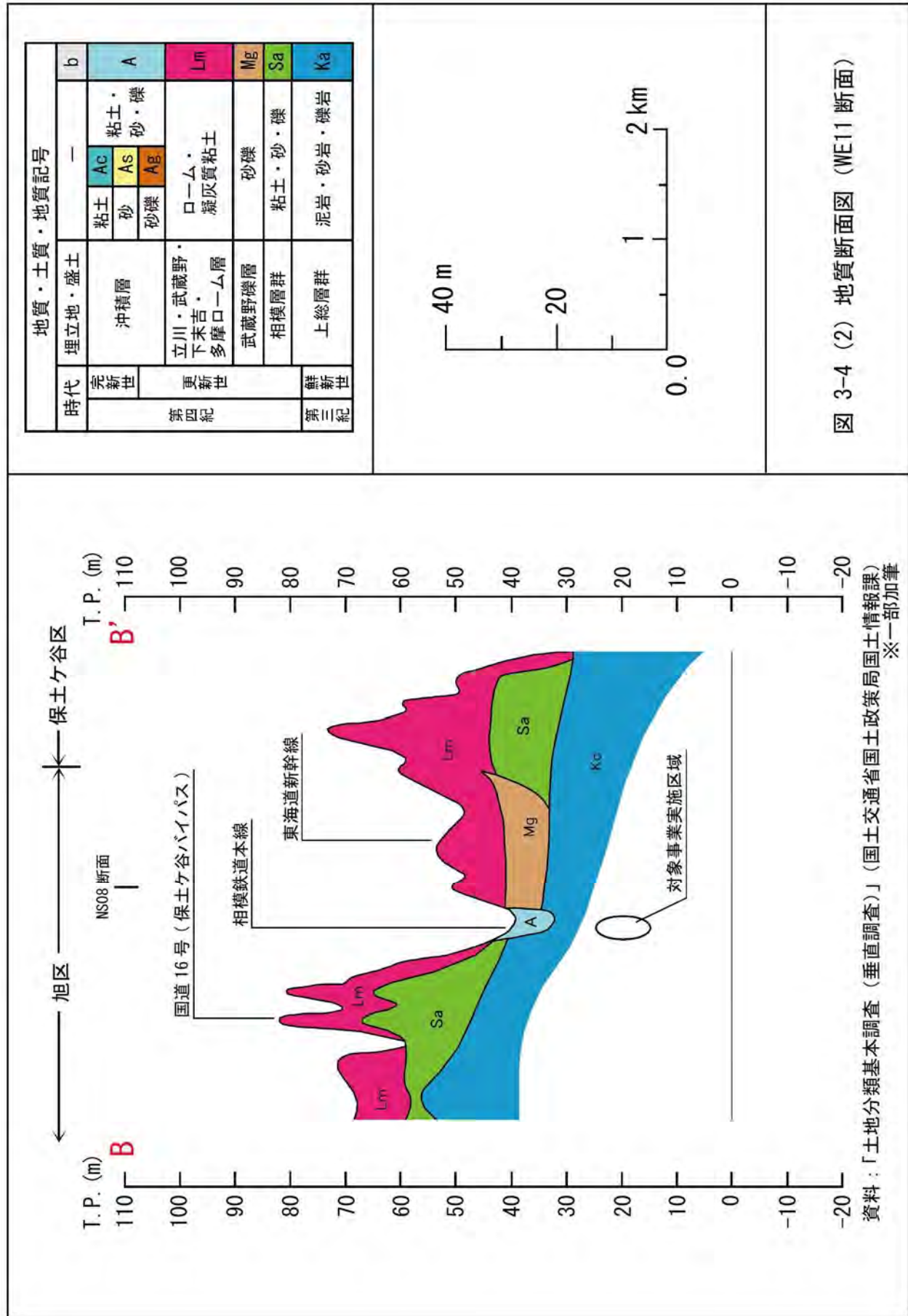
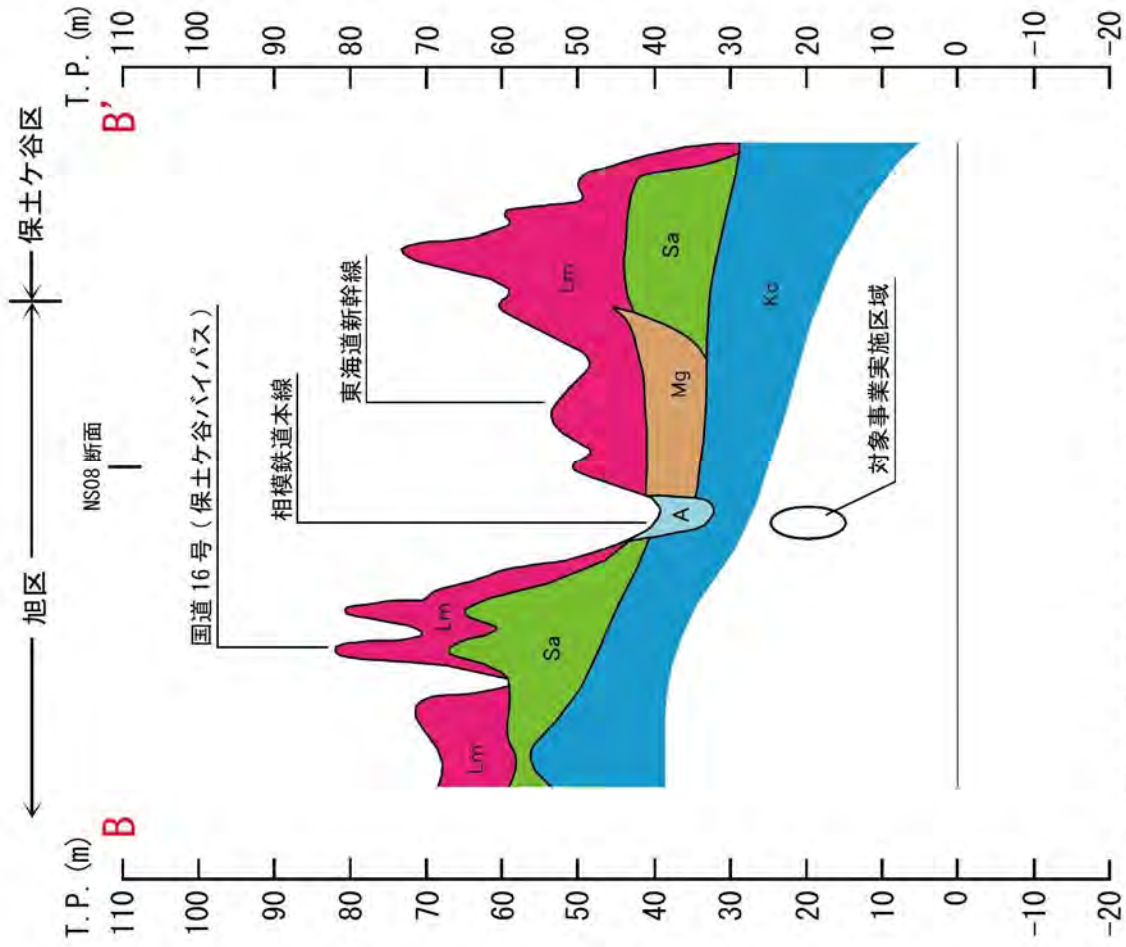
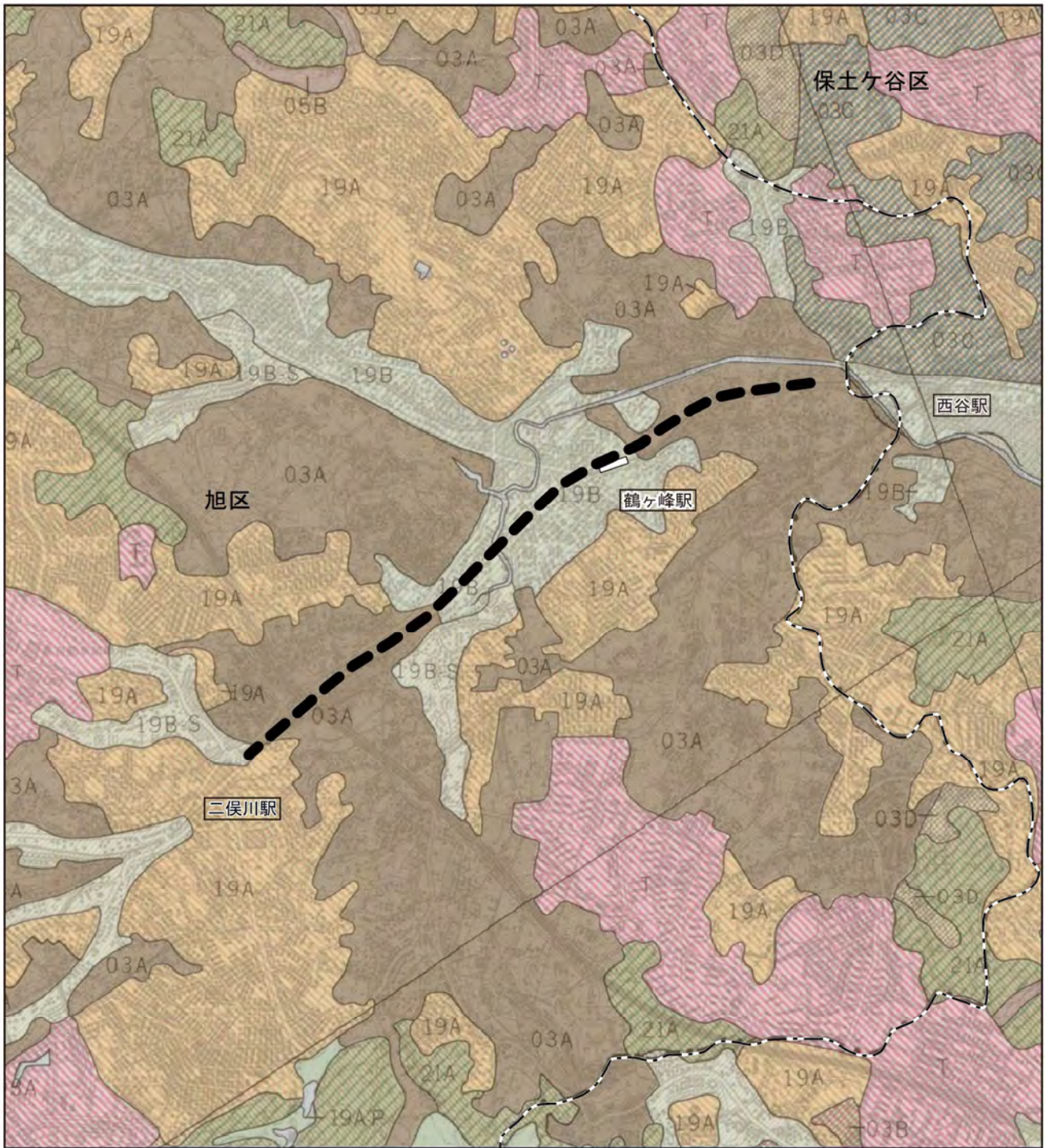


図 3-4 (2) 地質断面図 (WE11 断面)



資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省国土政策局国土情報課）
※一部加筆



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界

- | | |
|------------------|-------------------|
| 03A : 厚層多腐植質黒ボク土 | 05B : 腐植質黒ボクグライ土 |
| 03B : 厚層腐植質黒ボク土 | 19A-P : 公園等 |
| 03C : 表層多腐植質黒ボク土 | 19A : その他の人工改変台地土 |
| 03D : 表層腐植質黒ボク土 | 19B-S : 元水田 |
| | 19B : その他の人工改変低地土 |
| | 21A : 黒ボク土 |
| | T : 大規模造成地 |

資料：「土地分類基本調査図（5万分の1土壤図）
 横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」
 （神奈川県、平成3年3月）



1 : 25,000

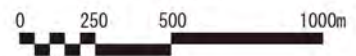
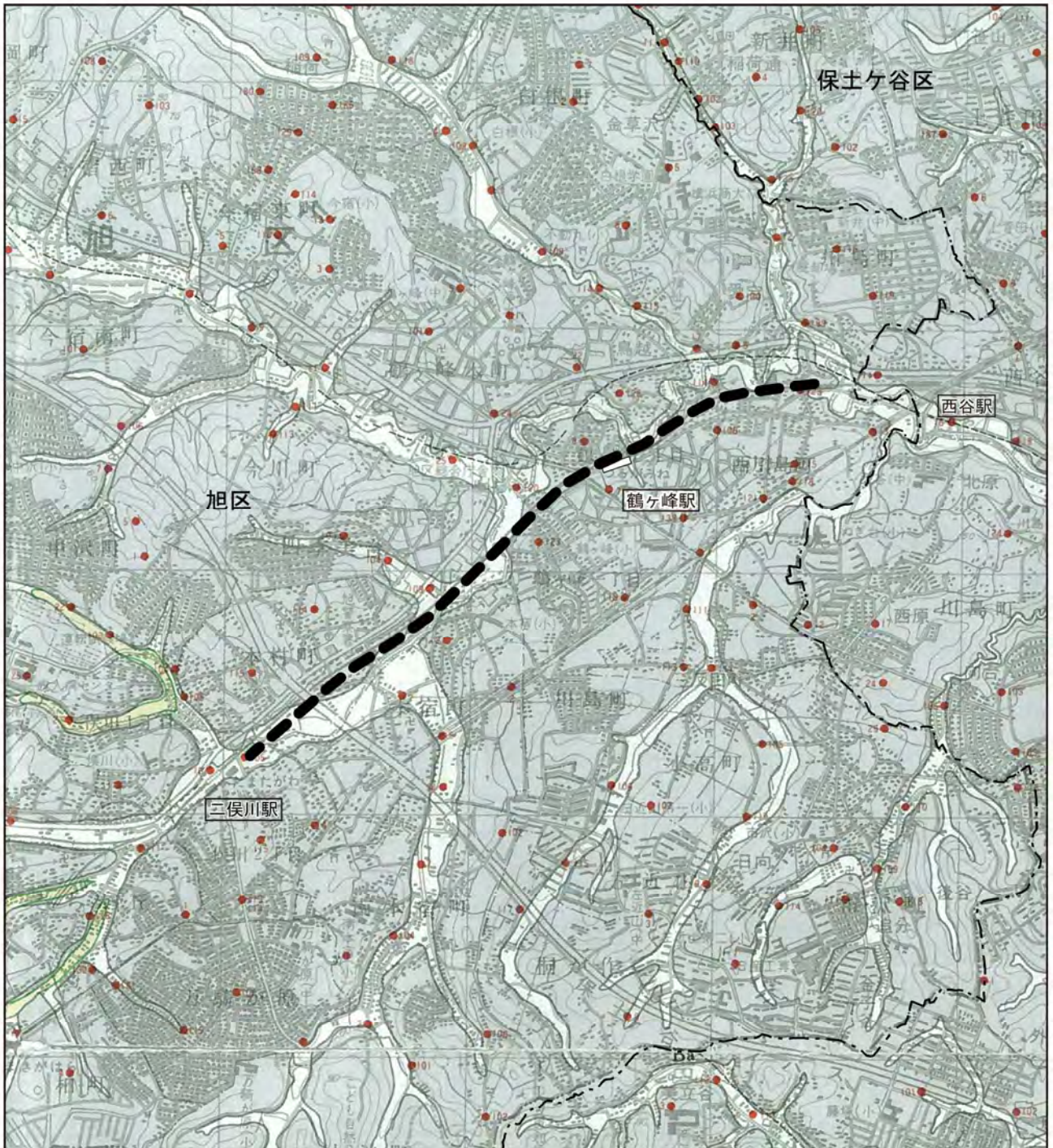


図 3-5 土壤図



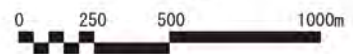
凡例

- — — : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : ボーリング地点

- : 0~5m
- : 5~10m
- : 10~20m
- : 20~30m
- : 30~40m
- : 40~50m
- : 50~60m
- : 丘陵地および台地面



1 : 25,000



資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」
（横浜市、平成8年）

図 3-6 軟弱地盤図

3.2.3 水循環の状況

1) 河川

調査区域における主要な河川の概要は、表 3-2 及び図 3-7(1)～(2)に示すとおりです。

対象事業実施区域の北側に帷子川が存在しており、西から東に流れています。また、対象事業実施区域と交差する河川として二俣川が存在しており、帷子川に合流する形で流れています。

主要な河川の流量は表 3-3 に示すとおりで、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、帷子川が 3.15m³/s、中堀川が 0.054m³/s、新井川が 0.058m³/s、くぬぎ台川が 0.028m³/s、二俣川が 0.115m³/s となっています。

表 3-2 河川の状況

河川区分	水系名	河川名		河川延長(m)	流域面積(km ²)
		1	2		
二級河川	帷子川	1	帷子川	17,340	57.90
		2	帷子川分水路※	6,610	—
		3	中堀川	850	4.30
準用河川		4	新井川	800	2.23
		5	くぬぎ台川	1,190	3.04
その他河川		6	二俣川※	—	—

※ 帷子川分水路の流域面積、二俣川の河川延長及び流域面積については、資料に記載されていません。

資料：「横浜市 河川の概要」（横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）
 ：「令和元年度 土地統計資料集」（神奈川県政策局政策部土地水資源対策課、令和 2 年 3 月）
 ：「帷子川水系全図」（横浜市道路局河川部河川事業課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

表 3-3 主要な河川の流量（平成 29 年度）

河川区分	水系名	河川名		測定地点		流量(m ³ /s)
		1	2	①	②	
二級河川	帷子川	1	帷子川※ ¹	①	水道橋	3.15
		2	帷子川分水路※ ²	—	—	—
		3	中堀川	②	浜串橋	0.054
準用河川		4	新井川	③	分水路際	0.058
		5	くぬぎ台川	④	原下橋	0.028
その他河川		6	二俣川	⑤	四季美橋	0.115

※¹ 帷子川の測定地点は、図 3-7(2)の図郭外となります（測定地点：水道橋（横浜市西区内））。

※² 帷子川分水路については、資料において測定が行われていません。

資料：「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成 31 年 4 月）

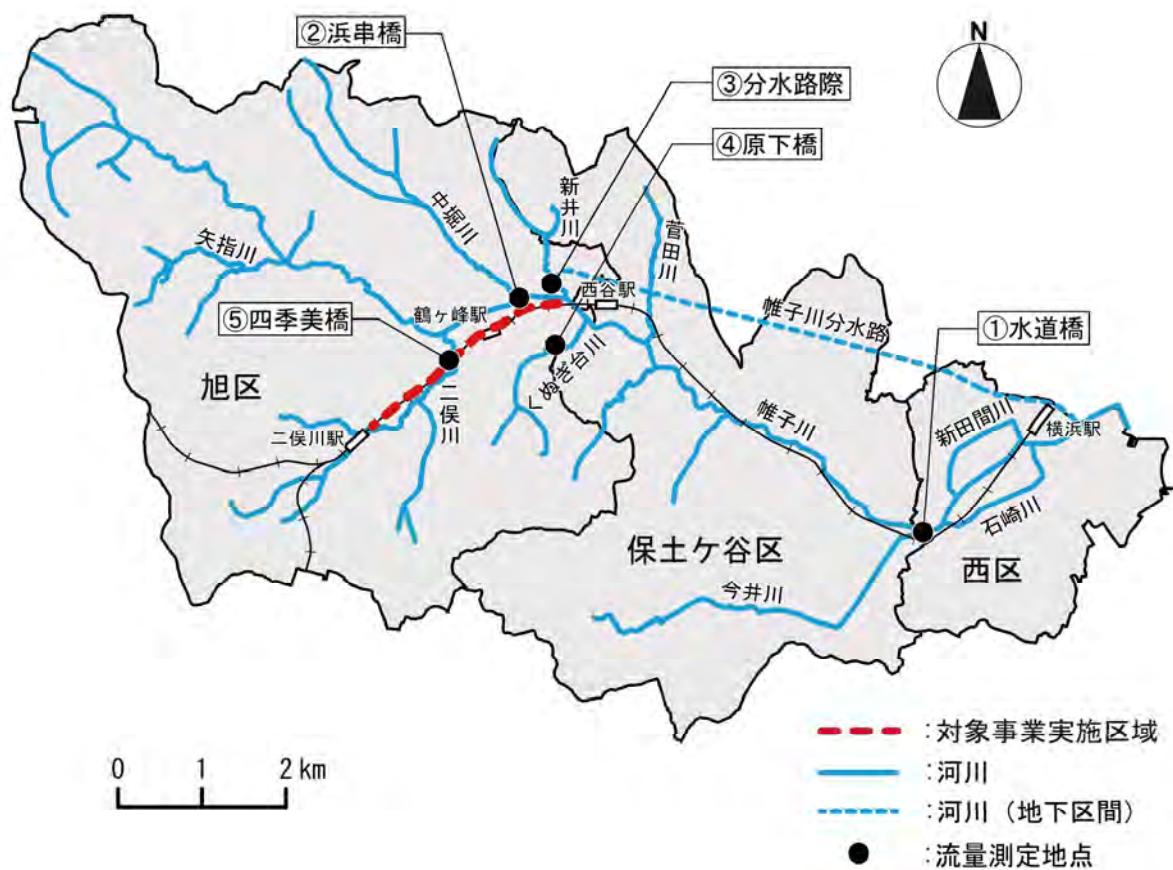
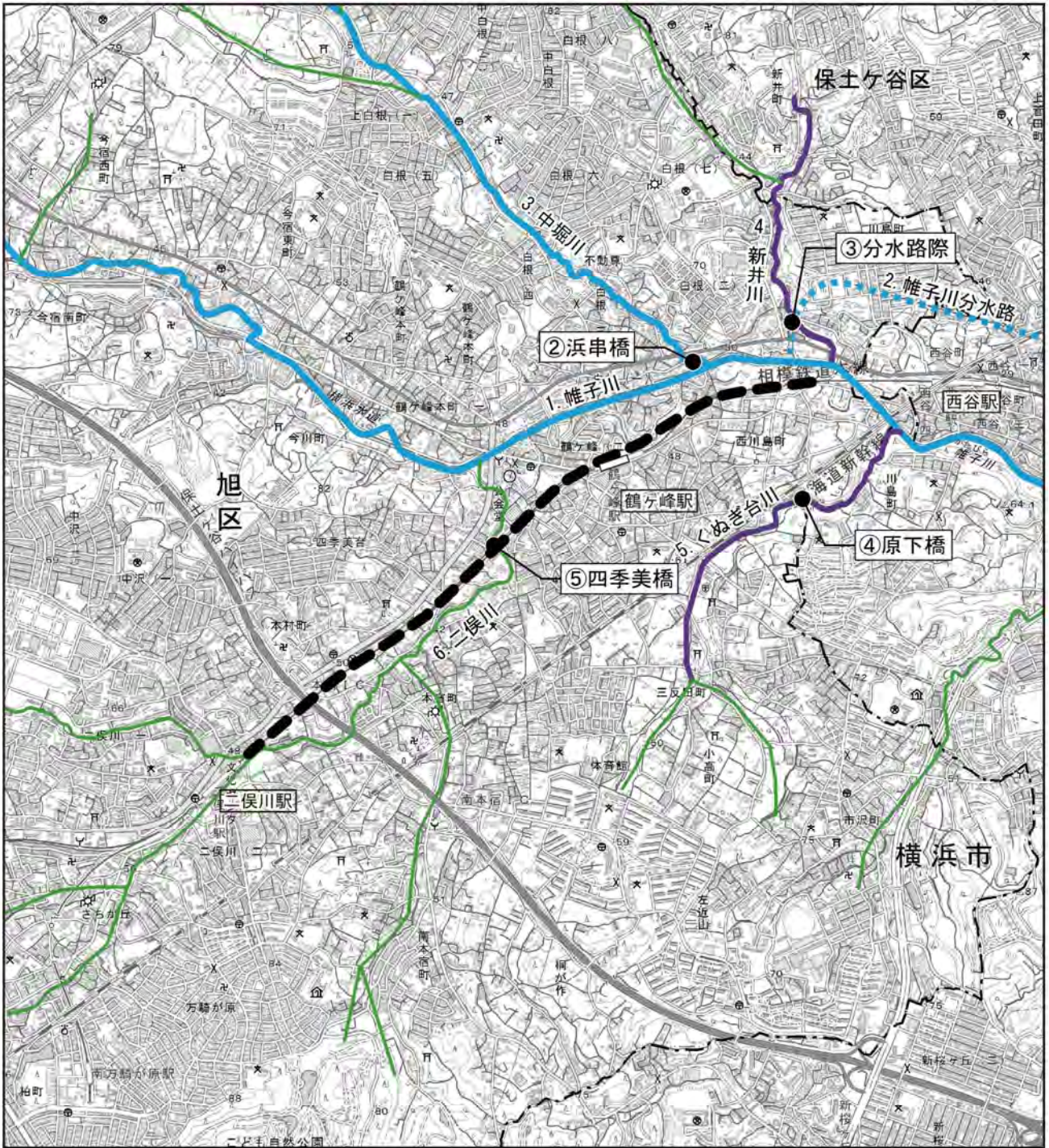


図 3-7(1) 河川図

資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、令和2年10月調べ）
 ：「平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 （横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成31年4月）
 ：「横浜市 河川の概要」（横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ、令和2年10月調べ）



凡例

- — — : 対象事業実施区域
- — — : 区界
- : 二級河川
- : 二級河川 (地下区間)
- : 準用河川
- : その他河川
- : 河川の流量測定地点

資料：「国土数値情報」
 (国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成31年4月)
 「横浜市 河川の概要」
 (横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ、令和2年10月調べ)



1 : 25,000

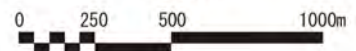
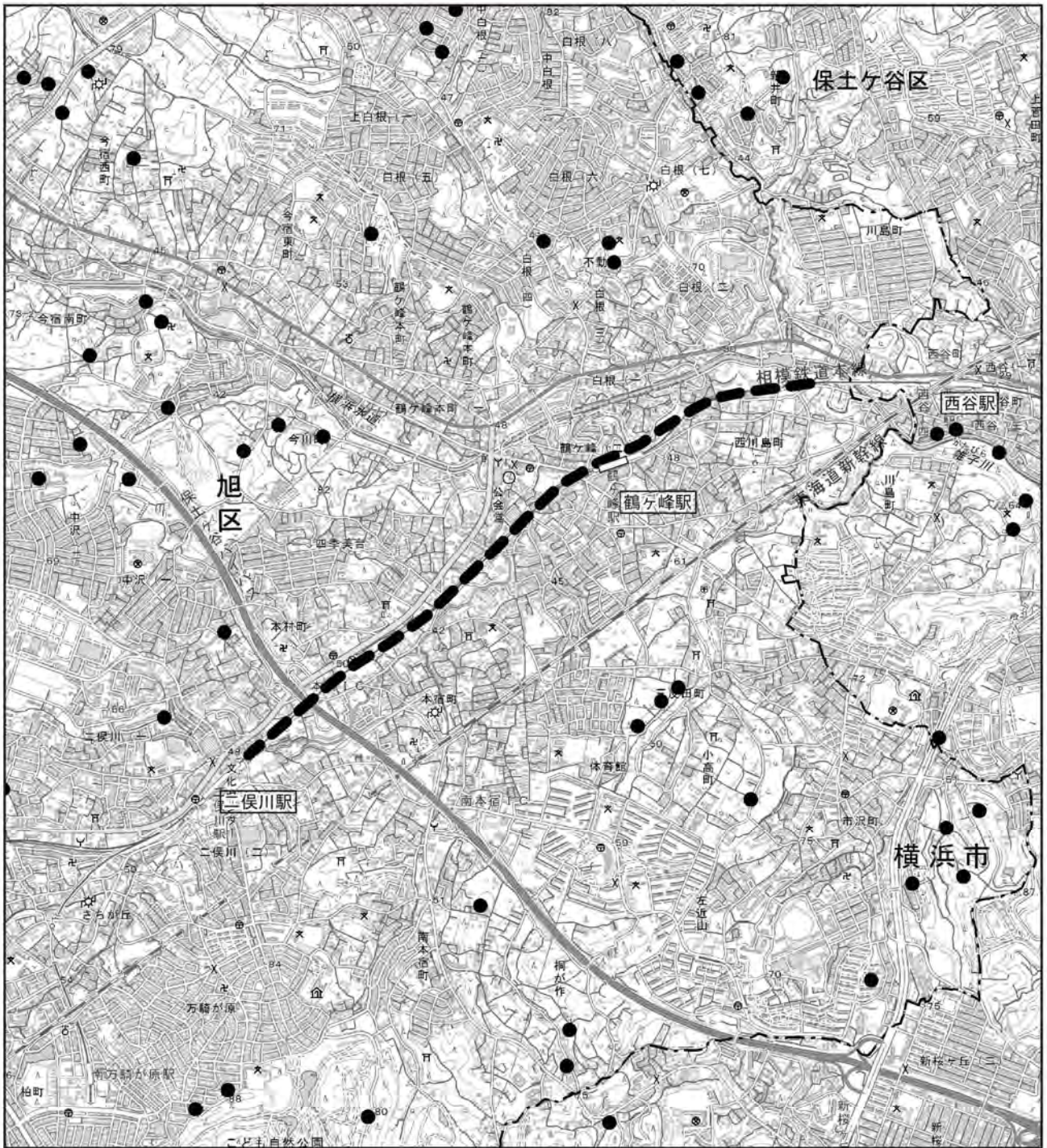


図 3-7(2) 河川図

2) 湧水

調査区域における湧水は、図 3-8 に示すとおりです。帷子川及びその水系の低地部には湧水はほとんど見られず、低地部周辺の台地及び丘陵地に分布しています。

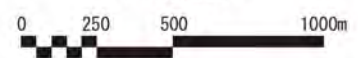


凡例

- : 対象事業実施区域
- · - · : 区界
- : 湧水地点



1 : 25,000



資料：「横浜環境マップー自然編4ー ～保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区版～」
(横浜市環境保全局、平成14年3月)

图 3-8 湧水地点位置图

3) 地下水

(1) 地下水の利用状況

横浜市では、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成14年12月25日 横浜市条例第58号）に基づき、地下水を採取する事業者に対して地下水の採取許可、採取量の報告等を義務づけています。

対象事業実施区域が位置する旭区において、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成14年12月25日 横浜市条例第58号）の対象となる井戸[※]は、表3-4に示すとおりであり、旭区に13本の井戸が存在し、平成30年度の揚水量は1,065m³/日となっています。

また、「平成30年度神奈川県の水道」（神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、令和2年3月）によると、表3-5に示すとおり、横浜市では地下水の上水道事業及び水道用水供給事業による取水は行われていません。

なお、神奈川県全体では、合計約5,677万m³の地下水の上水道事業による取水が行われており、地下水の水道用水供給事業による取水は行われておりません。

※横浜市生活環境の保全等に関する条例では、規則で定める揚水施設（一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6cm²を超える場合の揚水機）を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、市長の許可を受けなければならないとされています。

表 3-4 地下水揚水量の状況（平成30年度）

行政区分	井戸数 (本)	揚水量 (m ³ /日)
旭区	13	1,065
保土ヶ谷区	12	405

資料：「横浜市統計書[web版]」

(横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和2年10月調べ)

表 3-5 地下水の利用状況（平成30年度）

(単位：千m³)

都道府県名・ 市町村名	区分	年間取水量			
		地下水			
		伏流水	浅井戸	深井戸	湧水
神奈川県	上水道事業	3,880	16,495	27,905	8,494
	水道用水供給事業	—	—	—	—
内 横浜市	上水道事業	—	—	—	—
	水道用水供給事業	—	—	—	—

資料：「平成30年度神奈川県の水道」（神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、令和2年3月）

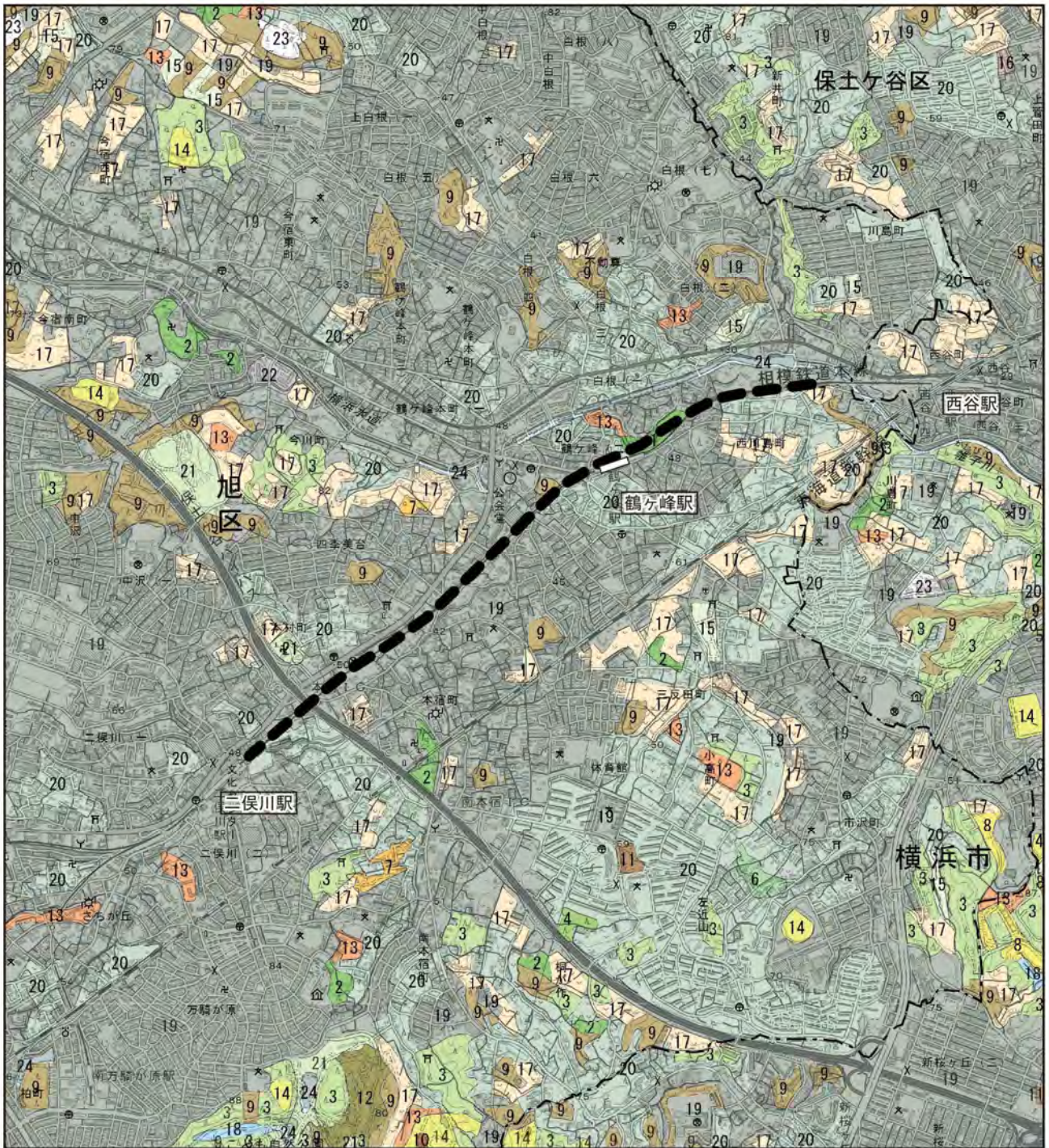
3.2.4 植物、動物の状況

1) 植物

調査区域における現存植生図は図 3-9 に、潜在自然植生図は図 3-10 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は開発が進んだ地域であるため、その大部分が市街地となっています。

対象事業実施区域周辺の現存植生については、鶴ヶ峰駅の北側に「シイ・カシ二次林」及び「竹林」が、西側のやや離れた位置に「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が小規模な範囲でそれぞれ分布しています。なお、当該地域について、鶴ヶ峰駅の北側は帷子川親水緑道、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区、鶴ヶ峰駅西側は鶴ヶ峰一丁目特別緑地保全地区となっています。対象事業実施区域周辺の潜在植生については、「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」、「ハンノキ群落」が成立するとされています。

また、調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落（群落複合）や、「自然環境保全基礎調査」（環境省）により選定された「特定植物群落」は存在しません。一方、表 3-6 及び図 3-11 に示すとおり、横浜市の名木古木保存事業により指定された名木古木が 24 本存在しています。この中には、対象事業実施区域から 400m の位置に存在する「タブノキ（嶋崎金子稲荷社）」が含まれます。このタブノキは天然記念物に指定（横浜市指定）されています。



凡例

--- : 対象事業実施区域

--- : 区界

- | | | |
|--------------------|---------------|----------------------|
| 1 シイ・カシ二次林 | 8 スギ群団(VII) | 17 畑雑草群落 |
| 2 シラカシ群集 | 9 スギ・ヒノキ・ササ植林 | 18 水田雑草群落 |
| 3 クヌギ・コナラ群集 | 10 アカマツ植林 | 19 市街地 |
| 4 オシハリ・コナラ群集 | 11 その他植林 | 20 緑の多い住宅地 |
| 5 アカガシ・カスガシ・シロガシ群落 | 12 材ササ植林 | 21 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 6 コナラ群落(VII) | 13 竹林 | 22 工場地帯 |
| 7 低木群落 | 14 ゴル場・芝地 | 23 造成地 |
| | 15 路傍・空地雑草群落 | 24 開放水域 |
| | 16 果樹園 | |



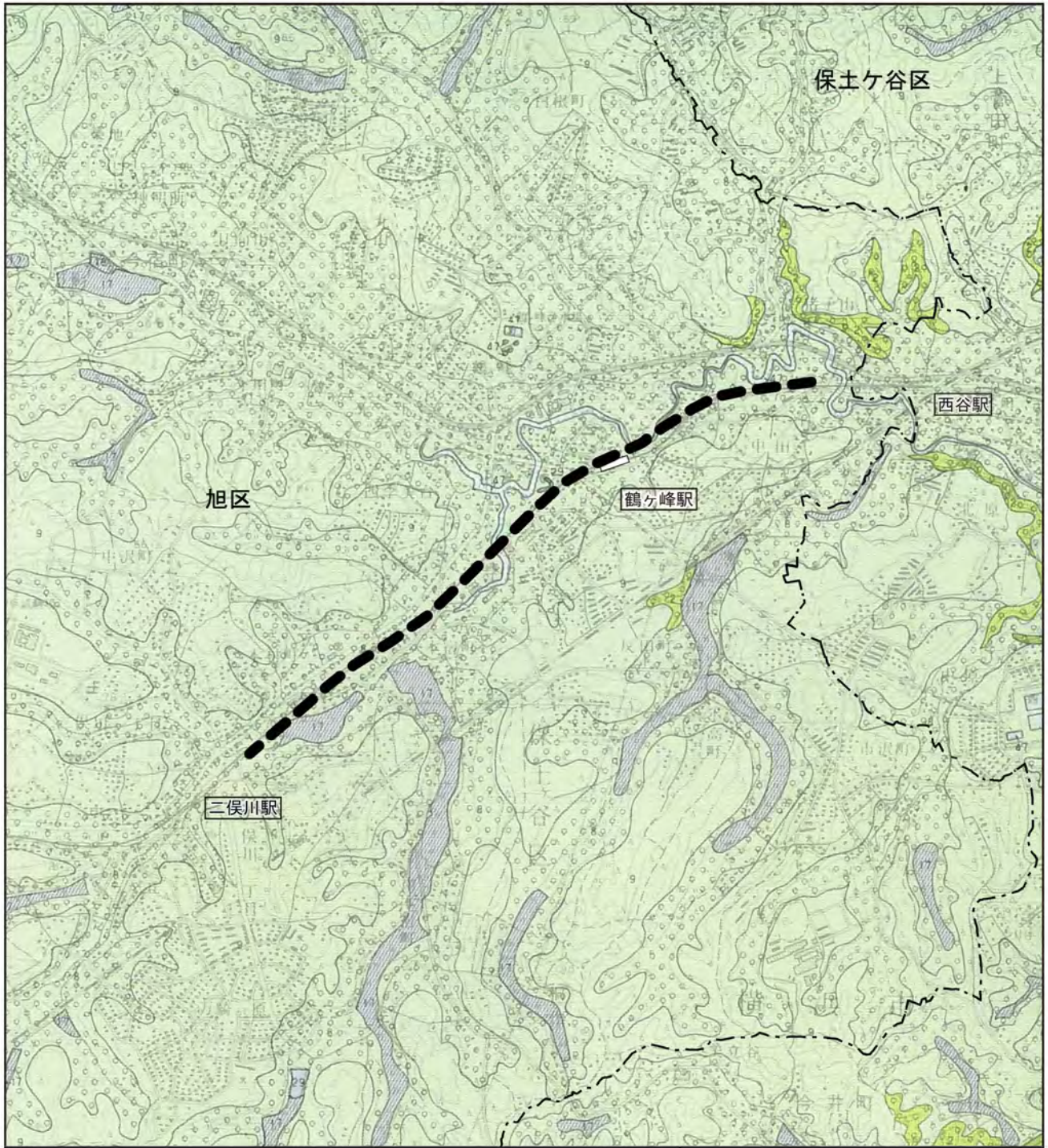
1 : 25,000

0 250 500 1000m



図 3-9 現存植生図

資料：「自然環境調査Web-GIS（第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査）」
（環境省自然環境局生物多様性センター）



凡例

— — — : 対象事業実施区域
 - - - : 区界

- : ヤブコウジ・スダジイ群集・典型亜群集
- : シラカシ群集・ケヤキ亜群集
- : シラカシ群集・典型亜群集
- : ハンノキ群落
- : クヌギ・ハンノキ群落
- : ウキクサクラス及びヒルムシロクラス (開放水域植物群落)
- : 開放水域



1 : 25,000

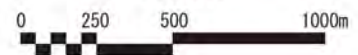


図 3-10 潜在自然植生図

資料：「神奈川県潜在自然植生図（横浜西部）」（神奈川県教育委員会、昭和48年）

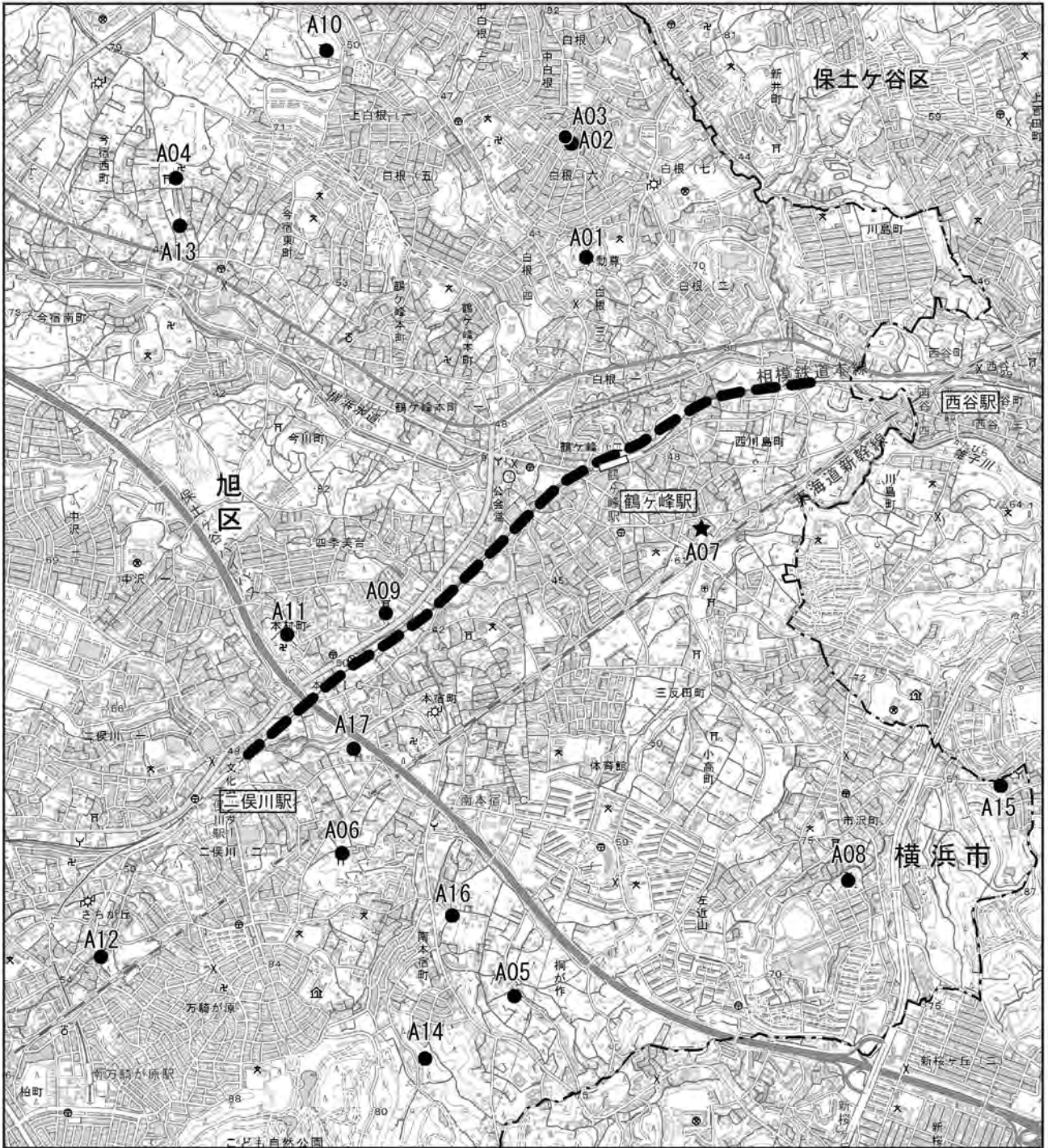
表 3-6 名木古木一覧表

行政区分	No.	所在地	目標	樹種	樹齡 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
旭区	A01	白根三丁目 31	白根神社	イロハモミジ	190	12.0	1.7、1.1
		白根三丁目 31	白根神社	イチョウ	290	15.0	2.5
		白根三丁目 31	白根神社	カヤ	190	20.0	1.7
		白根三丁目 31	白根神社	ヤマザクラ	240	20.0	2.8、2.1
		白根三丁目 31	白根神社	イロハモミジ	220	16.0	2.3
	A02	白根六丁目 64-10	—	ヤマザクラ	160	7.0	1.1、1.0
	A03	白根六丁目 67-11	—	ヤマザクラ	160	7.0	2.4
	A04	今宿西町 576	今宿神明社	イチョウ	240	18.0	4.2
		今宿西町 576	今宿神明社	ケヤキ	280	18.8	3.7
	A05	桐が作町 1854	稲荷神社	クスノキ	540	15.0	5.2
	A06	南本宿町 51	切割神明社	イチョウ	240	29.0	4.8
	A07	西川島町 59-7	嶋崎金子稲荷社	タブノキ	840	20.0	5.4
	A08	市沢町 879	長見寺	イチョウ	330	11.0	3.2
	A09	本村町 39	本村神明社	ケヤキ	180	14.5	2.9
	A10	上白根町 221	上白根稲荷社	シラカシ	330	18.6	3.0
		上白根町 221	上白根稲荷社	シラカシ	330	18.6	2.2
	A11	本村町 76	三佛寺	イチョウ	120	12.0	2.8
A12	さちが丘 172	—	イヌツゲ	150	6.0	1.7	
A13	今宿西町 478	—	シダレウメ	130	4.8	1.2	
A14	南本宿町 160-2	上田神明社	イチョウ	110	20.5	3.3	
	南本宿町 160-2	上田神明社	ヤブツバキ	110	10.0	1.4	
A15	市沢町 336-2	—	ドウダンツツジ	90	2.6	0.5	
A16	南本宿町 105	—	ヤブツバキ	300	9.0	1.0	
A17	本宿町 111	—	コブシ	150	9.6	1.8	

※ 平成 31 年 3 月 13 日現在

資料：「名木古木指定樹木一覧」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 名木古木
- ★ : 名木古木 (天然記念物(横浜市指定))

資料: 「名木古木指定樹木一覧」
 (横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、
 令和2年10月調べ)

①: 「国・神奈川県および横浜市指定登録文化財目録」
 (横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課ホームページ、
 令和2年10月調べ)



1 : 25,000

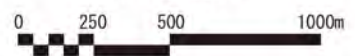


図 3-11 名木古木位置図

2) 動物

調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）に記載された、神奈川県における絶滅のおそれのある地域個体群は存在しません。

対象事業実施区域周辺は開発が進んだ市街地であり、大きくまとまった樹林地等はほとんど存在せず、現存する緑は人工的に植栽されたものと考えられます。そのため、対象事業実施区域周辺に生息する動物は、市街地に適応した種が中心であると考えられます。

なお、「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）及び「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成 28 年 3 月）において報告されている調査区域内の動物相の確認状況は表 3-7 に示すとおりです。哺乳類はタヌキ・タイワンリス（クリハラリス）が、鳥類はアオバト・ヒバリ等が、魚類はウグイ・ギバチ等が、底生動物はヒラマキミズマイマイ・ハグロトンボ等が確認されています。

また、「アユが遡上する帷子川アクションプラン」（横浜市道路局河川部、平成 27 年 12 月）によると、帷子川では落差部に魚道を整備することで魚類の移動環境改善を図っており、平成 25 年から平成 27 年の調査において、図 3-12 に示すとおり、対象事業実施区域周辺においてもアユが確認されています。

表 3-7 調査区域で確認されている主な動物相の一覧

調査項目	主な確認種	
	資料①*	資料②*
哺乳類	タイワンリス(クリハラリス)、タヌキ	—
鳥類	カカシモ、コジユクイ、キジ、キジバト、アオバト、コゲラ、ヒバリ、ツバメ、キセキレイ、ハセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、トラツグミ、ツグミ、ウグイス、センダングサ、キバタキ、コカサ、シジュウカラ、メジロ、ホシゴ、カシラガ、アオジ、カラヒリ、シメ、スズメ、ムクドリ、オカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス	—
魚類	—	オカワ、ウグイ、ドジョウ、ヒカシマトジョウ、ギバチ、アユ、ヌマチブ等
底生生物	—	アメリカナリスミシ、ヒラマキミズマイマイ、サマキガイ、タイワンジミ、シマイシビル、ヒロウトイシビル、ミスミシ、フロリダマシヨコエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、ミソシジコオアハコカゲロウ、ミソシジコオアハコカゲロウ、フタハコカゲロウ、サホコカゲロウ、フタモンコカゲロウ、ウスイロフトビコカゲロウ、シロハラコカゲロウ、ウテマカリコカゲロウ、エラブタマダラコカゲロウ、ハグロトンボ、コカシマトビケラ、ニギョウトビケラ等

※資料①：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」

(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月)

資料②：「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成 28 年 3 月）

表 3-7 に示した動物相について、表 3-8 に示す資料より選定を行いました。選定基準との比較を行った結果、調査区域で確認されている主な注目すべき種は、表 3-9 に示すとおりで、アオバトやツバメ等の鳥類 12 種、ウグイやドジョウ等の魚類 3 種、ハグロトンボ、ヒラマキミズマイマイといった底生生物が確認されています。

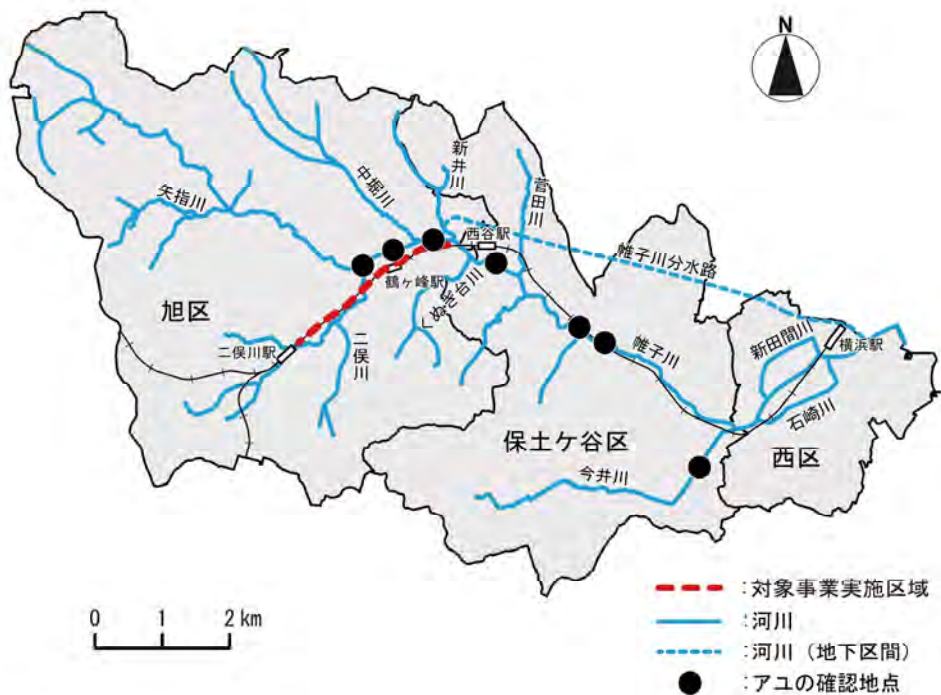
表 3-8 注目すべき種の選定基準（動物）

文献、法律及び条令名		選定基準となる区分	記号
1	「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）	特別天然記念物	国特
		天然記念物	天然
2	「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年、神奈川県条例第 13 号）	県指定天然記念物	県天
3	「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年、横浜市条例第 53 号）	市指定天然記念物	市天
4	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）	国際希少野生動植物種	国際
		国内希少野生動植物種	国内
		緊急指定種	緊急
5	「環境省レッドリスト 2020 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」（令和 2 年、環境省）	絶滅	EX
		野生絶滅	EW
		絶滅危惧 I 類	CR+EN
		絶滅危惧 I A 類	CR
		絶滅危惧 I B 類	EN
		絶滅危惧 II 類	VU
		準絶滅危惧	NT
情報不足	DD		
6	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年、神奈川県立生命の星・地球博物館）	絶滅	EX
		野生絶滅	EW
		絶滅危惧 I 類	CR+EN
		絶滅危惧 I A 類	CR
		絶滅危惧 I B 類	EN
		絶滅危惧 II 類	VU
		準絶滅危惧	NT
		減少種	減少
		希少種	希少
		要注意種	要注
		注目種	注目
		情報不足	DD
不明種	不明		

表 3-9 調査区域で確認されている主な注目すべき種

項目	目名	科名	種名	選定基準及びランク					
				1	2	3	4	5	6
鳥類	ハト目	ハト科	アオバト	—	—	—	—	—	注目
	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	—	—	—	—	—	減少
		ツバメ科	ツバメ	—	—	—	—	—	減少
		セキレイ科	キセキレイ	—	—	—	—	—	減少
			セグロセキレイ	—	—	—	—	—	減少
		モズ科	モズ	—	—	—	—	—	減少
		ツグミ科	トラツグミ	—	—	—	—	—	減少
		ウグイス科	センダイムシクイ	—	—	—	—	—	NT
		ヒタキ科	キビタキ	—	—	—	—	—	減少
		シジュウカラ科	コガラ	—	—	—	—	—	VU
		ホオジロ科	アオジ	—	—	—	—	—	VU
アトリ科	カワラヒワ	—	—	—	—	—	減少		
魚類	コイ目	コイ科	ウグイ	—	—	—	—	—	NT
		ドジョウ科	ドジョウ	—	—	—	—	—	NT
	ナマズ目	ギギ科	ギバチ	—	—	—	—	—	VU CR
底生生物	トンボ目	カワトンボ科	ハグロトンボ	—	—	—	—	—	要注
	基眼目	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	—	—	—	—	—	DD

※「選定基準及びランク」1～6は、表 3-8 参照。



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、令和2年10月調べ）
 ：「横浜市 河川の概要」（横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ、令和2年10月調べ）
 ：「アユが遡上する帷子川アクションプラン」（横浜市道路局河川部、平成27年12月）

図 3-12 アユの確認地点

3.2.5 人口、産業の状況

1) 人口

横浜市及び調査対象地域における人口の状況は、表 3-10 及び表 3-11 に示すとおりです。
令和元年の横浜市の人口は約 370 万人、世帯数は約 170 万世帯、一世帯当りの人口は 2.19 人、人口密度は 8,609 人/km²となっています。

また、対象事業実施区域が位置する旭区では、人口は約 25 万人、世帯数は約 11 万世帯、一世帯当りの人口は 2.31 人、人口密度は 7,479 人/km²となっています。

平成 27 年から令和元年の人口等の推移を見ると、横浜市では、人口、世帯数ともに増加傾向にありますが、対象事業実施区域が位置する旭区の人口は徐々に減少、世帯数は緩やかに増加している傾向にあります。

表 3-10 人口等の現況

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	1 世帯当り 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市	435.43	1,710,900	3,748,781	2.19	8,609
旭区	32.78	106,092	245,169	2.31	7,479
保土ヶ谷区	21.81	96,351	205,859	2.14	9,439

※ 令和元年 10 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

表 3-11 人口等の推移

行政区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
横浜市	人口	3,724,844	3,731,293	3,733,234	3,740,172	3,748,781
	世帯数	1,645,618	1,660,256	1,673,662	1,690,932	1,710,900
旭区	人口	247,144	246,868	245,765	245,747	245,169
	世帯数	102,728	103,580	104,139	105,219	106,092
保土ヶ谷区	人口	205,493	206,423	206,608	205,568	205,859
	世帯数	92,775	93,819	94,800	95,102	96,351

※ 各年 10 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

2) 産業

横浜市及び調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3-12 に示すとおりです。また、農業、工業、商業の生産状況は、表 3-13～表 3-15 に示すとおりです。

横浜市では、事業所数、従業者数とも最も多いのは「卸売業,小売業」となっています。

また、対象事業実施区域が位置する旭区では、事業所数が最も多いのは「卸売業,小売業」ですが、従業者数が最も多いのは「医療,福祉」となっています。

表 3-12 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市		
			旭区	保土ヶ谷区
全産業（公務を除く）	事業所数	114,930	5,341	4,750
	従業者数	1,475,974	57,788	53,533
農業・林業	事業所数	163	9	5
	従業者数	1,403	38	24
漁業	事業所数	—	—	—
	従業者数	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業	事業所数	—	—	—
	従業者数	—	—	—
建設業	事業所数	10,713	750	553
	従業者数	89,498	5,189	3,522
製造業	事業所数	6,271	233	212
	従業者数	131,338	3,037	2,866
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	49	3	2
	従業者数	3,234	48	14
情報通信業	事業所数	1,979	47	62
	従業者数	65,952	145	2,304
運輸業,郵便業	事業所数	3,212	127	91
	従業者数	90,846	3,264	3,367
卸売業,小売業	事業所数	26,784	1,162	1,056
	従業者数	294,029	11,561	9,636
金融業,保険業	事業所数	1,694	52	48
	従業者数	33,663	919	1,017
不動産業,物品賃貸業	事業所数	10,285	381	444
	従業者数	51,368	1,800	1,428
学術研究,専門・技術サービス業	事業所数	6,116	227	190
	従業者数	67,125	963	1,231
宿泊業,飲食サービス業	事業所数	14,426	580	591
	従業者数	147,486	5,554	4,339
生活関連サービス業,娯楽業	事業所数	9,481	508	465
	従業者数	62,414	3,105	2,917
教育,学習支援業	事業所数	4,549	254	175
	従業者数	61,771	2,517	4,498
医療,福祉	事業所数	12,151	714	621
	従業者数	220,968	16,065	12,807
複合サービス事業	事業所数	379	24	20
	従業者数	5,097	618	153
サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数	6,678	270	215
	従業者数	149,782	2,965	3,410

※ 平成 28 年 6 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

表 3-13 農業の概要

行政区分	農家数 (戸)			経営耕地面積(a)
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,451	2,029	1,422	187,754
旭区	312	146	166	14,029
保土ヶ谷区	118	84	34	7,223

※ 平成 27 年 2 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

表 3-14 工業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (万円)	付加価値額 (万円)
横浜市	2,331	90,938	399,752,163	96,368,104
旭区	72	1,751	5,854,188	2,358,824
保土ヶ谷区	57	1,918	4,428,835	2,230,234

※ 事業所数及び従業者数は平成 30 年 6 月 1 日現在、経理事項については平成 29 年 1 月～12 月の実績を示す。

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

表 3-15 商業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (m ²)
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
旭区	863	8,709	22,240,165	118,029
保土ヶ谷区	785	6,820	29,623,617	65,760

※ 平成 26 年 7 月 1 日現在

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ）

3.2.6 土地利用状況

1) 都市計画区域及び用途地域

横浜市及び調査対象地域における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 3-16 に、調査区域における用途地域図は図 3-13 に示すとおりです。

横浜市の総面積は 436.5km² であり、都市計画区域については、市街化区域が 337.4km²、市街化調整区域が 99.1km² となっています。用途地域については、住居系が 249.6km²、商業系が 33.6km²、工業系が 53.9km² となっています。

また、対象事業実施区域が位置する旭区では、総面積が 32.8km² で、都市計画区域については、市街化区域が 20.6km²、市街化調整区域が 12.2km² となっています。用途地域については、住居系が 19.0km²、商業系が 0.5km²、工業系が 1.2km² となっています。

なお、対象事業実施区域における用途地域の指定状況について、起点側となる西谷駅付近から鶴ヶ峰駅までの区間については、市街化調整区域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域となっています。また、鶴ヶ峰駅から終点側となる二俣川駅付近までの区間については、南側はその大部分が第一種住居地域となっていますが、一部が準工業地域に指定されています。一方、北側については、鶴ヶ峰駅付近の一部において第一種住居地域及び第二種住居地域、二俣川駅付近の一部において商業地域が存在しますが、それ以外は準住居地域に指定されています。

また、横浜市及び調査対象地域における地目別土地面積は表 3-17 に、調査区域における土地利用現況図は図 3-14 に示すとおりです。

横浜市及び対象事業実施区域が位置する旭区では、地目別土地面積の大部分は宅地となっており、その中でも小規模住宅用地の割合が高い状況となっています。

なお、対象事業実施区域周辺の土地利用の状況について、起点側となる西谷駅付近から鶴ヶ峰駅までの区間については、住宅系用地、農地、工業用地、公園・ゴルフ場等となっています。また、鶴ヶ峰駅から終点側となる二俣川駅付近までの区間については、住宅系用地、農地、工業用地、商業用地、業務用地となっています。

表 3-16 都市計画区域及び用途地域

(単位：km²)

行政区分		横浜市				
		旭区	保土ヶ谷区			
都市計画区域	総面積 ^{※2}	436.5	32.8	21.8		
	市街化区域	337.4	20.6	17.2		
	用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	137.0	11.1	6.8
			第二種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1
			第一種中高層住居専用地域	26.8	2.6	3.0
			第二種中高層住居専用地域	17.7	0.4	0.6
			第一種住居地域	46.2	3.5	4.0
			第二種住居地域	5.3	0.5	0.2
			準住居地域	14.9	0.8	0.4
		小計	249.6	19.0	15.1	
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.4	1.2	
		商業地域	19.3	0.1	0.2	
		小計	33.6	0.5	1.4	
	工業系	準工業地域	18.4	1.2	0.6	
		工業地域	17.0	—	0.1	
		工業専用地域	18.5	—	—	
		小計	53.9	1.2	0.7	
	市街化調整区域	99.1	12.2	4.7		

※1 令和元年度末現在

※2 端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、総面積と一致しないことがあります。

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和2年10月調べ）

表 3-17 地目別土地面積

(単位：m²)

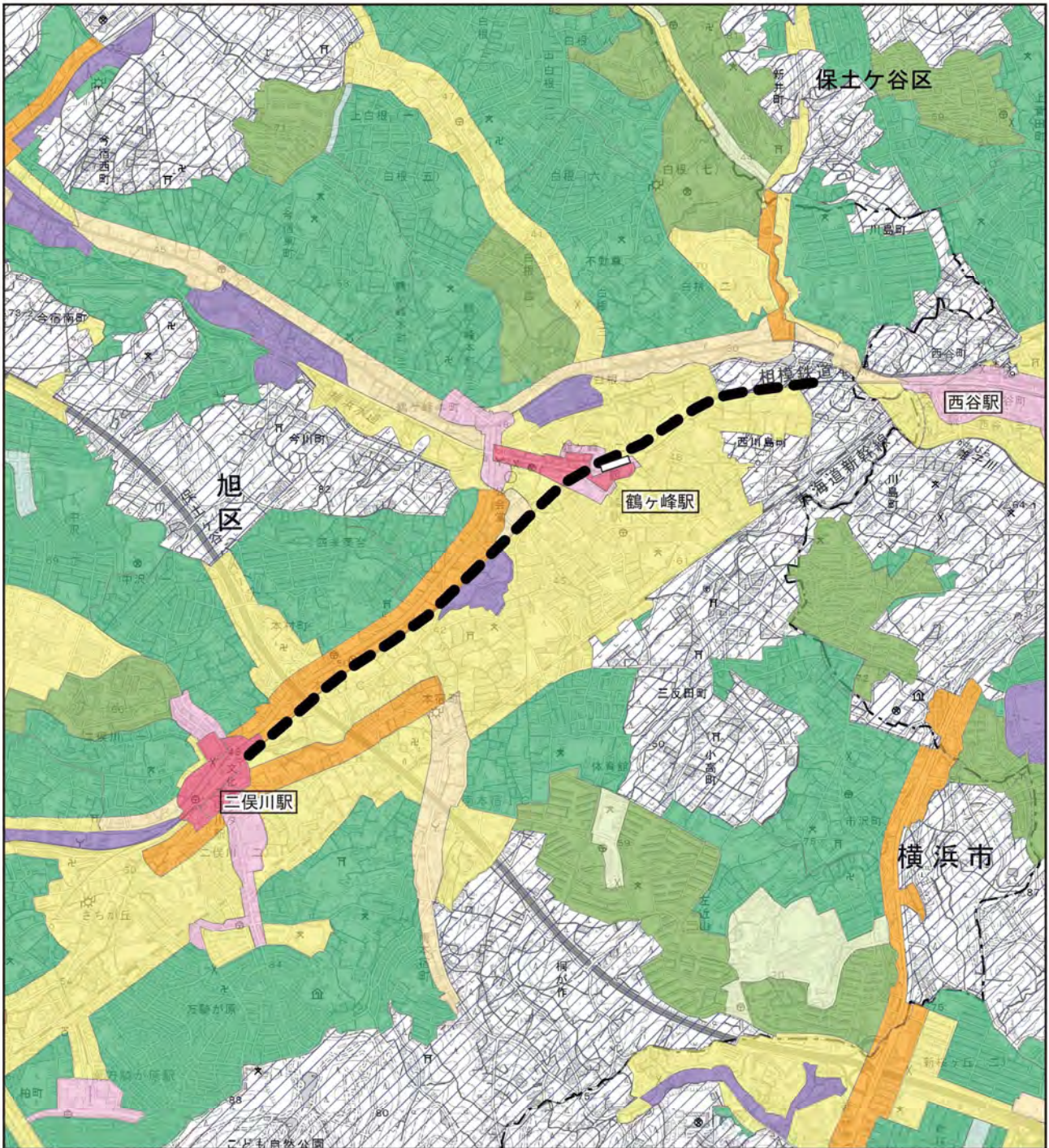
行政区分		横浜市		
		旭区	保土ヶ谷区	
総面積		273,400,185	22,031,506	13,396,358
宅地	小規模住宅用地	137,991,948	10,649,120	7,708,173
	一般住宅用地	12,832,956	1,181,789	629,071
	商業地等	52,687,473	1,836,735	1,269,910
	総面積	203,512,377	13,667,644	9,607,154
田		2,091,306	23,304	2,359
畑		26,913,970	2,741,231	1,129,999
山林		18,405,466	2,089,488	1,148,695
原野		62,014	406	—
池沼		16,160	1,470	—
雑種地		22,398,892	3,507,963	1,508,151
	うち鉄道用地	4,141,558	237,113	312,507

※1 平成31年1月1日現在

※2 国及び地方公共団体の所有する公有地、公衆用道路、保安林、学校用地、宗教法人の境内等の固定資産税が非課税とされている土地は含みません。

資料：「横浜市統計書[web版]」

(横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和2年10月調べ)



凡例

--- : 対象事業実施区域

- - - : 区界

- | | |
|--|---|
|  : 第一種低層住居専用地域 |  : 準住居地域 |
|  : 第二種低層住居専用地域 |  : 近隣商業地域 |
|  : 第一種中高層住居専用地域 |  : 商業地域 |
|  : 第二種中高層住居専用地域 |  : 準工業地域 |
|  : 第一種住居地域 |  : 市街化調整区域 |
|  : 第二種住居地域 | |



1 : 25,000

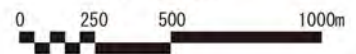
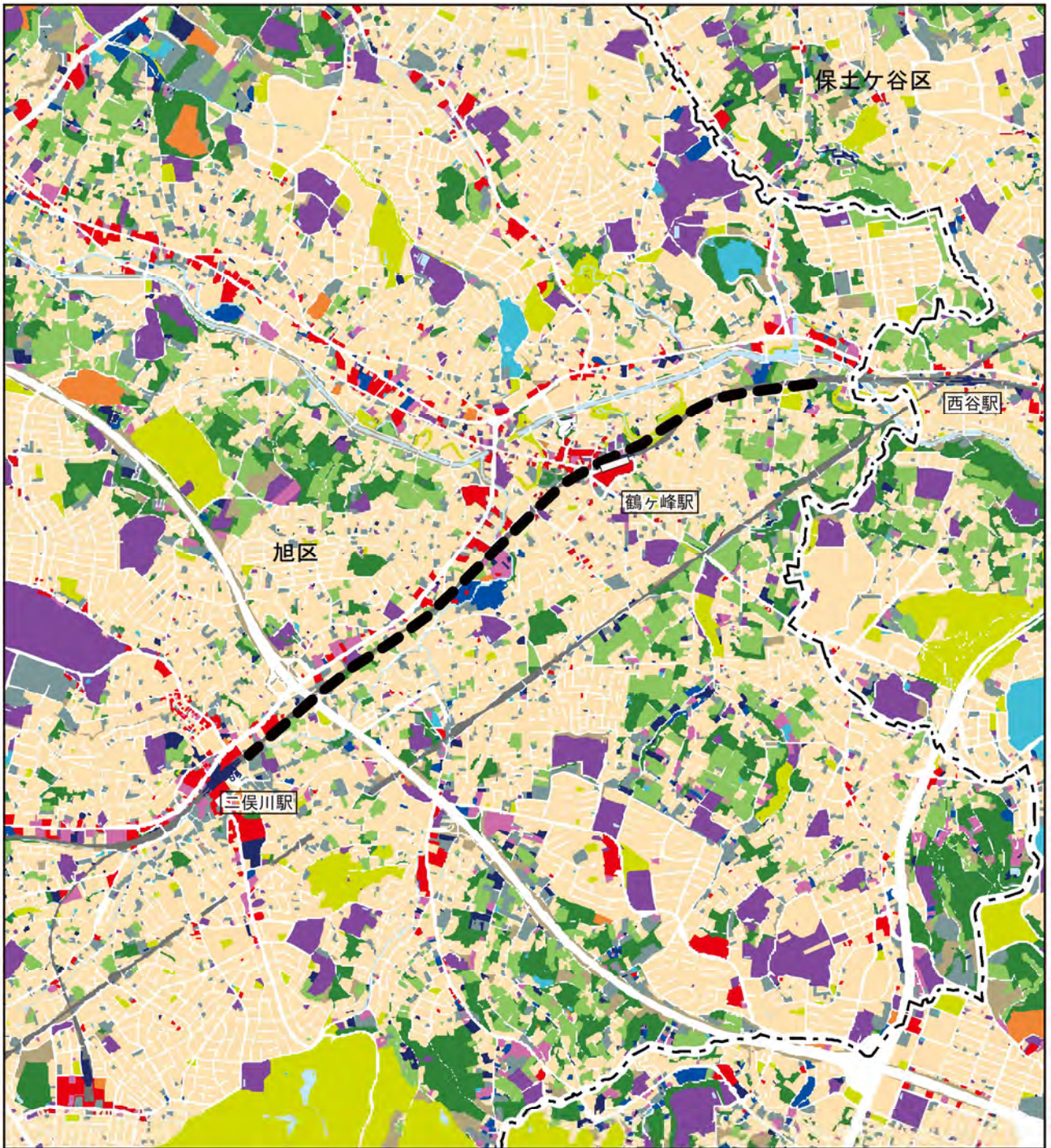


図 3-13 用途地域図

資料：「横浜市行政地図情報提供システム まちづくり地図情報i-マップ」
 (横浜市総務局ICT基盤管理課ホームページ、令和2年10月調べ)



凡例

--- : 対象事業
実施区域

- - - : 区界

自然的 土地利用	農地	都市的 土地利用	運輸倉庫用地
	山林		供給処理施設用地
	河川・水路・水面		公共・文教厚生用地
	荒地・海浜・法面等		防衛施設用地
都市的 土地利用	住宅系用地		公園・ゴルフ場等
	業務用地		駐車場・その他空地
	商業用地		道路用地
	宿泊娯楽施設用地		鉄道用地
	工業用地		



1 : 25,000



図 3-14 土地利用現況図

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成26年・27年度」
(横浜市建築局企画部都市計画課、平成30年4月)

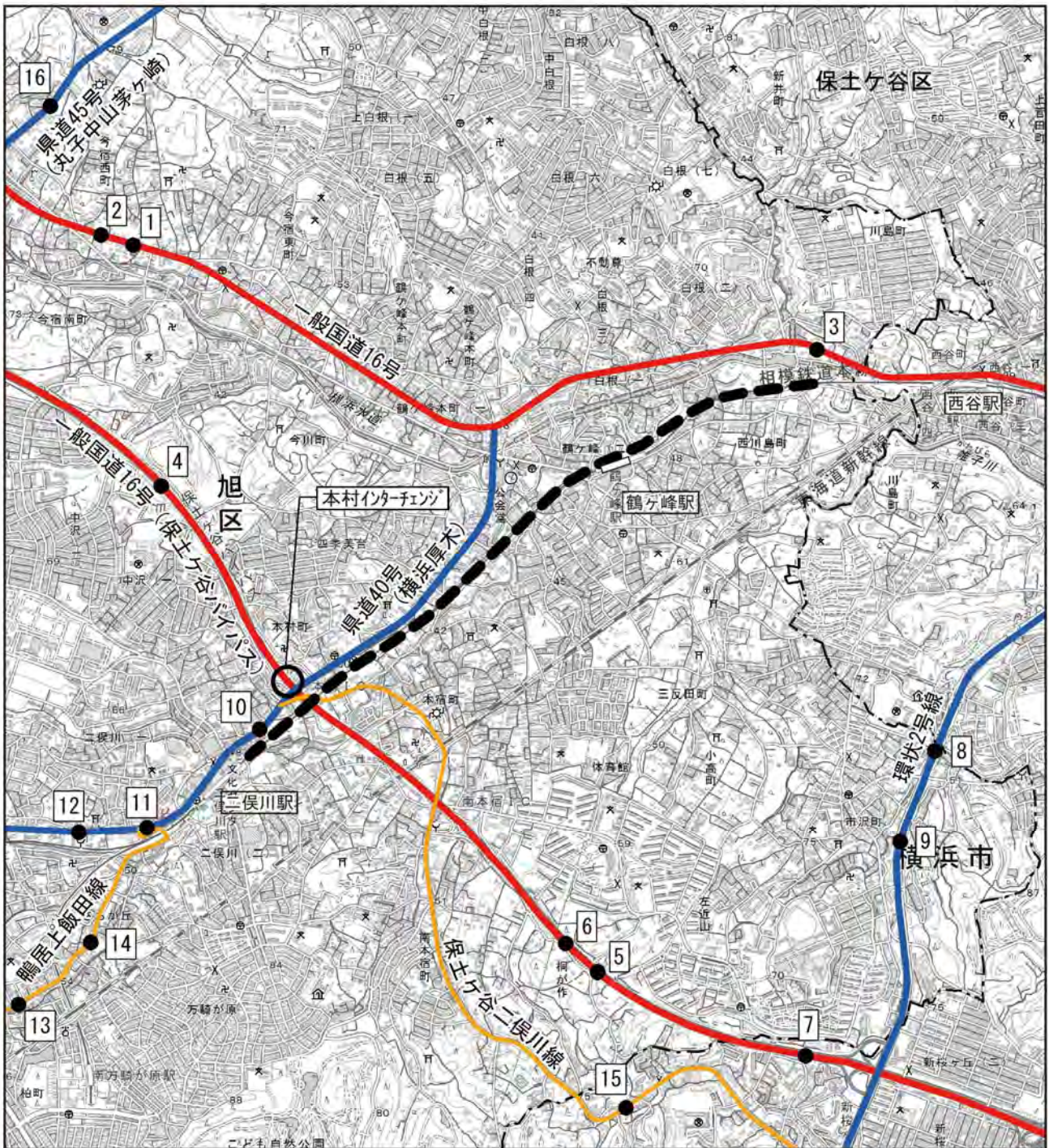
3.2.7 交通、運輸の状況

1) 道路交通

調査区域における主要道路の状況は、図 3-15 に示すとおりです。また、交通量の状況は、表 3-18 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺には、対象事業実施区域と並行して通っている一般国道 16 号及び県道 40 号（横浜厚木）が存在します。また、二俣川駅側には、対象事業実施区域と交差する形で、一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）及び保土ケ谷二俣川線が通っており、県道 40 号（横浜厚木）と一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）が接続する本村インターチェンジが存在します。自動車専用道路である一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）については、交通量（昼間 12 時間）が他の道路に比べ多く 100,000 台前後となっています。環状 2 号線についても、交通量（昼間 12 時間）が比較的多く 40,000 台を超えています。

また、調査区域におけるバス路線は図 3-16 に示すとおりで、横浜市営バス、相鉄バス、神奈中バスの 3 社が運行しています。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 指定市の一般市道
- : 交通量調査地点

資料：「平成17年度 道路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省、平成18年6月）
 「平成22年度 道路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省、平成23年9月）
 「平成27年度 道路交通情勢調査（道路交通センサス）」
 （国土交通省、平成29年6月）



1 : 25,000



図 3-15 主要道路網及び交通量調査地点

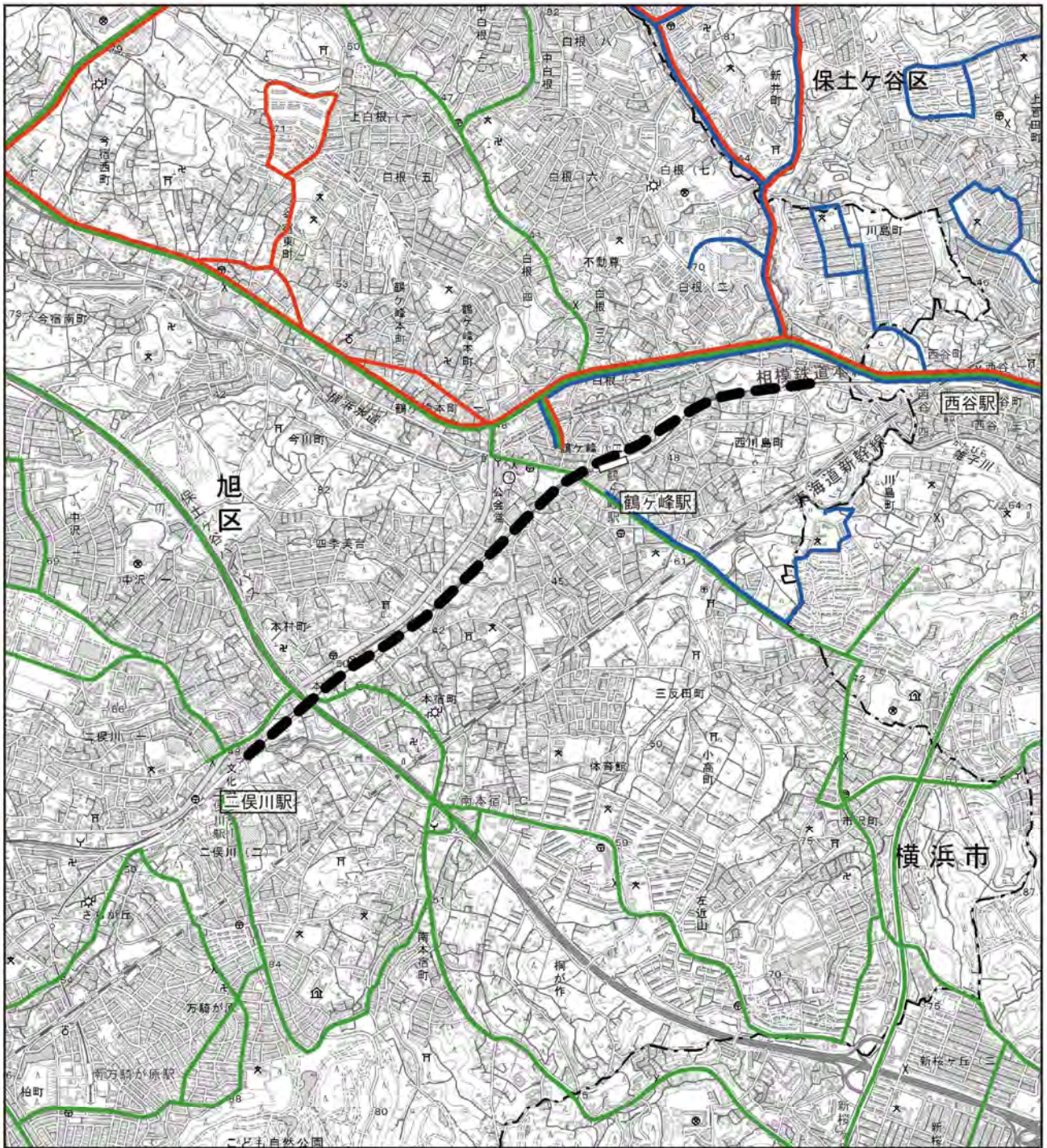
表 3-18 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点		平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
一般国道 16 号	1	旭区今宿西町 173	11,952	10.9	—	—	—	—
	2	旭区今宿西町 161-1 (今宿)	—	—	—	—	10,502	10.3
	3	旭区西川島町 3	—	—	15,941	13.7	17,912	31.2
一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	4	旭区今川町	99,148	21.3	—	—	—	—
	5	旭区桐が作 1492	108,571	22.0	—	—	—	—
	6	旭区桐が作 1776 (左近山)	—	—	—	—	103,633	32.1
	7	保土ヶ谷区 今井町 353	—	—	104,846	26.2	—	—
環状 2 号線	8	旭区市沢町 157	—	—	43,904	15.5	—	—
	9	旭区市沢町 4962	—	—	43,758	15.6	—	—
県道 40 号 (横浜厚木)	10	旭区本村町 26	22,093	13.1	—	—	—	—
	11	旭区さちが丘	—	—	10,609	8.3	17,499	10.6
	12	旭区さちが丘	—	—	—	—	10,715	7.1
鴨居上飯田線	13	旭区さちが丘 189	10,296	15.2	—	—	—	—
	14	旭区さちが丘	—	—	—	—	11,210	11.9
保土ヶ谷二俣川線	15	保土ヶ谷区 今井町 720	—	—	7,144	10.8	—	—
県道 45 号 (丸子中山茅ヶ崎)	16	旭区都岡町	—	—	—	—	15,538	11.6

※1 表中の観測地点の番号は図 3-15に対応します。

※2 交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

資料：「平成 17 年度 道路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 18 年 6 月）
 ：「平成 22 年度 道路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 23 年 9 月）
 ：「平成 27 年度 道路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 29 年 6 月）

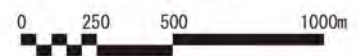


凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 横浜市営バス
- : 相鉄バス
- : 神奈中バス



1 : 25,000



資料：「中山営業所路線図」
 (神奈川中央交通株式会社ホームページ、令和2年10月調べ)
 「相鉄バス路線図」(相鉄グループホームページ、令和2年10月調べ)
 「横浜市営バス路線マップ」
 (横浜市交通局自動車本部営業課ホームページ、令和2年10月調べ)

図 3-16 バス路線図

2) 鉄道

調査区域における鉄道網の状況は、図 3-17 に示すとおりです。

調査区域の旅客用鉄道は、相模鉄道本線、相模鉄道いずみ野線及び東海道新幹線が存在します。

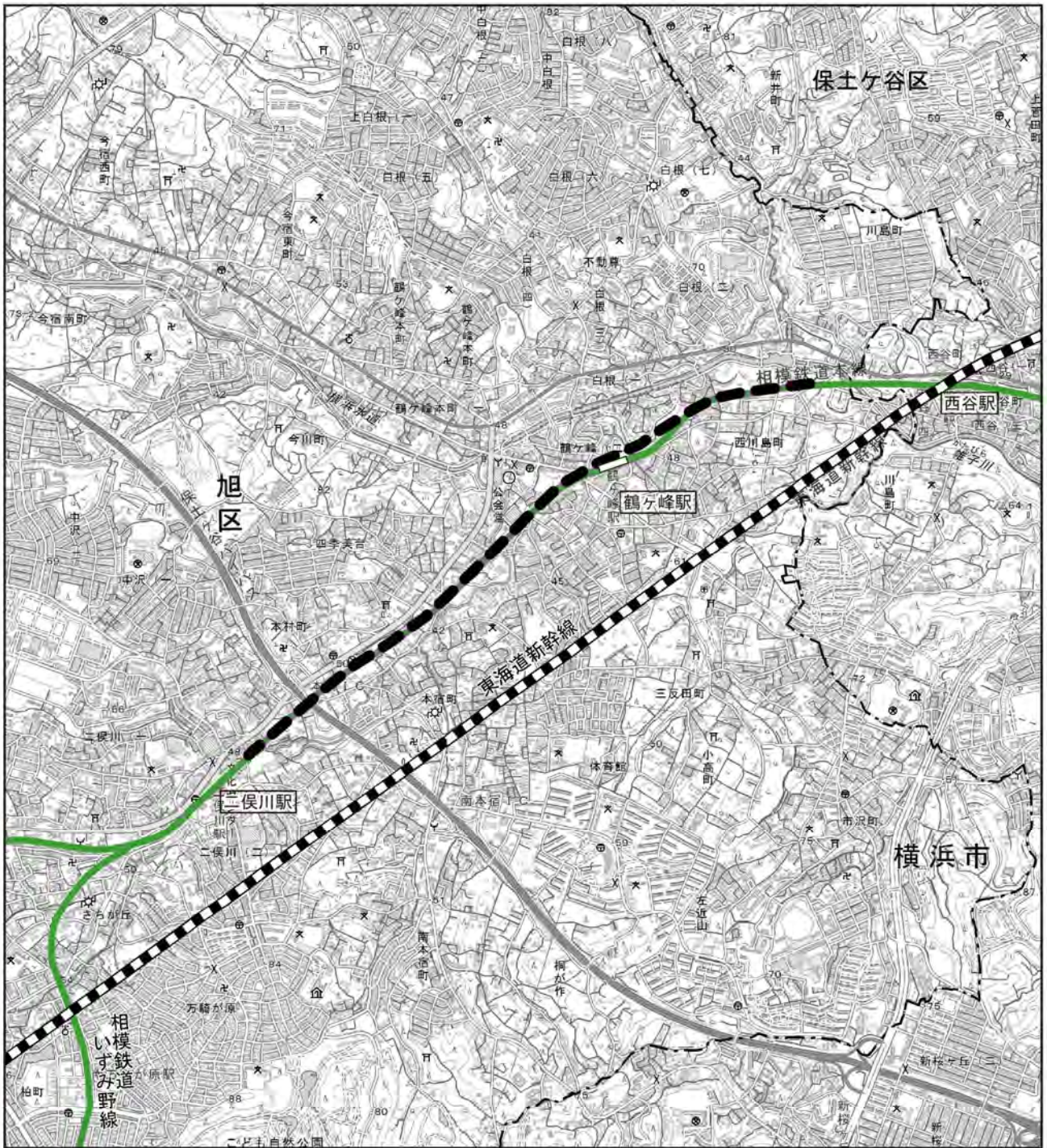
また、調査区域の鉄道駅及び乗車人数は、表 3-19 に示すとおりです。過去 5 年間の推移をみると、西谷駅、鶴ヶ峰駅の乗車人数は、平成 27 年度から令和元年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。一方、二俣川駅の乗車人数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけてほぼ横ばいで推移していますが、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて約 2,000 人増加しています。

表 3-19 鉄道駅の乗車人数（1日平均）

（単位：人）

路線	駅名	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
相模鉄道本線	西谷	11,529	11,447	11,456	11,512	12,213
	鶴ヶ峰	29,011	29,090	29,070	29,027	28,819
相模鉄道本線 相模鉄道いずみ野線	二俣川	38,835	38,784	39,169	41,348	41,306

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和2年10月調べ）



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 相模鉄道
- : 東海道新幹線



1 : 25,000

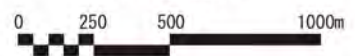


図 3-17 鉄道網図

3.2.8 公共施設等の状況

1) 教育機関等

調査区域における教育機関等は、表 3-20 及び図 3-18 に示すとおりです。

調査区域内では幼稚園・保育園が 68 施設、小学校が 16 校、中学校が 10 校、高等学校が 5 校、特別支援学校が 1 校存在しています。この内、対象事業実施区域周辺に位置する教育機関等は、鶴ヶ峰駅周辺に位置している「あつぷる保育園鶴ヶ峰 (A12)」、「あつぷるキッズつるがみね (A16)」、「オハナ鶴ヶ峰保育園 (A18)」、対象事業実施区域の中央付近に位置している「おれんじハウス二俣川保育園 (A31)」、「鶴ヶ峰幼稚園 (A56)」、二俣川駅周辺に位置している「太陽の子 二俣川駅保育園 (A30)」、「イングリッシュ保育園二俣川 (A44)」、「横浜昭和幼稚園 (A59)」等となります。

表 3-20 教育機関等

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	保育所 幼稚園	A01	横浜市今宿保育園	今宿南町 2000-4
		A02	横浜市白根保育園	白根七丁目 31-3
		A03	横浜市左近山保育園	左近山 1997
		A04	キッズガーデン横浜鶴ヶ峰	鶴ヶ峰二丁目 48-7
		A05	グローバルキッズ 南万騎が原園	柏町 127 KNOCKS みなまきみらい
		A06	西川島保育園	西川島町 134-11
		A07	鶴ヶ峰保育園	鶴ヶ峰一丁目 64-1
		A08	マヤ保育園	市沢町 874-4
		A09	土と愛 子供の家保育所	上白根二丁目 9-18
		A10	まきが原愛児園	万騎が原 3
		A11	ちとせ保育園	今川町 60-2
		A12	あつぷる保育園鶴ヶ峰	鶴ヶ峰二丁目 82-1 コロロット鶴ヶ峰 3 階
		A13	上の原保育園	小高町 104-5
		A14	明德二俣川保育園	二俣川 1 丁目 6-1 二俣川北口ビル 6 階
		A15	ポプラ保育園	鶴ヶ峰一丁目 25-11
		A16	あつぷるキッズつるがみね	鶴ヶ峰二丁目 30-1
		A17	旭はるかぜ保育園	さちが丘 34-13
		A18	オハナ鶴ヶ峰保育園	鶴ヶ峰二丁目 30-1
		A19	横浜小谷かなりや保育園	南本宿町 26-5
		A20	太陽の子 さちが丘保育園	さちが丘 52-7 アーヴァイン山太 1 階
		A21	横濱あんじゅ保育園	二俣川 2 丁目 58-8
		A22	あゆみ保育園	鶴ヶ峰二丁目 5-23
		A23	太陽の子 白根保育園	白根二丁目 3-18 パール横浜白根ビル 3 階
		A24	太陽の子 鶴ヶ峰保育園	白根一丁目 14-7
		A25	グローバルキッズ 白根保育園	白根五丁目 13-1
		A26	あゆみキッズ保育園 (あゆみ保育園の分園)	鶴ヶ峰二丁目 17-26
		A27	認定こども園二俣川幼稚園	今川町 16-1
		A28	のぞみ保育園	柏町 116-3
		A29	ポプラ第二保育園	鶴ヶ峰二丁目 69-24

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	保育所 幼稚園	A30	太陽の子 二俣川駅保育園	二俣川2丁目50-14 コプレ二俣川5階
		A31	おれんじハウス二俣川保育園	本村町 38-3 宮の杜パーク 106 号室
		A32	ちゃいれっく上白根保育室	上白根一丁目1-19ライオンズマンション鶴ヶ峰 第7 101 号室
		A33	保育室 ひかり	市沢町 557-1
		A34	あさひすまいる保育園	鶴ヶ峰本町二丁目 46-1 BF ハイソ 202
		A35	旭ローズ保育園	二俣川 1 丁目 7
		A36	SAFARI KID 保育園	四季美台 72-1
		A37	SUN KID 保育園	四季美台 72-1
		A38	すずらん二俣川保育園	さちが丘 3-4 北上ビル 1 階
		A39	マミー保育園二俣川	さちが丘 3 TP ハイソ 1 階
		A40	保育園夢未来二俣川園	さちが丘 138-2
		A41	Blue Sky International	二俣川 2 丁目 57-5 メディカル 2 階
		A42	託児ルームあぷりこっと	南本宿町 98-62
		A43	スマイルキッズ 二俣川	さちが丘 145-2 オーバーヒルズ 一番館 1 階
		A44	イングリッシュ保育園二俣川	二俣川 1 丁目 2-1 ライオンズステーションラサ 二俣川 204 号室
		A45	チャイルドマインダーばおぼぶの木	白根五丁目 15-12
		A46	保育園スマイルキッズ 二俣川駅前	二俣川一丁目 2-1 ライオンズステーションラサ 二俣川 102
		A47	あたご幼稚園	白根二丁目 34-7
		A48	今宿幼稚園	今宿東町 832-2
		A49	上の原幼稚園	小高町 56-2
		A50	柏幼稚園	柏町 7
		A51	グリーンヒル幼稚園	鶴ヶ峰一丁目 22-17
		A52	左近山幼稚園	市沢町 980
		A53	しみずがおか幼稚園	中沢二丁目 27-1
		A54	白根幼稚園	中白根一丁目 9-19
		A55	清来寺幼稚園	今宿南町 1897-2
		A56	鶴ヶ峯幼稚園	鶴ヶ峰一丁目 17
		A57	本宿幼稚園	本宿町 99
		A58	まきが原幼稚園	万騎が原 3
	A59	横浜昭和幼稚園	二俣川 2 丁目 7	
	小学校	A60	横浜市立二俣川小学校	二俣川 1 丁目 33
		A61	横浜市立市沢小学校	市沢町 781
		A62	横浜市立白根小学校	中白根一丁目 9-1
		A63	横浜市立鶴ヶ峯小学校	鶴ヶ峰一丁目 42
		A64	横浜市立本宿小学校	本宿町 16
		A65	横浜市万騎が原小学校	大池町 66
		A66	横浜市立今宿小学校	今宿東町 829
		A67	横浜市立さちが丘小学校	さちが丘 110-1
		A68	横浜市立不動丸小学校	白根三丁目 33-1
		A69	横浜市立南本宿小学校	南本宿町 79
		A70	横浜市立中尾小学校	中尾一丁目 8-1
		A71	横浜市立今宿南小学校	今宿南町 1879-2
A72		横浜市立左近山小学校	左近山 1997-2	

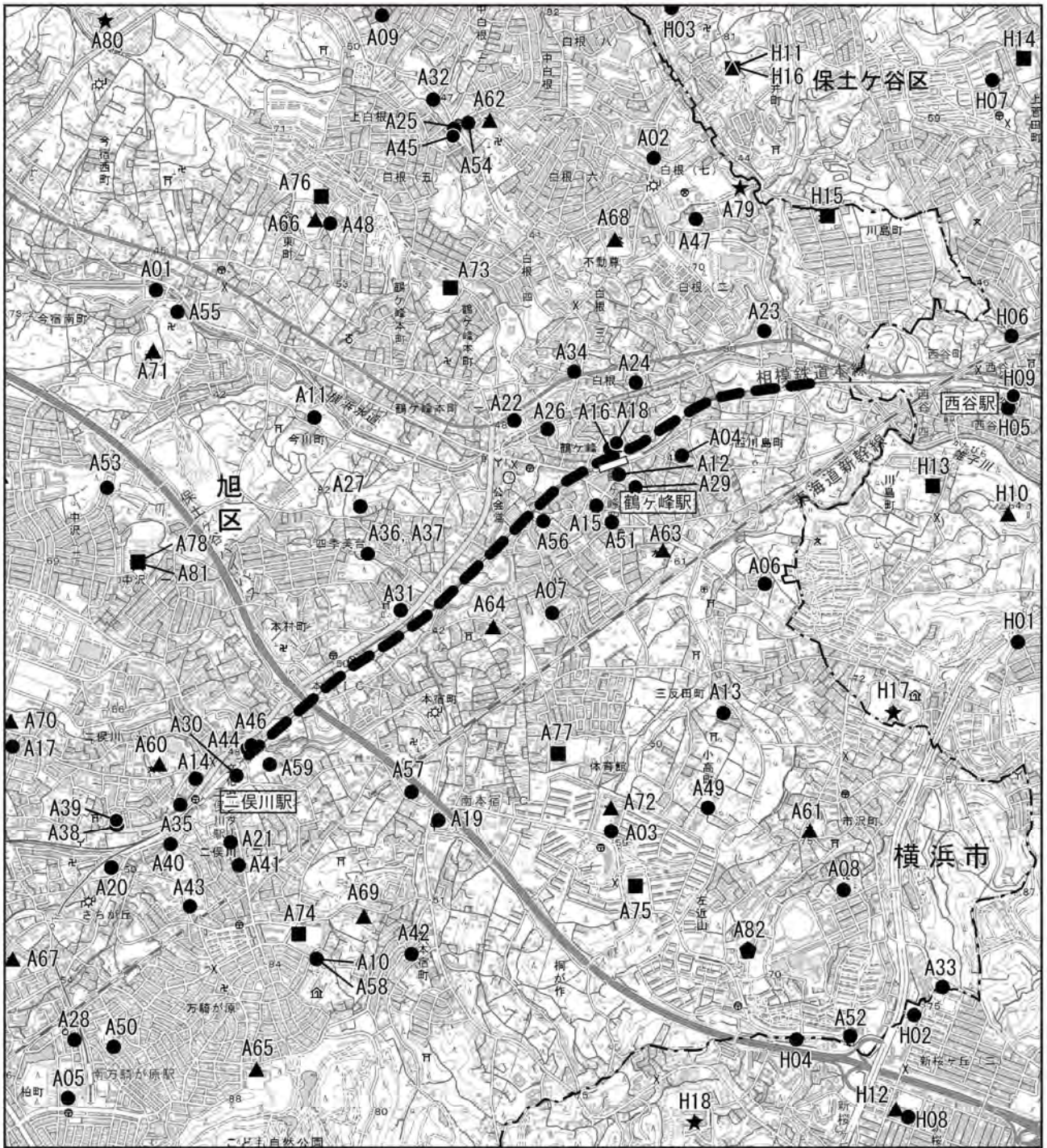
行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	中学校	A73	横浜市立鶴ヶ峰中学校	鶴ヶ峰本町三丁目 28-1
		A74	横浜市立万騎が原中学校	万騎が原 31
		A75	横浜市立左近山中学校	左近山 1335-2
		A76	横浜市立今宿中学校	今宿東町 825
		A77	横浜市立本宿中学校	川島町 1979
		A78	横浜富士見丘学園中等教育学校	中沢一丁目 24-1
	高等学校	A79	横浜商科大学高等学校	白根七丁目 1-1
		A80	神奈川県立横浜旭陵高等学校	上白根町 1161-7
		A81	横浜富士見丘学園高等教育学校	中沢一丁目 24-1
特別支援学校	A82	横浜市立左近山特別支援学校	左近山 1011	
保土ヶ谷区	保育所 幼稚園	H01	横浜市向台保育園	川島町 734
		H02	新桜ヶ丘保育園	新桜ヶ丘二丁目 41-9
		H03	千丸台保育園	新井町 326-3
		H04	プチアンジュ保育園	今井町 502-5
		H05	えぶちにしや園	西谷町 909-1
		H06	えぶち保育園	西谷町 1000-1
		H07	笹山保育園	上菅田町 951-15
		H08	立正桜ヶ丘幼稚園	新桜ヶ丘一丁目 22-2
		H09	えがお園 (えぶちにしや保育園の分園)	西谷町 916-2
	小学校	H10	横浜市立川島小学校	川島町 1162
		H11	横浜市立新井小学校 桜坂分校	新井町 580
		H12	横浜市立藤塚小学校	新桜ヶ丘一丁目 22-1
	中学校	H13	横浜市立西谷中学校	川島町 1208
		H14	横浜市立上菅田中学校	上菅田町 780
		H15	横浜市立新井中学校	新井町 43-7
		H16	横浜市立新井中学校桜坂分校	新井町 580
	高等学校	H17	神奈川県立保土ヶ谷高等学校	川島町 1557
		H18	神奈川県立商工高等学校	今井町 743

資料：「神奈川県私立学校名簿」

(神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県教育局総務室ホームページ、令和2年10月調べ)

：「保育所・保育施設検索」(横浜市こども青少年局ホームページ、令和2年10月調べ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 保育所、幼稚園
- ▲ : 小学校
- : 中学校
- ★ : 高等学校
- ◆ : 特別支援学校

資料：「神奈川県私立学校名簿」
 (神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課ホームページ、
 令和2年10月調べ)
 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県教育局総務室ホームページ、
 令和2年10月調べ)
 「保育所・保育施設検索」(横浜市子ども青少年局ホームページ、
 令和2年10月調べ)

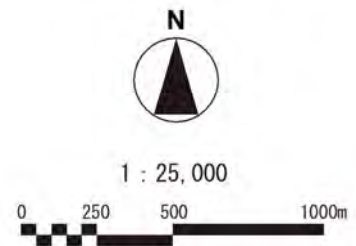


図 3-18 教育機関等

2) 主な医療機関

調査区域における主な医療機関は、表 3-21 及び図 3-19 に示すとおりです。

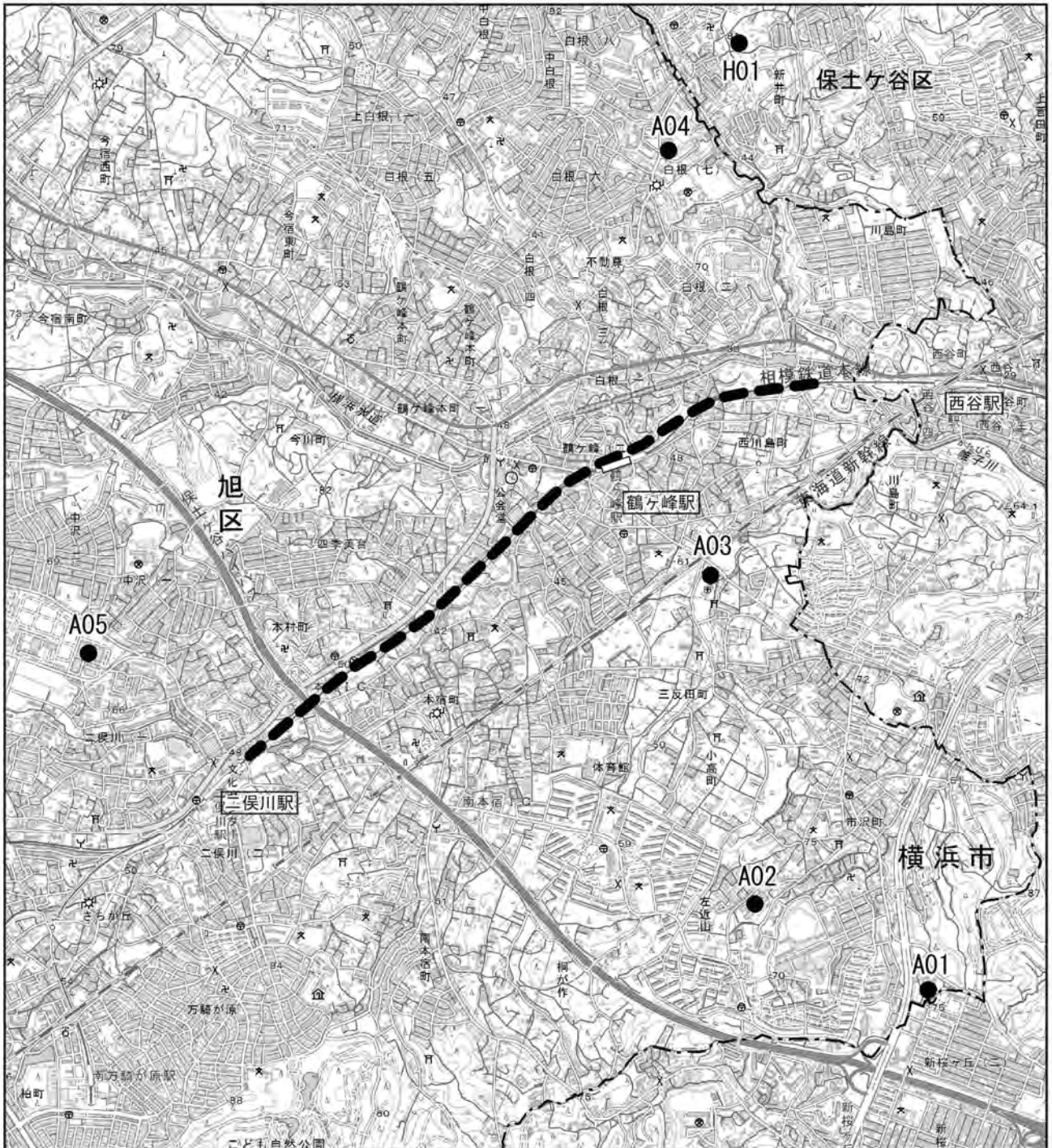
調査区域内では主な医療機関が 6 施設存在し、この内、対象事業実施区域に最も近い病院は「横浜鶴ヶ峰病院 (A03)」で、対象事業実施区域から 600m 程度に位置しています。

表 3-21 主な医療機関

行政区分	No.	施設名	所在地
旭区	A01	重症心身障害児（者）施設横浜療育医療センター	市沢町 557-2
	A02	(公財) 積善会日向台病院	市沢町 1081
	A03	横浜鶴ヶ峰病院	川島町 1764
	A04	(医) 芳生会保土ヶ谷病院	白根七丁目 11-1
	A05	神奈川県立がんセンター	中尾二丁目 3-2
保土ヶ谷区	H01	港北病院	新井町 486

資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」

(横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 主な医療機関



1 : 25,000



図 3-19 主な医療機関

資料：「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」
 (横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課ホームページ、令和2年10月調べ)

3) 主な官公庁等

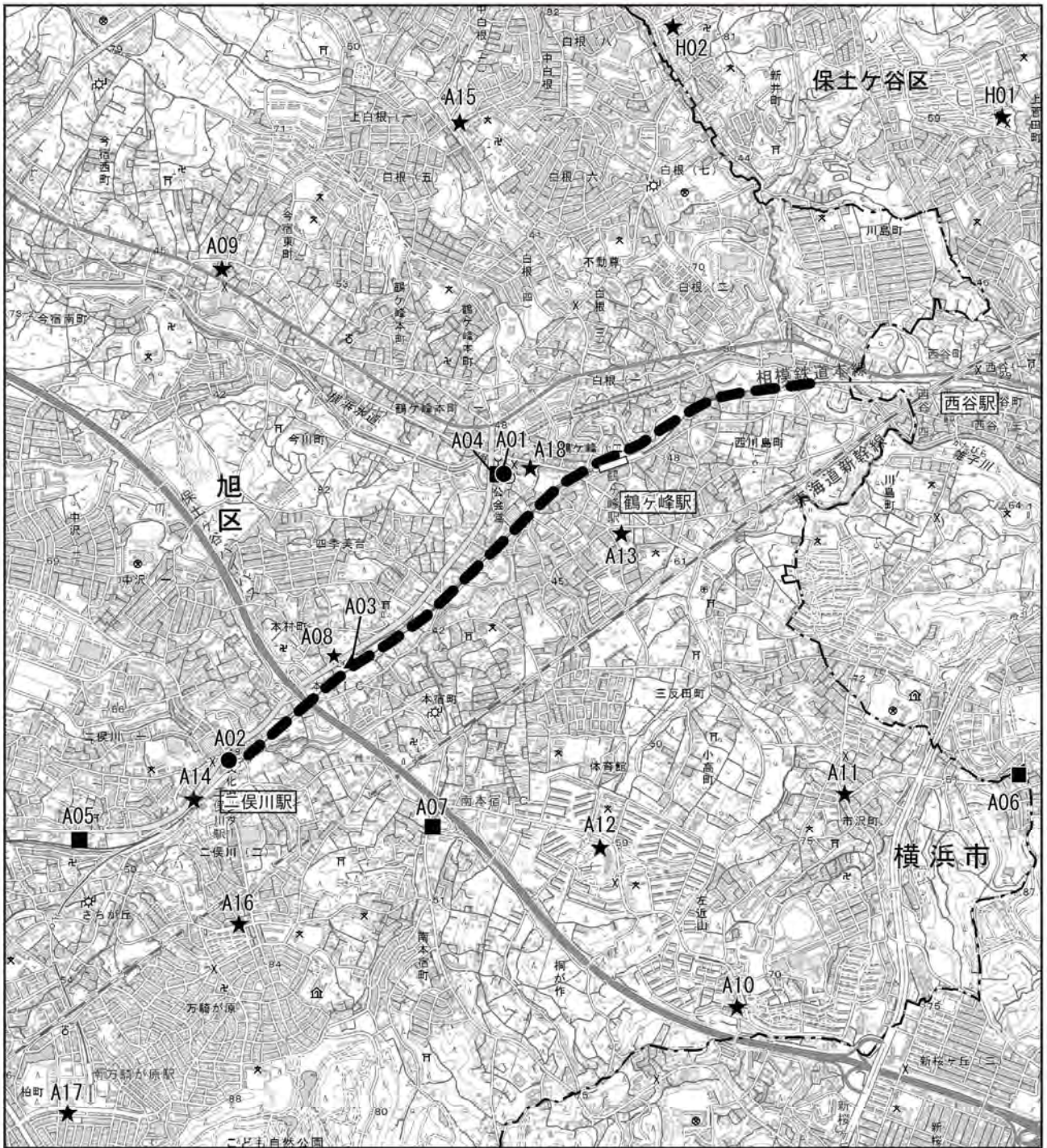
調査区域における主な官公庁等は、表 3-22 及び図 3-20 に示すとおりです。

調査区域内では区役所等が 2 施設、警察署が 1 施設、消防署等が 4 施設、郵便局が 13 施設存在しています。この内、対象事業実施区域周辺に位置する官公庁等は、鶴ヶ峰駅周辺に位置している「旭区役所 (A01)」、「旭警察署 (A03)」、「旭消防署 (A04)」、「旭郵便局 (A08)」、「鶴ヶ峰駅前郵便局 (A18)」となります。

表 3-22 主な官公庁等

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	区役所等	A01	旭区役所	鶴ヶ峰一丁目 4-12
		A02	二俣川駅行政サービスコーナー	二俣川 1 丁目 3-2
	警察署	A03	旭警察署	本村町 33-5
	消防署等	A04	旭消防署	鶴ヶ峰一丁目 4-12
		A05	さちが丘消防出張所	さちが丘 45-2
		A06	市沢消防出張所	市沢町 335-13
		A07	南本宿消防出張所	南本宿町 26-7
	郵便局	A08	旭郵便局	本村町 44-2
		A09	今宿郵便局	今宿東町 1631-4
		A10	左近山郵便局	左近山 402
		A11	市沢郵便局	市沢町 692
		A12	小高郵便局	左近山 16-1
		A13	鶴ヶ峰郵便局	鶴ヶ峰一丁目 38-2
		A14	二俣川郵便局	二俣川 1 丁目 4-3
		A15	白根郵便局	中白根二丁目 1-10
		A16	万騎が原郵便局	二俣川 2 丁目 87-4
		A17	南万騎が原駅前郵便局	柏町 36-10
		A18	鶴ヶ峰駅前郵便局	鶴ヶ峰一丁目 2-11
保土ヶ谷区	郵便局	H01	上菅田郵便局	上菅田町 951
		H02	千丸台郵便局	新井町 356

資料: 「2020 年度版 暮らしのガイド」 (横浜市市民局広報相談サービス部広報課、令和 2 年 4 月)
「消防局・消防署・消防出張所の配置」
(横浜市消防局総務部企画課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)
「郵便局・ATM を探す」 (日本郵政ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

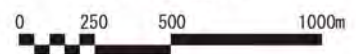


凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 区役所等
- ▲ : 警察署
- : 消防署等
- ★ : 郵便局



1 : 25,000



資料：「2020年度版 暮らしのガイド」
 (横浜市市民局広報相談サービス部広報課、令和2年4月)
 「消防局・消防署・消防出張所の配置」
 (横浜市消防局総務部企画課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「郵便局・ATMを探す」(日本郵政ホームページ、令和2年10月調べ)

図 3-20 主な官公庁等

4) 主な福祉施設等

調査区域における主な福祉施設等は、表 3-23 及び図 3-21 に示すとおりです。

調査区域内では高齢者福祉施設が 42 施設、障害者福祉施設が 4 施設、地域ケアプラザが 8 施設、その他の福祉施設が 1 施設存在し、この内、対象事業実施区域に最も近い福祉施設はその他の福祉施設の「旭区社会福祉協議会 (A48)」で、対象事業実施区域に隣接しています。

表 3-23 主な福祉施設等

行政区分	種類	No.	施設名	所在地
旭区	特別養護老人ホーム (兼老人短期入所施設)	A01	ケリンサイト 清盛	万騎が原 4
		A02	ウイ南本宿	南本宿町 109-1
		A03	富士見園	南本宿町 125-1
		A04	今宿ホーム	今宿一丁目 5-1
		A05	特別養護老人ホーム 今川の郷	今川町 36-1
	有料老人ホーム	A06	シルバーライフはなみずき	今宿西町 190
		A07	ホームステーション らいふ二俣川	本宿町 66-2
		A08	サニステージ 二俣川	二俣川 1 丁目 30-3
		A09	ハートランド・エミシ横濱旭	都岡町 72-4
		A10	リハビリホームケランダ 二俣川	中沢二丁目 2-1
	介護老人保健施設	A11	けいあいの郷今宿	今宿東町 525-2
		A12	ナシクピア横浜	南本宿町 118-19
		A13	ハートケア左近山	市沢町 971-1
	介護療養型医療施設	A14	横浜鶴ヶ峰病院	川島町 1764
	認知症高齢者 グループホーム	A15	三幸の園	西川島町 127-1
		A16	フレディ本宿	本宿町 18-14
		A17	のぞみの家	今川町 95-10
		A18	神田園	西川島町 68-11
		A19	フレディ都岡	今宿西町 296
		A20	サリュールあさひ式番館	桐が作 1804-16
		A21	ふあいとパーティつくいけ	今宿西町 358
		A22	そんぼの家 GH 西川島	西川島町 29-10
		A23	シャロム・ミツの木	上白根町 132-3
		A24	華寿園	市沢町 571-1
		A25	愛の郷	川島町 1599-13
		A26	シャロム・ミツの木鶴ヶ峰本町	鶴ヶ峰本町二丁目 41-9
		A27	かわしまの里	川島町 1882-1
		A28	ニチケアセンター 横浜鶴ヶ峰	西川島町 82-14
		A29	あさひ別荘	四季美台 68-45
		A30	サン・フローラ上白根	上白根町 163-1
		A31	横浜旭の家	白根五丁目 42-11
	小規模多機能型居宅介護	A32	ふれあいの里 たちばな	上白根一丁目 34-8
		A33	コラージュ二俣川	二俣川 2 丁目 58-8
		A34	小規模多機能型居宅介護事業所 ラウレア	鶴ヶ峰一丁目 24-7
		A35	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ万騎が原	万騎が原 81-7
	看護小規模多機能型居宅 介護	A36	看護小規模多機能型施設 バームハウス	さちが丘 7-14

行政区分	種類	No.	施設名	所在地
旭区	障害者支援施設	A37	しらねの里	上白根町 1092
		A38	光の丘	白根七丁目 10-6
	障害児入所施設	A39	ぶどうの実	白根七丁目 10-6
		A40	横浜療育医療センター	市沢町 557-2
	地域ケアプラザ	A41	万騎が原地域ケアプラザ	万騎が原 4
		A42	上白根地域ケアプラザ	上白根町 112
		A43	左近山地域ケアプラザ	左近山 1186-2
		A44	鶴ヶ峰地域ケアプラザ	鶴ヶ峰一丁目 38-3
		A45	今宿西地域ケアプラザ	今宿西町 410-1
		A46	白根地域ケアプラザ	白根二丁目 3-18
A47		二俣川地域ケアプラザ	二俣川 2 丁目 50-14	
その他の福祉施設	A48	旭区社会福祉協議会	鶴ヶ峰一丁目 6-35	
保土ヶ谷区	特別養護老人ホーム (兼老人短期入所施設)	H01	かわしまホーム	川島町 1514-2
		H02	くぬぎ台	川島町 1363-1
		H03	美立の杜	今井町 609-1
	介護老人保健施設	H04	けいあいの郷西谷	西谷町 1018-2
	認知症高齢者 グループホーム	H05	せらび保土ヶ谷	川島町 1219-1
		H06	ホームリア	西谷町 943
	地域ケアプラザ	H07	今井地域ケアプラザ	今井町 412-8

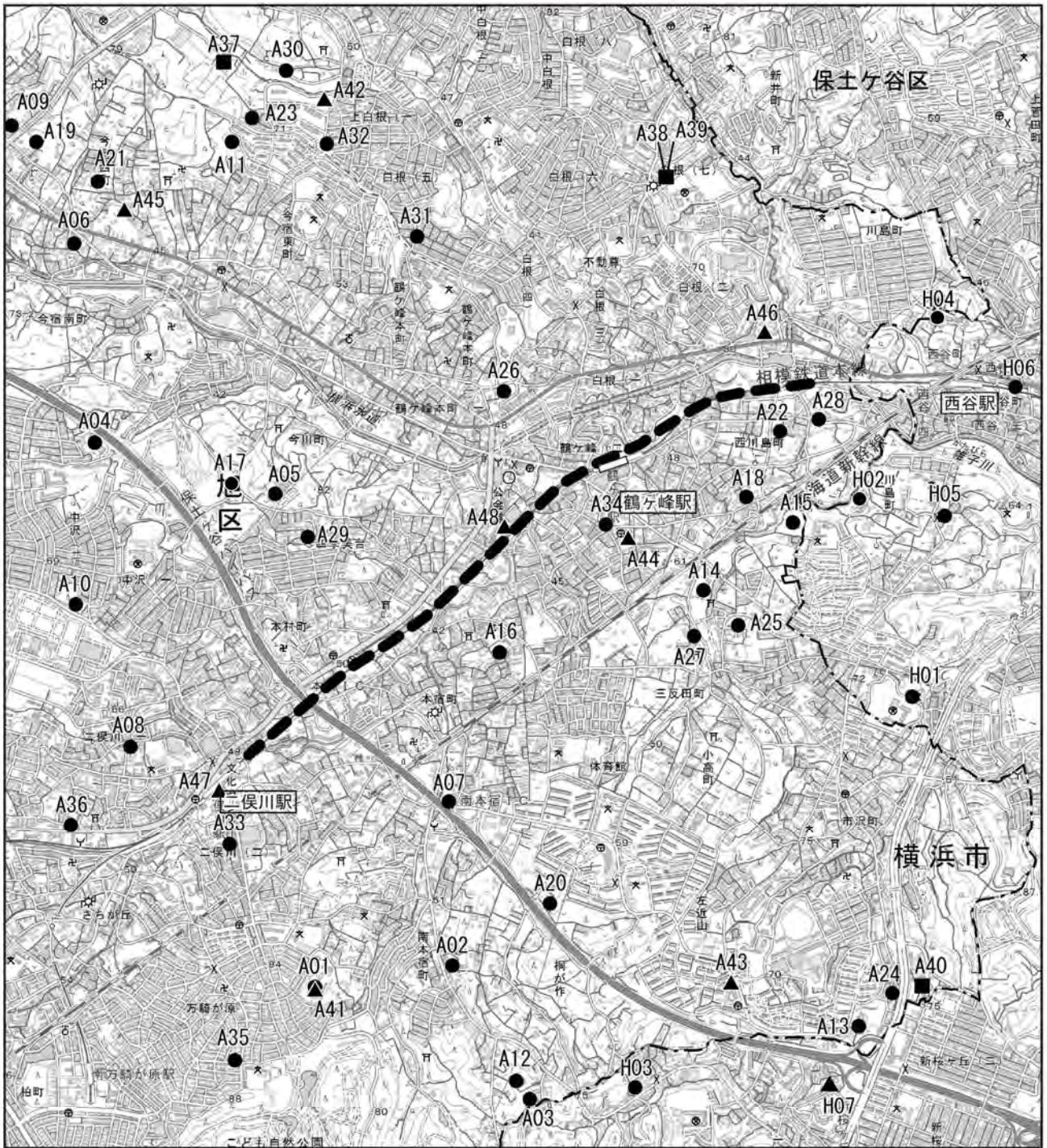
資料：「高齢者福祉保健施設一覧」

(横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「障害福祉のあんない 2020」(横浜市健康福祉局障害施策推進課、令和 2 年 6 月)

：「地域ケアプラザ紹介」

(横浜市健康福祉局地域福祉保健部地域支援課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 高齢者福祉施設
- : 障害者福祉施設
- ▲ : 地域ケアプラザ
その他の福祉施設

資料：「高齢者福祉保健施設一覧」

(横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「障害福祉のあんない 2020」

(横浜市健康福祉局障害施策推進課、令和2年6月)

：「地域ケアプラザ紹介」

(横浜市健康福祉局地域福祉保健部地域支援課ホームページ、令和2年10月調べ)



1 : 25,000

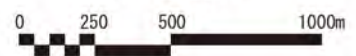


図 3-21 主な福祉施設等

5) その他の市民利用施設

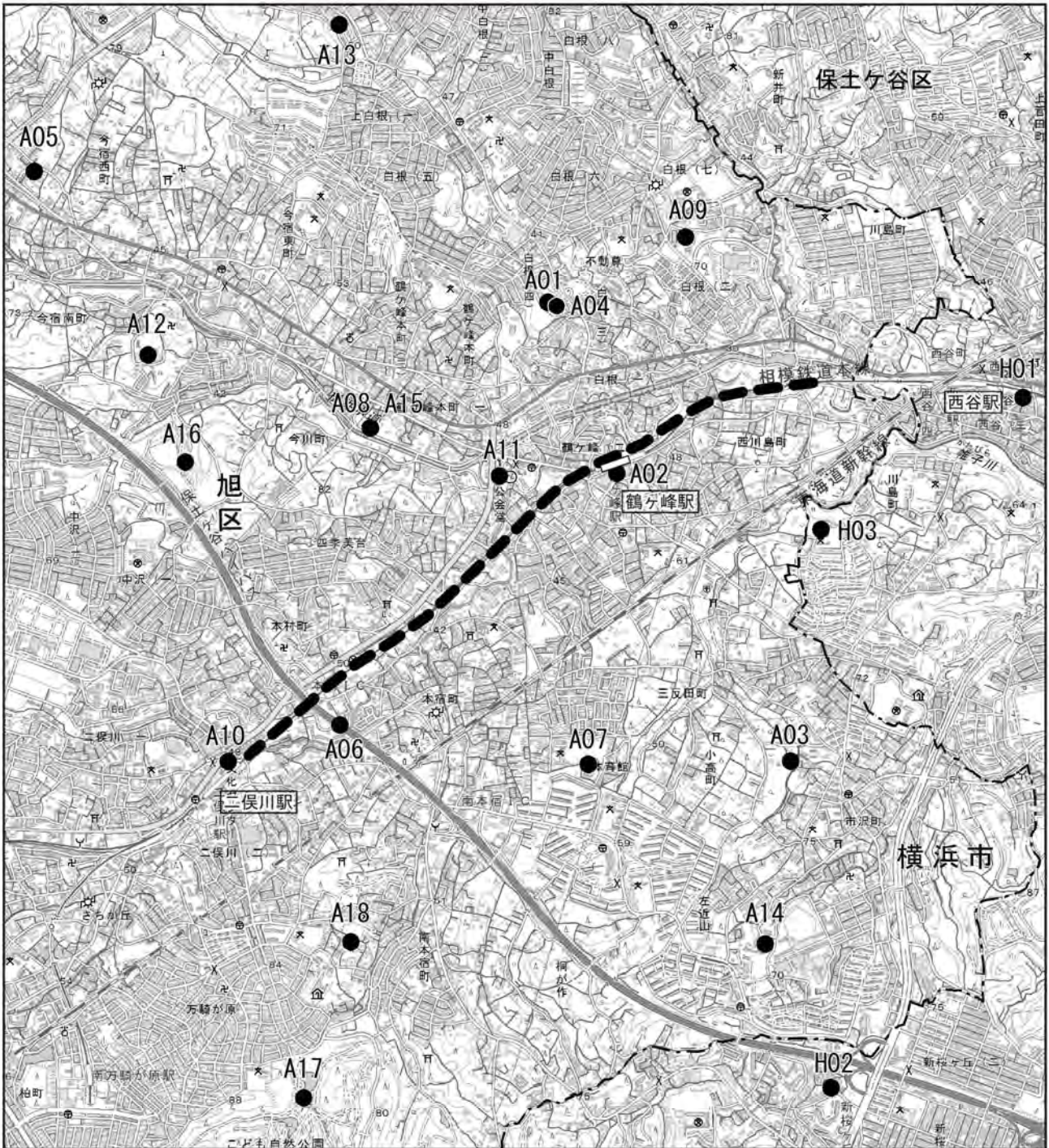
調査区域におけるその他の市民利用施設は、表 3-24 及び図 3-22 に示すとおりです。

調査区域内では各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 21 施設存在しています。この内、対象事業実施区域周辺に位置するその他の市民利用施設は、鶴ヶ峰駅周辺に位置している「旭区市民活動支援センター「みなくる」(A02)」、二俣川駅周辺に位置している「横浜市旭区民文化センター(A10)」となります。

表 3-24 その他の市民利用施設

行政区分	施設	No.	名称	所在地
旭区	図書館	A01	横浜市旭図書館	白根四丁目 6-2
	市民活動支援センター	A02	旭区市民活動支援センター「みなくる」	鶴ヶ峰二丁目 82-1
	地区センター	A03	市沢地区センター	市沢町 9
		A04	白根地区センター	白根町四丁目 6-1
		A05	都岡地区センター	今宿西町 292-2
	スポーツ施設	A06	本村スポーツ会館	本村町 15
		A07	旭スポーツセンター	川島町 1983
		A08	鶴ヶ峰本町公園プール	鶴ヶ峰本町一丁目 16-2
		A09	旭プール	白根二丁目 33-1
	文化施設	A10	横浜市旭区民文化センター	二俣川 1 丁目 3
		A11	旭公会堂	鶴ヶ峰一丁目 4-12
	コミュニティハウス	A12	今宿南コミュニティハウス	今宿南町 1879-2
		A13	上白根コミュニティハウス	上白根町 233-6
		A14	左近山コミュニティハウス	左近山 1011
		A15	鶴ヶ峰コミュニティハウス	鶴ヶ峰本町一丁目 16-1
	その他	A16	今川公園(野球場、テニスコート、ストリートバスケット広場等)	今川町 96-2
		A17	こども自然公園(野球場、バーベキュー広場、ピクニック広場等)	大池町 65-1
		A18	南本宿第三公園	南本宿町 81-3
保土ヶ谷区	地区センター	H01	西谷地区センター	西谷町 918
		H02	今井地区センター	今井町 412-8
	コミュニティハウス	H03	くぬぎ台コミュニティハウス	川島町 1374-1

資料：「2020 年度版 暮らしのガイド」(横浜市市民局広報相談サービス部広報課、令和 2 年 4 月)



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : その他の市民利用施設



1 : 25,000



図 3-22 その他の市民利用施設

資料：「2020年度版 暮らしのガイド」
 (横浜市市民局広報相談サービス部広報課、令和2年4月)

6) 主な公園・緑地等

調査区域における主な公園・緑地等は、表 3-25 及び図 3-23 に示すとおりです。

調査区域内では主な公園・緑地等が 136 施設存在しています。この内、対象事業実施区域周辺に位置する主な公園・緑地等は、鶴ヶ峰駅周辺に位置している「鶴ヶ峰まちかど広場 (A01)」、「帷子川親水緑道 (A02)」、や「鶴ヶ峰第二公園 (A60)」「中田原公園 (A68)」、「西川島町公園 (A69)」となります。

表 3-25 主な公園・緑地等

行政区分	種類	No.	名称	面積(m ²)
旭区	広場	A01	鶴ヶ峰まちかど広場	65
	緑道	A02	帷子川親水緑道	15,359
		A03	帷子川緑道	3,057
		A04	ふるさと尾根道緑道	19,248
		A05	鎧の渡し緑道	3,390
		広域	A06	こども自然公園
	総合	A07	たちばなの丘公園	53,483
	地区	A08	今川公園	83,009
		A09	南本宿公園	49,790
	近隣	A10	今宿東公園	30,455
		A11	櫛谷公園	12,846
		A12	四季美台ふれあい公園	12,618
		A13	白根公園	24,252
		A14	白根東公園	9,105
		A15	神田公園	18,727
	街区	A16	あたご公園	2,418
		A17	あたご第二公園	3,049
		A18	市沢第一公園	1,298
		A19	市沢第二公園	808
		A20	市沢第三公園	334
		A21	市沢町東公園	347
		A22	市沢第四公園	1,327
		A23	市沢町金子谷公園	1,026
		A24	猪子山第一公園	4,998
		A25	猪子山第二公園	3,884
		A26	猪子山第三公園	150
		A27	今宿中沢公園	4,723
		A28	今宿西町公園	3,812
		A29	今宿東町第一公園	2,381
		A30	今宿東町第二公園	818
		A31	今宿東町第三公園	2,772
		A32	大原南公園	2,078
		A33	鍛冶久保公園	1,142
		A34	柏町北公園	1,675
		A35	柏葉谷公園	1,501
		A36	金草沢公園	1,155

行政区分	種類	No.	名称	面積(m ²)
旭区	街区	A37	上白根公園	987
		A38	上白根第二公園	822
		A39	上白根ふる里公園	825
		A40	さちが丘公園	158
		A41	さちが丘第二公園	380
		A42	さちが丘蔵屋敷公園	813
		A43	さちが丘第三公園	1,247
		A44	さちが丘第五公園	321
		A45	さちが丘第四公園	2,826
		A46	四季美台第一公園	1,762
		A47	四季美台第二公園	1,434
		A48	白根八丁目公園	728
		A49	白根えのき公園	2,310
		A50	白根五丁歩第二公園	287
		A51	白根寺下第一公園	255
		A52	白根寺下第二公園	208
		A53	白根寺下第三公園	336
		A54	白根寺下第四公園	165
		A55	白根寺下第五公園	162
		A56	白根八丁目第二公園	715
		A57	白根四丁目公園	273
		A58	田原橋公園	7,150
		A59	鶴ヶ峰公園	6,266
		A60	鶴ヶ峰第二公園	398
		A61	鶴ヶ峰本町公園	5,335
		A62	鶴ヶ峰本町第二公園	1,944
		A63	鶴ヶ峰本町第三公園	536
		A64	中沢町第二公園	2,670
		A65	中沢町第三公園	2,282
		A66	中沢町清水ヶ丘公園	2,312
		A67	中沢二丁目公園	1,607
		A68	中田原公園	589
		A69	西川島町公園	6,713
		A70	西川島町たぶの木陰公園	227
A71	日影山公園	2,563		
A72	二俣川一丁目公園	795		
A73	二俣川一丁目第二公園	150		
A74	二俣川一丁目第三公園	185		
A75	二俣川大藪公園	223		
A76	二俣川二丁目公園	802		
A77	二俣川二丁目第三公園	359		
A78	二俣川二丁目第二公園	1,513		
A79	二俣川宮沢公園	1,767		
A80	不動丸公園	192		
A81	不動丸第二公園	177		
A82	不動丸第三公園	673		

行政区分	種類	No.	名称	面積(m ²)
旭区	街区	A83	本宿町第一公園	198
		A84	本宿町第二公園	1,170
		A85	本村町第一公園	1,931
		A86	万騎が原公園	1,095
		A87	万騎が原第二公園	1,228
		A88	万騎が原第三公園	723
		A89	万騎が原第四公園	655
		A90	万騎が原第五公園	1,540
		A91	万騎が原第六公園	420
		A92	万騎が原第七公園	705
		A93	万騎が原第八公園	680
		A94	万騎が原第九公園	1,158
		A95	万騎が原第十公園	575
		A96	万騎が原池下公園	570
		A97	万騎が原中公園	432
旭区	市民の森	A98	南本宿第一公園	1,057
		A99	南本宿第二公園	949
		A100	南本宿第三公園	4,356
		A101	南本宿市民の森	6.3(ha)
		A102	柏町市民の森	1.9(ha)
旭区	ふれあいの樹林	A103	白根ふれあいの樹林	1.6(ha)
		A104	鶴ヶ峰ふれあいの樹林	1.5(ha)
		A105	市沢ふれあいの樹林	0.7(ha)
保土ヶ谷区	都市緑	H01	川島緑地	1,280
	風致	H02	陣ヶ下溪谷公園	34,387
	近隣	H03	新井町公園	19,187
	街区	H04	新井町稲荷通第二公園	1,053
		H05	新井町第一公園	1,801
		H06	新井町第二公園	366
		H07	新井町第三公園	169
		H08	今井町大久保公園	447
		H09	今井町大久保第三公園	322
		H10	今井町大久保第二公園	3,000
		H11	今井町公園	1,309
		H12	今井町第三公園	288
		H13	今井町第二公園	487
		H14	上菅田第二公園	820
		H15	上菅田第三公園	1,158
		H16	上菅田第四公園	1,650
		H17	上菅田山崎公園	2,060
		H18	北原公園	879
		H19	逆田橋公園	6,760
		H20	笹山西公園	2,284
		H21	笹山東公園	1,618
		H22	新桜ヶ丘第三公園	2,070
		H23	新桜ヶ丘第四公園	960

行政区分	種類	No.	名称	面積(m ²)
保土ヶ谷区	街区	H24	新桜ヶ丘第五公園	7,818
		H25	新桜ヶ丘第六公園	888
		H26	水道みち向台公園	2,034
		H27	西原第三公園	298
		H28	西谷町第三公園	786
		H29	西谷町公園	477
		H30	南原ふれあい公園	802
		H31	向台第三公園	1,948

資料：「横浜市の都市公園データ集」

(横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「「市民の森」指定一覧」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「「ふれあいの樹林」指定一覧」

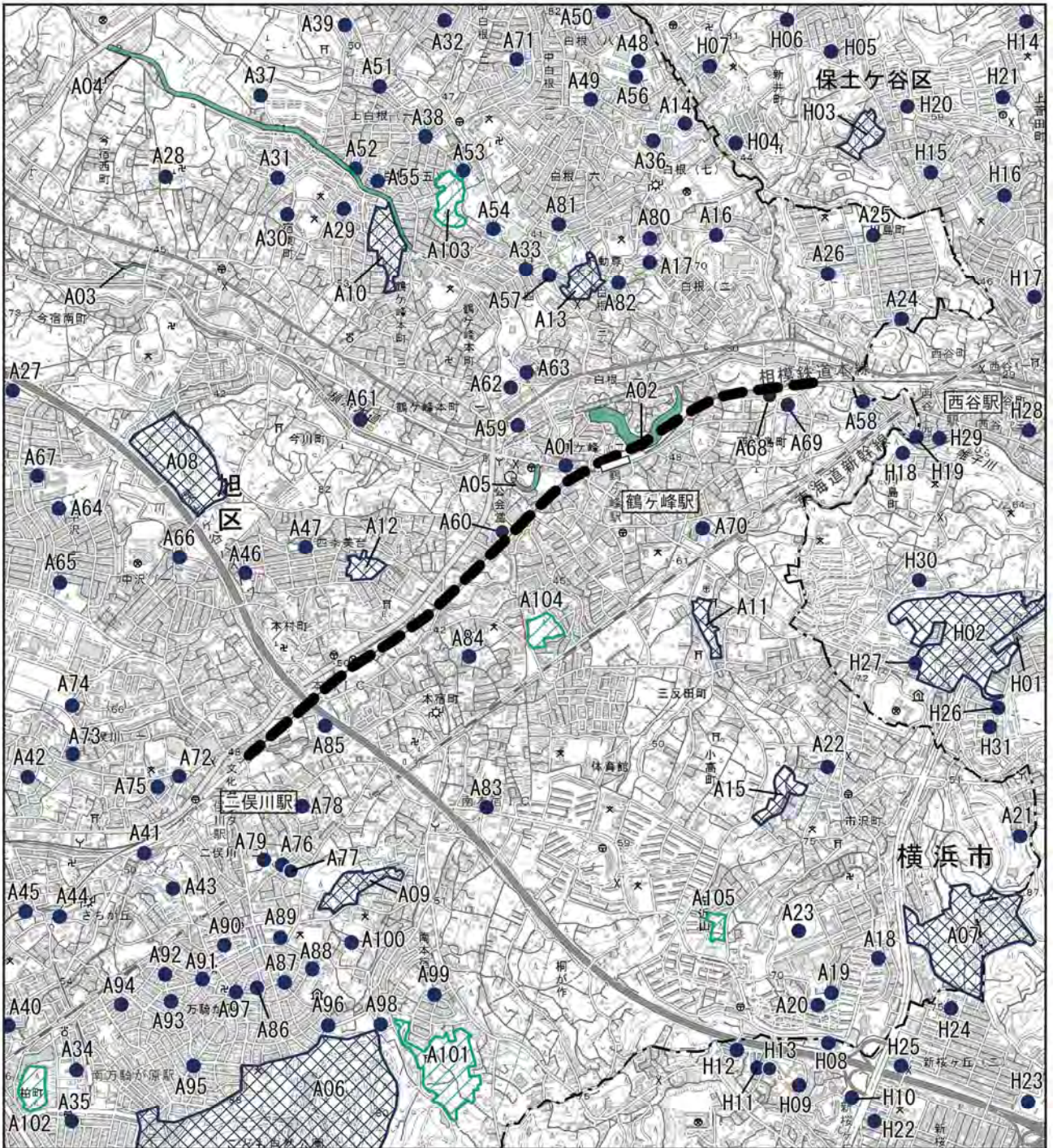
(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「横浜自然観察の森」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)



凡例

- : 公園
- : 対象事業実施区域
- : 区界
- ▨ : 公園 (面積10,000㎡以上)
- : 緑地・緑道
- ▨ : 市民の森・ふれあいの樹林

資料: 「横浜市都市公園データ集」

(横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課ホームページ、令和2年10月調べ)

: 「横浜市行政地図情報提供システム まちづくり地図情報i-マップ」
(横浜市総務局ICT基盤管理課ホームページ、令和2年10月調べ)

: 「市民の森」一覧
(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

: 「ふれあいの樹林」一覧
(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

: 「横浜自然観察の森」
(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

: 「横浜自然観察の森」
(横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課ホームページ、令和2年10月調べ)



1 : 25,000



図 3-23 主な公園・緑地等

7) 農地

調査対象地域における自然的土地利用面積は、表 3-26 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する旭区では、約 270ha の農地が存在します。

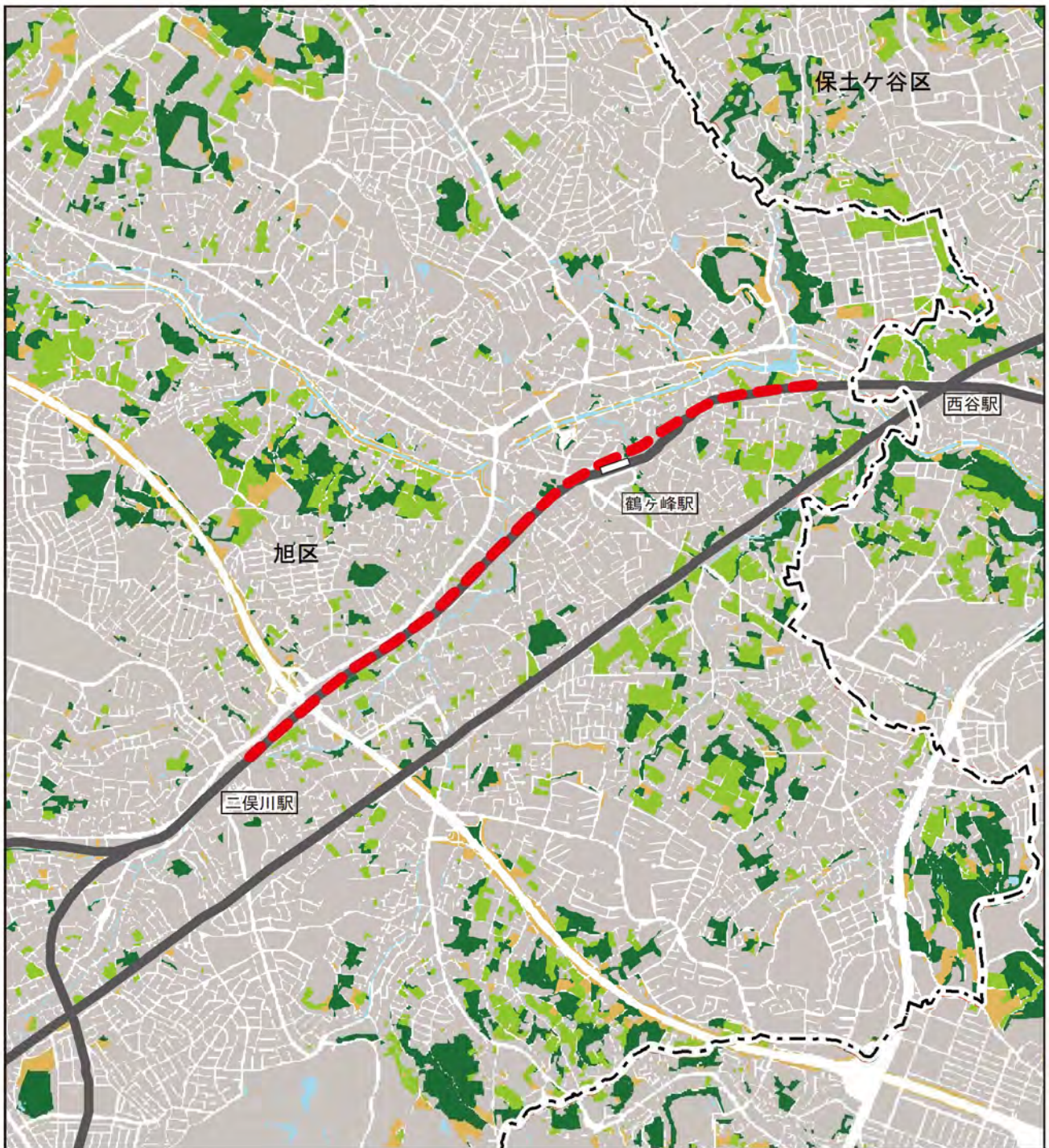
また、調査区域における自然的土地利用状況は、図 3-24 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺には、大規模な農地は存在しません。

表 3-26 自然的土地利用面積

項目	面積 (ha)	
	旭区	保土ヶ谷区
農地	269	109
山林	312	175
河川・水路・水面	28	16
荒地・海浜・法面等	83	66

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26 年・27 年度」

(横浜市建築局企画部都市計画課、平成 30 年 4 月)



凡例

- - - : 対象事業実施区域
- - - : 区界

- 農地
- 山林
- 河川・水路・水面
- 荒地・海浜・法面等
- 道路用地
- その他
- 鉄道路線



1 : 25,000

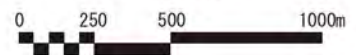


図 3-24 自然的土地利用状況

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成26年・27年度」
 (横浜市建築局企画部都市計画課、平成30年4月)

8) 特別緑地保全地区

調査区域における特別緑地保全地区は、表 3-27 及び図 3-25 に示すとおりです。

特別緑地保全地区は、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地等の地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地を対象とし、都市緑地法第 12 条に規定されている地区となります。

対象事業実施区域周辺については、鶴ヶ峰駅周辺に「鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区(A04)」、「鶴ヶ峰一丁目特別緑地保全地区(A07)」が存在します。

表 3-27 特別緑地保全地区の状況

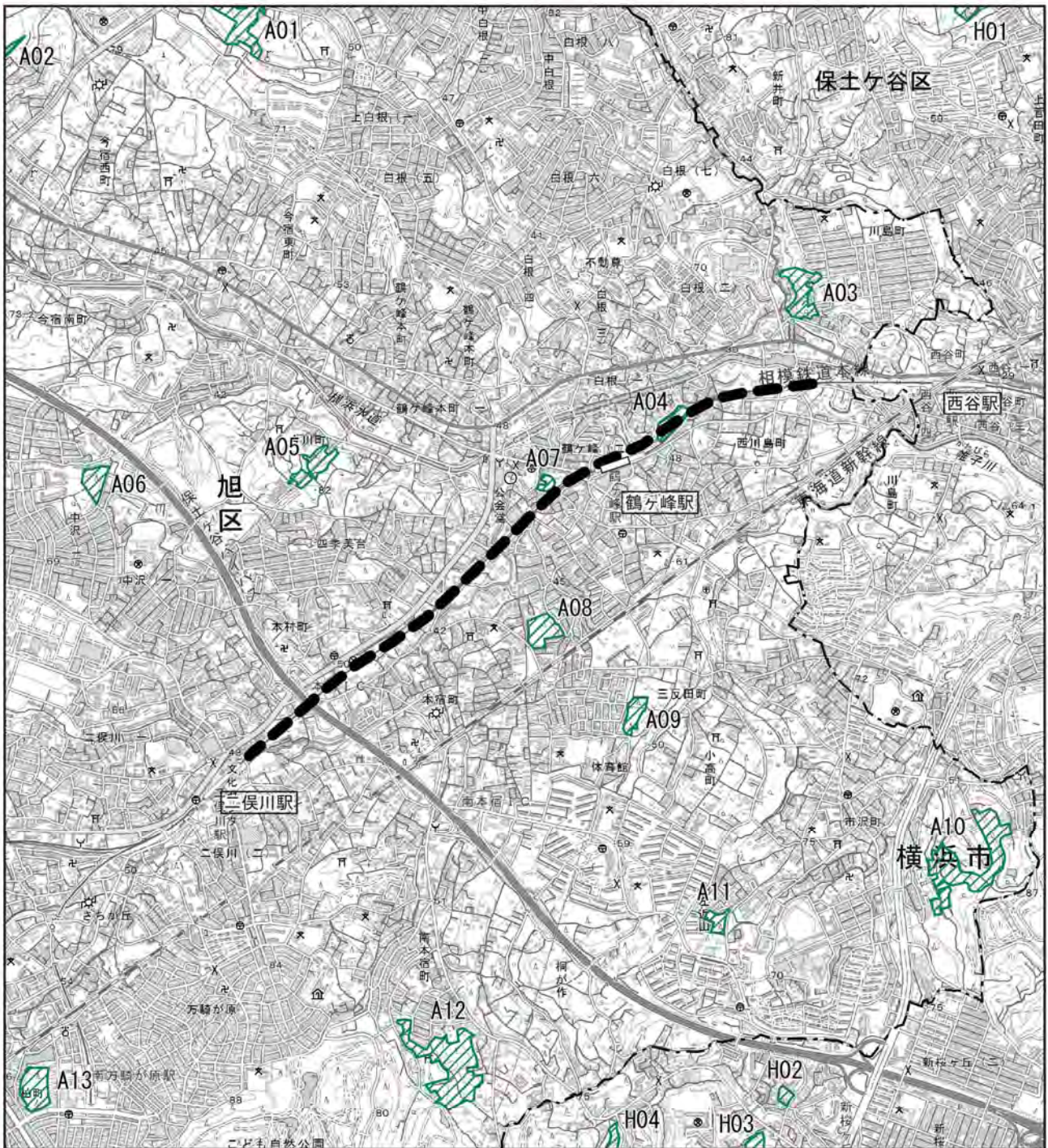
行政区分	No.	名称	面積	告示日	
				指定年月日	変更日
旭区	A01	上白根町後谷特別緑地保全地区	約 2.5ha	H29. 2. 15	—
	A02	都岡町特別緑地保全地区	約 1.6ha	H28. 2. 5	—
	A03	猪子山特別緑地保全地区	約 1.9ha	H5. 4. 23	—
	A04	鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区	約 0.6ha	H25. 7. 5	—
	A05	今川町特別緑地保全地区	約 1.2ha	H29. 12. 5	H30. 12. 5
	A06	中沢二丁目特別緑地保全地区	約 1.0ha	H29. 12. 5	—
	A07	鶴ヶ峰一丁目特別緑地保全地区	約 0.2ha	H24. 12. 5	—
	A08	鶴ヶ峰特別緑地保全地区	約 1.4ha	H16. 12. 15	—
	A09	川島町二ノ沢特別緑地保全地区	約 0.8ha	H27. 2. 5	—
	A10	市沢町特別緑地保全地区	約 5.2ha	H25. 7. 5	R2. 2. 5
	A11	市沢町日向特別緑地保全地区	約 0.6ha	H26. 9. 12	—
	A12	南本宿特別緑地保全地区	約 5.2ha	H7. 1. 25	—
	A13	柏町特別緑地保全地区	約 1.9ha	H25. 7. 5	—
保土ヶ谷区	H01	上菅田町笹山特別緑地保全地区	約 1.4ha	H25. 7. 5	H30. 12. 5
	H02	今井町大久保特別緑地保全地区	約 0.3ha	H29. 12. 5	—
	H03	今井町美立橋特別緑地保全地区	約 5.0ha	H27. 9. 4	—
	H04	今井町特別緑地保全地区	約 0.6ha	H22. 12. 24	—

資料：「「特別緑地保全地区」指定一覧」

(横浜市環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「横浜市行政地図情報提供システム まちづくり地図情報 i-マッピ」

(横浜市総務局 ICT 基盤管理課ホームページ、令和2年10月調べ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 特別緑地保全地区



1 : 25,000

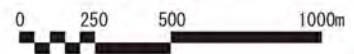


図 3-25 特別緑地保全地区

資料：「横浜市行政地図情報提供システム まちづくり地図情報i-マップ」
 (横浜市総務局ICT基盤管理課ホームページ、令和2年10月調べ)

3.2.9 文化財等の状況

1) 指定・登録文化財等

調査区域における指定・登録文化財等の分布状況は、表 3-28 及び図 3-26 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に複数の指定・登録文化財が存在しますが、対象事業実施区域内には存在しません。

表 3-28 指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
旭区	A01	市	史跡	畠山重忠古戦場跡	鶴ヶ峰本町一丁目他	昭和 63 年 11 月 1 日	横浜市 (旭区観光協会)
	A02	市	史跡	白根村道橋改修碑	白根二丁目 5	平成 4 年 11 月 1 日	個人
	A03	市	史跡	白根不動の境内	白根三丁目 26	平成 5 年 11 月 1 日	白根神社
	A04	市	史跡	旗本宅間家歴代の墓所	本村町 76-5	平成 6 年 11 月 1 日	三佛寺
	A05	市	天然記念物	嶋崎金子稲荷社のタブノキ	西川島町 59-8 付近	昭和 63 年 11 月 1 日	嶋崎金子稲荷社
	A06	市	天然記念物	こども自然公園のゲンジボタル及びその生息地	大池町 65-1	平成 4 年 6 月 8 日	横浜市

資料：「神奈川県文化財目録」

(神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」

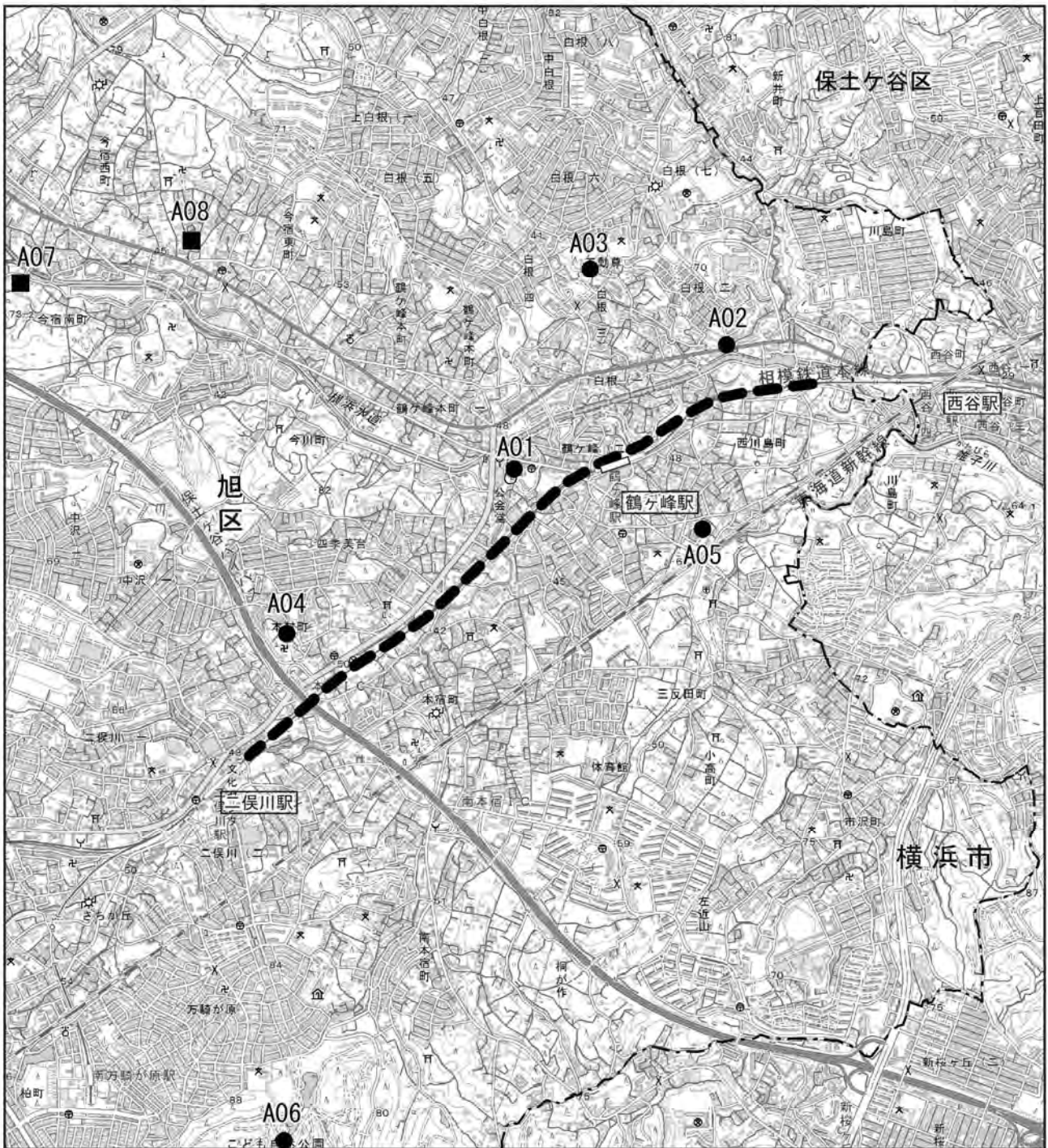
(横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

【認定歴史的建造物一覧】

行政区分	No.	名称	所在地	建築年	認定年度
旭区	A07	新川家住宅主屋	今宿南町 2102	明治 22 年頃	平成 8 年度
	A08	鈴木家長屋門	今宿西町	江戸時代末期(推定)	平成 26 年度

資料：「認定歴史的建造物一覧」

(横浜市都市整備局企画部都市デザイン室ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 指定・登録文化財
- : 区界
- : 認定歴史的建造物

資料：「神奈川県文化財目録」
 (神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」
 (横浜市教育委員会生涯学習文化財課ホームページ、令和2年10月調べ)

：「横浜市文化財地図」
 (横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課、平成16年3月)

：「歴史を生かしたまちづくり 認定歴史的建造物一覧」
 (横浜市都市整備局企画部都市デザイン室ホームページ、令和2年10月調べ)

：「横浜市地図情報提供システム 文化財ハマSite」
 (横浜市総務局しごと改革室ICT基盤管理課ホームページ、令和2年10月調べ)



1 : 25,000



図 3-26 指定・登録文化財等の状況

2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3-29 及び図 3-27 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に複数の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、対象事業実施区域内には存在しません。

表 3-29 埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A01	上白根町 1161 付近	集落跡	学校	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中・後期)	小池遺跡、昭和 54・55 年調査、 住居跡(縄文前・後期)、破壊
	A02	上白根町 1103・ 今宿西町 500 付近	散布地	雑木林・ 畑地	台地上・ 斜面	縄文(前?・中 期)・弥生(後 期)・古墳	上白根町後谷遺跡、昭和 62 年調 査、住居跡(縄文早期)、土壌他
	A03	都岡町 103 付近	猟場・ 包含地	雑木林・ 公園	台地上・ 斜面	縄文(早・前 期)	都筑自然公園 No. 1・3 地点遺跡、 No. 1 地点昭和 62 年調査、土壌群
	A04	上白根二 丁目 5 付近	散布地	宅地・ 畑地	台地斜面	縄文(中期)・ 弥生(中期)	破壊
	A05	上白根町 209 付近	散布地	雑木林	台地上・ 斜面	縄文(中期)	—
	A06	上白根町 1188 付近	集落跡	宅地・ 畑地	台地斜面	縄文(早・中 期)・歴史	後谷北遺跡、昭和 63 年調査、土 壌群(縄文)
	A07	今宿西町 238 付近	散布地	宅地	低地	不明	宅地化により破壊
	A08	今宿東町 670 付近	散布地	畑地・ 宅地	低位台地 上	縄文・古墳～ 歴史	宅地化により一部破壊
	A09	今宿東町 949 付近	散布地	雑木林・ 宅地	台地上・ 斜面	縄文(中期)・ 古墳	宅地化により西半は破壊
	A10	今宿東町 879 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地緩斜 面	縄文(中期)・ 歴史	—
	A11	鶴ヶ峰本 町 955 付近	集落跡	学校	台地上・ 斜面	縄文(中期)	太平遺跡、大部分破壊(鶴ヶ峰中 学校敷地内)
	A12	鶴ヶ峰本 町 1067 付 近	散布地	宅地・ 荒地	台地斜面	縄文(前期)	—
	A13	中白根二 丁目 20 付 近	散布地	宅地・ 畑地	台地上	縄文(中期)	宅地化により破壊・進行
	A14	中白根一 丁目 5・ 白根六丁 目 25 付近	散布地	畑地	台地上・ 斜面	縄文(前?・中 期)・弥生(中 期)	日影山遺跡、宅地化進行
	A15	白根六丁 目 63 付近	散布地	宅地	台地上	縄文・古墳	不動尊東側台地遺跡、宅地化に より破壊
	A16	白根六丁 目 16 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前期)	宅地化により破壊
	A17	白根七丁 目 28 付近	散布地	畑地	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中期)	金草沢遺跡、部分的に宅地化
	A18	白根七丁 目 1 付近	古墳	学校	台地上	古墳(後期)	白根古墳(別称：王塚古墳)、昭 和 39 年調査、円墳?、直刀・装身 具類出土、破壊

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A19	白根二丁目 33 付近	散布地	宅地	台地上・斜面	縄文(後期)・弥生(後期)	宅地化により破壊
	A20	白根二丁目 31 付近	散布地 墳墓	雑木林・畑地・荒地	台地上・斜面	縄文(中期)・奈良～平安	下白根遺跡(火葬蔵骨器)
	A21	白根四丁目 24 付近	散布地	宅地	台地上	縄文	宅地化により破壊
	A22	白根三丁目 31 付近	散布地	神社境内	台地上	縄文	白根神社境内及び周辺
	A23	今宿南町 2180・2195・2200・2222 付近	散布地 集落跡	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	今宿 a 遺跡、(保土ヶ谷バイパスにより分断)、保土ヶ谷バイパス No. 4 遺跡
	A24	今宿南町 2222 付近	地下式 墳	畑地	台地斜面	歴史	—
	A25	今宿南町 2282 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文(前・中期)	保土ヶ谷バイパス道路により分断
	A26	今宿南町 1722・1839・1879 付近	集落跡 散布地	学校・畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)	清来寺墓地裏遺跡、昭和 55 年調査、住居跡(縄文前・中期)他、一部破壊
	A27	今宿南町 1890 付近	横穴墓	雑木林	崖	古墳	—
	A28	中沢一丁目 18・今川町 41・87・98・100・115 付近	散布地	畑地・公園・宅地	台地上・斜面	縄文(早・中・後期)・古墳	今宿遺跡・林遺跡、保土ヶ谷バイパス道路により分断、一部破壊、道路断面に焼土確認
	A29	鶴ヶ峰本町 1072 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(中・後期)・古墳	破壊
	A30	今川町 33 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)	—
	A31	今川町 12・16・18・四季美台 31 付近	散布地	畑地・宅地・植木畑	台地上・斜面	縄文(前・中・後期)・弥生(後期)・古墳	南半部大部分破壊
	A32	中尾町 11・さちが丘 26 付近	散布地 集落跡	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳	蔵屋敷遺跡、平成元年調査、住居跡 4 軒(縄文早期)・炉穴、一部破壊
	A33	中尾一丁目 4 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文	宅地化により破壊
	A34	二俣川 1 丁目 84 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文(前?・中期)・古墳	大部分破壊
	A35	二俣川 1 丁目 33 付近	散布地	学校・畑地	台地上	縄文(中期)	学校(二俣川小学校)・宅地化により大部分破壊
	A36	本村町 84 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中・後期)	—
	A37	本村町 61 付近	散布地	植木畑・宅地	台地上・斜面	縄文(前?・中期)	宅地化により大部分破壊
	A38	本村町 74 付近	散布地	畑地・道路・雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	保土ヶ谷バイパス道路により西側部破壊

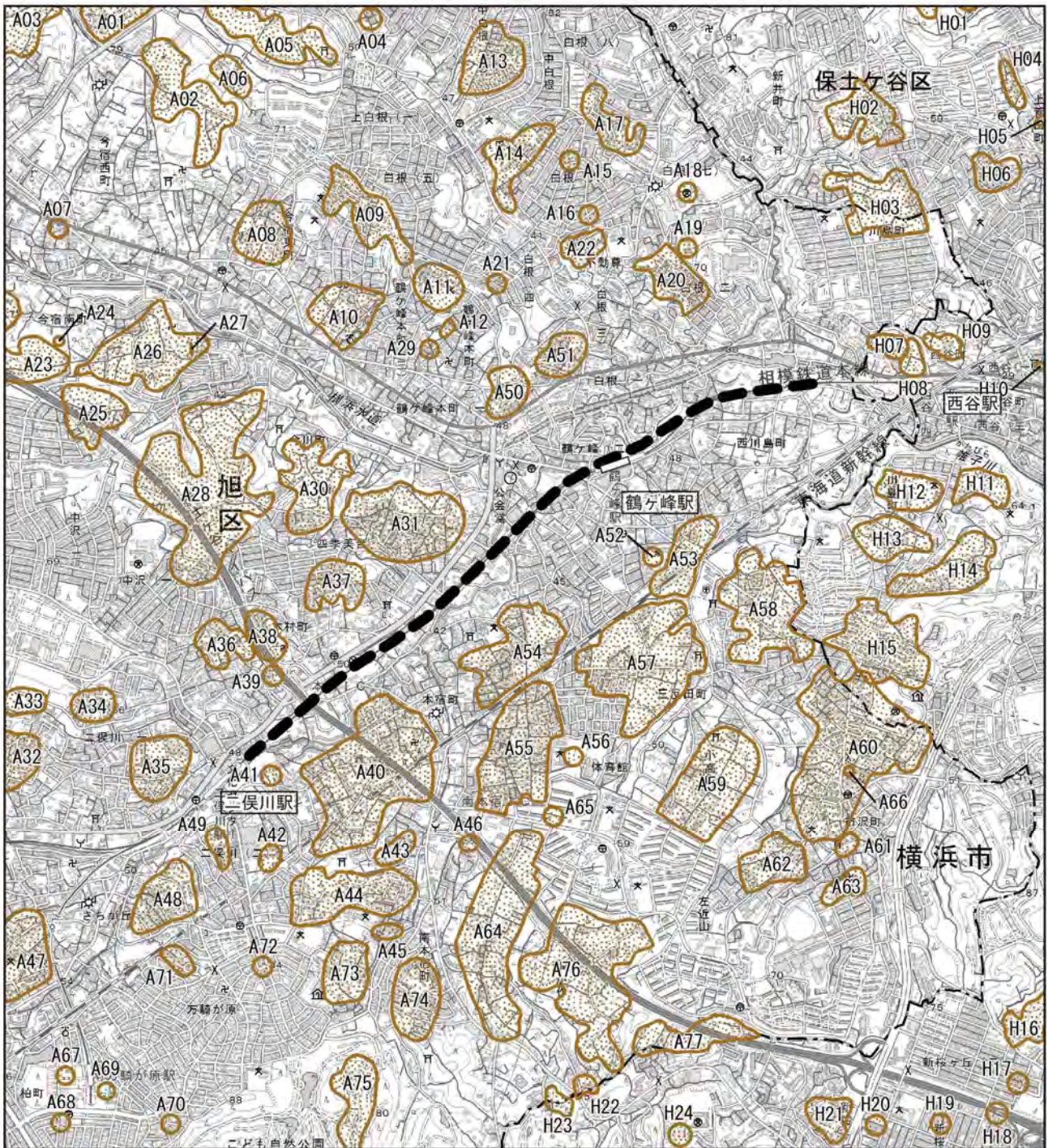
行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A39	本村町 42 付近	散布地	道路	台地斜面	縄文(後期)・弥生	保土ヶ谷バイパス道路により破壊
	A40	本宿町 86・106・123・128・136 付近	散布地	畑地・宅地・寺院・駐車場	台地上・斜面	縄文(中・後期)・弥生(中・後期)・古墳	宅地化進行
	A41	二俣川 2 丁目 8 付近	散布地	宅地	台地上	古墳	破壊
	A42	二俣川 2 丁目 45 付近	集落跡	宅地	台地上	縄文(中期)	宮沢遺跡、昭和 44・45・56 年調査、住居跡 10 軒(縄文中期)他
	A43	南本宿町 47 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	古墳	一部破壊
	A44	南本宿町 59 付近	散布地	宅地・公園	台地上	縄文(早・中・後期)・古墳	南本宿公園及び周辺
	A45	南本宿町 73 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(前・中期)	—
	A46	南本宿町 8 付近	散布地	道路	台地斜面	縄文(前・中期)・古墳	保土ヶ谷バイパス道路により大部分破壊
	A47	さちが丘 98・110 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(早・中期)・古墳	さちが丘小学校により一部破壊
	A48	さちが丘 142・160 付近	散布地	宅地・荒地・畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・古墳	(仮称)さちが丘マンション建設用地内遺跡、昭和 62 年一部調査
	A49	二俣川 2 丁目 59 付近	散布地	畑地・宅地・駐車場	台地上	縄文(中期)・弥生(中期)	—
	A50	鶴ヶ峰本町 1189 付近	集落跡	宅地	台地斜面	縄文(早・中期)・古墳	鶴ヶ峰本町遺跡、昭和 57 年調査、縄文早期炉穴群、大部分破壊
	A51	白根四丁目 3 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	弥生(後期)	大部分破壊
	A52	鶴ヶ峰一丁目 42 付近	散布地	学校	台地上	縄文(早期)・弥生(後期)	破壊(鶴ヶ峰小学校敷地内)
	A53	西川島町 60・川島町 1876 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳	—
	A54	本宿町 3・17・27 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化進行
	A55	川島町 2056・本宿町 49・51 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳	宅地化進行
	A56	川島町 1979 付近	散布地	学校	台地上	縄文(前・中期)・弥生	市立本宿中学校敷地内、破壊
A57	川島町 1878・1890・1912・1941 付近	散布地	畑地・宅地	台地上・斜面	縄文(早・前・中・後期)・弥生・古墳	宅地化進行	

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A58	西川島町 134・ 川島町 1600 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地上・ 斜面	縄文(前期)・ 弥生(後期)・ 古墳	宅地化進行
	A59	小高町 101 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地上	縄文(早・中 期)・弥生	—
	A60	市沢町 115・120・ 143 付近	集落跡	宅地・ 畑地・ 学校	台地上	縄文(前・中 期)・古墳・奈 良～平安	市ノ沢中崎遺跡(昭和 54 年調査) 小竪穴(縄文中期)、市沢遺跡(昭 和 53 年調査)住居跡 4 軒(縄文中 期)他、市ノ沢団地遺跡(市立市 沢小学校地区)(平成 6～8 年調 査)住居跡 189 軒(縄文中期)他、 A～F 地区、市ノ沢団地遺跡(県営 団地)(昭和 58・59、平成元年～6 年調査)住居跡 62 軒(縄文中期) 他、西半はほぼ宅地化、一部破 壊
	A61	市沢町 812 付近	散布地	神社境内	台地斜面	縄文(中・後 期)	熊野神社境内
	A62	市沢町 1086 付近	散布地	畑地・ 宅地・ 荒地	台地上	縄文(前・中 期)	—
	A63	市沢町 872 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文	宅地化進行
	A64	桐が作 1873、2031 付近	散布地	宅地・ 畑地	台地上・ 斜面	縄文(早・中 期)	—
	A65	左近山 1997 付近	散布地	宅地	台地上・ 斜面	縄文(前・中 期)・古墳	宅地化により破壊
	A66	市沢町 698 付近	塚	墓地	台地上	不明	破壊
	A67	柏町 108 付 近	包含地	宅地	台地上	縄文(早期)	柏町遺跡群 B 地点遺跡、破壊
	A68	柏町 50 付 近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・中 期)	破壊
	A69	柏町 131 付 近	散布地	宅地	台地上	縄文・古墳	破壊
	A70	柏町 22 付 近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・前 期)	破壊
	A71	万騎が原 109 付近	散布地	宅地	台地・ 斜面	縄文(中・後 期)	宅地化により破壊
	A72	万騎が原 43 付近	散布地	宅地	台地上	弥生(後期)	宅地化により破壊
	A73	南本宿町 86 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地上・ 斜面	縄文(早・中 期)	宅地化進行
	A74	南本宿町 156 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地上・ 斜面	縄文(中・後 期)	宅地化進行
	A75	大池町 11・ 35・40 付近	散布地	公園・ 雑木林	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中・後期)	市立こども公園内
A76	桐が作 1498・ 1505・ 1764・1785 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地斜面 台地上	縄文(早・前・ 中・後期)・弥 生・古墳～歴 史	—	

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A77	桐が作 1594・1600 付近	散布地	畑地・ 雑木林	台地上	縄文(早?・前・ 後期)・弥生	—
保土 ヶ谷 区	H01	上菅田町 1360 付近	貝塚・ 散布地	畑地・ 雑木林	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中期)・弥生 (後期)・古墳	笹山貝塚、平成10年調査、住 居跡(縄文)、笹山小学校敷地内 は一部破壊
	H02	新井町 117 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中期)・弥生 (後期)	—
	H03	新井町 97 付近	散布地	畑地・ 荒地	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中期)	—
	H04	上菅田町 1082 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(中期)・ 弥生(中期)・ 古墳	—
	H05	上菅田町 730 付近	散布地	宅地・ 雑木林	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中期)	八幡神社、大部分破壊
	H06	上菅田町 862 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地上・ 斜面	縄文(早期)・ 弥生(後期)	大部分破壊
	H07	西谷町 1250 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(中・後 期)	台地頂部は削平
	H08	西谷町 1188 付近	散布地	畑地・ 宅地	台地斜面	縄文(前期)	—
	H09	西谷町 1031 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早・前・ 中期)・弥生 (後期)	—
	H10	西谷町 937 付近	塚	神社境内	台地上	近世	富士山神社境内
	H11	川島町 1197 付近	散布地	畑地	台地上・ 斜面	縄文(後期)・ 弥生(後期)	—
	H12	川島町 1208 付近	散布地	畑地・ 学校	台地上	縄文(中期)	西谷中学校により東側は破壊
	H13	川島町 1266 付近	散布地	畑地	台地上	縄文(早・前・ 中期)・古墳	—
	H14	川島町 1236 付近	集落跡	宅地・ 畑地	台地上・ 斜面	先土器、縄文 (草創・早・前・ 中・後期)・弥 生(後期)・中 ～近世	県営南原団地内遺跡(平成8年調 査)、南原遺跡(平成12年・13年 調査)、先土器、住居跡(縄文)
	H15	川島町 1505 付近	集落跡 包含地	宅地・ 畑地・ 駐車場	台地上	縄文(中・後 期)・弥生(後 期)	川島町西原遺跡(昭和63年調 査)、西原団地遺跡(昭和56・59 年調査)、川島団地遺跡(昭和60 年調査)、川島町西原団地遺跡 (昭和58年調査)、住居跡(縄文)、 一部破壊
	H16	仏向町 1557 付近	散布地	雑木林・ 畑地	台地上・ 斜面	縄文(前・中 期)・弥生・古 墳	一部破壊
	H17	新桜ヶ丘 二丁目 11 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早・中 期)	破壊
	H18	新桜ヶ丘 一丁目 19 付近	散布地	道路・ 宅地	台地上	縄文(前・中 期)	保土ヶ谷バイパス道路及び宅地 化により破壊

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
保土ヶ谷区	H19	新桜ヶ丘 一丁目 25 付近	散布地	宅地	台地上	古墳	宅地化により破壊
	H20	新桜ヶ丘 一丁目 62 付近	散布地	宅地	台地上	縄文	宅地化により破壊
	H21	今井町 421 付近	散布地	畑地・ 雑木林	台地上・ 斜面	縄文(早・前・ 中期)	大部分破壊
	H22	今井町 644 付近	散布地	畑地	台地上	古墳	—
	H23	今井町 652 付近	散布地	荒地	台地上・ 斜面	縄文(前期)	—
	H24	今井町 750 付近	散布地	学校	台地上	縄文(早・前・ 中期)	美立谷戸遺跡、石組炉(縄文)、 神奈川県立商工高校敷地内、破 壊

資料：「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課、平成 16 年 3 月）

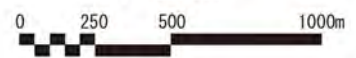


凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 埋蔵文化財包蔵地



1 : 25,000



資料：「横浜市文化財地図」
 (横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課、平成16年3月)

図 3-27 埋蔵文化財包蔵地の状況

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

横浜市及び調査対象地域における令和元年度の公害苦情の発生状況は、表 3-30 に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は 1,165 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（387 件）、悪臭（307 件）、大気汚染（291 件）となっています。

また、対象事業実施区域が位置する旭区における公害苦情総数は 50 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（18 件）、大気汚染（12 件）となっています。

表 3-30 公害苦情の発生状況件数（令和元年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	悪臭	地盤沈下	その他
横浜市	1,165	291	63	387	108	1	307	—	8
旭区	50	12	5	18	6	—	8	—	1
保土ヶ谷区	61	13	4	22	7	—	14	—	1

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策局総務部統計情報課ホームページ、令和2年10月調べ）

2) 大気汚染の状況

調査区域における一般環境大気測定局（以下、「一般局」とします。）の位置と測定対象項目は、図 3-28 及び表 3-31 に示すとおりです。また、一般局における測定結果は、表 3-32 に示すとおりです。

一般局における平成 27 年度から令和元年度までの環境基準の適合状況について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄は、全ての時期で環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは全て不適合となっていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

表 3-31 一般局の測定対象項目

種 別	測定項目	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	二酸化硫黄 (SO ₂)	光化学 オキシダ ント (OX)	一酸化炭素 (CO)
	測定局名称						
一般局	旭区 鶴ヶ峯小学校	○	○	○	○	○	—

【環境基準の適合状況について】

測定局の大気汚染物質の測定結果が環境基準に適合しているかどうかについては、対象となる年度内に得られた全ての測定値を用いて、以下に示す条件で評価されています。

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価※2	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	長期的評価※1	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 年間のすべての 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価※1	日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 年間のすべての 1 時間値が 0.10ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	長期的評価※1	日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。
	短期的評価	1 年間のすべての 8 時間平均値が 20ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値の評価と 98%値評価※2 の併用	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	—	1 年間の昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

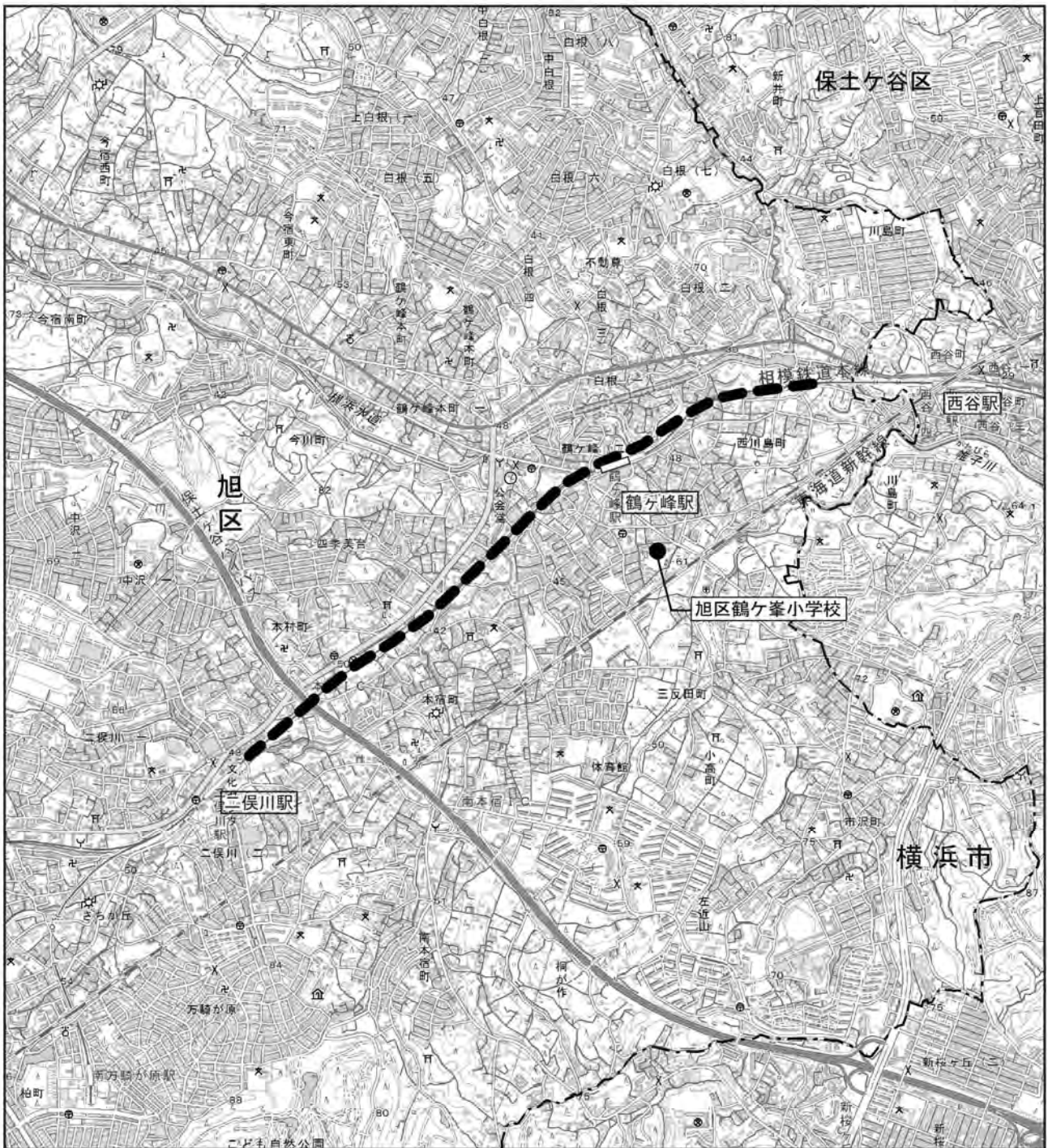
※1 2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

※2 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子物質の 98%値評価について、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

表 3-32 一般局（旭区鶴ヶ峯小学校）の経年変化

項目		単位	年度				
			H27	H28	H29	H30	R1
二酸化窒素	年平均値	ppm	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値の年間98%値	ppm	0.035	0.034	0.035	0.037	0.030
	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
98%値評価による環境基準の適否	適○否×	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値	mg/m ³	0.022	0.018	0.016	0.017	0.017
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.049	0.043	0.038	0.046	0.046
長期的評価による環境基準の適否	適○否×	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	日平均値の年平均値	μg/m ³	12.2	10.3	8.9	9.0	7.8
	日平均値の年間98%値	μg/m ³	30.3	24.0	20.6	22.5	19.3
	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合	日	2	0	0	0	0
		%	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境基準の適否	適○否×	○	○	○	○	○
二酸化硫黄	年平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
	日平均値の2%除外値	ppm	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003
	長期的評価による環境基準の適否	適○否×	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年平均値	ppm	0.032	0.032	0.033	0.034	0.032
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	81	75	76	80	59
		時間	412	385	405	453	329
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	3	1	0	4	0
		時間	4	2	0	9	0
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.130	0.135	0.111	0.147	0.106	
環境基準の適否	適○否×	×	×	×	×	×	

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」
(横浜市環境創造局)

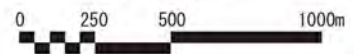


凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 一般局



1 : 25,000



資料：「大気汚染常時監視局の配置図」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ、
 令和2年10月調べ)

図 3-28 調査区域における一般局

3) 水質汚濁の状況

(1) 河川の水質

調査区域における河川の水質の測定地点は、図 3-29(1)～(2)に示すとおりです。また、測定結果は、表 3-33 に示すとおりです。

「公共用水域水質測定計画の測定地点」で測定されている帷子川については、平成 25 年度から平成 29 年度までにおいて、大腸菌群数を除き、全ての項目で環境基準に適合しています。なお、大腸菌群数については、神奈川県告示第 702 号（平成 12 年 10 月 31 日）において「大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しない」とされています。

その他の河川については、新井川（平成 28 年度、平成 29 年度）及び二俣川（平成 25 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 29 年度）の水素イオン濃度が、環境基準値を超過しています。

表 3-33 河川の水質測定結果（河川）

水域名	河川名	類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
帷子川	帷子川	B	①	水道橋※ ¹	H25	8.0	9.2	[1.3]※ ⁴	4	3.1×10 ⁴
					H26	8.1	9.3	[1.3]※ ⁴	3	2.3×10 ⁴
					H27	8.0	9.1	[1.2]※ ⁴	4	5.0×10 ³
					H28	8.0	9.4	[1.1]※ ⁴	3	2.6×10 ⁴
					H29	8.1	9.4	[1.4]※ ⁴	3	7.1×10 ³
	中堀川	B	②	浜串橋	H25	7.9	7.9	2.0	—	—
					H26	8.0	10.8	1.3	—	—
					H27	8.3	11.6	1.5	—	—
					H28	8.5	12.1	1.4	—	—
					H29	8.4	11.3	1.4	—	—
	新井川	B	③	分水路際	H25	8.4	10.3	2.0	—	—
					H26	8.3	10.0	2.5	—	—
					H27	8.5	10.1	2.0	—	—
					H28	8.7	10.6	1.4	—	—
					H29	9.0	10.5	1.8	—	—
	くぬぎ台川	B	④	原下橋	H25	7.7	9.7	1.6	—	—
					H26	7.7	10.2	0.9	—	—
					H27	7.9	9.9	1.2	—	—
					H28	8.0	10.2	0.8	—	—
					H29	7.7	10.0	1.0	—	—
二俣川	B	⑤	四季美橋	H25	8.7	12.0	1.5	—	—	
				H26	8.8	12.5	1.1	—	—	
				H27	8.5	12.0	1.0	—	—	
				H28	8.9	12.5	1.4	—	—	
				H29	9.2	12.6	2.7	—	—	

※1 帷子川の測定地点は、図 3-29(2)の図郭外となります（測定地点：水道橋（横浜市西区内））。

※2 環境基準値（B 類型）

水素イオン濃度指数 : 6.5 以上 8.5 以下

溶存酸素量 : 5mg/L 以上

生物化学的酸素要求量 : 3mg/L 以下

浮遊物質量 : 25mg/L 以下

大腸菌群数 : 5000MPN/100mL 以下

※3 帷子川において大腸菌群数に係る基準値は、当分の間適用しない。（平成 12 年 10 月 31 日神奈川県告示第 702 号）

※4 帷子川の生物化学的酸素要求量は、75%値です（[]は 75%値を示しています）。

※5 網掛け：環境基準値を超過

資料：「平成 25～29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市環境創造局）

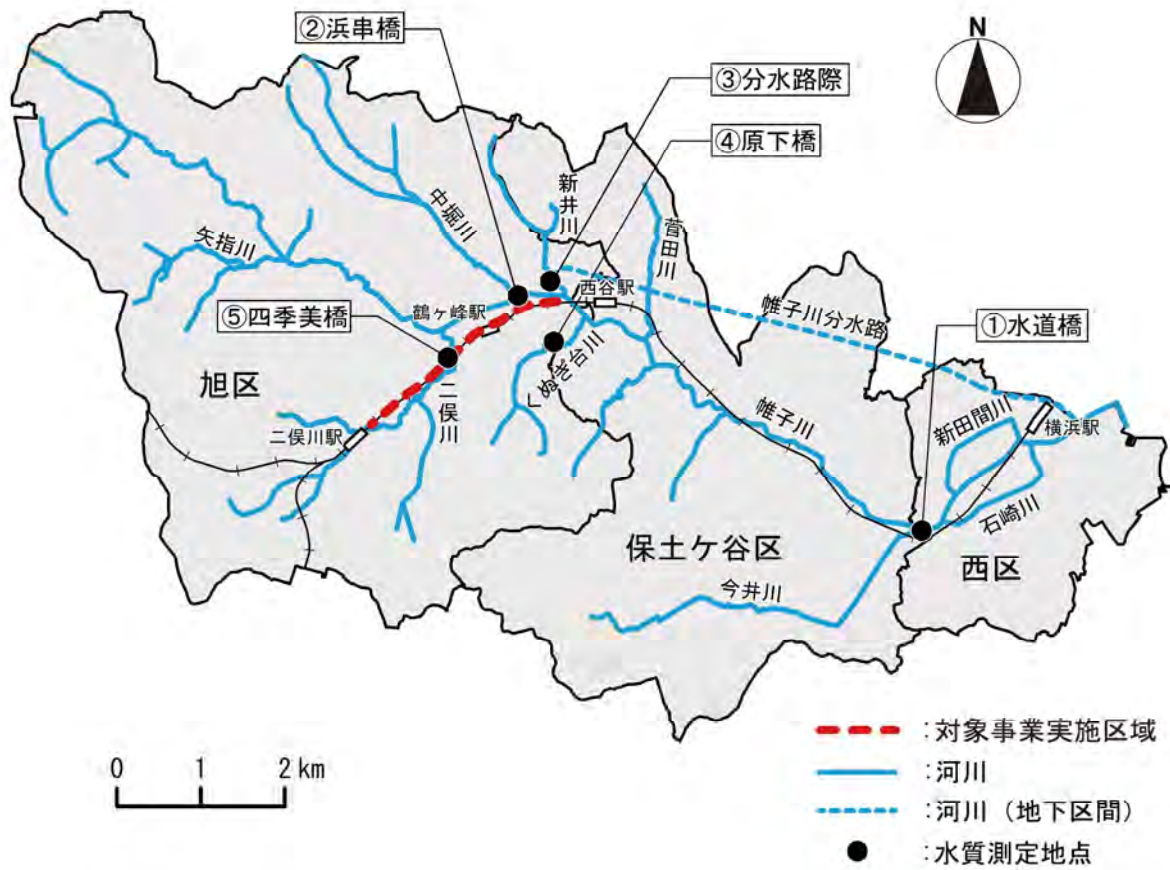
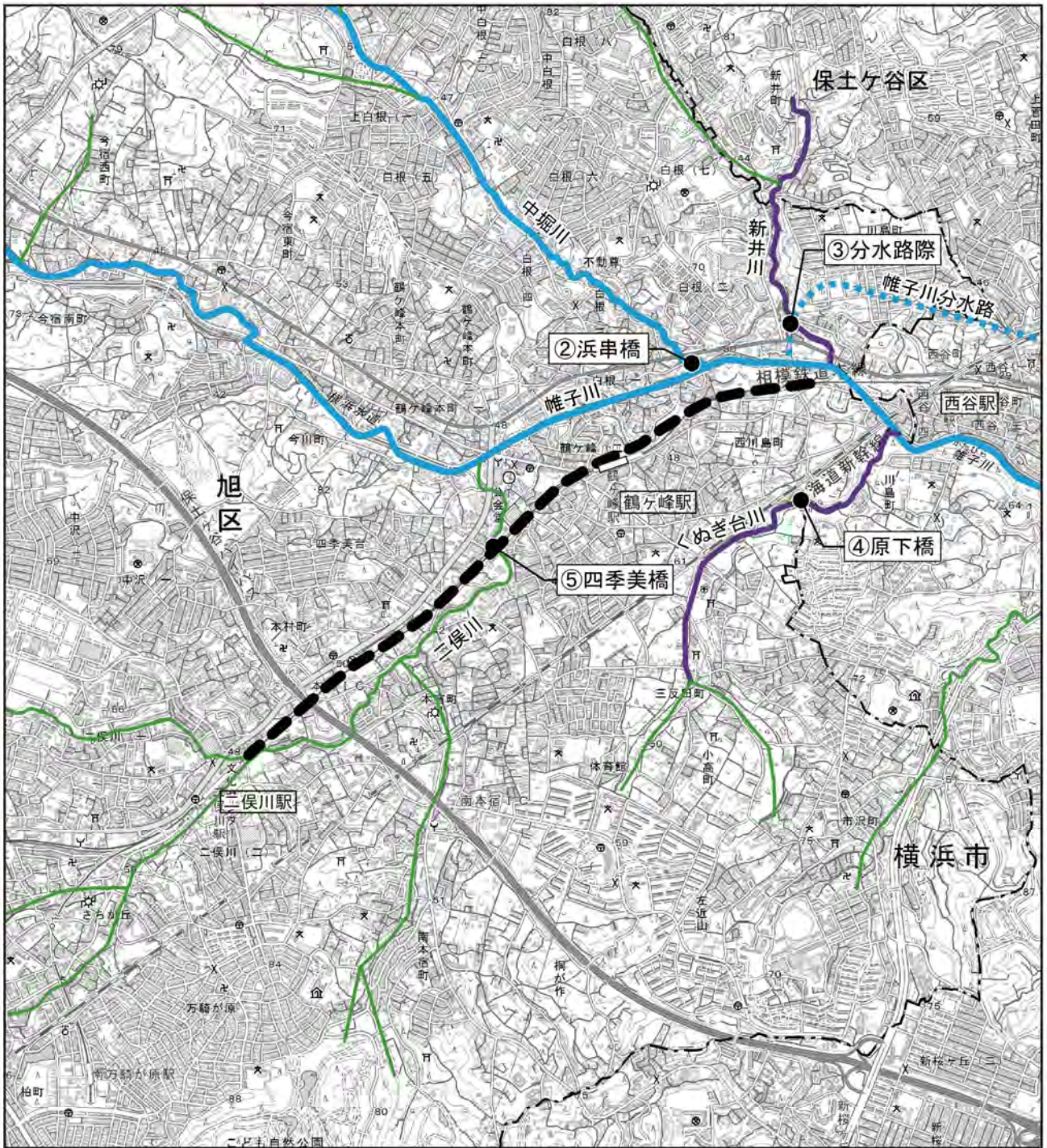


図 3-29(1) 河川の水質測定地点

資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、令和2年10月調べ）
 ：「平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成31年4月）
 ：「横浜市 河川の概要」（横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ、令和2年10月調べ）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 二級河川
- : 二級河川（地下区間）
- : 準用河川
- : その他河川
- : 河川の水質測定地点



1 : 25,000



資料：「国土数値情報」

（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、令和2年10月調べ）

：「平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター、平成31年4月）

：「横浜市 河川の概要」

（横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ、令和2年10月調べ）

図 3-29 (2) 河川の水質測定地点

(2) 地下水の水質

調査区域における地下水の水質の測定地点は、図 3-30 に示すとおりです。また、測定結果は、表 3-34 に示すとおりです。

平成 27 年度から令和元年度までにおいて、旭区今川町、保土ヶ谷区新井町で、環境基準値を超過した項目が確認されています。

表 3-34 地下水の水質測定結果

単位：mg/L

行政区分	調査の種類		測定地点		環境基準超過項目	年度	測定結果	環境基準値	
旭区	概況調査	メッシュ調査	①	今川町※2	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	H29	18	10 以下	
	汚染井戸周辺地区調査		①	今川町※2	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	H29	20	10 以下	
	継続監視調査		①	今川町	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	H30	17	10 以下	
				R1		20			
保土ヶ谷区	汚染井戸追跡調査		②	新井町	1,2-ジクロロエチレン	H27	0.38	0.04 以下	
						H28	0.24		
						H29	0.28		
						H30	0.24		
						R1	0.12		
						トリクロロエチレン	H27	0.1	0.01 以下
							H28	0.063	
							H29	0.16	
							H30	0.18	
							R1	0.042	
					クロロエチレン	H28	0.0021	0.002 以下	

※1 調査の種類については以下のとおりです。なお、上表では、各調査において基準値を超過した測定地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施）

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

・汚染井戸追跡調査

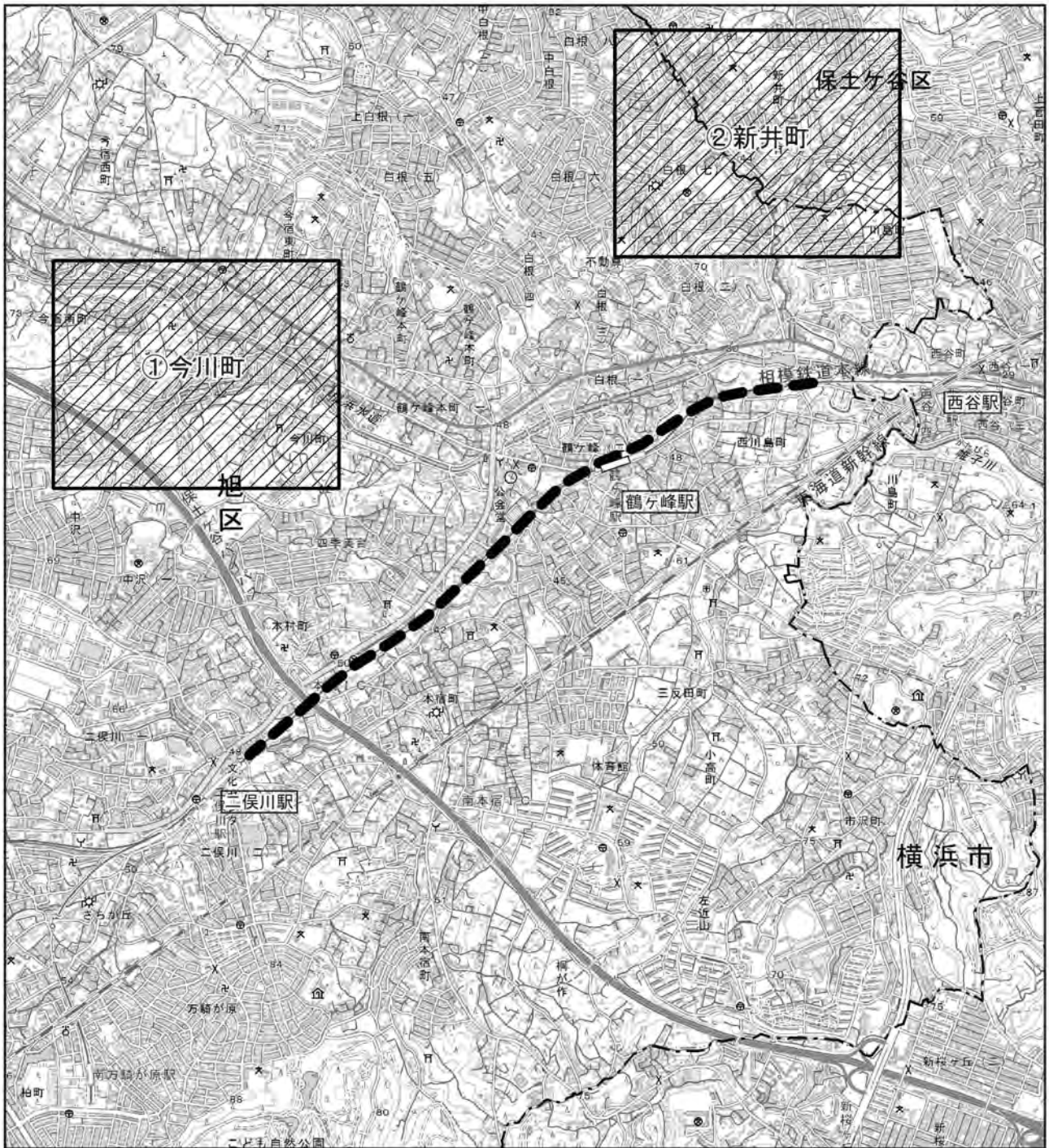
昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

※2 今川町については、概況調査で汚染が確認され、汚染井戸周辺地区調査により再調査した同一地点です。

資料：「平成 27～29 年度 横浜市民公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）

：「平成 27～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局）

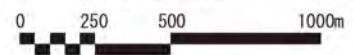


凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- ▨ : 地下水の水質測定地点 (調査メッシュ)



1 : 25,000



資料 : 「平成27~29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター)
 : 「平成27~令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市環境創造局)

図 3-30 地下水の水質測定地点

4) 騒音の状況

(1) 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 3-31 に示すとおりです。調査区域では、ここ最近では平成 27 年度から令和元年度において測定が行われています。

測定結果は表 3-35 に示すとおりで、一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）（昼間・夜間）、県道 40 号（横浜厚木）（昼間・夜間）について環境基準値を超過しています。特に自動車専用道路である一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）の今宿一丁目では、昼間と夜間の差がほとんどなく、各時間帯において環境基準値を大幅に超過しています。

表 3-35 道路交通騒音の測定結果

路線名	測定場所		用途地域	区分※4	環境基準値 (特例適用)※1 (デシベル)	等価騒音レベル (L_{Aeq})※2 (デシベル)		年度
						昼間※5	夜間※5	
環状 2 号線	1	旭区市沢町	準住居地域	B 地域	○ (昼間※5: 70dB) (夜間※5: 65dB)	66	65	H30
一般国道 16 号 (保土ケ谷 バイパス)	2	旭区今宿一丁目	無指定	B 地域		78	77	R1
	3	保土ケ谷区 新桜ヶ丘一丁目	第一種住居 地域	B 地域		67	65	R1
県道 40 号 (横浜厚木)	4	旭区鶴ヶ峰 一丁目	近隣商業 地域	C 地域		71	67	H27

※1 特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されていることを示します。この場合の環境基準は以下のとおりです。

【幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間 70 デシベル、夜間 65 デシベル】

※2 L_{Aeq} （等価騒音レベル）：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

※3 網掛け：環境基準値を超過

※4 区分について

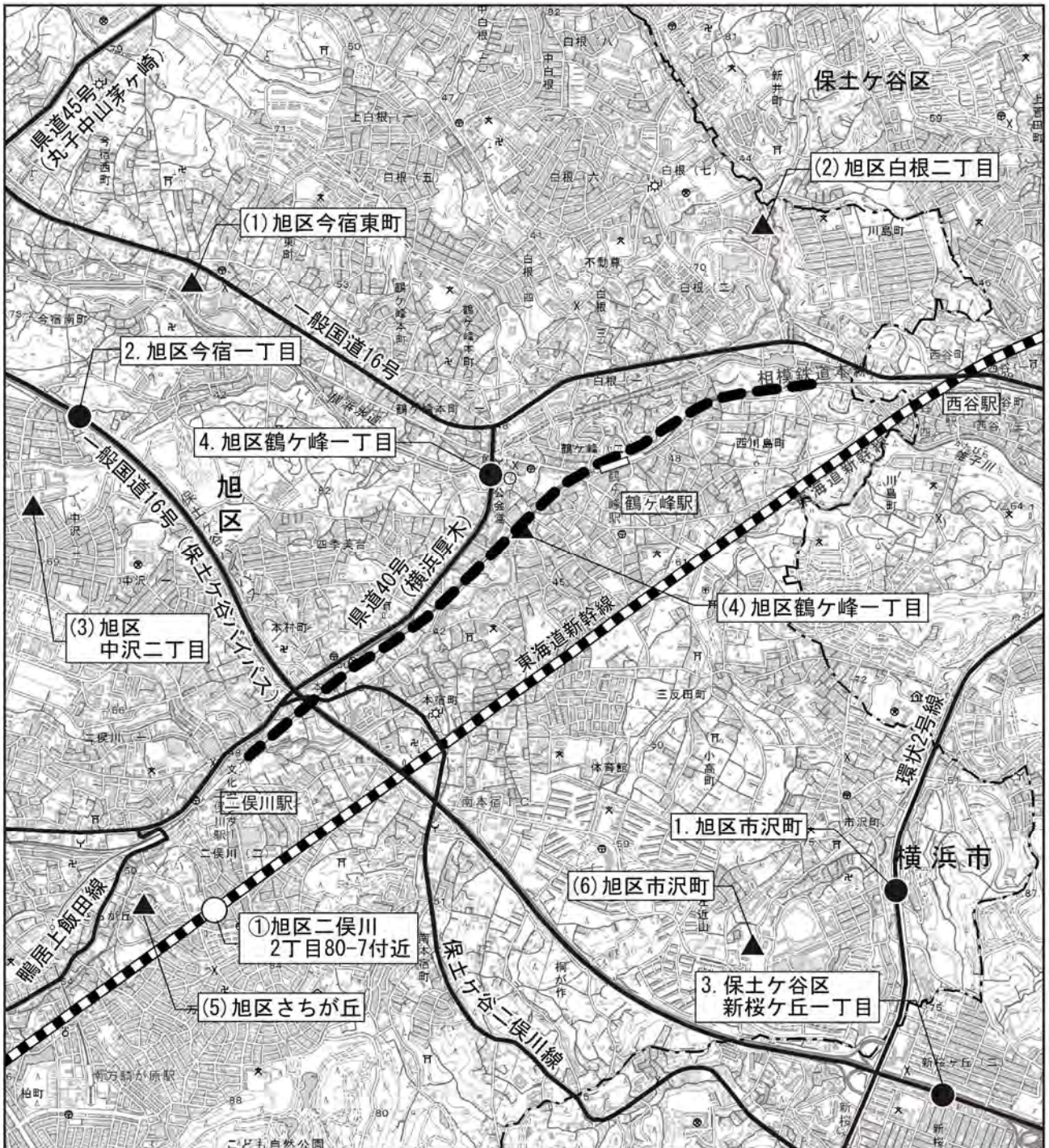
- ・ A 地域 …専ら住居の用に供される地域
- ・ B 地域 …主として住居の用に供される地域
- ・ C 地域 …相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※5 昼間…6：00～22：00、夜間…22：00～6：00

資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書

—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）

：「平成 27 年～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局）



凡例

- — — : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 道路交通騒音測定地点
- : 新幹線騒音・振動測定地点
- ▲ : 一般環境騒音測定地点

資料：「平成26～27年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書
 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」
 「平成28年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書
 一道路・貨物線・新幹線・航空機一」
 (横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター)
 「平成26～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市環境創造局)



1 : 25,000

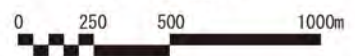


図 3-31 騒音・振動測定地点

(2) 鉄道騒音

調査区域における新幹線騒音の測定地点は、図 3-31 に示すとおりです。また、測定結果は、表 3-36 に示すとおりです。

手前軌道中心からの距離 12.5m 地点の測定値は 72~74 デシベルで環境基準値を超過していますが、その他の地点は環境基準値以下となっています。

表 3-36 新幹線騒音の測定結果

測定場所	地域 類型	用途 地域	鉄道 構造	防音 壁の 種類	測定結果 ^{※1} (デシベル)			環境基準値 (地域類型 I) (デシベル)	列車速度 ^{※2} (km/h)			年度
					12.5m	25m	50m		上り	下り	上位 半数	
① 旭区二俣川 2丁目 80-7 付近	I	第一種 住居地域	切取	直壁 3.0m	73	69	60	70	243	243	251	H26
					72	67	61		247	239	250	H27
					72	67	61		227	235	249	H28
					74	69	65		— ^{※3}	— ^{※3}	— ^{※3}	H29
					72	67	60		— ^{※3}	— ^{※3}	— ^{※3}	H30

※1 測定結果：通過列車毎の騒音のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものをパワー平均。

※2 列車速度は平均値。「上位半数」は、通過列車の上位半数の平均値。

※3 H29 年度以降の列車速度については、資料に示されていません。

※4 網掛け：環境基準値を超過

資料：「平成 26~27 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書

—道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）

：「平成 28 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書

—道路・貨物線・新幹線・航空機—（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）

：「平成 26~30 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局）

(3) 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定地点は、図 3-31 に示すとおりです。

測定結果は、表 3-37 に示すとおりで、旭区白根二丁目（昼間・夜間）、旭区鶴ヶ峰一丁目（夜間）で環境基準値を超過しています。

表 3-37 一般環境騒音の測定結果

測定場所	区分 ^{※2}	用途地域	測定結果 (デシベル)		環境基準値 (デシベル)		年度
			昼間 ^{※3}	夜間 ^{※3}	昼間 ^{※3}	夜間 ^{※3}	
(1) 旭区今宿東町	B 地域	第二種住居地域	49	43	55	45	H26
(2) 旭区白根二丁目	B 地域	準住居地域	57	52	55	45	
(3) 旭区中沢二丁目	A 地域	第二種低層住居 専用地域	49	45	55	45	
(4) 旭区鶴ヶ峰一丁目	C 地域	商業地域	57	55	60	50	
(5) 旭区さちが丘	B 地域	第一種住居地域	46	45	55	45	
(6) 旭区市沢町	A 地域	第二種中高層住居 専用地域	49	43	55	45	

※1 網掛け：環境基準値を超過

※2 区分について

・A 地域 …専ら住居の用に供される地域

・B 地域 …主として住居の用に供される地域

・C 地域 …相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※3 昼間…6：00～22：00、夜間…22：00～6：00

資料：「平成 26 年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書

―道路・貨物線・新幹線・環境・航空機―（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）

5) 振動の状況

(1) 道路交通振動

直近5年間において公表されている道路交通振動の調査地点は、調査区域内には存在しません。

(2) 鉄道振動

調査区域における新幹線振動の測定地点は、図 3-31 に示すとおりです。また、測定結果は表 3-38 に示すとおりで、全ての地点において指針値以下となっています。

表 3-38 新幹線振動の測定結果

測定場所	用途地域	鉄道構造	測定結果 ^{※1} (デシベル)			指針値 ^{※2} (デシベル)	列車速度 ^{※3} (km/h)			年度
			12.5m	25m	50m		上り	下り	上位半数	
① 旭区二俣川 2丁目 80-7 付近	第一種 住居地域	切取	65	59	54	70	243	243	251	H26
			63	57	52		247	239	250	H27
			62	58	54		227	235	249	H28
			64	58	51		— ^{※4}	— ^{※4}	— ^{※4}	H29
			64	58	54		— ^{※4}	— ^{※4}	— ^{※4}	H30

- ※1 測定結果：通過列車毎の振動のピークレベルのうち、レベルの大きさが上位半数のものを算術平均
 ※2 指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年環大特32）
 ※3 列車速度は平均値。「上位半数」は、通過列車の上位半数の平均値。
 ※4 H29年度以降の列車速度については、資料に示されていません。

資料：「平成26～27年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書
 —道路・貨物線・新幹線・環境・航空機—」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）
 ：「平成28年度 横浜市における騒音・振動の定点測定結果報告書
 —道路・貨物線・新幹線・航空機—」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センター）
 ：「平成26～30年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局）

6) 土壌汚染の状況

調査区域における土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3-39 及び図 3-32 に示すとおりです。調査区域内には、形質変更時要届出区域が 2 箇所存在します。

また、平成 24 年改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき土壌調査を実施した土地の内、「汚染あり」とされている土地は、表 3-40 及び図 3-32 に示すとおりです。調査区域内には、「汚染あり」とされている土地が西谷駅側に 1 箇所（対象事業実施区域東側端部から北東約 250m）存在しますが、汚染の除去等の措置（原位置封じ込め）が既に講じられています。

表 3-39 土壌汚染に係る区域の指定状況

種別	指定番号	所在地 (地番)	指定年月日	面積 (m ²)	指定基準に 適合しない 特定有害物質
要措置区域	該当なし				
形質変更時 要届出区域	指-05	旭区中尾一丁目 52-2 の一部	H17. 12. 15	697. 3	ふっ素及び その化合物
	指-43	旭区南本宿町 129-2 の一部	H24. 2. 3	336. 81	鉛及び その化合物
条例要措置区域	該当なし				
条例形質変更時 要届出区域	該当なし				

資料：「横浜市内の要措置区域について」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「横浜市内の形質変更時要届出区域について」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「横浜市内の条例要措置区域について」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「横浜市内の条例形質変更時要届出区域について」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

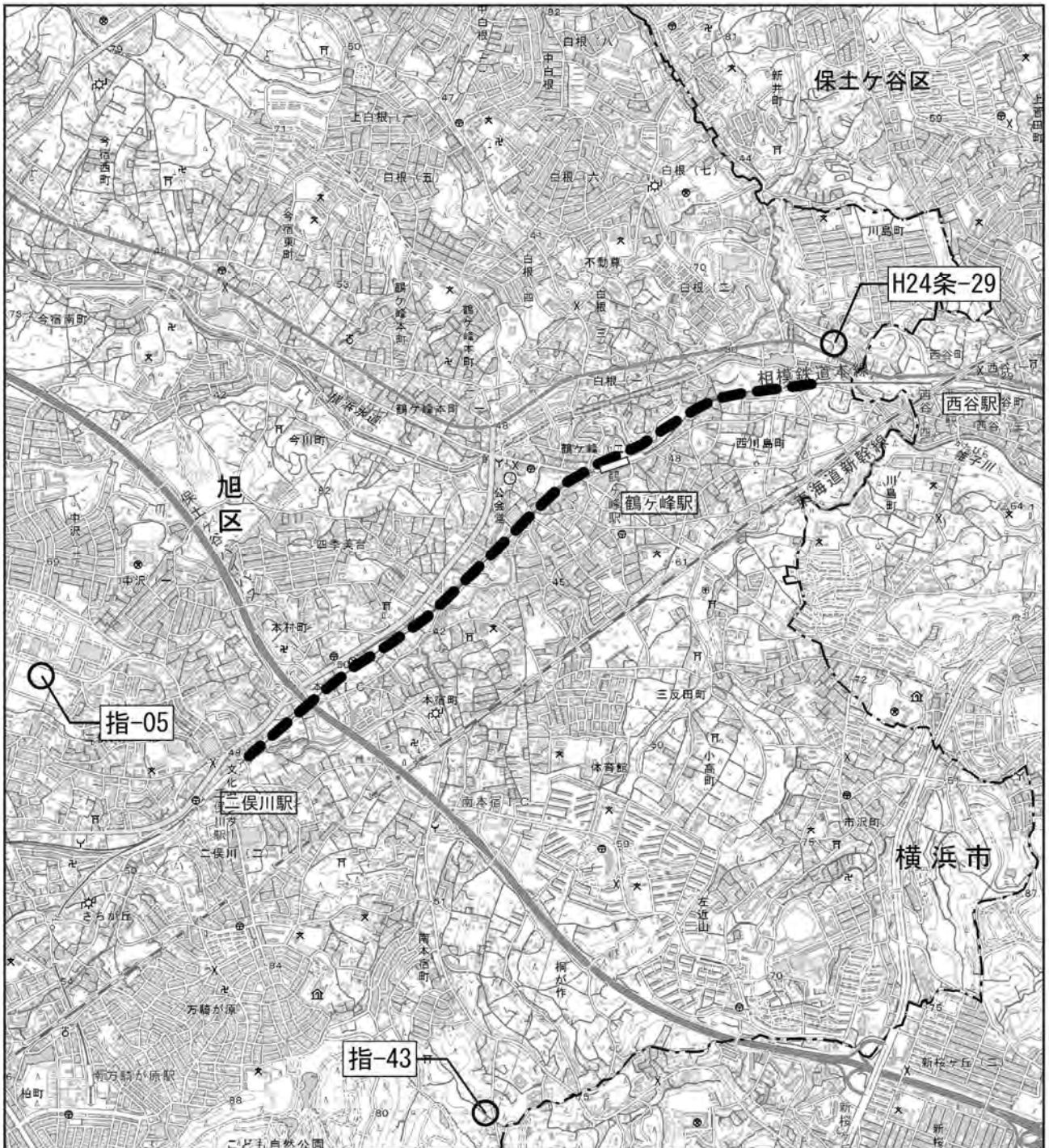
表 3-40 平成 24 年改正前条例に基づいて土壌調査等を実施した土地

番号	所在地 (地番)	届出年月日	調査	調査対象項目	汚染の状況	
					土壌	地下水
H24 条-29	川島町 2888-2 2889-2 2890-1	H24. 12. 21	土壌ガス	トリクロロエチレン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン	無し	
			表土	カドミウム及びその化合物 (溶出量・含有量)	無し	
			表土	シアン化合物、ほう素及び その化合物 (含有量)	無し	
			表土・ボーリング ・地下水	シアン化合物 (溶出量) ほう素及びその化合物 (溶出量)	有り	無し 有り

資料：「平成 24 年改正前横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌調査等を実施した土地の一覧」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「横浜市条例第 65 条の 7 第 1 項に基づく土壌公表台帳」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 土壌汚染に係る区域
- - - : 区界

資料：「横浜市内の要措置区域について」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「横浜市内の形質変更時要届出区域について」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「横浜市内の条例要措置区域について」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「横浜市内の条例形質変更時要届出区域について」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「平成24年改正前横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく
 土壌調査等を実施した土地の一覧」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)



1 : 25,000

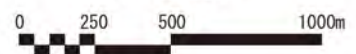


図 3-32 土壌汚染に係る区域の指定状況

7) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺には、令和2年10月現在、著しい悪臭の発生源はみられません。

8) 地盤沈下の状況

横浜市及び調査対象地域における令和元年度の地盤沈下の状況は、表3-41に示すとおりです。対象事業実施区域が位置する旭区では、観測が行われておりません。なお、保土ヶ谷区においては、観測した水準点4点すべてで地盤の沈下は確認されませんでした。

また、調査区域内では、図3-34に示す観測水準点において水準測量が行われています。水準測量成果は表3-42及び図3-33に示すとおりで、平成24年以降について、全ての地点でおおむね横ばい傾向となっています。なお、平成23年から平成24年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

表 3-41 地盤沈下状況（令和元年度）

（観測基準日：令和2年1月1日）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量（mm）				
			10未満	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上
横浜市	98	1	1	0	0	0	0
旭区	0	0	0	0	0	0	0
保土ヶ谷区	4	0	0	0	0	0	0

資料：「令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局）

表 3-42 水準測量成果

水準点番号	A-2	A-4	A-5	A-17	A-18	A-19	A-20	815	
所在地	旭区 西川島町 22-15	旭区 鶴ヶ峰本町 一丁目16-1	旭区 今宿南町 1701	旭区 本宿町16	旭区 本村町39	旭区 二俣川 1丁目6	旭区 さちが丘 59-3	保土ヶ谷区 上菅田町 1114	
測量結果 (標高 T. P. m)	平成21年	32.7075	37.5031	40.6584	52.9089	47.7480	52.9600	53.4413	64.7888
	平成22年	32.7102	37.5046	40.6618	52.9137	47.7523	52.9628	53.4444	64.7908
	平成23年	32.7089	37.5062	40.6617	52.9148	47.7538	52.9610	53.4436	64.7924
	平成24年	32.6771	37.4771	40.6321	52.8870	47.7243	52.9297	53.4110	64.7606
	平成25年	32.6776	37.4791	40.6352	52.8889	47.7265	52.9317	53.4138	64.7613
	平成26年	32.6772	37.4808	40.6340	52.8904	47.7268	52.9323	53.4149	64.7614
	平成27年	32.6732	37.4764	40.6317	52.8871	47.7233	52.9286	53.4114	64.7608
	平成28年	32.6737	37.4778	40.6321	—※2	—※2	—※2	—※2	64.7609
	平成29年	32.6699	37.4744	40.6277	—※2	—※2	—※2	—※2	64.7597
	平成30年	32.6725	37.4784	40.6313	—※2	—※2	—※2	—※2	—※3
	令和元年 (平成31年)	—※1	—※1	—※1	—※2	—※2	—※2	—※2	—※3
令和2年	—※1	—※1	—※1	—※2	—※2	—※2	—※2	—※3	

- ※1 観測水準点の位置は、図 3-34 に示すとおりです。
- ※2 A-2、A-4、A-5 については、平成 31 年から令和 2 年において調査が行われていません。
- ※3 A-17、A-18、A-19、A-20 については、平成 28 年から令和 2 年において調査が行われていません。
- ※4 815 については、平成 30 年から令和 2 年において調査が行われていません。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

：「横浜市水準測量成果表 (各年度)」

(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和 2 年 10 月調べ)

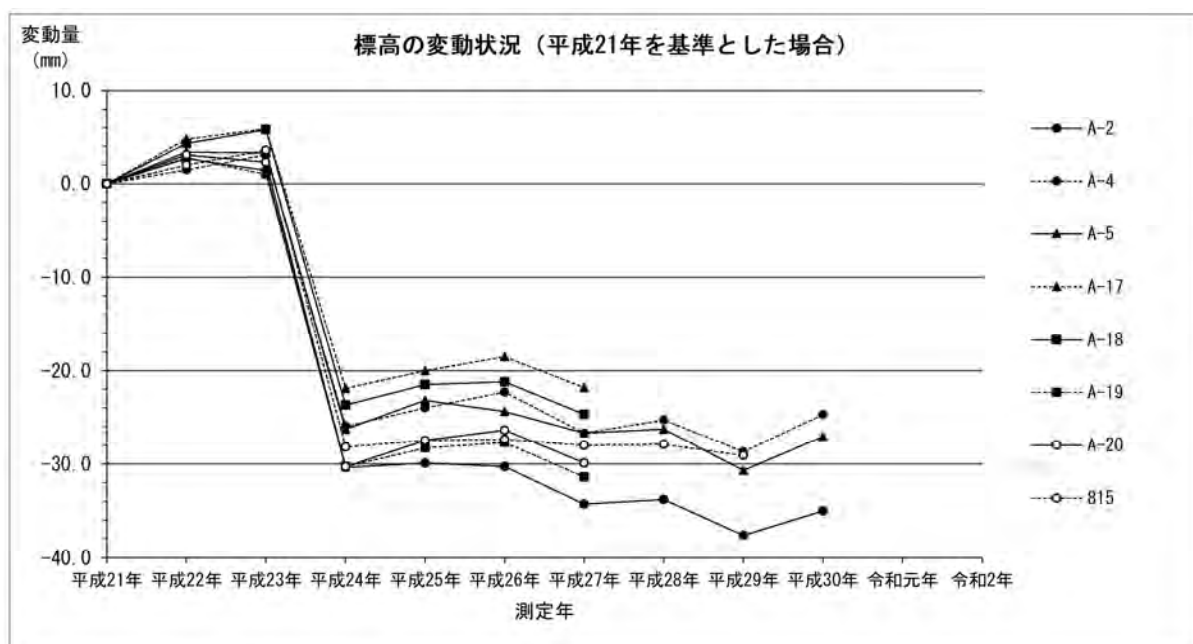
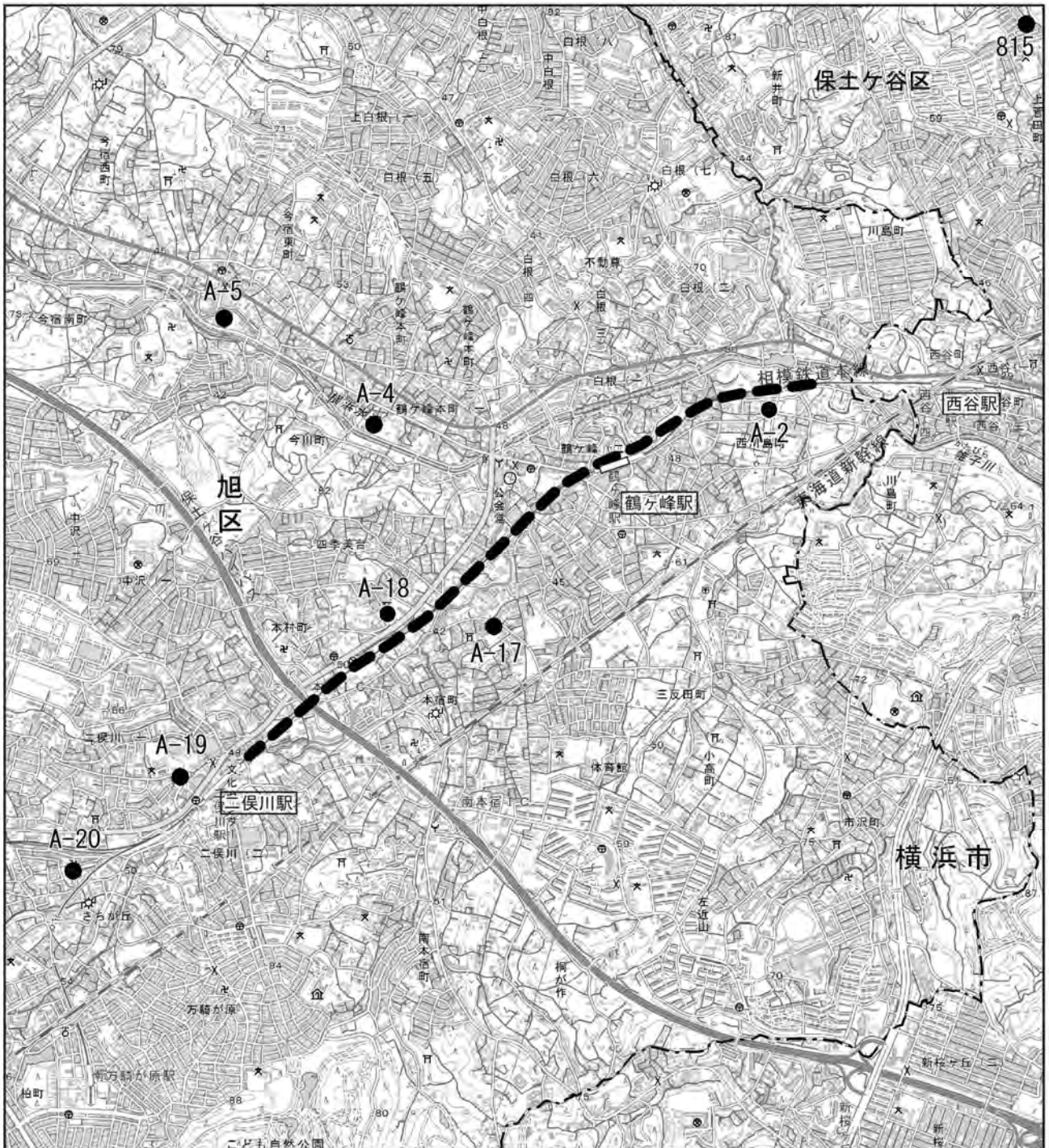


図 3-33 水準点における標高の変動状況



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 観測水準点



1 : 25,000



資料：「水準測量成果閲覧サービス」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)
 「横浜市水準測量成果表(各年度)」
 (横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ、令和2年10月調べ)

図 3-34 観測水準点

3.2.11 災害の状況

1) 災害による被害の発生状況

横浜市及び調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3-43 に示すとおりです。横浜市における平成 30 年の被害総数は人的被害が 13 人、住家被害が 520 棟、非住家被害が 94 棟、その他の被害が 834 件（箇所）となっています。

また、対象事業実施区域が位置する旭区における平成 30 年の被害総数は人的被害が 0 人、住家被害が 71 棟、非住家被害が 15 棟、その他の被害が 113 件（箇所）となっています。旭区における平成 26 年から平成 30 年の被害状況を見ると、平成 30 年の被害数が最も多く、これは平成 30 年 9 月 30 日に上陸した台風第 24 号に起因する風水害によるものと考えられます。

表 3-43 災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市																
							旭区					保土ヶ谷区						
		H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30		
人的被害	死者	人	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者		重傷者	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			軽傷者	26	5	1	5	12	2	0	0	1	0	2	0	0	0	1
住家被害	全壊※1		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大規模半壊※2		0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	
	半壊※3		1	0	0	0	13	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	
	一部破損※4		40	14	6	11	503	4	2	0	2	62	5	2	0	2	76	
	床上浸水		52	1	6	5	2	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	床下浸水		189	0	15	20	2	8	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	棟	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一部破損	2	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			浸水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			その他浸水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		全壊	3	0	0	1	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
			半壊	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一部破損	6	6	2	7	76	0	0	0	0	14	1	0	0	0	6
			浸水	90	0	57	10	3	10	0	0	2	0	1	0	0	0	0
			その他浸水	4	1	7	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
畑被害	田への流出・埋没	ha	—	—	—	0	0.0018	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	田の冠水		—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	畑の流出・陥没		1	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	
	畑の冠水		—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
その他の被害	文教施設	箇所	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院		—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	道路		92	4	—	6	15	2	0	—	0	6	6	1	—	0	0	
	橋梁		—	—	—	0	2	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	河川		3	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	
	港湾		—	—	—	1	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	砂防		—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	清掃施設		—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	
	がけ崩れ		123	8	13	28	9	2	0	1	0	2	16	0	1	2	0	
	鉄道不通		1	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0	
	被害船舶		隻	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
	水道		戸	—	—	—	1	0	—	—	—	0	0	—	—	—	0	0
電話	回線	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0		
ガス	戸	1	0	—	1	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0		
ブロック塀等	箇所	13	2	5	2	13	5	1	0	0	2	0	0	1	0	2		
その他		330	52	58	84	795	32	1	11	9	103	14	5	7	22	69		

※1 全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

※2 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの

※3 半壊

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

※4 一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

※5 「一」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

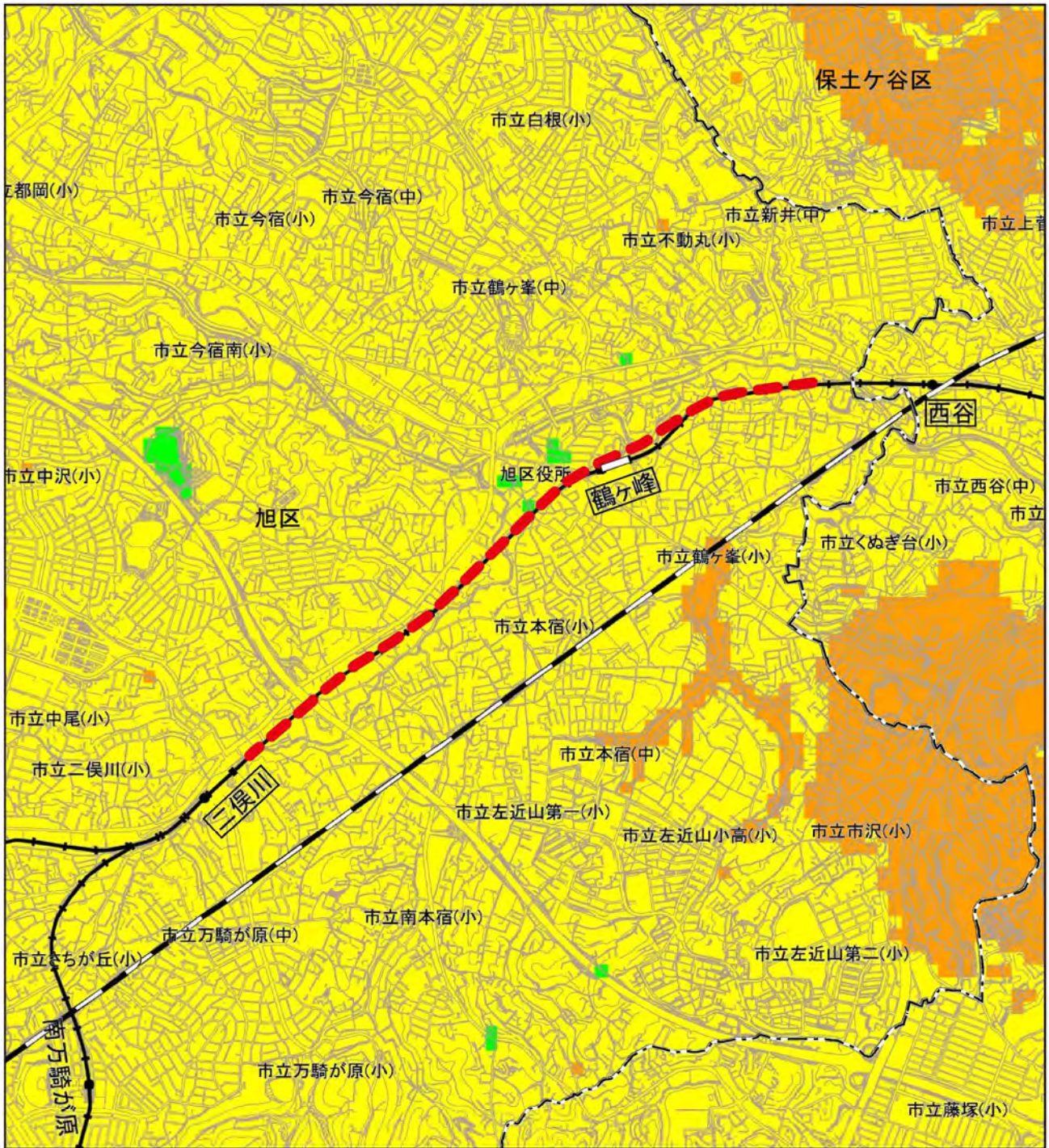
資料：「横浜市の災害（平成 26 年～平成 30 年）」（横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3-35(1)～(3)に示すとおりです。

「地震マップ」は、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震について、市内各地の揺れを予測し地図としてまとめたもので、「横浜市地震被害想定調査報告書（横浜市）」にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の震度分布を図示したものとなります。

調査区域では、元禄型関東地震で震度5強～6強、東京湾北部地震で震度5弱～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～5強の揺れが想定されています。



凡例

- - - : 対象事業実施区域
- - - : 区界

震度階

- : 震度 7
- : 震度 6 強
- : 震度 6 弱
- : 震度 5 強
- : 震度 5 弱
- : 震度 4

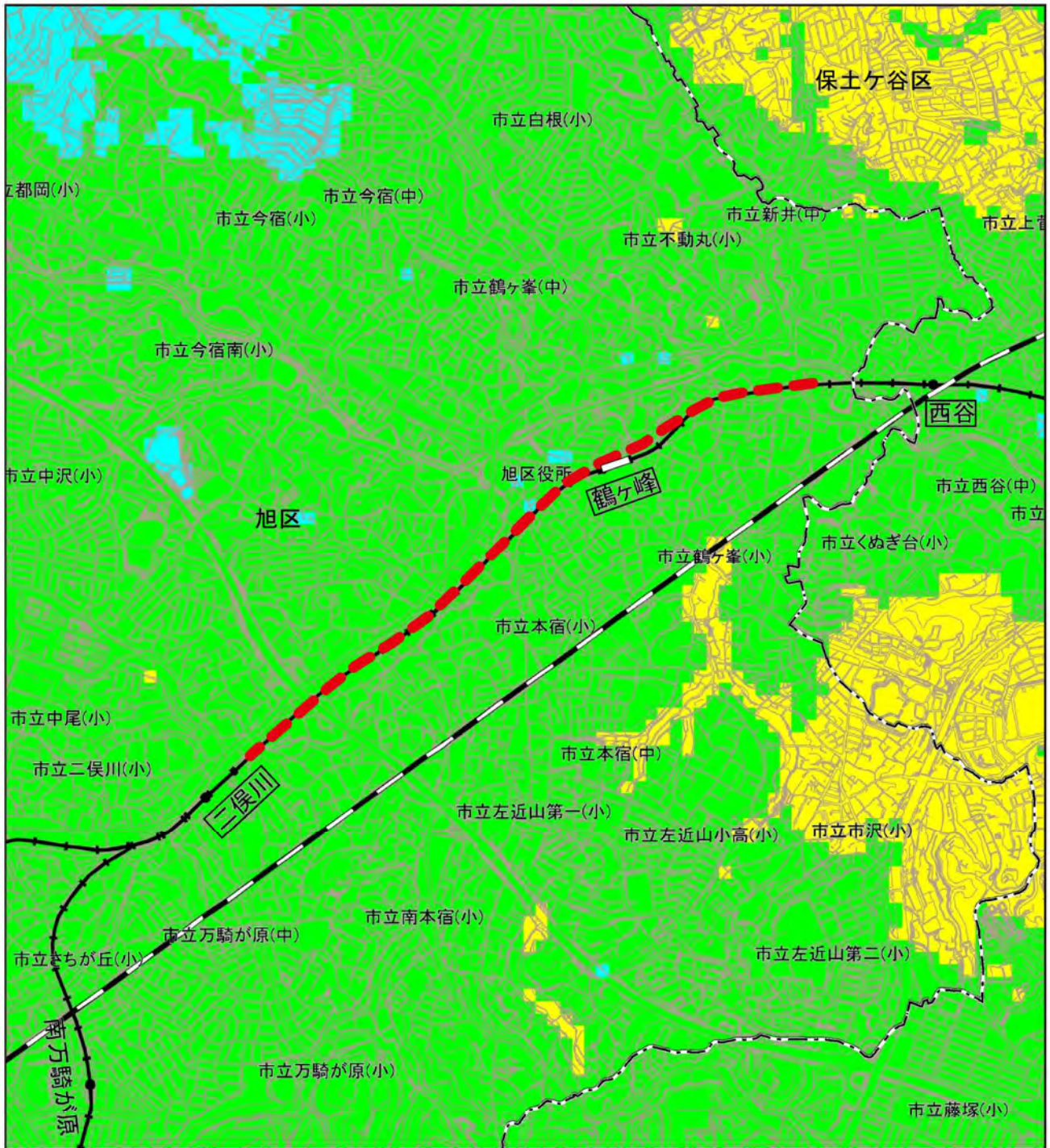


1 : 25,000



資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ、令和2年10月調べ）

図 3-35(1) 地震マップ
 （元禄型関東地震）



凡例

- - - : 対象事業実施区域
- - - : 区界

震度階

- : 震度 7
- : 震度 6 強
- : 震度 6 弱
- : 震度 5 強
- : 震度 5 弱
- : 震度 4

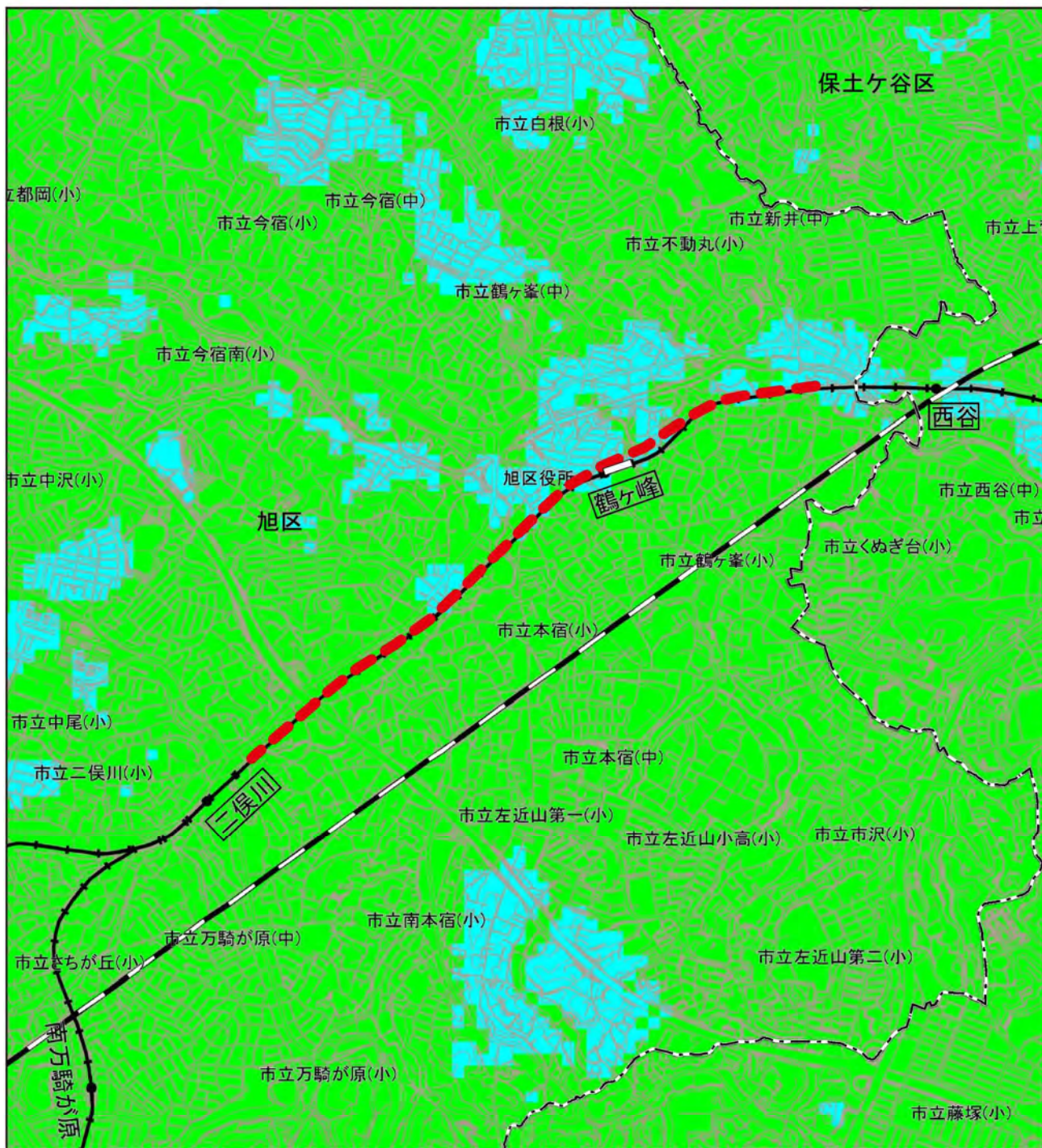


1 : 25,000



資料：「東京湾北部地震被害想定 地震マップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ、令和2年10月調べ）

図 3-35(2) 地震マップ
 （東京湾北部地震）



凡 例

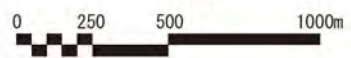
- - - : 対象事業実施区域
- - - : 区界

震度階

- : 震度 7
- : 震度 6 強
- : 震度 6 弱
- : 震度 5 強
- : 震度 5 弱
- : 震度 4



1 : 25,000



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ、令和2年10月調べ）

図 3-35(3) 地震マップ
 （南海トラフ巨大地震）

3) 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 3-36 に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県が指定する区域となります。「傾斜度が30度以上あるもの」、「高さが5m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されることとなります。

調査区域には急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が存在しますが、対象事業実施区域周辺では、急傾斜地崩壊危険区域の指定はありません。

4) 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域は、図 3-37 に示すとおりです。

土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域として、神奈川県が指定する区域となります。

調査区域にはパッチ状に土砂災害警戒区域が分布しており、対象事業実施区域内でも、2箇所（西谷駅側の区域、鶴ヶ峰駅付近の帷子川親水緑道の区域）が土砂災害警戒区域に指定されています。

5) 浸水想定区域

調査区域における浸水想定区域は、図 3-38(1)～(2)に示すとおりです。

洪水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）によると、対象事業実施区域周辺に存在する帷子川流域及び中堀川流域の一部が浸水想定区域となっています。なお、想定されている浸水深さは0～0.5m未満、0.5～3.0m未満となっていますが、特に西谷駅南側の帷子川流域において、0.5m以上の浸水深さが想定されている区域が多く存在します。

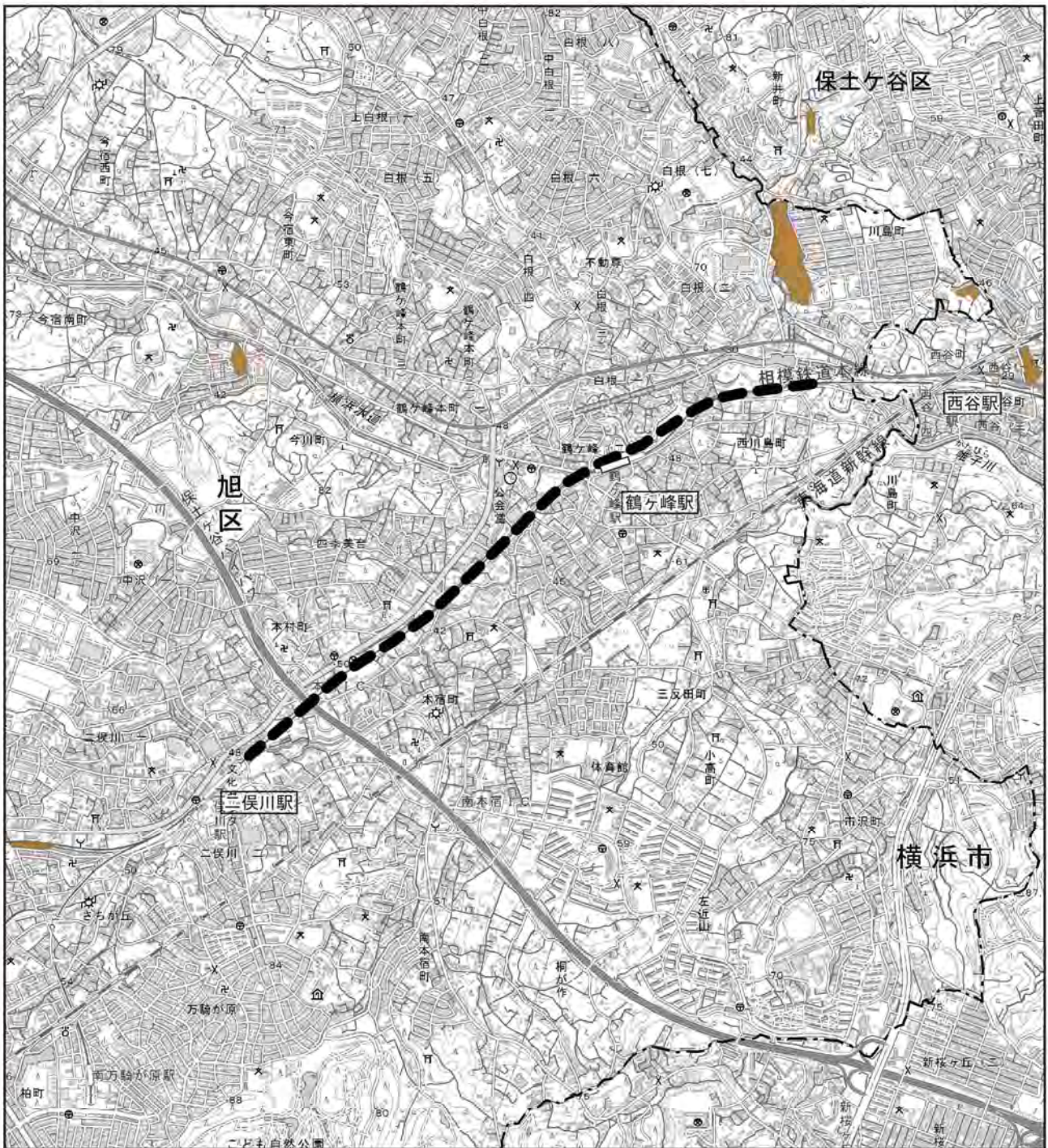
内水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷）によると、対象事業実施区域周辺では、鶴ヶ峰駅付近から二俣川駅付近にかけて浸水想定区域となっています。なお、想定されている浸水深さは2cm未満、2cm～20cm、20cm～50cmとなっていますが、特に二俣川駅付近において、2cm～20cmの浸水深さが想定されている区域が多く存在します。

6) 液状化マップ

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3-39(1)～(3)に示すとおりです。

「液状化マップ」は、「横浜市地震被害想定調査報告書（横浜市）」にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）の液状化危険度分布を図示したものとなります。

調査区域では、そのほとんどが「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」とされています。なお、「液状化危険度は低い」とされている区域は、主要河川に沿う形で分布しています。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界
- : 急傾斜地崩壊危険区域

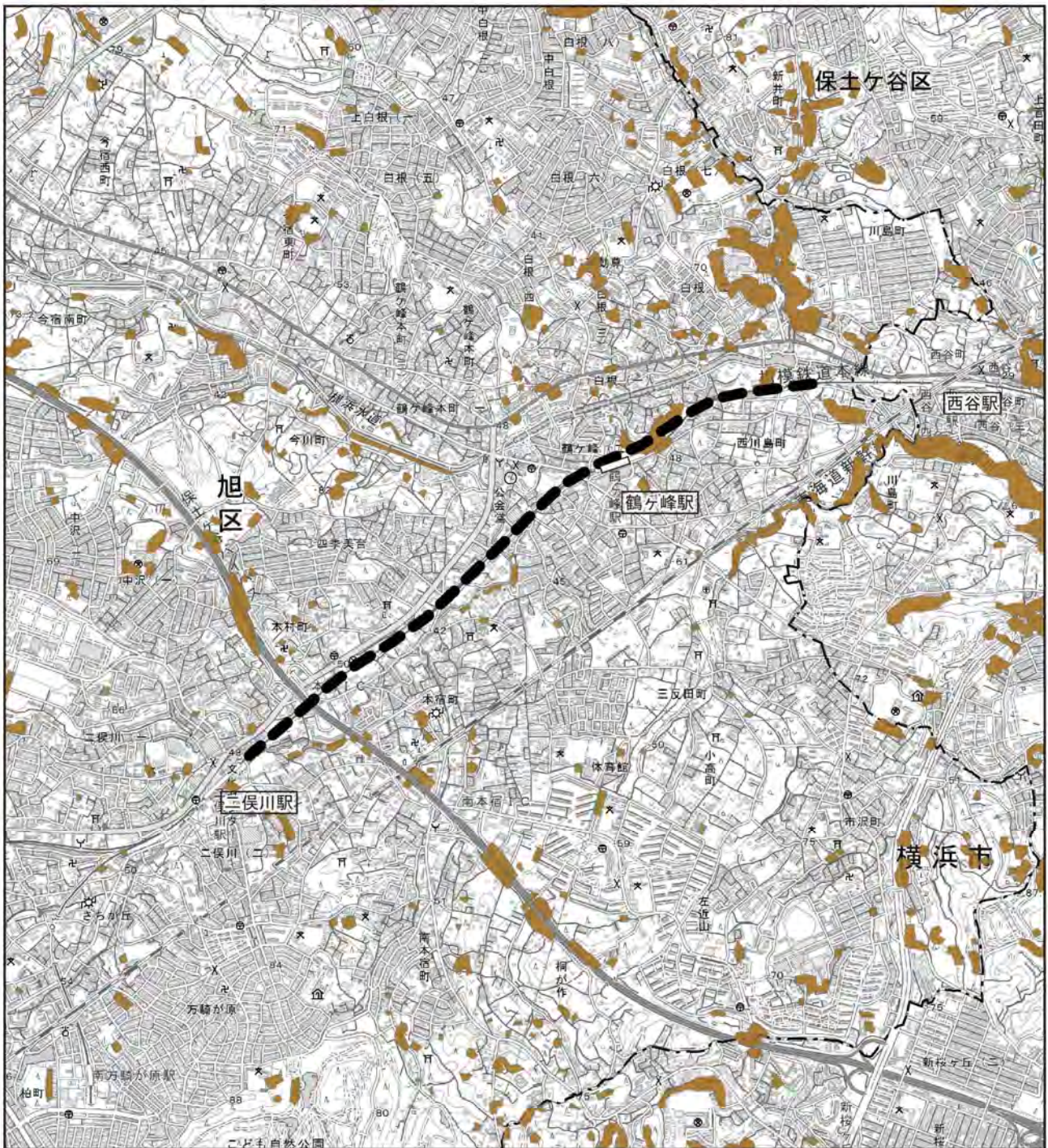


1 : 25,000



資料：「洪水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理部地域防災課、平成30年11月）

図 3-36 急傾斜地崩壊危険区域

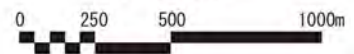


凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 土砂災害警戒区域

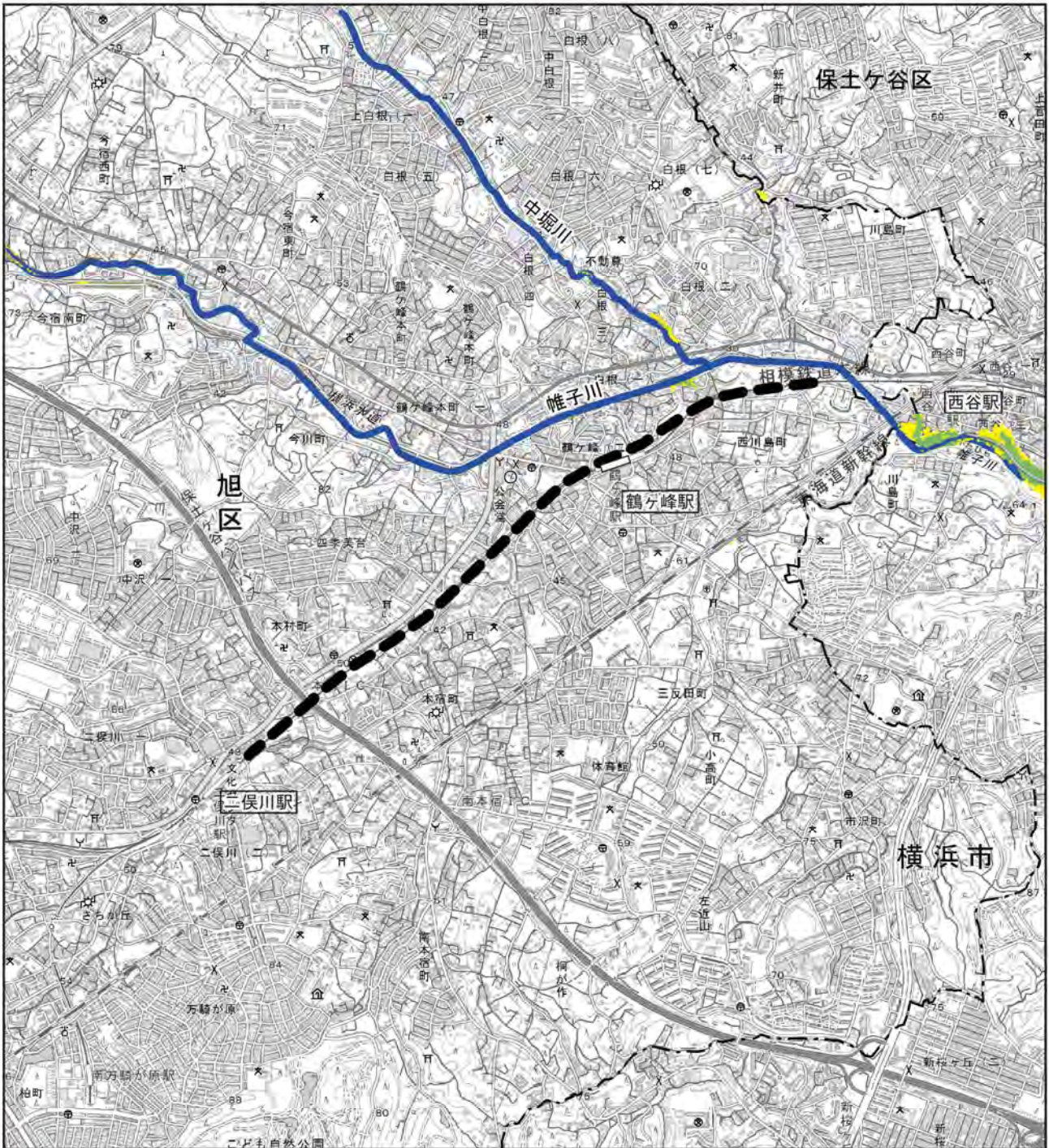


1 : 25,000



資料：「洪水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理部地域防災課、平成30年11月）

図 3-37 土砂災害警戒区域



凡例

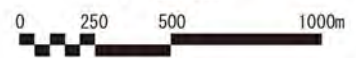
- : 対象事業実施区域
- : 区界

浸水深ランク

- : 0~0.5m未満
- : 0.5~3.0m未満
- : 3.0~5.0m未満

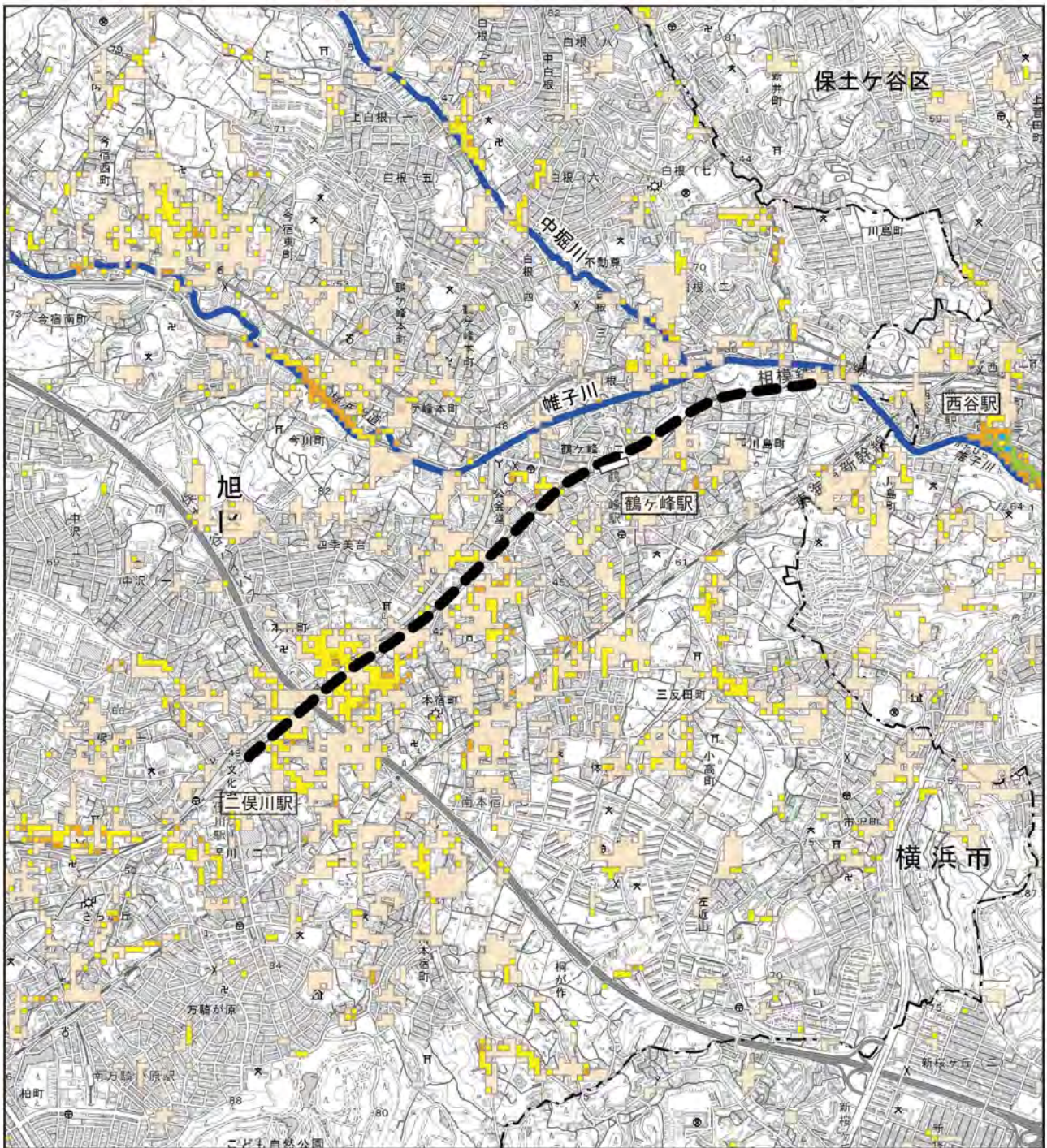


1 : 25,000



資料：「洪水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理部地域防災課、平成30年11月）

図 3-38(1) 浸水想定区域
 （洪水）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 区界

浸水深ランク

- : 2cm未満
- : 2cm~20cm
- : 20cm~50cm
- : 50cm~1.0m
- : 1.0m~2.0m



1 : 25,000

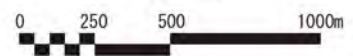
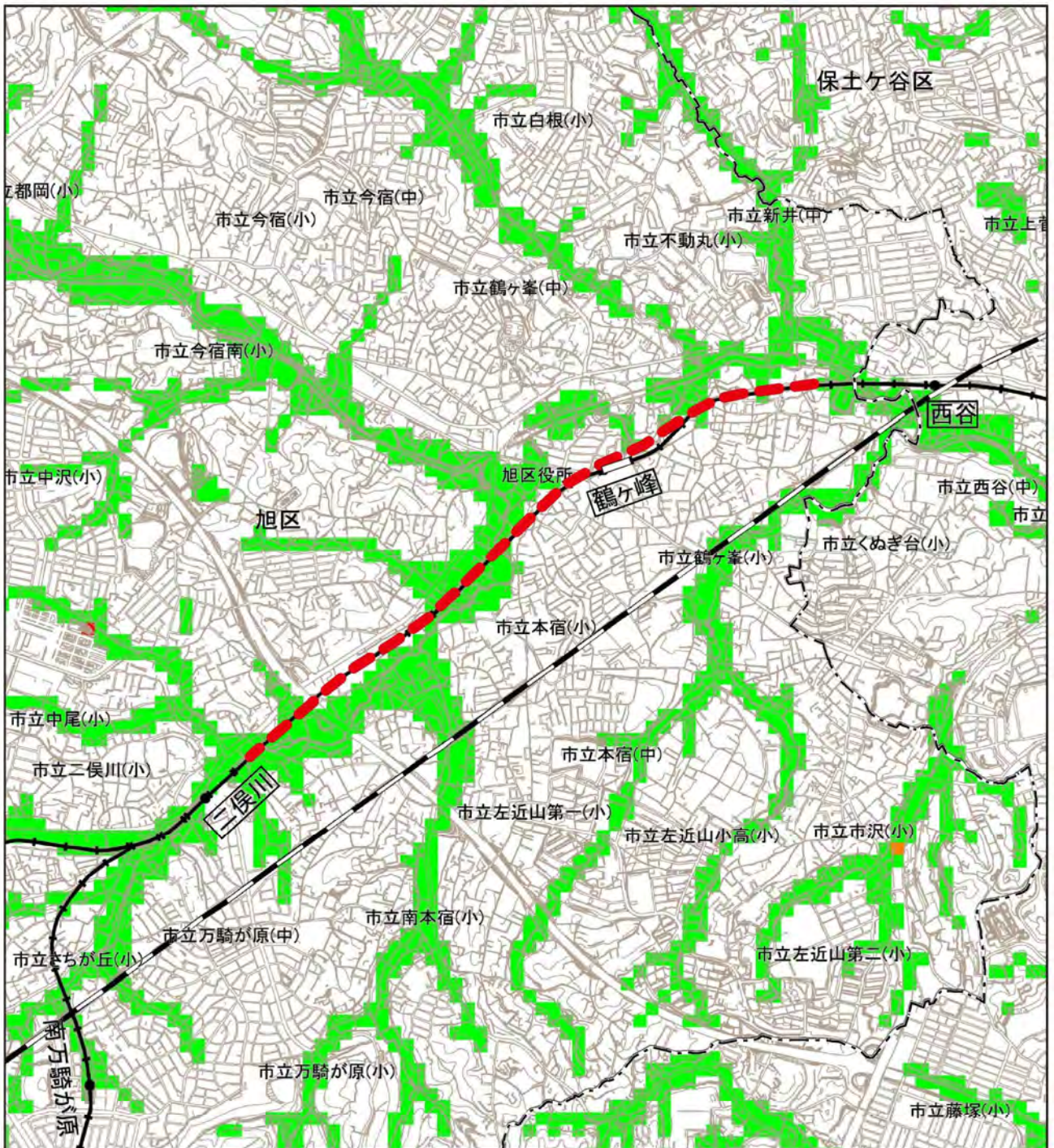


図 3-38(2) 浸水想定区域 (内水)

資料：「内水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市環境創造局下水道計画調整部、平成27年3月）



凡例

--- : 対象事業実施区域

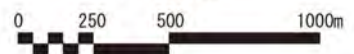
- - - : 区界

液状化危険度

- : 液状化危険度が高い : $15 < PL$
- : 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$
- : 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$
- : 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$

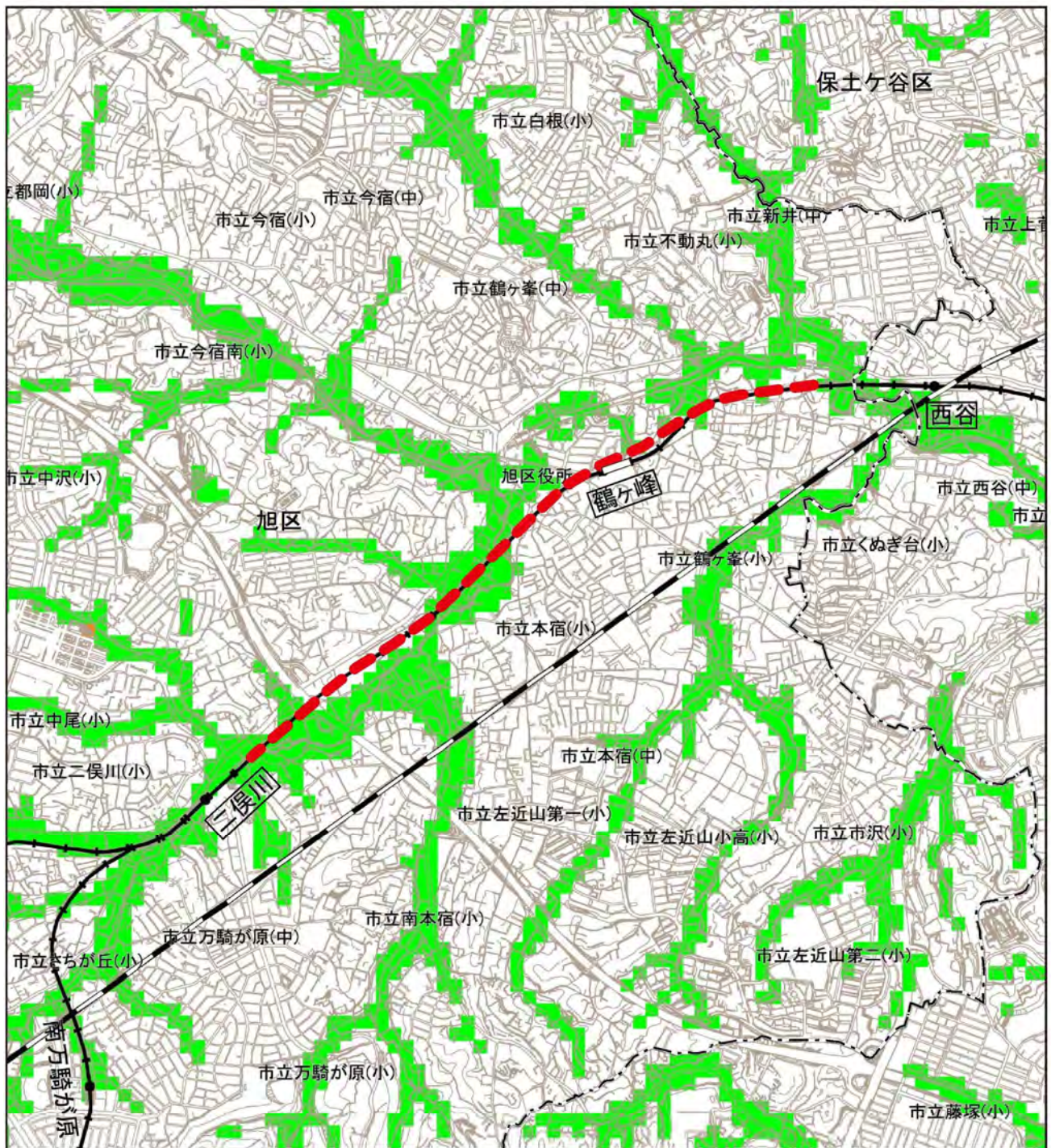


1 : 25,000



資料 : 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ (旭区、保土ヶ谷区)」
 (横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ、令和2年10月調べ)

図 3-39(1) 液状化マップ
 (元禄型関東地震)



凡例

--- : 対象事業実施区域

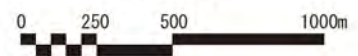
--- : 区界

液状化危険度

- : 液状化危険度が高い : $15 < PL$
- : 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$
- : 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$
- : 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$

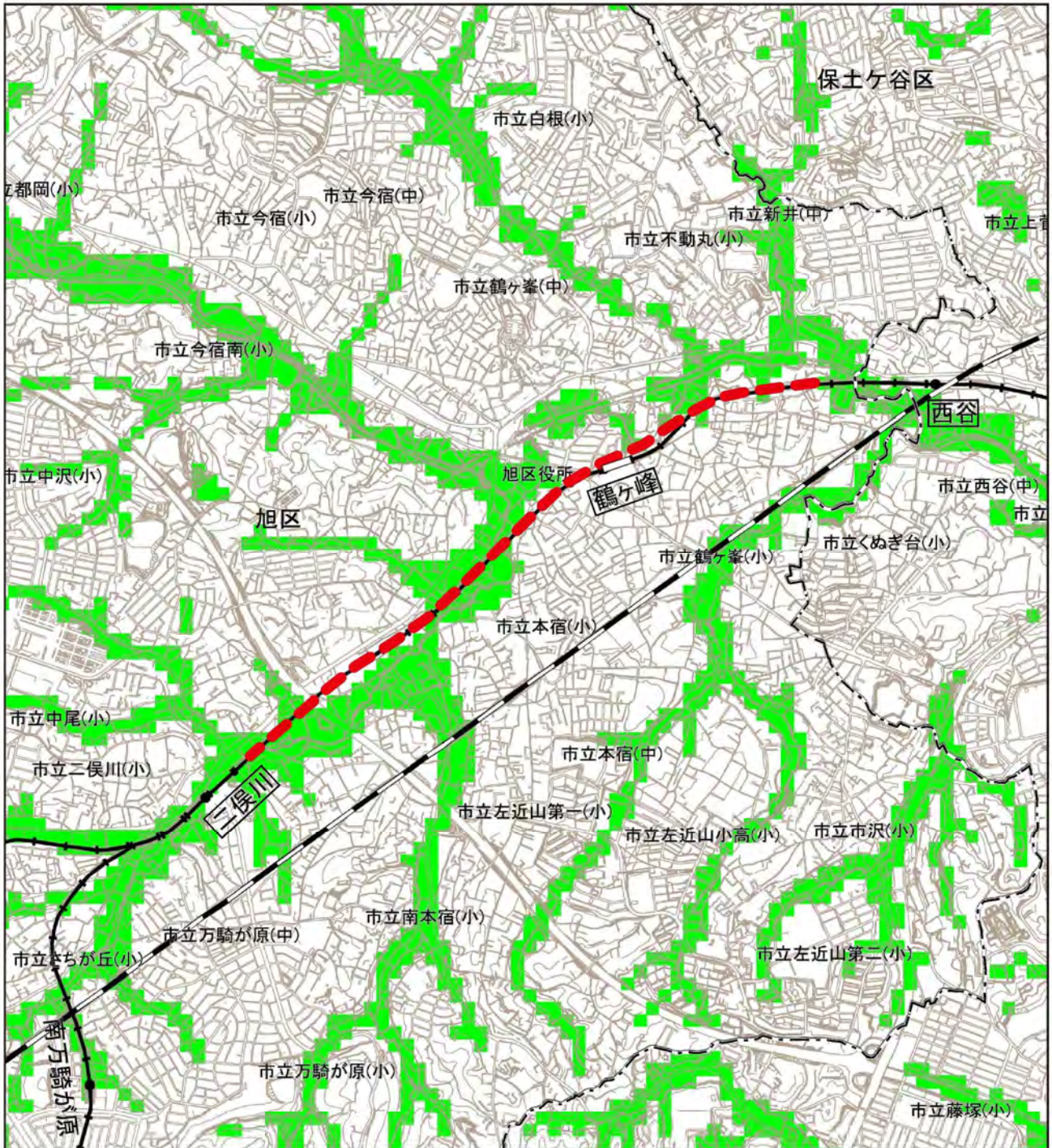


1 : 25,000



資料 : 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ(旭区、保土ヶ谷区)」
 (横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ、令和2年10月調べ)

図 3-39(2) 液状化マップ
 (東京湾北部地震)



凡例

--- : 対象事業実施区域

--- : 区界

液状化危険度

- : 液状化危険度が高い : $15 < PL$
- : 液状化する可能性がある : $5 < PL \leq 15$
- : 液状化危険度は低い : $0 < PL \leq 5$
- : 液状化危険度はかなり低い : $PL = 0$



1 : 25,000



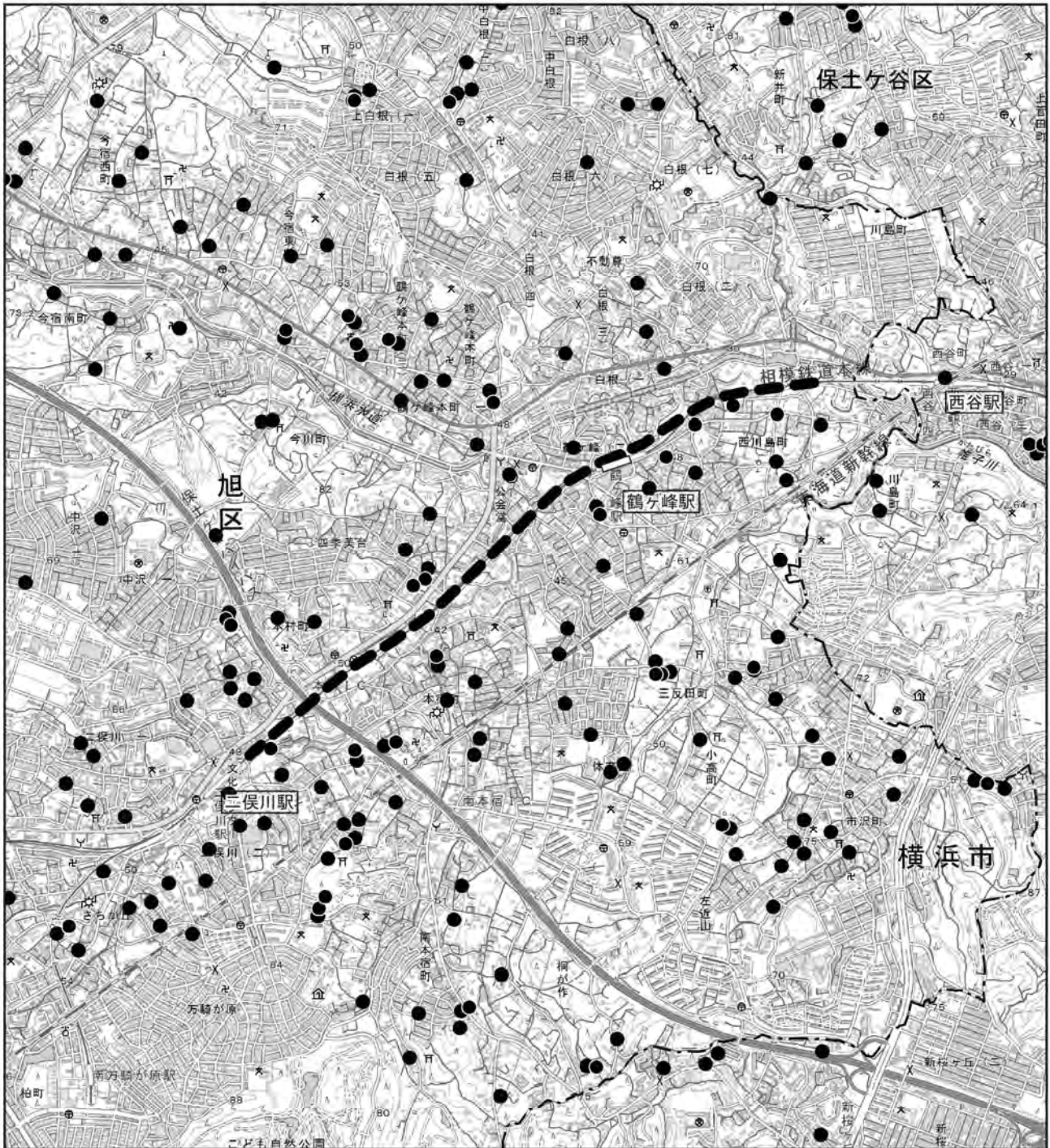
資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（旭区、保土ヶ谷区）」
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ、令和2年10月）

図 3-39(3) 液状化マップ
 （南海トラフ巨大地震）

7) 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は図 3-40 に示すとおりで、旭区に 174 箇所、保土ヶ谷区に 22 箇所存在しています。



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 災害用井戸



1 : 25,000

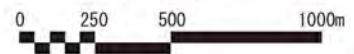


図 3-40 災害用井戸

資料：「横浜市行政地図情報提供システム 市民防災情報わいわい防災マップ」
 (横浜市総務局 ICT 基盤管理課ホームページ、令和2年10月調べ)

3.2.12 廃棄物の状況

1) 一般廃棄物の状況

横浜市におけるごみと資源の総量の状況は、表 3-44 に示すとおりです。

令和元年度のごみと資源の総量は約 122 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約 2.2%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量は約 84.4 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 1.1 万トン増加（約 1.4%）、事業系に区分されるごみと資源の総量は約 37.6 万トンで前年度に比べ約 1.7 万トン増加（約+4.8%）となっています。

表 3-44 横浜市におけるごみと資源の総量

（単位：トン）

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		
ごみと資源の総量		1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597		
処理内訳	ごみ 量	家庭系	焼却	584,356	580,945	577,071	569,112	581,269
			埋立	2,364	2,113	1,867	182	312
		小計		586,719	583,058	578,938	569,295	581,581
		事業系	焼却	302,268	301,192	300,635	298,140	305,374
			埋立	3,212	3,248	3,188	2,914	3,692
		小計		305,481	304,440	303,822	301,053	309,066
	計		892,200	887,498	882,761	870,348	890,647	
	資源 化量	家庭系	缶	8,973	8,762	8,648	8,547	8,671
			びん	22,208	21,811	21,323	20,376	19,534
			ペットボトル	11,410	11,541	11,772	12,858	13,094
			ガラス残さ	5,098	4,727	4,317	4,213	4,354
			小さな金属類	4,960	4,632	4,497	4,446	4,648
			プラスチック製容器包装	48,217	47,736	47,800	47,979	48,817
			スプレー缶	642	630	619	593	611
			古紙	1,463	1,314	1,266	1,190	1,209
			古布	607	542	533	519	508
			蛍光灯、電球	157	138	109	97	82
			乾電池	424	403	343	339	321
			粗大金属	5,798	5,599	5,578	5,792	6,704
			羽毛布団	4	21	8	12	10
小型家電			10	26	35	56	61	
燃えないごみ	—	—	—	1,489	1,333			
その他	—	—	57*2	185*2	60*2			
小計		109,971	107,881	106,904	108,693	110,018		
資源集団回収		180,721	171,363	165,225	157,458	152,637		
事業系	せん定枝	43,251	44,605	43,260	46,381	50,197		
	生ゴミ	9,059	9,559	9,387	11,846	17,099		
	小計*1	52,310	54,164	52,647	58,227	67,296		
計		343,003	333,408	324,776	324,377	329,950		
処理内訳	ごみ 量	焼却	886,624	882,136	877,706	867,252	886,643	
		直接埋立	5,576	5,361	5,055	3,096	4,004	
		計	892,200	887,498	882,761	870,348	890,647	
資源化量		343,003	333,408	324,776	324,377	329,950		
焼却 残さ	埋立	114,912	117,005	124,986	124,344	123,686		
	資源化	15,063	13,649	968	1,009	1,032		

※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 せん定枝リサイクル実証実験における資源化量、及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※3 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 2 年度事業概要（令和元年度処理状況）」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和 2 年 9 月）

2) 産業廃棄物の状況

横浜市内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3-45 に示すとおりです。

平成 30 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は約 1,060 万トン（前年度比約 0.4%減少）であり、減量化量は約 770 万トン、再生利用量は約 245 万トン、最終処分量は約 45 万トンとなっています。

表 3-45 産業廃棄物の発生量と処理状況（横浜市）

（単位：万トン）

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
発生量	1,033	1,001	1,000	1,064	1,060
減量化量	681	622	650	658	770
再生利用量	291	335	294	384	245
最終処分量	61	46	56	22	45

※ 表示単位未満を端数処理しているため、各項目の数値とその合計が一致しない場合があります。

資料：「令和 2 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策課、令和 2 年 9 月）

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する主な法令等と本事業との関係の有無は、表 3-46(1)～(4)に示すとおりです。

関連法令は令和2年10月現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業の実施に当たっては、関連のある法令等を遵守します。

表 3-46(1) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係
環境一般	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	—
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	環境影響評価法	—
	神奈川県環境影響評価条例	—
	横浜市環境影響評価条例	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
大気汚染	大気汚染防止法	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
水質汚濁	水質汚濁防止法	○
	下水道法	○
	横浜市下水道条例	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
騒音	騒音規制法	○
振動	振動規制法	○
地盤沈下	工業用水法	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
悪臭	悪臭防止法	—
日照障害	建築基準法	—
	横浜市建築基準条例	—
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—
	横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—

表 3-46(2) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
公害防止	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—
		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	—
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
		神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		アスベスト除去工事に関する指導指針	○
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
		神奈川県分別収集促進計画	—
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○
		第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
		横浜市空き缶等及びびび吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
	グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○
環境計画等		神奈川地域公害防止計画	○
		横浜市環境管理計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜市自動車公害防止計画	○
		生活環境保全推進ガイドライン	○
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		自然環境保全条例（神奈川県）	—
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜市水と緑の基本計画	○
		緑の環境をつくり育てる条例	○
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
		緑化地域制度	—
		横浜自然観察の森条例	—
	横浜つながりの森構想	—	

表 3-46(3) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
自然環境保全	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
	風致地区	都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑化、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	—
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
	自然再生	自然再生推進法	—
かながわ水源環境保全・再生施策大綱		—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	—
		横浜市火災予防条例	—
		化学物質の適正な管理に関する指針	—
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—

表 3-46(4) 環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	○
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
		バイオマス活用推進基本法	—
		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	○
		フロン類の排出抑制に関する配慮指針	○
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
		神奈川県バイオマス利活用計画	—
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		横浜市再生可能エネルギー活用戦略	○
その他	景観	景観法	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	—
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	—
		神奈川県景観条例	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市景観計画	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		横浜市景観ビジョン	○
	まちづくり方針	横浜市都市計画マスタープラン・旭区プラン	○
		地区計画／建築協定（鶴ヶ峰駅南口地区地区計画）	○
	街づくり協議地区制度（鶴ヶ峰駅北地区街づくり協議指針）	○	
	横浜市都市交通計画	○	
	土地区画整理法	—	
文化財	文化財保護法	—	
	神奈川県文化財保護条例	—	
	横浜市文化財保護条例	—	
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○	
	横浜市環境教育基本方針	○	
	横浜市環境と地域経済の融合推進方針	—	
	光害対策ガイドライン	○	
	横浜市中期4か年計画 2018-2021	○	

3.3 調査対象地域等における地域特性の概要

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3-47(1)～(4)に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は、谷底平野となっています。住宅系用地が中心ですが、教育施設、福祉施設、医療施設も整備され、二俣川駅、鶴ヶ峰駅の周辺部は商業用地となっています。鉄道駅や幹線道路に近いという利便性を持った地域であり、特に鶴ヶ峰駅周辺には、旭区役所、旭消防署、旭警察署等の行政機関が集中しています。また、対象事業実施区域周辺では帷子川、二俣川が流れ、鶴ヶ峰駅付近には帷子川親水緑道や特別緑地保全地区が存在しています。

「横浜業務核都市基本構想（横浜市政策局、平成 18 年 12 月）」において、鶴ヶ峰駅周辺地区は、隣接する二俣川地区と併せ、横浜市における業務施設集積地区に位置付けられており、横浜市西部の副都心として、業務・商業・文化等の諸機能の強化を図るとされており、平成 19 年 8 月には以前から進められていた鶴ヶ峰駅南口地区第一種市街地再開発事業が完了し、鶴ヶ峰駅北口周辺についても、再開発等の検討が進められています。

しかしながら、対象事業実施区域内には、鶴ヶ峰 2 号踏切をはじめとして合計 10 箇所の踏切が存在しており、この内の 5 箇所が開かずの踏切（西谷 3 号踏切、鶴ヶ峰 1 号踏切、鶴ヶ峰 2 号踏切、鶴ヶ峰 8 号踏切、鶴ヶ峰 9 号踏切）、1 箇所が自動車ボトルネック踏切（鶴ヶ峰 2 号踏切）、3 箇所が歩行者ボトルネック踏切（鶴ヶ峰 1 号踏切、鶴ヶ峰 2 号踏切、鶴ヶ峰 3 号踏切）となっています。そのため、これらの踏切による道路の遮断により、地域交通の阻害、長時間遮断による交通渋滞の発生等、区民生活や都市活動に支障が生じています。

表 3-47(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手)で観測された平成31年及び令和元年における気象の状況は、平均気温は16.9℃、平均風速は3.5m/s、最多風向は北、降水総量は1937.0mmとなっています。
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の地形は帷子川沿いの谷底平野とその周辺に広がる段丘面群となっており、鶴ヶ峰駅周辺及びその東側の対象事業実施区域は武蔵野段丘面群に、西側の対象事業実施区域は立川段丘面群に位置しています。 対象事業実施区域周辺の地質は帷子川沿いに分布している低湿地性堆積物と、台地部に分布している武蔵野ローム層・武蔵野礫層、立川ローム層・立川礫層、下末吉ローム層・下末吉層、上星川層で形成されています。また、地層の構成は、第三紀鮮新世の上総層群を基盤とし、第四紀更新世の武蔵野礫層や相模層群の粘土・砂・礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層のローム・凝灰質粘土等から構成されています。 対象事業実施区域周辺の土壌は火山噴出物由来の厚層多腐植質黒ボク土、元水田、その他の人工改変低地土、その他の人工改変台地土となっています。また、対象事業実施区域のうち、西谷駅から鶴ヶ峰駅の間は、そのほとんどが丘陵地及び台地面となっており、対象事業実施区域のうち、鶴ヶ峰駅から二俣川駅の間については、一部において層厚0~5m程度の軟弱地盤が存在するとされています。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の北側に帷子川が存在しており、西から東に流れています。また、対象事業実施区域と交差する河川として二俣川が存在しており、帷子川に合流する形で流れています。 湧水については、帷子川及びその水系の低地部には湧水はほとんど見られず、低地部周辺の台地及び丘陵地に分布しています。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域周辺の大部分が市街地となっています。現存植生については、鶴ヶ峰駅の北側に「シイ・カシ二次林」及び「竹林」が、西側のやや離れた位置に「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が小規模な範囲でそれぞれ分布しています。潜在植生については、「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」、「ハンノキ群落」が成立するとされています。 調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落(群落複合)や神奈川県における絶滅のおそれのある地域個体群、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」は存在しません。なお、調査区域で確認されている主な注目すべき種として、アオバトやツバメ等の鳥類12種、ウグイやドジョウ等の魚類3種、ハグロトンボ、ヒラマキミズマイマイといった底生生物が確認されています。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域が位置する旭区の人口は約25万人であり、平成27年から令和元年の人口の推移を見ると、徐々に減少している傾向にあります。 対象事業実施区域が位置する旭区で事業所数が最も多いのは「卸売業,小売業」、従業者数が最も多いのは「医療,福祉」となっています。
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域が位置する旭区は総面積が32.8km²で、都市計画区域については、市街化区域が20.6km²、市街化調整区域が12.2km²となっています。用途地域については、住居系が19.0km²、商業系が0.5km²、工業系が1.2km²となっています。

表 3-47(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺には、一般国道 16 号、県道 40 号（横浜厚木）、一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）、保土ケ谷二俣川線が通っており、県道 40 号（横浜厚木）と一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）が接続する本村インターチェンジも存在します。自動車専用道路である一般国道 16 号（保土ケ谷バイパス）については、交通量（昼間 12 時間）が他の道路に比べ多く 100,000 台前後となっています。環状 2 号線についても、交通量（昼間 12 時間）が比較的多く 40,000 台を超えています。 ・バス路線は、横浜市営バス、相鉄バス、神奈中バスの 3 社が運行しています。 ・旅客用鉄道は、相模鉄道本線、相模鉄道いずみ野線及び東海道新幹線が存在します。なお、本事業に含まれる鶴ヶ峰駅における過去 5 年間の乗車人数は、ほぼ横ばいで推移しています。
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関等については、幼稚園・保育園が 68 施設、小学校が 16 校、中学校が 10 校、高等学校が 5 校、特別支援学校が 1 校存在しています。 ・主な医療機関については、「横浜鶴ヶ峰病院」を始め、6 施設存在しています。 ・主な官公庁等については、「旭区役所」、「旭消防署」、「鶴ヶ峰駅前郵便局」等、20 施設が存在しています。 ・主な福祉施設等については、高齢者福祉施設が 42 施設、障害者福祉施設が 4 施設、地域ケアプラザが 8 施設、その他の福祉施設が 1 施設存在しています。 ・その他の市民利用施設については、「旭区市民活動支援センター「みなくる」」を始め、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 21 施設存在しています。 ・主な公園・緑地等については、鶴ヶ峰駅周辺に位置している「帷子川親水緑道」、「鶴ヶ峰まちかど広場」や「鶴ヶ峰第二公園」「中田原公園」、「西川島町公園」等、多彩な公園・緑地等が存在しています。
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の指定・登録文化財が存在しますが、対象事業実施区域内には存在しません。 ・複数の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、対象事業実施区域内には存在しません。

表 3-47(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<p>大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般局（旭区鶴ヶ峯小学校）で測定が行われた二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）は、全ての時期（平成 27 年度～令和元年度）で環境基準に適合しています。一方、光化学オキシダントは全て不適合となっていますが、これは全国的にも同様の傾向です。
	<p>水質汚濁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水質について、「公共用水域水質測定計画の測定地点」で測定されている帷子川は、大腸菌群数を除き、全ての項目で環境基準に適合しています（平成 25 年度～平成 29 年度）。なお、大腸菌群数については、神奈川県告示第 702 号において「大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しない」とされています。 ・その他の河川では、新井川（平成 28 年度、平成 29 年度）及び二俣川（平成 25 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 29 年度）の水素イオン濃度が、環境基準値を超過しています。 ・地下水の水質については、平成 29 年度から令和元年度までにおいて旭区今川町で、平成 27 年度から令和元年度までにおいて保土ヶ谷区新井町で、環境基準値を超過した項目が確認されています。
	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音については、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（昼間・夜間）、県道 40 号（横浜厚木）（昼間・夜間）について環境基準値を超過しています。 ・新幹線騒音については、手前軌道中心からの距離 12.5m 地点は環境基準値を超過していますが、その他の地点（手前軌道中心からの距離 25m、50m）は環境基準値以下となっています（平成 26 年度～平成 30 年度）。 ・一般環境騒音については、旭区白根二丁目（昼間・夜間）、旭区鶴ヶ峰一丁目（夜間）で環境基準値を超過しています。
	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近 5 年間に於いて公表されている道路交通振動の調査地点は、調査区域内には存在しません。 ・新幹線振動については、手前軌道中心からの距離 12.5m、25m、50m の全ての地点で、指針値以下となっています。
	<p>土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」が 2 箇所存在します。 ・また、改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき土壌調査の結果として、「汚染あり」とされている土地が西谷駅側に 1 箇所（対象事業実施区域東側端部から北東約 250m）存在しますが、汚染の除去等の措置（原位置封じ込め）が既に講じられています。
	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺には、令和 2 年 10 月現在、著しい悪臭の発生源はみられません。
	<p>地盤沈下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域内で行われている水準測量成果では、平成 24 年以降は全ての地点でおおむね横ばい傾向となっています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

表 3-47(4) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている区域が存在しますが、対象事業実施区域周辺では、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定はありません。 ・調査区域にはパッチ状に「土砂災害警戒区域」が分布しており、対象事業実施区域内でも、2箇所（西谷駅側の区域、鶴ヶ峰駅付近の帷子川親水緑道の区域）が「土砂災害警戒区域」に指定されています。 ・洪水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）によると、対象事業実施区域周辺に存在する帷子川流域及び中堀川流域の一部が浸水想定区域となっています。 ・内水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）によると、対象事業実施区域周辺では、鶴ヶ峰駅付近から二俣川駅付近にかけて浸水想定区域となっています。 ・調査区域では、そのほとんどが「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」とされています。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における令和元年度の一般廃棄物総量は約122万トンで、前年度に比べ、約2.6万トン増加（約2.2%）しています。 ・横浜市における平成30年度の産業廃棄物発生量は約1,060万トン（前年度比約0.4%増加）であり、減量化量は約770万トン、再生利用量は約245万トン、最終処分量は約45万トンとなっています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な関連法令等があります。本事業の実施に当たっては、これらの関連のある法令等を遵守します。

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 2 鉄道及び軌道の建設」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。

また、選定した配慮事項に対し、本事業で検討した配慮の内容を表 4.1-1(1)～(4)に記載しました。

なお、配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものとなります。

表 4.1-1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容 (非選定理由)
<p>(1) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は道路と鉄道を立体交差化する事業であるため、ルートの選定に当たっては、可能な限り既設線用地を活用した計画とし、既設線用地以外の新たな改変区域を極力少なくすることで、環境面、安全面、社会面への総合的な影響を回避・低減するように配慮しました。 ・なお、立体交差化の検討に当たっては、原則、現在の鉄道敷の直下に新たな鉄道を通す計画としていますが、<u>鉄道利用者の通行や列車運行への影響を小さくするため、駅位置及び鉄道線形の一部を見直すこととしました。その結果、帷子川親水緑道の一部をやむを得ず改変する計画となりますが、縦断線形の工夫により、都市部の公園・緑地としては比較的自然度が高いと考えられる鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区及びその周囲への抵触を避けるとともに、改変範囲が極力小さくなるよう配慮しました。今後、事業の進捗にあわせ、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、帷子川親水緑道が持つ都市緑地としての機能と新たな鉄道施設との調和や、生物多様性の保全、隣接する住宅等における人の生活との調和に配慮しながら、帷子川親水緑道の将来の運用形態について関係機関と調整していきます。</u> ・また、事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用や省エネ運転の実施、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入、新たに構築する鉄道施設の長寿命化等の温室効果ガスの排出削減策を講じ、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努めるよう、計画段階から検討します。 ・本事業の実施により連担している踏切を連続的に除却することで、分断されている周辺地域の生活利便性の更なる向上や、道路交通の円滑化による騒音、振動、温室効果ガス等の環境負荷の低減を図ります。 ・なお、<u>構造形式については、周辺環境への影響、踏切除却数や周辺まちづくりへの寄与、経済性等を総合的に比較検討し、国との比較設計協議を経て「地下式」を選定しました。</u>
<p>(2) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握を行う。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて地域の概況についての情報を収集し、現況の把握に努めました。 ・対象事業実施区域周辺は、鉄道駅や幹線道路に近いという利便性を持った地域であり、旭区役所、旭消防署、旭警察署等の行政機関が集中し、<u>鶴ヶ峰駅前には商店街や商業系施設が存在しています。</u>一方で、住居施設を中心に教育・福祉施設、医療施設も整備されており、旭区の中心として発展した複合市街地となっています。 ・本事業は、住環境が整った地域内での事業となることから、周辺の住居に配慮した計画とします。
<p>(3) 工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工事計画の策定に当たっては、<u>工事の施工に係る安全確保、</u> <u>工事中の既設鉄道の運行に係る安全確保、</u> <u>供用時における鉄道構造物や周辺地形の安全確保を徹底するために、地盤特性等を十分に把握した上で安全な工法や工程等を検討・採用し、</u> <u>工事計画の内容について市民への情報提供に努めます。</u> ・対象事業実施区域内には、<u>土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありませんが、</u> <u>工事実施段階において土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策法に基づき適切に対応します。</u>

※ 下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1-1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容 (非選定理由)
基本的な配慮事項 (4) 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。	○	・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。
(5) 緩衝帯、法面、区域内の未利用地は緑化を図るとともに、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	・本事業は <u>鉄道</u> の地下化による連続立体交差事業であり、可能な限り既設線用地を活用した計画とし、既設線用地以外の新たな変更区域を極力少なくするよう配慮することで、生物の生息生育環境の確保に努めます。また、 <u>対象事業実施区域内で残地が発生する場合には、緑化の可能性についても鉄道事業者と調整しながら検討</u> します。 ・なお、鶴ヶ峰駅周辺の工事に伴い、帷子川親水緑道の一部を改変することとなりますが、事業の実施に当たっては、 <u>残存する帷子川親水緑道内の緑や景観との調和や、隣接する住宅等における人の生活との調和</u> に配慮した構造物の構築、復旧に努めます。
本事業に係る配慮事項 (6) 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	・駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具等の積極的な導入により、エネルギー使用の合理化に努めます。 ・ <u>なお、省エネルギー型機器等の選定に当たっては、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品の採用を検討するとともに、導入後も定期的に内容を見直し、エネルギー使用の更なる合理化に配慮するよう、鉄道事業者と調整していきます。</u>
(7) 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	・建設資材や設備等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。
(8) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。	○	・最新の設計・施工技術を採用し、耐久性・安全性を十分確保した鉄道施設を建設するとともに、「国土交通省 インフラ長寿命化計画（行動計画）」に示されたメンテナンスサイクルの構築に積極的に取り組むことで、新たに構築する鉄道施設の長寿命化を図り、温室効果ガスの低減に努めます。 ・工事の実施に当たっては、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用に努めると共に、建設機械の省エネ運転や、工事用車両のエコドライブの実施等により、温室効果ガスの低減に努めます。
(9) 省エネルギー型車両の積極的な導入により、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	×	・本事業は踏切を連続的に除却することを目的として道路と鉄道を立体交差化する事業であり、新たな鉄道車両を導入する計画ではないことから、非選定としました。

※ 下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1-1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容 (非選定理由)
<p>(10) 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、人工排熱を低減することで、ヒートアイランド現象の抑制に配慮します。 ・ 本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、<u>鶴ヶ峰駅出入口等の地上施設の設置や、その他事業に必要な用地を最小限に留める計画</u>としていますが、<u>対象事業実施区域内で残地が発生する場合には、緑化の可能性についても鉄道事業者と調整しながら検討</u>します。
<p>(11) ルート・構造等の選定に当たっては、地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避けるよう努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は道路と鉄道を立体交差化する事業であるため、可能な限り既設線用地を活用した計画となります。また、既存文献によると、<u>対象事業実施区域内</u>には史跡・文化財、埋蔵文化財包蔵地は存在していませんが、工事実施段階において文化財等を発見した場合には「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じます。 ・ また、鶴ヶ峰駅周辺の工事に伴い、帷子川親水緑道の一部を改変することとなりますが、事業の実施に当たっては、新たな鉄道施設の交通機能と両立する形で、帷子川親水緑道が持つ公園としての機能が確保されるよう、将来の運用形態について関係機関と調整していきます。 ・ 本事業の実施により連担している踏切を連続的に除却することで地域の分断を解消し、<u>鶴ヶ峰駅周辺における歩行者の回遊性や街並みの連続性等、周辺地域の生活利便性の更なる向上を図ります</u>。
<p>(12) 駅舎等の構造や色彩、形態等については、街の個性や街並みの特徴を把握するとともに、郊外部においては、まとまった樹林地や農地等の水と緑の景観資源を活用した景観形成を目指し、周辺建物や後背地との調和を図る。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下化に伴い新たに構築する構造物は、主に鶴ヶ峰駅出入口となります。<u>鶴ヶ峰駅出入口のデザインや色彩については、景観に配慮した事例を参考にしつつ、鶴ヶ峰駅北口周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図るよう努めます</u>。
<p>(13) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯(植樹帯等)を設置するよう努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業では、<u>鶴ヶ峰駅出入口等の地上施設の設置や、その他事業に必要な用地を最小限に留める計画のため、環境施設帯(植樹帯等)の設置は計画していませんが、対象事業実施区域内で残地が発生する場合には、植樹帯等の確保について検討</u>します。

※ 下線部：「配慮書」からの変更点

表 4.1-1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項	選定	配慮の内容 (非選定理由)
<p>(14) 駅舎等の施設については、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努める。大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎等の施設については、利用者が円滑に移動できる経路や標識、昇降設備を適切に配置し、混雑時の安全性の確保や、利便性の向上に努めます。 ・ 浸水防止対策については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年 12 月 25 日 国土交通省令第 151 号）」において、「駅、トンネル等の施設には、施設の状態に応じた浸水防止設備及び必要な排水量に応じた排水設備を設けなければならない（第 27 条 2 項）」と定められており、本事業においても、排水設備を設置する計画としています。また、対象事業実施区域周辺では、鶴ヶ峰駅付近から二俣川駅付近にかけて内水ハザードマップ（旭区、保土ヶ谷区）に定められる「浸水想定区域」となっており、必要に応じて地下駅出入口への止水パネル設置等の浸水防止対策を行います。
<p>(15) 騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業では、騒音・振動等の環境影響を低減するために、最新の技術を用いた保全対策の実施に努めます。 ・ また、地下化に伴い地下水位、地盤沈下への影響が生じる可能性が考えられますが、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握した上で、その状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、影響の低減に努めます。
<p>(16) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。 ・ 建設発生土は、事業内再利用に努めるほか、可能な限り他の公共事業等での再利用を図ります。 ・ 「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、<u>工事施工業者の選定段階において、木材代替型枠の使用や必要な強度・性能の確保を前提とした上でのリサイクル材等のエコマテリアル使用を条件にする等により、廃棄物の発生抑制及び減量化や資源の循環利用を図ります。</u> ・ 本事業では、<u>雨水の有効利用としてトイレ洗浄水への利用が考えられますが、雨水貯留槽等の関連設備やポンプアップのための新たなエネルギー使用、維持管理等の課題も生じるため、これらを総合的に勘案しながら、導入の可能性について事業実施段階までに検討します。</u>

※ 下線部：「配慮書」からの変更点

4.2 環境情報の概要

1) 配慮書の縦覧等

本事業の配慮書は、平成30年9月25日に公告され、同日から平成30年10月9日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2-1に示すとおりです。

表 4.2-1 配慮書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成30年9月25日～平成30年10月9日（15日間）
縦覧対象区	旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係

2) 環境情報の概要

配慮書に対し、環境情報の提供はありませんでした。

4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、平成 30 年 10 月 26 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3-1 に示すとおりです。

また、配慮市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表 4.3-2(1)～(3)に示すとおりです。

表 4.3-1 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成 30 年 11 月 15 日～平成 30 年 11 月 29 日 (15 日間)
縦覧対象区	旭区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.3-2(1) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 全 般 的 事 項	(1) 方法書以降の図書の作成に当たっては、可能な限り既存情報の収集を行い、根拠となる情報を明確にし、分かりやすく丁寧な説明に努めてください。	・方法書以降の図書の作成に当たっては、入手可能な既存資料を収集・整理するとともに、根拠を明確にし、分かりやすく丁寧な説明となるよう努めます。
	(2) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(3) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図る等、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗にあわせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(4) 事業計画の具体化によって明らかになる影響等について、周辺の住民や鉄道事業者のみならず鉄道利用者にも、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めてください。	・本事業に係る事業計画や影響等については、環境影響評価手続や説明会等を通じて、事業の進捗に応じた積極的な情報提供や丁寧な説明に努めます。
	(5) 構造形式の選定において、環境への影響、まちづくりとの整合、経済性の観点等から比較検討した結果を方法書で示してください。	・構造形式については、周辺環境への影響、踏切除却数や周辺まちづくりへの寄与、経済性等を総合的に比較検討し、国との比較設計協議を経て「地下式」を選定しました。この比較検討の結果について、方法書に記載しました。
	(6) 地下化又は高架化により生じる新たな空間の利用に当たっては、様々な事例を参考に鉄道事業者等と調整しつつ、人の生活環境と調和した緑化等の環境配慮を一体的に行うよう検討を進めてください。また、別途行われる鶴ヶ峰駅北口周辺のまちづくりとの連携を図るように努めてください。	・本事業の実施に伴い、現在の鉄道敷が帯状の空地として残りますが、環境影響評価実施時点で空地の具体的な土地利用計画は定まっていません。 ・今後、横浜市及び土地所有者の相模鉄道にて、別途土地利用計画の検討を行います。鶴ヶ峰駅北口周辺のまちづくりとの連携を図りつつ、様々な事例を参考にしながら、環境にも配慮した土地利用計画となるよう、調整していきます。

表 4.3-2(2) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
(1)環境資源等の現況把握 【配慮事項(2)】	ア 土地利用状況について、用途地域のみならず、住宅利用や商業利用等土地の利用形態の現状を把握するように努めてください。	・土地の利用形態の現状について既存資料を収集し、方法書に記載しました。
	イ 帷子川親水緑道の動物について、都市生態系よりも自然度の高い生態系が成立していることを踏まえ、更なる情報収集により、現状把握を行ってください。	・対象事業実施区域に帷子川親水緑道の一部が含まれており、事業の実施による変化に伴い動物、植物、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、「動物」、「植物」、「生態系」を環境影響評価項目として選定しています。 ・今後、準備書段階までに更なる情報収集を行い、現状把握に努めます。
(2)計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供 【配慮事項(3)】	ア 工事計画を策定するに当たっては、地盤特性等を十分に把握するとともに、既設線等を含む周辺に影響が生じないよう適切な対策を検討してください。	・工事の施工に係る安全確保、工事中の既設鉄道の運行に係る安全確保、供用時における鉄道構造物や周辺地形の安全確保を徹底するために、地盤特性等を十分に把握した上で設計及び工事計画の策定を行うと共に、鉄道事業者と調整や情報共有を図りながら事業を実施します。
	イ 踏切等により混雑している周辺道路に、工事用車両が進入することが考えられるため、交通集中の回避、歩行者の安全及び生活道路の機能の確保を図る等適切な対策を検討してください。	・工事用車両の走行に伴い、交通混雑や歩行者等の交通安全に対し影響を及ぼすおそれがあることから、「交通混雑」、「歩行者の安全」を環境影響評価項目として選定しています。 ・今後、工事計画策定の検討を進めるに当たり、交通集中の回避、歩行者の安全及び生活道路の機能の確保等、適切な対策を検討していきます。
(3)エネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用 【配慮事項(6)】	省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に見直しよう努めてください。	・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に見直しよう、鉄道事業者と調整していきます。
(4)ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減 【配慮事項(8)】	建設工事に伴う温室効果ガスの排出量を低減するため、低炭素型あるいは低燃費型の工事車両及び建設機械の使用を検討してください。	・建設工事に伴う温室効果ガスの排出量を低減するため、低炭素型あるいは低燃費型の工事車両及び建設機械の使用を検討していきます。

表 4.3-2(3) 配慮市長意見の内容及び都市計画決定権者の見解

項目	意見の内容	都市計画決定権者の見解
<p>2 配慮指針に掲げられている配慮事項</p>	<p>(5) ヒートアイランド現象の抑制</p> <p>【配慮事項(10)】</p> <p>ア 保水性舗装や遮熱塗装等、ヒートアイランド現象の抑制に資する対策を積極的に導入してください。</p> <p>イ 省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう努めてください。【(3)再掲】</p>	<p>・本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、鶴ヶ峰駅出入口等の地上施設の設置や、その他事業に必要な用地を最小限に留める計画としていますが、残地が発生する場合には、ヒートアイランド現象の抑制対策の一つとして、緑化等の可能性について、鉄道事業者と調整しながら検討します。</p> <p>・省エネルギー型機器等は、導入時点で利用可能な最善の技術及び製品を用いるとともに、導入後も定期的に内容を見直すよう、鉄道事業者と調整していきます。</p>

第5章 環境影響要因の抽出及び 環境影響評価項目の選定

第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

本事業の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中と供用時の各段階で、表 5-1 に示すとおり抽出しました。

表 5-1 環境影響要因の抽出

区分	環境影響要因	抽出の理由	
工 事 中	建設機械の稼働	・ 鉄道施設の建設に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。	
	工事用車両の走行	・ 資機材の運搬や廃棄物等の搬出を行う車両が、周辺道路を運行します。	
	列車の走行（工事中）	・ 工事の実施に伴い、一部の区間に工事桁を仮設します。	
	切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	・ 工事の実施に伴い、地表を改変します。 ・ トンネル工事に伴い、地下を改変します。 ・ 工事の実施に伴い、既存の工作物を解体・撤去します。	
供 用 時	施設の存在	鉄道施設（地表式）の存在	・ 鉄道施設（地表式）が、地上部に出現します。
		鉄道施設（地下式）の存在	・ 鉄道施設（地下式）が、地下部に出現します。 ・ 地下式の一部に帷子川親水緑道が含まれ、工事後に復旧する地下構造物直上の地表の状況が変化します。
	施設の供用	列車の走行（地上）	・ 列車が地上を走行します。
		列車の走行（地下）	・ 列車が地下を走行します。
		駅舎の供用	・ 鉄道利用者や駅係員等が、駅舎を使用します。

5.2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5-2 に示すとおり整理しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5-3(1)～(4)及び表 5-4(1)～(3)に示すとおりです。

表 5-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 細目	工事中				供用時					
			建設機械の稼働	工事中の走行	列車の走行（工事中）	切土工等、トンネル工事 又は既存の工作物の除去	施設の存在		施設の供用			
							鉄道施設（地表式） の存在	鉄道施設（※地下式） の存在	列車の走行（地上）	列車の走行（地下）	駅舎の供用	
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
身近な自然環境 の保全・再生・ 創造	生物 多様性	動物	動物	-	-	-	○	-	○	-	-	-
		植物	植物	-	-	-	○	-	○	-	-	-
		生態系	生態系	-	-	-	○	-	○	-	-	-
	水循環	地下水位	地下水位	-	-	-	○	-	○	-	-	-
		河川の形態、流量	河川の形態、流量	-	-	-	○	-	-	-	-	-
海域の流況		海域の流況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
安心して快適 に生活できる 生活環境の保全	廃棄物・ 建設発生土	一般廃棄物	一般廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		産業廃棄物	産業廃棄物	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		建設発生土	建設発生土	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	大気質	大気汚染	大気汚染	○	○	-	-	-	-	-	-	-
	水質・底質	公共用水域の水質	公共用水域の水質	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		公共用水域の底質	公共用水域の底質	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地下水の水質	地下水の水質	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	土壌	土壌汚染	土壌汚染	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	騒音	騒音	騒音	○	○	○	-	-	-	○	-	-
	振動	振動	振動	○	○	-	-	-	-	○	○	-
	地盤	地盤沈下	地盤沈下	-	-	-	○	-	○	-	-	-
	悪臭	悪臭	悪臭	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	低周波音	低周波音	低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電波障害	テレビジョン電波障害	テレビジョン電波障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日影	日照阻害	日照阻害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		シャドーフリッカー	シャドーフリッカー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風害	風害	風害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安全	土地の安定性	土地の安定性	土地の安定性	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		浸水	浸水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		火災・爆発	火災・爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		有害物漏洩	有害物漏洩	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地下埋設物	地下埋設物	-	-	-	○	-	-	-	-	-
快適な地域環境 の確保	地域社会	地域分断	地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		交通混雑	交通混雑	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		歩行者の安全	歩行者の安全	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	景観	景観	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
	触れ合い 活動の場	触れ合い 活動の場	-	-	-	○	-	○	-	-	-	
文化財等	文化財等	文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

表 5-3 (1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い一定以上の温室効果ガスの発生が見込まれるため、評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域に帷子川親水緑道の一部が含まれており、工事による改変に伴い動物、植物、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位	○	工事（地下の改変）に伴い、地下水位を変化させる可能性があることから、評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	○	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水を河川に排出した場合、河川の形態、流量に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
	海域の流況	×	本事業は内陸部における鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	○	工事（地下の改変）に伴い発生する工事排水を河川に排出した場合、河川の浮遊物質量（SS）及び水素イオン濃度（pH）に係る影響を生じさせるおそれがあることから、評価項目として選定します。
	公共用水域の底質	×	本事業では、工事において公共用水域内の改変は行わないことから、評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の開削工事では止水性の高い土留壁を、シールド工事では密閉式機械化シールドを用いることとしており、地下の改変にあたって地下水の水質に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えます。また、必要に応じて地盤改良として薬液注入工法を実施する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（昭和49年7月10日 建設省官技発第160号）を遵守することで地下水の水質への影響を低減します。以上のことから、評価項目として選定しません。

表 5-3 (2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	<p>対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。また、本事業では工事において土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、評価項目として選定しません。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、「土壌汚染対策法」に基づく手続を実施し、必要に応じて適切に対応します。</p>
騒音	騒音	○	<p>建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音及び工事桁上の列車の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。</p>
振動	振動	○	<p>建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。</p>
地盤	地盤沈下	○	<p>工事（地下の改変）に伴い、地下水位の低下による地盤沈下が生じる可能性があることから、評価項目として選定します。</p>
悪臭	悪臭	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しません。</p>
低周波音	低周波音	×	<p>工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音を生じさせるおそれはないと考えられることから、評価項目として選定しません。</p>
電波障害	テレビジョン電波障害	×	<p>工事において設置する仮設物は、新たな電波障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないように配慮します。そのため、評価項目として選定しません。</p>
日影	日照障害	×	<p>工事において設置する仮設物は、新たな日照障害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないように配慮します。そのため、評価項目として選定しません。</p>
	シャドーフリッカー	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、工事においてシャドーフリッカーを生じさせる地上仮設物等を設置しないことから、評価項目として選定しません。</p>
風害	風害	×	<p>工事において設置する仮設物は、局地的な風害を生じさせないよう、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないように配慮します。そのため、評価項目として選定しません。</p>

表 5-3 (3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	○	対象事業実施区域の近傍には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在します。そのため、工事において土砂災害警戒区域との近接施工が必要であり、土地の安定性に係る影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
	浸水	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、工事において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しません。 なお、工事の実施にあたっては、降雨時における雨水処理や地下への浸水防止対策を適切に行うことで、工事中の安全確保を徹底します。
	火災・爆発	×	工事において火薬を用いる発破は行わない計画としており、可燃物を大量に蓄積することもなく、工事上の安全管理を徹底することから、評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事において有害物の使用・蓄積はなく、工事上の安全管理を徹底することから、評価項目として選定しません。
	地下埋設物	○	工事（地下の改変）に伴い、地下埋設物への影響が考えられることから、評価項目として選定します。
地域社会	地域分断	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、工事は主に地下での作業となること、地上部での工事もおおむね既存の鉄道用地内の作業であり、設置する工事施工ヤードも限られた範囲になることから、地域分断を引き起こすおそれがないと考えられるため、評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に対し影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
景観	景観	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、工事は主に地下での作業となり、地上部に設置する工事施工ヤードは限られた範囲になること、工事において設置する仮設物は設置期間が一時的であり、また、工事施工ヤードの周辺状況に応じた配置・規模とし、周辺の建物を大きく上回ることがないよう配慮することから、評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域に帷子川親水緑道の一部が含まれており、工事に伴い触れ合い活動の場としての機能に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。

表 5-3 (4) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
文化財等	文化財等	×	<p>対象事業実施区域内には、指定・登録文化財及び既知の埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから、評価項目として選定しません。</p> <p>なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。</p>

表 5-4 (1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時におけるエネルギー消費量は現状から大幅に変化するものではなく、新たに多量の温室効果ガスを排出することはないため、評価項目として選定しません。</p> <p>なお、施設の供用にあたっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。</p>
生物多様性	動物	○	<p>対象事業実施区域に含まれている帷子川親水緑道については、その一部を改変し、工事後に復旧する計画としていますが、事業の実施により動物、植物の生息・生育環境が変化することから、評価項目として選定します。</p>
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位	○	<p>鉄道施設（地下式）の存在により、地下水位を変化させる可能性があることから、評価項目として選定します。</p>
	河川の形態、流量	×	<p>駅舎の供用により発生する事業排水やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、評価項目として選定しません。</p>
	海域の流況	×	<p>本事業は内陸部における鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しません。</p>
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、駅舎の供用に伴い発生する一般廃棄物は現状から大幅に変化するものではないため、評価項目として選定しません。</p>
	産業廃棄物	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、駅舎の供用に伴い発生する産業廃棄物は現状から大幅に変化するものではないため、評価項目として選定しません。</p>
	建設発生土	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において新たに建設発生土の発生はないことから、評価項目として選定しません。</p>
大気質	大気汚染	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において大気汚染物質を排出する要因はないことから、評価項目として選定しません。</p>
水質・底質	公共用水域の水質	×	<p>駅舎の供用により発生する事業排水やトンネル内に流れ込む雨水排水等は、公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、評価項目として選定しません。</p>
	公共用水域の底質	×	<p>供用時において公共用水域内に施設を設置することなく、排水を河川に直接排出することもないため、評価項目として選定しません。</p>
	地下水の水質	×	<p>本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しません。</p>

表 5-4 (2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
土壌	土壌汚染	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において土壌汚染を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	列車の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
振動	振動	○	列車の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	○	鉄道施設（地下式）の存在により地下水位が変化した場合、地下水位の低下に伴い地盤沈下が生じる可能性があることから、評価項目として選定します。
悪臭	悪臭	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において悪臭を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	供用時において、低周波音を発生させる施設を設置しないことから、評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、電波障害を生じさせる大規模な鉄道構造物を地上に設置しないことから、評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、日照阻害を生じさせる大規模な鉄道構造物を地上に設置しないことから、評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、シャドーフリッカーを生じさせる構造物を設置しないことから、評価項目として選定しません。
風害	風害	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、局地的な風害を生じさせる大規模な鉄道構造物を地上に設置しないことから、評価項目として選定しません。

表 5-4 (3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	本事業で構築する鉄道構造物については、地質調査等により周辺状況の特性を十分把握した上で設計・施工を行い、供用時における鉄道構造物や周辺地形の安全を確保することから、評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、評価項目として選定しません。 なお、台風や集中豪雨等の発生時における浸水を防止し安全を確保するために、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日 国土交通省令第151号）」に基づき、必要に応じて地下駅出入口への止水パネル設置等の浸水防止対策を講じます。
	火災・爆発	×	供用に当たっては、鉄道運行上の安全確保を徹底し、火災等の鉄道事故を防止することから、評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、評価項目として選定しません。
	地下埋設物	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において地下の改変はないことから、評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において地域分断を引き起こす要因はないことから、評価項目として選定しません。
	交通混雑	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において地域の交通に対し新たな混雑を引き起こす要因はないことから、評価項目として選定しません。
	歩行者の安全	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において歩行者の交通安全を損なう要因はないことから、評価項目として選定しません。
景観	景観	○	西谷駅側及び二俣川駅側の地表式区間については、事業の実施に伴い構造形式が擁壁となるため、眺望景観が変化すると考えます。 また、対象事業実施区域に帷子川親水緑道の一部が含まれており、工事後に復旧する計画としていますが、景観資源としての状況が変化すると考えられることから、評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域に帷子川親水緑道の一部が含まれており、工事後に復旧する計画としていますが、事業の実施に伴い触れ合い活動の場としての機能が変化する可能性があることから、評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	本事業は鉄道の地下化による連続立体交差事業であり、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しません。

第6章 環境影響評価項目に係る 調査、予測及び評価

6.1 温室効果ガス

第6章 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価

6.1 温室効果ガス

本事業では、工事中の「建設機械の稼働」及び「工事用車両の走行」に伴い、一定以上の温室効果ガスの発生が見込まれます。よって、工事中の温室効果ガスの排出抑制についての環境配慮の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量】

区分	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市では、地球温暖化対策の目指す姿として掲げられた「Zero Carbon Yokohama（2050年までに脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）を実現）」を、より具体化するために「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」が策定されています。 ・2018年度の横浜市での温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）は、1,820.8万tCO₂です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2017年度と比べ、家庭部門、廃棄物部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門において減少していました。また、二酸化炭素の排出量、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。 	P. 6. 1-5
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。 	P. 6. 1-10
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は、約16,737tCO₂/期間と予測します。 	P. 6. 1-12
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り低炭素型建設機械を採用します。 ・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、不要な空ぶかしなどの高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。 	P. 6. 1-12
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標（温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。）を達成するものと評価します。 	P. 6. 1-13

【工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量】

区分	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市では、地球温暖化対策の目指す姿として掲げられた「Zero Carbon Yokohama（2050年までに脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）を実現）」を、より具体化するために「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」が策定されています。 2018年度の横浜市での温室効果ガス総排出量の速報値（実排出）は、1,820.8万tCO₂です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2017年度と比べ、家庭部門、廃棄物部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門において減少していました。また、二酸化炭素の排出量、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。 	P. 6. 1-5
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。 	P. 6. 1-10
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量は、約11,065tCO₂/期間と予測します。 	P. 6. 1-15
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り低燃費車種を採用します。 積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化に努めます。 正常な運転を実施できるよう、工事用車両の整備・点検を徹底します。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、不要な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。 	P. 6. 1-16
評価	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標（温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。）を達成するものと評価します。 	P. 6. 1-16

1) 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ア 温室効果ガスに係る原単位の把握
- イ 排出抑制対策の実施状況
- ウ 関係法令、計画等

(2) 調査方法等

ア. 調査地域、調査地点

調査地域は、横浜市としました。

イ. 調査方法

(ア) 温室効果ガスに係る原単位の把握

温室効果ガスに係る原単位について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」（環境省・経済産業省、令和2年6月）や「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-平成30年度実績-」（環境省・経済産業省、令和2年9月）などを整理しました。

(イ) 排出抑制対策の実施状況

既存資料や横浜市ホームページから温室効果ガス排出抑制対策としての取組について収集・整理するとともに、横浜市により集計されている温室効果ガス排出量の推移についても整理しました。

(ウ) 関係法令、計画等

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
- ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」
- ・「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
- ・「横浜市中期4か年計画 2018-2021」

(3) 調査結果

ア. 温室効果ガスに係る原単位の把握

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数は表 6.1-1 に、エネルギーごとの排出係数は表 6.1-2 に示すとおりです。

表 6.1-1 単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量 (GJ/kL)	炭素排出係数 (tC/GJ)	CO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /kL) ※
軽油	37.7	0.0187	2.58

※ CO₂ 排出係数 (tCO₂/kL) = 単位発熱量 (GJ/kL) × 炭素排出係数 (tC/GJ) × 44/12

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」(環境省・経済産業省、令和2年6月)

表 6.1-2 エネルギー別排出係数

エネルギーの種類	CO ₂ 排出係数
電気	0.468tCO ₂ /千 kWh

資料：「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-平成30年度実績-」
(環境省・経済産業省、令和2年9月)

イ. 排出抑制対策の実施状況

横浜市では、地球温暖化対策の目指す姿として掲げられた「Zero Carbon Yokohama (2050年までに脱炭素化(温室効果ガス実質排出ゼロ)を実現)」を、より具体化するために「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」が策定されています。

横浜市における温室効果ガス排出量は、表 6.1-3 に示すとおりです。2018年度の横浜市での温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)は、1,820.8万 tCO₂です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2017年度と比べ、家庭部門、廃棄物部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門において減少していました。

また、二酸化炭素の排出量、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。

表 6.1-3 横浜市の温室効果ガス排出量（実排出）

排出量単位：万 tCO₂

項目	年度	2005	2013	2015	2016	2017（確報値）				2018 （速報値）
						排出量	2005 年度比	2013 年度比	前年度 比	
二酸化炭素	家庭部門	439.5	500.9	428.5	444.9	439.4	0.0%	-12.3%	-1.2%	442.5
	業務部門	351.8	486.7	413.7	393.7	371.4	5.6%	-23.7%	-5.7%	361.3
	産業部門	273.7	245.1	220.1	212.3	199.9	-27.0%	-18.4%	-5.8%	190.8
	エネルギー 転換部門	452.2	450.7	421.3	390.9	405.4	-10.3%	-10.1%	3.7%	380.2
	運輸部門	413.8	389.5	366.3	363.9	370.8	-10.4%	-4.8%	1.9%	361.3
	廃棄物部門	42.4	52.5	46.6	47.7	46.6	9.9%	-11.2%	-2.3%	49.6
	合計	1,973.4	2,125.4	1896.6	1,853.4	1,835.5	-7.0%	-13.6%	-1.0%	1,785.6
	97.7%	98.5%	98.1%	98.1%	98.2%				98.1%	
その他ガス	メタン（CH ₄ ）	2.9	2.5	2.5	2.5	2.6	-10.3%	4.0%	4.0%	2.4
	一酸化二窒素（N ₂ O）	19.2	20.4	24.7	23.1	23.2	20.8%	13.7%	0.4%	22.0
	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	20.4	9.5	9.9	9.7	10.2	-50.0%	7.4%	5.2%	10.3
	パーフルオロカーボン（PFCs）	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	4.3	0.8	0.6	0.5	0.5	-88.4%	-37.5%	0.0%	0.5
	三フッ化窒素（NF ₃ ）	-	-	-	-	0.0	-	-	-	0.0
	合計	46.9	33.2	37.6	35.8	36.5	-22.2%	9.9%	2.0%	35.2
	2.3%	1.5%	1.9%	1.9%	2.0%				1.9%	
温室効果ガス（7ガス）合計	2,020.3	2158.7	1934.2	1,889.2	1,870.0	-7.4%	-13.4%	-1.0%	1,820.8	
	100%	100%	100%	100%	100%				100%	
1人あたり温室効果ガス排出量（t-CO ₂ /人）	5.64	5.83	5.20	5.06				5.01	4.87	
1人あたり二酸化炭素排出量（t-CO ₂ /人）	5.51	5.74	5.10	4.97				4.91	4.77	

※ 表内数値が2段になっている箇所は、上段が排出量、下段が7ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）の合計に占めるシェア（%）を示しています。

※ 2018年度値は速報値です。

資料：「横浜市温室効果ガス排出量 2017年度確報値、2018年度速報値」

（横浜市温暖化対策統括本部企画調整部調整課ホームページ、令和2年10月調べ）

ウ. 関係法令、計画等

(7) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月 法律第117号)

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることを鑑み、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること等を目的としています。

特に、事業者は、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならないとされています。

(4) 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成21年7月 神奈川県条例第57号)

この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、地球温暖化の影響が既に現れていることを鑑み、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにし、化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと等を目的としています。

特に、事業者は、その事業活動にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組むよう努めなければならないとされています。

(5) 「横浜市地球温暖化対策実行計画」(平成30年10月改定 横浜市)

この計画は、パリ協定・SDGs採択後の世界の潮流や、国の地球温暖化対策計画・適応計画の策定、気候変動の影響等を踏まえ、横浜市の温暖化対策(緩和策・適応策)・エネルギー施策の更なる強化を図ることを目的としています。

特に、事業者は、気候変動に関する理解を深め、事業活動における温室効果ガスの排出を抑制するために、自主的な計画策定と実施状況の点検等、効果的・効率的な対策の実施が期待されています。

この計画では、横浜市域から排出される温室効果ガスの総排出量を2013年度比で、2020年度までに22%、2030年度までに30%削減するという短中期目標と、2050年度までに80%以上削減するという長期的な目標が設定されています。

(イ) 「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」(令和2年5月 横浜市)

この活用戦略は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において設定した「Zero Carbon Yokohama(2050年までに脱炭素化(温室効果ガス実質排出ゼロ)を実現)」の姿をより具体化するとともに、実現に向けた取組を示し、脱炭素社会を目指すための方向性を様々な主体と共有することを目的に策定されています。

この活用戦略における、業務・産業部門の省エネルギーのための主な取組は以下のとおりです。

<主な取組>

- ・建築主に対して「建築物環境配慮計画」の作成を求め、その結果を公表する「CASBEE 横浜」を推進し、省エネルギー対策をはじめとする建築物の総合的な環境配慮の取組を進める。
- ・事業者に対して情報提供等の普及啓発や導入支援等を行うことにより、高効率な省エネルギー設備・機器(コージェネレーションシステム等)や電化設備(ヒートポンプ空調機、ヒートポンプ給湯器、IH調理器など)の導入を進める。
- ・一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成を求める横浜市地球温暖化対策計画書制度の充実を図り、市内事業者の自主的な取組の一層の推進を図る。
- ・横浜スマートビジネス協議会(YSBA)と連携したエネルギーマネジメントの取組を推進する。
- ・COOL CHOICE YOKOHAMAを旗印とした、市民や企業との共同による取組を促進する。

また、この活用戦略で設定されている、温室効果ガスの排出量削減に係る2030年までの短中期目標は以下のとおりです。

目標年		基準年	温室効果ガス排出量削減目標
短中期目標	2020年度	2013年度 (2,159万t-CO ₂)	22% (1,683万t-CO ₂)
	2030年度		30% (1,500万t-CO ₂)

(イ) 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 (平成 14 年 12 月 横浜市条例第 58 号)

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

特に、事業者は、事業活動を行うに当たり、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならないとされています。

- ・燃料の燃焼の合理化を図ること。
- ・加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。
- ・廃熱の回収利用を行うこと。
- ・温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行うこと。

また、条例で定められた事業者については、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、そのほか、地球温暖化を防止する対策に関する事項を定めた「地球温暖化対策計画書」と、その地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施するとともに、その状況を取りまとめた「地球温暖化対策実施状況報告書」を作成し、都度、横浜市に報告することになっています。

(カ) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 (昭和 54 年 6 月 法律第 49 号)

この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等については、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

この法律では、建築物の建築をしようとする者は、建物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化と、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資するよう努めなければならないとされています。

(キ) 「横浜市中期4か年計画 2018-2021」(平成30年10月)

この計画は、人口減少・超高齢社会が横浜市に進展するにあたり生じる解決すべき課題や老朽化する公共施設への対応に取り組み、安全・安心な市民生活を守り、住みたいまち・住み続けたいまちを実現することを目的としています。

この計画は、2030(平成42)年を展望し、横浜の持続的成長・発展を実現するための中長期的な6つの戦略と、多様な分野の多岐にわたる課題を解決するための38の政策が掲げられており、それぞれのPDCAサイクルにより検証しながら進めていく計画となっています。

このうち、「戦略2『花と緑にあふれる環境先進都市』」の中のエネルギー施策の推進に関する取組内容と、「施策10」の『地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造』における主な施策は以下に示すとおりです。

戦略2『花と緑にあふれる環境先進都市』

○地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの実現と発信

脱炭素化を目指す「Zero Carbon Yokohama」を示し、高い市民力や企業の集積、多様な都市の資源等をいかした省エネ・再エネ・エネルギーマネジメント等の取組を進めることで、持続可能な大都市モデルを実現し、国内外へ発信します。

施策10『地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造』

○主な施策(事業)

- 1 SDGs 未来都市の実現
- 2 温暖化対策等の強化と国内外への展開
- 3 公民連携による先進的な温暖化対策の推進
- 4 公共施設等の省エネの推進、再エネ等の導入・供給拠点化、水素の利活用
- 5 住宅・建築物の温暖化対策の促進
- 6 低炭素型次世代交通の普及促進

2) 環境保全目標の設定

温室効果ガスに係る環境保全目標は、表 6.1-4 に示すとおり設定しました。

表 6.1-4 環境保全目標(温室効果ガス)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働	温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。
【工事中】 工事用車両の走行	温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。

3) 予測、環境の保全のための措置、評価

(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

ア. 予測

(7) 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量としました。

(イ) 予測方法等

a 予測地域、予測地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

b 予測時期

予測時期は、工事期間中としました。

c 予測方法

建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」（環境省・経済産業省、令和2年6月）に基づく温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガスの削減の取組を勘案して定性的に予測しました。予測対象は、建設機械の稼働に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）としました。

(a) 予測式

建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量の予測式は以下のとおりです。

軽油

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{/期間)} = \text{燃料消費量 (kL/期間)} \times \text{CO}_2 \text{ 排出係数 (tCO}_2\text{/kL)}$$

電気

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{/期間)} = \text{電力消費量 (千 kWh/期間)} \times \text{CO}_2 \text{ 排出係数 (tCO}_2\text{/千 kWh)}$$

d 予測条件

(a) 二酸化炭素排出係数

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数は表 6.1-1 に、エネルギーごとの二酸化炭素排出係数は表 6.1-2 に示すとおりです。

(b) 燃料消費量及び電力消費量

燃料消費量及び電力消費量は、資料編（P.資 2.1-1～2 参照）に示すとおりです。

(ウ) 予測結果

建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの予測結果は、表 6.1-5～表 6.1-6 に示すとおりです。温室効果ガスの排出量は、約 16,737tCO₂/期間と予測します。

表 6.1-5 予測結果（建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（CO₂）（燃料消費））

区分		燃料消費量 (kL/期間)	CO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /kL)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂ /期間) ※1
建設機械	軽油	3,693.6	2.58	9,529.5

※1 CO₂ 排出量 (tCO₂/期間) = 燃料消費量 (kL/期間) × CO₂ 排出係数 (tCO₂/kL)

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」
(環境省・経済産業省、令和 2 年 6 月)

表 6.1-6 予測結果（建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（CO₂）（電力消費））

区分		電力消費量 (千 kWh/期間)	CO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /千 kWh) ※1	CO ₂ 排出量 (tCO ₂ /期間) ※2
建設機械	電気	15,400	0.468	7,207.2

※1 CO₂ 排出係数は、「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－平成 30 年度実績－」に示された、東京電力エナジーパートナー（株）の値を使用しました。

※2 CO₂ 排出量 (tCO₂/期間) = 電力消費量 (千 kWh/期間) × CO₂ 排出係数 (tCO₂/千 kWh)

資料：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－平成 30 年度実績－」
(環境省・経済産業省、令和 2 年 9 月)

ア. 環境の保全のための措置

建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量を低減するため、表 6.1-7 に示す環境の保全のための措置を実施します。

表 6.1-7 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り低炭素型建設機械を採用します。 ・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、不要な空ぶかしなどの高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・正常な運転を実施できるように、建設機械の整備・点検を徹底します。

イ. 評価

本事業では、建設機械の稼働に伴い約 16,737tCO₂/期間の温室効果ガスが排出されると見込まれます。そのため、可能な限りの低炭素型建設機械の採用、省エネモードでの作業の実施、日々の整備・点検による燃費性能の維持を行うと共に、工事関係者に対し、アイドリングストップの徹底等を周知し、不要な空ぶかしなどの高負荷運転をしないよう指導・教育を徹底することで、温室効果ガスの排出量の抑制に努めます。

以上のことから、環境保全目標（温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。）を達成するものと評価します。

(2) 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

ア. 予測

(7) 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量としました。

(4) 予測方法等

a 予測地域、予測地点

予測地域は、資材等の搬入出の範囲として想定される平均往復距離 100km としました。

b 予測時期

予測時期は、工事期間中としました。

c 予測方法

工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」（環境省・経済産業省、令和2年6月）に基づく温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガスの削減の取組を勘案して定性的に予測しました。予測対象は、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）としました。

(a) 予測式

工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量の予測式は、以下のとおりです。

軽油

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{/期間)} = \text{燃料消費量 (kL/期間)} \times \text{CO}_2 \text{ 排出係数 (tCO}_2\text{/kL)}$$

d 予測条件

(a) 二酸化炭素排出係数

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数は表 6.1-1 に、エネルギーごとの二酸化炭素排出係数は表 6.1-2 に示すとおりです。

(b) 工事中車両の燃料消費量

工事中車両の燃料消費量については表 6.1-8 に示すとおりです。なお、延べ車両台数の設定根拠は資料編 (P. 資 1-4~6 参照) に示すとおりです。

表 6.1-8 工事中車両の燃料消費量

車種分類等		平均走行距離 (片道) (km/台) ※1	延べ車両台数 (台/期間) ※2	車種別燃費 (km/L) ※3	燃料消費量 (kL/期間) ※4
大型車	軽油	50	265,034	3.09	4,288.6

※1 平均走行距離は神奈川県の実況への出入りを想定し、片道 50km と設定しました。

※2 延べ車両台数は、往路で 132,517 台/期間、復路で 132,517 台/期間を見込んでおり、合計で 265,034 台/期間となります。

※3 車種別燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」に示された、最大積載量 8,000kg ~9,999kg の営業用の値を使用しました。

※4 燃料消費量 (kL/期間) = 平均走行距離 (km/台) × 延べ車両数 (台/期間) ÷ 車種別燃費 (km/L) × 1/1,000

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」 (環境省・経済産業省、令和 2 年 6 月)

(c) 予測結果

工事中車両の走行に伴う温室効果ガスの予測結果は、表 6.1-9 に示すとおりです。

温室効果ガスの排出量は、約 11,065tCO₂/期間と予測します。

表 6.1-9 予測結果 (工事中車両の走行に伴う温室効果ガス (CO₂))

区分		燃料消費量 (kL/期間)	CO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /kL)	CO ₂ 排出量 (tCO ₂ /期間)
大型車	軽油	4,288.6	2.58	11,064.6

※ CO₂ 排出量 (tCO₂/期間) = 燃料消費量 (kL/期間) × CO₂ 排出係数 (tCO₂/kL)

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver. 4.6」 (環境省・経済産業省、令和 2 年 6 月)

イ. 環境の保全のための措置

工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量を低減するため、表 6.1-10 に示す環境の保全のための措置を実施します。

表 6.1-10 環境の保全のための措置（工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 ・工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り低燃費車種を採用します。・積載の効率化、合理的な運搬計画の策定による運搬距離の最適化に努めます。・正常な運転を実施できるように、工事用車両の整備・点検を徹底します。・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、不要な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。・交通誘導員を適宜配置し、工事用車両の円滑な走行を促すことで、高効率化を図ります。

ウ. 評価

本事業では、工事用車両の走行に伴い約 11,065tCO₂/期間の温室効果ガスが排出されると見込まれます。そのため、可能な限りの低燃費車種の採用、積載の効率化及び合理的な運搬計画による運搬距離の最適化、日々の整備・点検による燃費性能の維持、工事関係者に対するアイドリングストップ、不要な空ぶかし、過積載、高負荷運転に係る指導・教育の徹底、交通誘導員の配置により工事用車両の走行の高効率化を図るなどにより、温室効果ガスの排出量の抑制に努めます。

以上のことから、環境保全目標（温室効果ガス排出量を可能な限り抑制すること。）を達成するものと評価します。

6.2 生物多様性（動物）

6.2 生物多様性（動物）

本事業では、工事による帷子川親水緑道の一部改変に伴い、動物に影響を及ぼすおそれがあります。また、同改変部は復旧する計画としていますが、供用時において、動物の生息環境が変化する可能性があります。よって、工事中及び供用時における動物への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施及び鉄道施設（地下式）※の存在に伴う動物相の変化の内容及びその程度】

※ 工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

区分	結果等の概要	参照頁																
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査において対象事業実施区域周辺で確認された動物相は、下表のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4 目 6 科 7 種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>11 目 26 科 46 種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>2 目 4 科 5 種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1 目 1 科 1 種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>18 目 173 科 513 種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>5 目 7 科 19 種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>7 門 13 綱 26 目 74 科 140 種</td> </tr> </tbody> </table>	分類	確認種数	哺乳類	4 目 6 科 7 種	鳥類	11 目 26 科 46 種	爬虫類	2 目 4 科 5 種	両生類	1 目 1 科 1 種	昆虫類	18 目 173 科 513 種	魚類	5 目 7 科 19 種	底生動物	7 門 13 綱 26 目 74 科 140 種	P. 6. 2-17 ～ P. 6. 2-22
分類	確認種数																	
哺乳類	4 目 6 科 7 種																	
鳥類	11 目 26 科 46 種																	
爬虫類	2 目 4 科 5 種																	
両生類	1 目 1 科 1 種																	
昆虫類	18 目 173 科 513 種																	
魚類	5 目 7 科 19 種																	
底生動物	7 門 13 綱 26 目 74 科 140 種																	
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 動物相及びその生息環境への影響を最小限に留め、動物相の多様性を維持すること。 	P. 6. 2-44																
予測結果の概要	<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変するため、親水緑道及びその周辺に生息する種の生息環境が一時的に減少しますが、その範囲は限定的であり、改変範囲外は生息環境として利用できる状態が維持されます。また、改変範囲内に親水水路が含まれますが、親水緑道内の水生生物の生息環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。なお、工事排水は親水水路には排出しません。よって、親水緑道内における生息環境への影響は小さく、種・個体数の著しい減少は生じないものと考えます。 また、帷子川においても、親水緑道内で確認された種の多くが確認されています。帷子川については、事業に伴う改変は行わず、工事排水を排出する必要がある場合においても、適切に処理した上で排出する計画としており、生息環境への影響はほとんどないものと考えます。 <p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の供用にあたり新たな改変等は生じません。また、改変箇所は現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに、生息環境として利用できる状態を回復できると考えます。 	P. 6. 2-45 ～ P. 6. 2-63																
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴う改変範囲を可能な限り小さくするよう、施工計画を検討します。 可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を使用します。 親水緑道内の工事区域境界には、仮囲いを設置します。 工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 工事排水は原則、公共下水道に排出するよう努めますが、公共用水域（河川）にも排出する必要がある場合には、沈殿槽や pH を調整する処理施設を設け、適切に処理した上で排出します。なお、親水水路には工事排水を排出しない計画とします。 土砂巻き上げによる濁水の発生・拡散を防止するため、親水水路の改変範囲は止水板で締切ります。 締切を実施する親水水路部については、河床の巻き上がりを抑制すると共に、下流側の改変範囲外への魚類の移動を促すため、締切内の水の排出を緩やかに実施します。なお、締切内に残存した魚類については、動物個体の移植を実施します。 改変部の復旧にあたっては、現況と同程度の機能を維持できる形で緑化を行います。 	P. 6. 2-64																
評価	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標（動物相及びその生息環境への影響を最小限に留め、動物相の多様性を維持すること。）を達成するものと評価します。 	P. 6. 2-64 ～ P. 6. 2-65																

1) 調査

(1) 調査項目

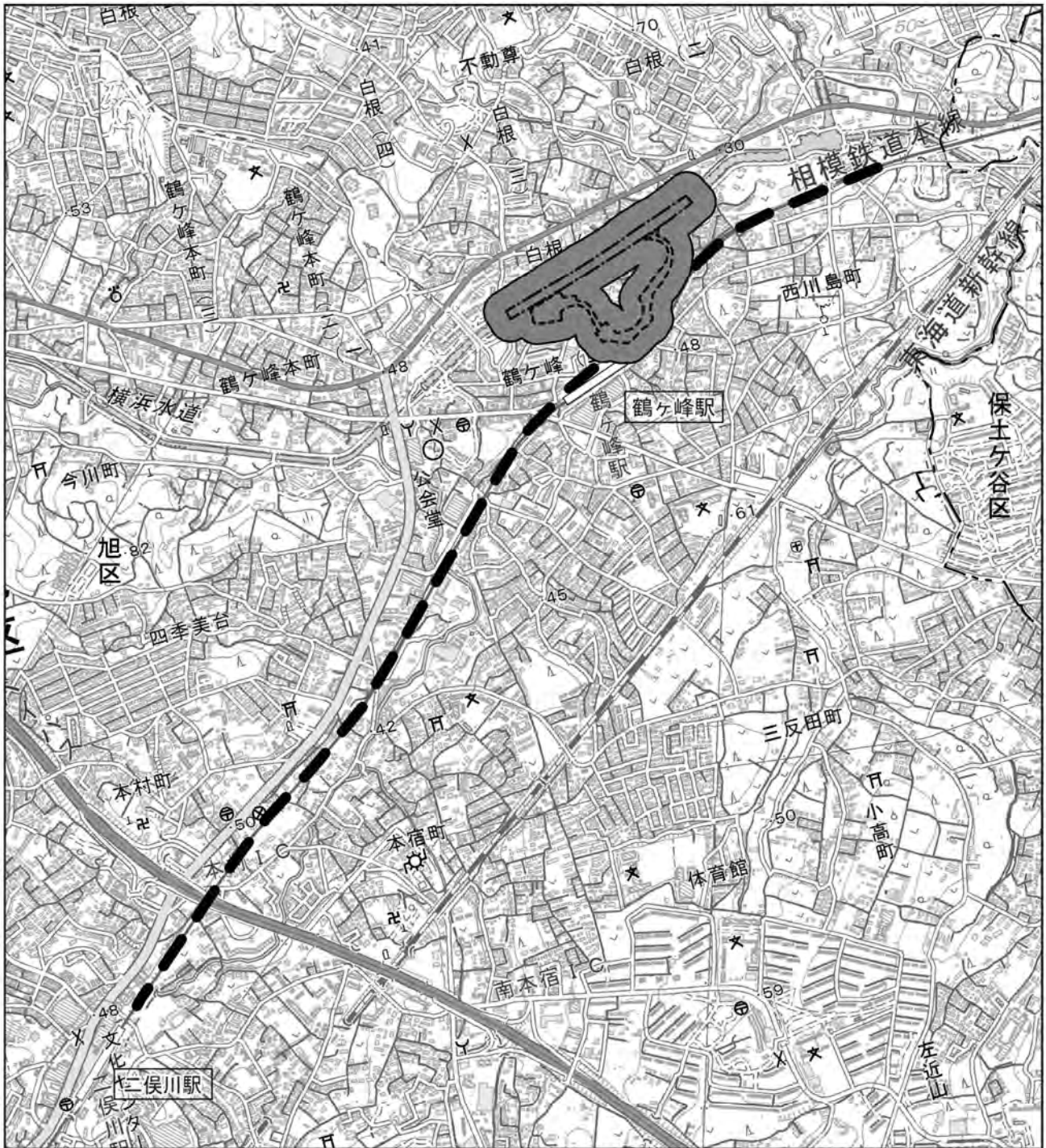
調査項目は、以下の内容としました。

- ア 動物の状況
 - ・動物相
 - ・注目すべき動物種及び生息地の状況
- イ 地形、地質の状況
- ウ 土壌の状況
- エ 水質等の状況
- オ 水循環の状況
- カ 土地利用の状況
- キ 関係法令、計画等


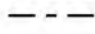

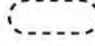

(2) 調査方法等

ア. 調査地域、調査地点

既存資料調査の調査地域は、対象事業実施区域周辺としました。また、動物の状況に係る現地調査地点は、図 6.2-1 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺において比較的多くの動物種の生息が考えられる帷子川親水緑道及びその周辺としました。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 区界
-  : 調査地域 (動物・植物)
-  : 帷子川親水緑道
-  : 帷子川



1 : 15,000

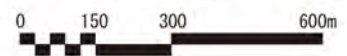


図 6.2-1 現地調査地点
(動物)

イ. 調査時期

現地調査の調査時期は、表 6.2-1 に示すとおりです。

表 6.2-1 調査時期

調査項目	調査時期	
哺乳類	春季	平成 30 年 5 月 7 日～8 日
	夏季	平成 30 年 7 月 9 日 (夜間調査) 平成 30 年 7 月 9 日
	秋季	平成 30 年 10 月 18 日～19 日
	冬季	平成 30 年 2 月 5 日
鳥類	春の渡り～繁殖期	令和 2 年 4 月 27 日
	繁殖期	令和 2 年 5 月 27 日 (夜間調査) 令和 2 年 5 月 27 日
	繁殖期	令和 2 年 6 月 21 日
	秋の渡り	令和 2 年 9 月 24 日
	越冬期	令和 2 年 2 月 17 日
爬虫類	春季	平成 30 年 5 月 9 日
	夏季	平成 30 年 7 月 9 日
	秋季	平成 30 年 10 月 19 日
両生類	早春季	平成 30 年 3 月 26 日
	春季	平成 30 年 5 月 9 日
	夏季	平成 30 年 7 月 9 日
	秋季	平成 30 年 10 月 19 日
昆虫類	春季	平成 30 年 5 月 8 日～10 日
	夏季	平成 30 年 6 月 13 日 平成 30 年 7 月 26 日～27 日
	秋季	平成 30 年 10 月 10 日～11 日
魚類	夏季	平成 30 年 6 月 25 日～26 日
	秋季	平成 30 年 10 月 27 日～28 日
	冬季	平成 30 年 1 月 29 日～30 日
底生動物	早春季	平成 30 年 3 月 16 日
	夏季	平成 30 年 6 月 25 日～26 日
	秋季	平成 30 年 10 月 27 日～28 日
	冬季	平成 30 年 1 月 29 日～30 日

ウ. 調査方法

(7) 動物の状況

a 既存資料調査

既存資料調査は、表 6.2-2 に示す文献から、対象事業実施区域周辺において確認記録のある種を整理しました。

表 6.2-2 調査方法（既存資料調査）

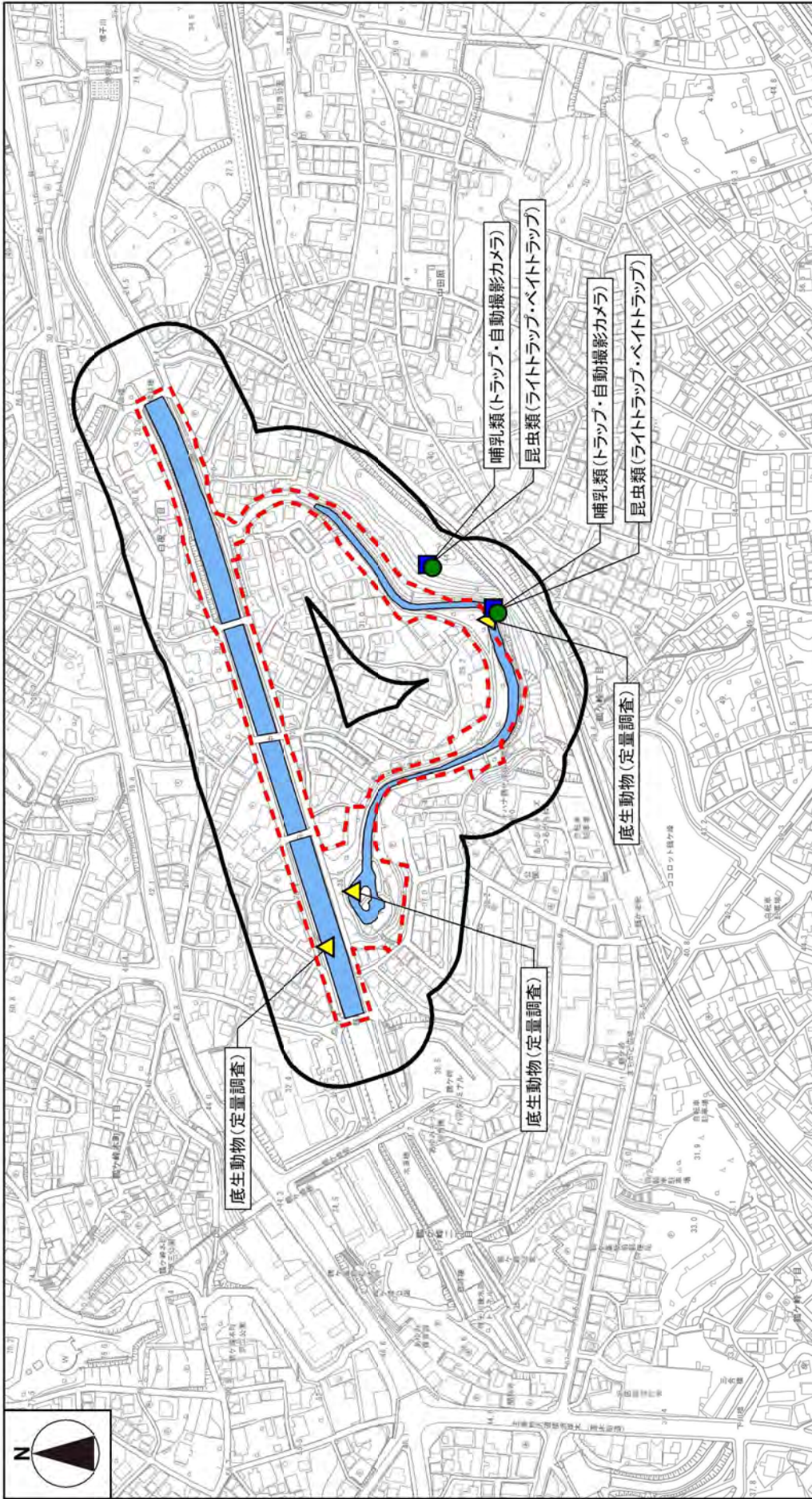
No.	資料名	対象データ
①	「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」 （神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成4年3月）	対象事業実施区域が位置するメッシュ内で確認された哺乳類、鳥類
②	「横浜市陸域の生物相・生態系調査報告書」（株）カーター・アート環境計画、平成11年3月）	調査が行われている地点の内、対象事業実施区域に比較的近い「上白根町の竹林」、「こども自然公園の森林」、「金ヶ谷の樹林」で確認された哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類
③	「平成30年度陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書」（環境創造局環境科学研究所、平成31年3月）	調査が行われている地点の内、対象事業実施区域に比較的近い「こども自然公園」、「陣ヶ下溪谷公園」で確認された哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類
④	「かながわの鳥図鑑」（日本野鳥の会神奈川県支部編、平成4年3月）	対象事業実施区域が位置するメッシュ内で確認された鳥類
⑤	「横浜の川と海の生物（第14報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成28年3月）	対象事業実施区域に近接する「鶴舞橋（帷子川）」で確認された魚類、底生動物
⑥	「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター、平成26年3月）	対象事業実施区域に近接する「鶴舞橋（帷子川）」で確認された魚類、底生動物
⑦	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター、平成26年3月）	対象事業実施区域に近接する「鶴舞橋（帷子川）」で確認された魚類、底生動物

b 現地調査

現地調査は、表 6.2-3 に示す方法により実施しました。

表 6.2-3 調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法
哺乳類	<p>調査地域内を任意に踏査し、目視観察、鳴き声確認及び足跡等のフィールドサインの確認により調査を実施しました。また、コウモリ類を対象に、夏季の薄暮時から夜間にかけて、バットディテクターを用いて調査を実施しました。</p> <p>その他、夜間に出現する哺乳類を対象に、赤外線自動撮影装置による無人撮影やネズミ類等の小型哺乳類の捕獲調査として箱ワナ（シャーマントラップ）を用いる調査を実施しました。</p>
鳥類	<p>調査地域内を任意に踏査し、目視観察、鳴き声確認により調査を実施しました。また、調査地域内でセンサスルートを設定したラインセンサス調査及び調査定点を設定した定点観察調査を実施しました。</p> <p>更に、猛禽類を観察するために、見晴らしの良い場所に定点を別途設置し、目視観察を実施しました。</p> <p>なお、前述の任意踏査においては、帷子川親水緑道内の親水水路内や帷子川河川区域内の高水敷での踏査も可能な限り行うと共に、猛禽類の食痕の確認も実施しました。</p> <p>また、フクロウ類を対象に鳴き声確認及びコールバックによる夜間調査を実施しました。</p>
爬虫類・両生類	<p>調査地域内を任意に踏査し、目視観察、鳴き声確認及び脱皮殻等のフィールドサインの確認により調査を実施しました。</p>
昆虫類	<p>調査地域内を任意に踏査し、目視観察、任意採集により調査を実施しました。また、地上を歩き回る昆虫類相を把握するベイトトラップ調査、夜間に灯火に集まる昆虫類相を把握するためのライトトラップ調査を実施しました。</p>
魚類	<p>調査地域となる帷子川親水緑道内の池及び親水水路と帷子川において、目視観察、タモ網やセル瓶等による捕獲により調査を実施しました。</p>
底生動物	<p>調査地域となる帷子川親水緑道内の池及び親水水路と帷子川において、目視観察、コドラート付サーバーネット又はエクマンバージ採泥器を用いた定量採集により調査を実施しました。</p>



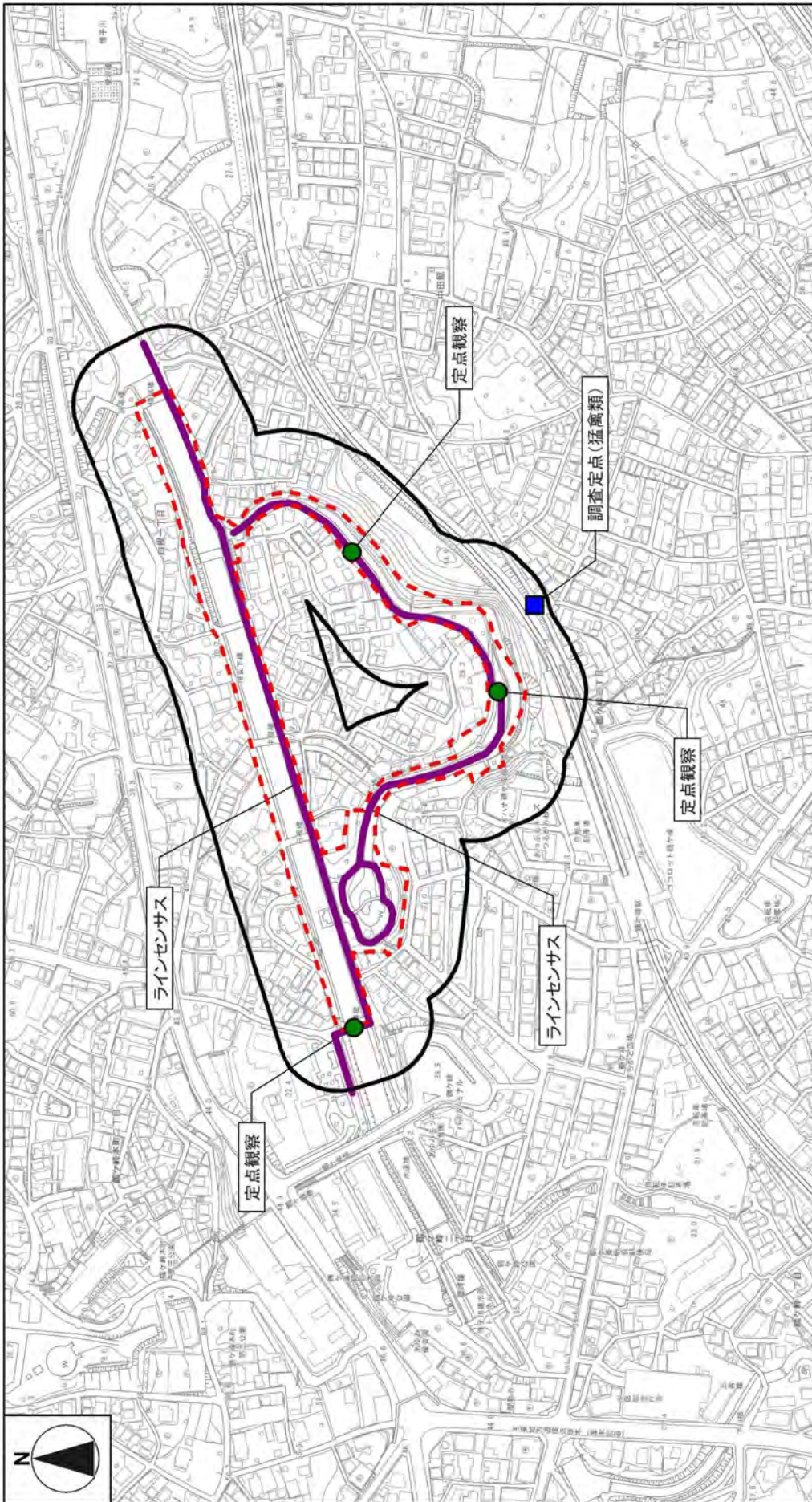
1:5,000
0 50 100 200 m

図 6.2-2 現地調査地点



(哺乳類・爬虫類・両生類・昆虫類・魚類・底生動物)

- 哺乳類(トラップ・自動撮影カメラ)
- 昆虫類(ライトトラップ・ペイトラップ)
- ▲ 底生動物(定量調査)
- 水域

- 凡例
- 調査地域
 - 帷子川親水緑道・帷子川



凡例

-  調査地域
-  帷子川親水緑道・帷子川
-  調査定点(猛禽類)
-  定点観察
-  ライセンサー

1:5,000
0 50 100 200 m

図 6.2-3 現地調査地点 (鳥類)

(イ) 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(ウ) 土壌の状況

土壌図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(エ) 水質等の状況

「6.9 水質」に示す方法により調査を実施しました。

(オ) 水循環の状況

「6.5 水循環（地下水位）」及び「6.6 水循環（河川の形態・流量）」に示す方法により調査を実施しました。

(カ) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(キ) 関係法令、計画等

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト2020」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」

(3) 調査結果

ア. 動物の状況

(7) 既存資料調査

a 動物相

既存資料調査の結果は、表 6.2-4 に示すとおりです。既存資料調査で確認された種数は、哺乳類 7 種、鳥類 90 種、爬虫類 12 種、両生類 8 種、昆虫類 867 種、魚類 11 種、底生動物 56 種となります。

表 6.2-4 動物相の概況（既存資料調査）

分類	確認種数	確認種
哺乳類	7 種	アズマモグラ、ヒナコウモリ科の 1 種、クリハラリス（タイワンリス）、ネズミ科の 1 種、アライグマ、タヌキ、ハクビシン
鳥類	90 種	キジ、カルガモ、アオバト、ヒメアマツバメ、タシギ、ユリカモメ、トビ、フクロウ、カワセミ、コゲラ、モズ、ハシブトガラス、クイタダキ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、ムクドリ、トラツグミ、スズメ、キセキレイ、カラヒワ、アオジ等
爬虫類	12 種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippiaアカミミガメ、ニホンスッポン、カミツキガメ、ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヒバカリ
両生類	8 種	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ウシガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル
昆虫類	867 種	オニヤンマ、シオヤトンボ、オオカマキリ、アオマツムシ、カネタタキ、ケラ、オンブバッタ、ニホントビナナフシ、ニイニイゼミ、ツマグロオオヨコバイ、マルカメムシ、アオオサムシ、センチコガネ、クワカミキリ、トゲアリ、キアシナガバチ、キマダラセセリ、アオスジアゲハ、ヤマトシジミ等
魚類	11 種	コイ、オイカワ、ウグイ、ホンモロコ、カマツカ、ドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ギバチ、アユ、トウヨシノボリ類、ヌマチチブ
底生動物	56 種	アメリカツノウズムシ、サカマキガイ、ヒラマキミズマイマイ、タイワンシジミ、エラミミズ、シマイシビル、フロリダマミズヨコエビ、ミズムシ、スジエビ、アメリカザリガニ、フタバコカゲロウ、ハグロトンボ、ウルマーシマトビケラ、ウスバガガンボ属、ユスリカ属、オドリバエ科等

資料：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成 4 年 3 月）
 ：「横浜市陸域の生物相・生態系調査報告書」（（株）カーター・アート環境計画、平成 11 年 3 月）
 ：「平成 30 年度陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書」（環境創造局環境科学研究所、平成 31 年 3 月）
 ：「かながわの鳥図鑑」（日本野鳥の会神奈川県支部編、平成 4 年 3 月）
 ：「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成 28 年 3 月）
 ：「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター、平成 26 年 3 月）
 ：「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター、平成 26 年 3 月）

b 注目すべき動物種の状況

既存資料調査において確認された動物種について、表 6.2-5～表 6.2-6 の選定基準により注目すべき種及び注目すべき生息地を選定しました。その結果、表 6.2-7(1)～(3)に示す鳥類 36 種、爬虫類 6 種、両生類 3 種、昆虫類 40 種、魚類 6 種、底生動物 2 種が選定されました。また、注目すべき生息地は確認されませんでした。なお、環境省レッドリストにおける絶滅のおそれのある地域個体群、神奈川県レッドデータブックにおける絶滅のおそれのある地域個体群は存在しません。

表 6.2-5 注目すべき種の選定基準

文献、法律及び法令名		選定基準となる区分	記号
a	「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	特別天然記念物	国特
		天然記念物	天然
b	「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 神奈川県条例第 13 号)	県指定天然記念物	県天
c	「横浜市文化財保護条例」 (昭和 62 年 横浜市条例第 53 号)	市指定天然記念物	市天
d	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	国際希少野生動植物種	国際
		国内希少野生動植物種	国内
		緊急指定種	緊急
e	「環境省レッドリスト 2020 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物」(環境省、令和 2 年)	絶滅	EX
		野生絶滅	EW
		絶滅危惧 I 類	CR+EN
		絶滅危惧 I A 類	CR
		絶滅危惧 I B 類	EN
		絶滅危惧 II 類	VU
		準絶滅危惧	NT
情報不足	DD		
f	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)	絶滅	EX
		野生絶滅	EW
		絶滅危惧 I 類	CR+EN
		絶滅危惧 I A 類	CR
		絶滅危惧 I B 類	EN
		絶滅危惧 II 類	VU
		準絶滅危惧	NT
		減少種	減少
		希少種	希少
		要注意種	要注
		注目種	注目
情報不足	DD		
不明種	不明		

表 6.2-6 注目すべき生息地の選定基準

文献、法律及び条令名		選定基準となる区分	記号
i	「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	特別天然記念物	国特
		天然記念物	天然
ii	「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 神奈川県条例第 13 号)	県指定天然記念物	県天
iii	「横浜市文化財保護条例」 (昭和 62 年 横浜市条例第 53 号)	市指定天然記念物	市天
iv	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 法律第 75 号)	生息地等保護区	生息
v	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年 法律第 88 号)	特別保護地区	特別
		特別保護指定地区	特指
vi	「日本の重要湿地 500」	重要湿地	湿地
vii	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約)」 (昭和 55 年 条約第 28 号)	ラムサール条約湿地	ラ湿

表 6.2-7(1) 既存資料で記録された注目すべき種

項目	目	科	種	選定基準及びランク							
				a	b	c	d	e	f		
鳥類	ハト	ハト	アオバト						注目(繁殖期) 注目(非繁殖期)		
	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ						減少(繁殖期)		
	チドリ	チドリ	タゲリ							VU(非繁殖期)	
			コチドリ							注目(繁殖期)	
		シギ	ヤマシギ							希少(非繁殖期)	
			タシギ							注目(非繁殖期)	
			イソシギ							希少(繁殖期) 注目(非繁殖期)	
	タカ	タカ	ツミ							VU(繁殖期) 希少(非繁殖期)	
			ハイタカ					NT		DD(繁殖期) 希少(非繁殖期)	
			オオタカ					NT		VU(繁殖期) 希少(非繁殖期)	
			サシバ					VU		CR+EN(繁殖期)	
			ノスリ							VU(繁殖期) 希少(非繁殖期)	
	フクロウ	フクロウ	フクロウ							NT(繁殖期)	
			アオバズク							VU(繁殖期)	
	スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ							VU(繁殖期)	
		モズ	モズ							減少(繁殖期)	
		キクイタダキ	キクイタダキ							希少(繁殖期)	
		シジュウカラ	コガラ							VU(繁殖期) NT(非繁殖期)	
		ヒバリ	ヒバリ							減少(繁殖期)	
		ツバメ	ツバメ								減少(繁殖期)
			コシアカツバメ								減少(繁殖期)
		ウグイス	ヤブサメ							NT(繁殖期)	
		ムシクイ	メボソムシクイ								VU(繁殖期)
			センダイムシクイ								NT(繁殖期)
		ヨシキリ	オオヨシキリ							VU(繁殖期)	
		ヒタキ	トラツグミ								減少(繁殖期)
			アカハラ								減少(繁殖期)
			ルリビタキ								VU(繁殖期)
			コサメビタキ								CR+EN(繁殖期)
			キビタキ								減少(繁殖期)
		セキレイ	キセキレイ								減少(繁殖期)
			セグロセキレイ								減少(繁殖期)
			ビンズイ								VU(繁殖期)
アトリ		カワラヒロ							減少(繁殖期)		
ホオジロ	アオジ								VU(繁殖期)		
	クロジ								CR+EN(繁殖期) 減少(非繁殖期)		

※ 「選定基準及びランク」 a~f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-7(2) 既存資料で記録された注目すべき種

項目	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
爬虫類	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ					NT	CR+EN
		スッポン	ニホンスッポン					DD	
	有隣	トカゲ	ヒガシニホントカゲ						要注
		ナミヘビ	シマヘビ						要注
			アオダイショウ						要注
		ヒバカリ						NT	
両生類	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル						要注
		アカガエル	ニホンアカガエル						VU
			モリアオガエル						要注
昆虫類	トンボ	アオイトトンボ	ホソミオツネトンボ						要注
		カワトンボ	ハグロトンボ						要注
		イトトンボ	ホソミイトトンボ						DD
			クロイトトンボ						要注
			セスジイトトンボ						要注
		ヤンマ	ミルンヤンマ						要注
		サナエトンボ	ヤマサナエ						要注
			タイワンウチワヤンマ						DD
		トンボ	ハラビロトンボ						要注
			シオヤトンボ						要注
			コフキトンボ						要注
			マユタテアカネ						要注
			チョウトンボ						EN
		バッタ	マツムシ	スズムシ					
	ケラ		ケラ						要注
	キリギリス		オナガササキリ						要注
	クツワムシ		クツワムシ						要注
	バッタ		ハネナガイナゴ						NT
			ショウリョウバッタモドキ						要注
	カメムシ	グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ						DD
サシガメ		アシマダラアカサシガメ						DD	
ヘリカメムシ		ミナミトゲヘリカメムシ						DD	
コウチュウ	ムネアカセン チコガネ	ムネアカセンチコガネ						NT	
	タマムシ	ウバタマムシ						NT	
		タマムシ						要注	
	コメツキムシ	ウバタマコメツキ						NT	
	ホタル	ヘイケボタル						NT	
	カミキリムシ	ミドリカミキリ						NT	
		キイロトラカミキリ						要注	
		シロスジカミキリ						要注	
	ハムシ	ヤナギハムシ						VU	
ハチ	コマユバチ	ウマノオバチ					NT	VU	
	クモバチ	キオビクモバチ						CR+EN	
	アリ	トゲアリ						VU	
	スズメバチ	モンズズメバチ						DD	
	ミツバチ	ナミルリモンハナバチ						DD	

※ 「選定基準及びランク」 a~f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-7(3) 既存資料で記録された注目すべき種

項目	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
昆虫類	チョウ	ミノガ	オオミノガ						VU
		タテハチョウ	オオウラギンスジヒョウモン						NT
			コムラサキ						EN
		ヤガ	コシロシタバ					NT	
魚類	コイ	コイ	コイ						DD
			ウグイ						NT
			カマツカ						NT
	ドジョウ	ドジョウ					NT		
		ヒガシシマドジョウ						NT	
ナマズ	ギギ	ギバチ					VU	CR	
底生動物	水棲	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ					DD	
	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ						要注

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

(イ) 現地調査

a 動物相

(a) 哺乳類

現地調査の結果、表 6.2-8 に示す合計 4 目 6 科 7 種の哺乳類が確認されました。

主な確認種として、アズマモグラやホンドタヌキ等が確認されました。なお、夏季に確認されたヒナコウモリ科の一種は、バットディテクターにより周波数 45kHz 前後の超音波の鳴き声が確認され、確認環境及び飛翔のシルエット等から、アブラコウモリである可能性が高いと考えます。

表 6.2-8 確認種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			
				春季	夏季	秋季	冬季
1	モグラ（食虫）	モグラ	アズマモグラ	○	○	○	○
2	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ科の一種		○		
3	ネズミ（齧歯）	ネズミ	ホンドアカネズミ	○			
4			クマネズミ				○
5	ネコ（食肉）	アライグマ	アライグマ	○		○	
6		イヌ	ホンドタヌキ	○	○	○	○
7		ジャコウネコ	ハクビシン			○	○
合計 4 目 6 科 7 種				4 種	3 種	4 種	4 種

(b) 鳥類

現地調査の結果、表 6.2-9 に示す合計 11 目 26 科 46 種の鳥類が確認されました。

主な確認種として、水辺性の種ではカルガモやカワウ、アオサギ、カワセミ等が、樹林性の種ではツミ、アオゲラ、エナガ等が、人家周辺や市街地に生息する都市型鳥類ではツバメ、スズメ、ハクセキレイ等が確認されました。

なお、猛禽類については、トビ、ツミ、チョウゲンボウ及びハヤブサが確認されていますが、ディスプレイ行動、ハンティング、巣材運びといった繁殖に係る行動は確認されませんでした。また、食痕も確認されませんでした。

表 6.2-9 確認種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	調査時期					
				春の渡り ～繁殖期 (4月)	繁殖期 (5月)	繁殖期 (6月)	秋の渡り (9月)	越冬期	
1	カモ	カモ	マガモ					○	
2			カルガモ	○	○	○	○	○	
3			オナガガモ					○	
4			コガモ	○			○	○	
5	ハト	ハト	キジバト	○	○	○	○	○	
6	カツオドリ	ウ	カワウ	○	○	○		○	
7	ペリカン	サギ	アオサギ	○	○	○	○	○	
8			ダイサギ	○					
9	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ	○					
10	チドリ	シギ	イソシギ	○			○	○	
11		カモメ	ユリカモメ					○	
12	タカ	タカ	トビ	○			○		
13			ツミ		○				○
14	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	○	○	○	○	○	
15	キツツキ	キツツキ	コゲラ	○	○	○	○	○	
16			アオゲラ						○
17	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○	○			○	
18			ハヤブサ						○
19	スズメ	カラス	オナガ	○	○		○		
20			ハシボソガラス	○	○	○	○	○	
21			ハシブトガラス	○	○	○	○	○	
22		シジュウカラ	シジュウカラ	○	○	○	○	○	
23		ツバメ	ツバメ	○	○	○			
24			イワツバメ	○					
25		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○	○	○	○	○	
26		ウグイス	ウグイス	○				○	
27		エナガ	エナガ	○		○	○	○	
28		ムシクイ	オオムシクイ		○				
29		メジロ	メジロ	○	○	○	○	○	
30		ムクドリ	ムクドリ	○	○	○	○	○	
31		ヒタキ	シロハラ						○
32			アカハラ	○					
33			ツグミ	○					
34			イソヒヨドリ	○	○				
35			エゾビタキ					○	
36			キビタキ	○					
37		スズメ	スズメ	○	○	○	○	○	
38		セキレイ	キセキレイ	○			○	○	
39			ハクセキレイ	○	○	○	○	○	
40			ビンズイ	○					
41		アトリ	カワラヒワ	○	○	○		○	
42	シメ		○				○		
43	ホオジロ	アオジ					○		
44	ハト	ハト	カワラバト	○	○	○	○	○	
45	スズメ	チメドリ	ガビチョウ	○		○			
46		ムクドリ	ハッカチョウ	○	○	○			
合計 11目 26科 46種				36種	23種	20種	21種	31種	

(c) 爬虫類

現地調査の結果、表 6.2-10 に示す合計 2 目 4 科 5 種の爬虫類が確認されました。
主な確認種として、ニホンヤモリ、アオダイショウ等が確認されました。

表 6.2-10 確認種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			
				早春季	春季	夏季	秋季
1	カメ	ヌマガメ	ミシシippアカミミガメ	○	○	○	○
2	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ		○	○	○
3		トカゲ	ヒガシニホントカゲ	○		○	○
4		ナミヘビ	アオダイショウ			○	○
5			ヒバカリ			○	
合計 2 目 4 科 5 種				2 種	2 種	5 種	4 種

(d) 両生類

現地調査の結果、表 6.2-11 に示すとおり、両生類はアズマヒキガエル 1 種が確認されました。

表 6.2-11 確認種（両生類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			
				早春季	春季	夏季	秋季
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○	○	○
合計 1 目 1 科 1 種				1 種	1 種	1 種	1 種

(e) 昆虫類

現地調査の結果、表 6.2-12 に示す合計 18 目 173 科 513 種の昆虫類が確認されました。確認種目録は資料編 (P. 資 2.2-2~10 参照) に示すとおりです。

主な確認種として、樹林性の種ではコロギス、ナナフシモドキ、アブラゼミ、アカスジキンカメムシ、トラフシジミ、サトキマダラヒカゲ、ノコギリクワガタ、ナガゴマフカミキリ等が、水生昆虫はオオシオカラトンボやコシアキトンボ等のトンボ類、ヤスマツアメンボやシマアメンボ等のアメンボ類、ヤマトクロスジヘビトンボ、トビケラ類、マメゲンゴロウ等が確認されました。

表 6.2-12 確認種 (昆虫類)

目名	確認種数	主な確認種	調査時期		
			春季	夏季	秋季
カゲロウ	1 科 1 種	モンカゲロウ	1 種		
トンボ	2 科 4 種	オシオカラトンボ、コシアキトンボ等		4 種	
カワゲラ	1 科 1 種	オシカゲラ、 <i>Nemoura</i> 属	1 種	1 種	1 種
ゴキブリ	1 科 2 種	ヒメクロゴキブリ、モリチャバネゴキブリ	1 種	2 種	1 種
カマキリ	1 科 1 種	オオカマキリ			1 種
シロアリ	1 科 1 種	ヤマトシロアリ		1 種	
バッタ	10 科 18 種	コロギス、オンブバッタ等		9 種	14 種
ナナフシ	1 科 1 種	ナナフシモドキ	1 種		
ハサミムシ	1 科 2 種	ヒゲシロハサミムシ、ハマハサミムシ	2 種	1 種	1 種
カジリムシ	2 科 2 種	マルチャタテ科、オチャタテ、チャタテ科	1 種	2 種	1 種
カメムシ	34 科 98 種	アブラゼミ、ヤスマツアメンボ、シマアメンボ、アカスジキンカメムシ、ナガメ等	38 種	68 種	42 種
ヘビトンボ	1 科 1 種	ヤマトクロスジヘビトンボ	1 種		
アミメカゲロウ	4 科 6 種	アスマダラヒカゲロウ、アミメカゲロウ等	1 種	4 種	2 種
コウチュウ	40 科 180 種	トゲアトキリコシムシ、マメゲンゴロウ、ノコギリクワガタ、ケンジボタル、ナガゴマフカミキリ等	77 種	104 種	46 種
ハチ	21 科 72 種	ニッポンヒゲナガハチ等	30 種	56 種	32 種
ハエ	28 科 62 種	ナミホシラタバエ等	22 種	47 種	26 種
トビケラ	7 科 8 種	ニギョウトビケラ、アオヒゲナガトビケラ等	5 種	6 種	4 種
チョウ	17 科 53 種	トラフシジミ、ヘニシジミ、コマダラチョウ、サトキマダラヒカゲ等	15 種	35 種	10 種
合計 18 目 173 科 513 種			14 目 92 科 196 種	14 目 137 科 340 種	13 目 87 科 181 種

※ 表中の数字は、確認種数を示します。

(f) 魚類

現地調査の結果、表 6.2-13 に示す合計 5 目 7 科 19 種の魚類が確認されました。

主な確認種として、一般的に河川の上流域から中流域を主な生息環境とするアブラハヤや、河川の中流域から下流側の汽水域を往来する回遊魚のスマウキゴリが確認されました。また、ニシキゴイ等の飼育品種も多く確認されました。

表 6.2-13 確認種（魚類）

No.	目名	科名	種名	調査時期			備考
				夏季	秋季	冬季	
1	コイ	コイ	コイ（型不明）	○	○	○	
2			コイ（飼育品種）	○	○	○	ニシキゴイ
3			オイカワ	○	○	○	
4			カワムツ	○	○	○	
5			ソウギョ	○			
6			アブラハヤ	○	○	○	
7			ウグイ	○	○		
8			タモロコ	○		○	
9			カマツカ	○	○	○	
10			スゴモロコ類	○	○	○	
11		ドジョウ	ドジョウ	○	○	○	
12			ヒガシシマドジョウ	○	○	○	
13	ナマズ	ギギ	ギバチ	○	○	○	
14	サケ	アユ	アユ	○	○		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○	○		
16	スズキ	サンフィッシュ	ブルーギル	○	○	○	
17		ハゼ	スマウキゴリ	○	○	○	
18			トウヨシノボリ類	○	○		
19			ヌマチチブ	○	○	○	
合計 5 目 7 科 19 種				19 種	17 種	14 種	

(g) 底生動物

現地調査の結果、表 6.2-14 に示す合計 7 門 13 綱 26 目 74 科 140 種の底生動物が確認されました。確認種目録は資料編 (P. 資 2.2-11~15 参照) に示すとおりです。

主な確認種として、シマイシビルやミズムシといった水質汚濁の耐性種の他、ナミウズムシやサワガニ、オナシカワゲラ属、カワニナ等が確認されました。

表 6.2-14 確認種 (底生動物)

門名	綱名	目名	確認種数	主な確認種	調査時期			
					早春季	夏季	秋季	冬季
海綿動物	普通海綿	ザラカイソ	1 科 1 種	カムラカイソ		1 種	1 種	
扁形動物	有棒状体	三岐腸	1 科 3 種	ハウスミシ、アメリカツウスミシ等	3 種	3 種	2 種	2 種
紐形動物	有針	ハリヒモシ	1 科 1 種	ミスヒモシ属	1 種	1 種	1 種	1 種
軟体動物	腹足	新生腹足	3 科 4 種	カリナ、モチカワツボ等	3 種	4 種	3 種	3 種
		汎有肺	3 科 5 種	モアラガイ、カコサラガイ属等	3 種	4 種	2 種	1 種
	二枚貝	マルスタレガイ	2 科 2 種	タイワシジミ、マメシジミ属	1 種	2 種	2 種	1 種
環形動物	ミス	カガミス	1 科 1 種	カガミス	1 種			
		オキミス	1 科 1 種	オキミス属	1 種	1 種	1 種	1 種
		イトミス	2 科 10 種	ヨコバミスミス、イトミス等	9 種	4 種	7 種	6 種
	ツミス	3 科 3 種	ツミス科、フミス科等	3 種	3 種	2 種	1 種	
	ヒル	吻無蛭	2 科 2 種	シマイシビル、 <i>Barbronia weberi</i>	1 種	1 種	2 種	1 種
節足動物	クモ(蛛形)	タニ	2 科 2 種	カクレタニ科、ケリュウタニ科	1 種	2 種	1 種	1 種
	顎脚	カイジンコ	1 科 1 種	カイジンコ目			1 種	
	軟甲	ヨコエビ	1 科 1 種	フロリダマシヨコエビ	1 種	1 種	1 種	1 種
		ワラシムシ	1 科 1 種	ミスムシ	1 種	1 種	1 種	1 種
		エビ	5 科 5 種	アメリカザリガニ、サカガニ等	3 種	5 種	3 種	4 種
	昆虫	カゲロウ(蜉蝣)	5 科 11 種	モンカゲロウ、フタモンカゲロウ等	7 種	10 種	9 種	8 種
		トンボ(蜻蛉)	6 科 7 種	ハクロトンボ、オニヤンマ等	3 種	3 種	6 種	3 種
		カワゲラ(セキ翅)	1 科 1 種	オナシカワゲラ属	1 種	1 種		1 種
		カマシ(半翅)	6 科 8 種	アサヒナコムシ等	5 種	6 種	3 種	
		ヘビトンボ	2 科 2 種	ヤマトクロスシヘビトンボ、ネクロセンアリ	2 種	2 種	2 種	2 種
		トビケラ(毛翅)	11 科 12 種	コガタシマトビケラ、クダトビケラ属等	10 種	10 種	8 種	9 種
		ハエ(双翅)	7 科 49 種	ウスバカガシホ属、ユスリカ属等	39 種	31 種	28 種	31 種
	コウチュウ(鞘翅)	2 科 3 種	マメゲンコロウ、ケシマルハナミ属等	2 種	1 種			
苔虫動物	被喉	ハネコムシ	3 科 3 種	オマリコムシ、ハネコムシ科等	1 種	3 種	2 種	1 種
	裸喉	楯口	1 科 1 種	チャミドロコムシ		1 種	1 種	1 種
合計 7 門 13 綱 26 目 74 科 140 種					23 目 51 科 102 種	24 目 60 科 101 種	23 目 49 科 89 種	21 目 41 科 80 種

※ 表中の数字は、確認種数を示します。

b 注目すべき動物種及び生息地の状況

現地調査において確認された種について、表 6.2-5 の選定基準により注目すべき種を選定しました。その結果を表 6.2-15～表 6.2-20 に示します。

注目すべき動物種として、鳥類は 12 種、爬虫類は 3 種、両生類は 1 種、昆虫類は 6 種、魚類は 9 種、底生動物は 5 種確認されました。哺乳類の注目すべき動物種は確認されませんでした。

なお、表 6.2-4 に示した既存資料で記録された注目すべき種のうち、鳥類で 10 種、爬虫類で 3 種、両生類で 1 種、昆虫類で 4 種、魚類で 6 種、底生動物で 1 種が、現地調査でも確認されました。

表 6.2-15 注目すべき種（鳥類）

No.	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
1	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ						減少(繁殖期)
2	チドリ	シギ	イソシギ						希少(繁殖期) 注目(非繁殖期)
3	タカ	タカ	ツミ						VU(繁殖期) 希少(非繁殖期)
4	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				国内	VU	CR+EN(繁殖期) 希少(非繁殖期)
5	スズメ	ツバメ	ツバメ						減少(繁殖期)
6		ムシクイ	オオムシクイ					DD	
7		ヒタキ	アカハラ						減少(繁殖期)
8			キビタキ						減少(繁殖期)
9		セキレイ	キセキレイ						減少(繁殖期)
10			ビンズイ						VU(繁殖期)
11		アトリ	カワラヒワ						減少(繁殖期)
12		ホオジロ	アオジ						VU(繁殖期)
合計 5目10科12種				0種	0種	0種	1種	2種	11種

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-16 注目すべき種（爬虫類）

No.	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ						要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ						要注
3			ヒバカリ						NT
合計 1目2科3種				0種	0種	0種	0種	0種	3種

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-17 注目すべき種（両生類）

No.	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル						要注
合計 1目1科1種				0種	0種	0種	0種	0種	1種

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-18 注目すべき種（昆虫類）

No.	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	F
1	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ						要注
2	バッタ	ケラ	ケラ						要注
3		バッタ	ショウリヨウバッタ モドキ						要注
4	カメムシ	アメンボ	オオアメンボ						NT
5		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ						DD
6	コウチュウ	オサムシ	タオマメゴモクムシ						NT
合計 4目6科6種				0種	0種	0種	0種	0種	6種

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-19 注目すべき種（魚類）

No.	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
1	コイ	コイ	コイ（型不明）						DD
2			アブラハヤ						NT
3			ウグイ						NT
4			カマツカ						NT
5		ドジョウ	ドジョウ					NT	
6			ヒガシシマドジョウ						NT
7	ナマズ	ギギ	ギバチ					VU	CR
8	ダツ	メダカ	ミナミメダカ					VU	CR
9	スズキ	ハゼ	スミウキゴリ						NT
合計 4目5科9種				0種	0種	0種	0種	3種	8種

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

表 6.2-20 注目すべき種（底生動物）

No.	目	科	種	選定基準及びランク					
				a	b	c	d	e	f
1	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ					NT	
2	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ						要注
3		ヤンマ	コシボソヤンマ						要注
4		エゾトンボ	コヤマトンボ						NT
5	カメムシ	ミズムシ	アサヒナコミズムシ						DD
合計 3目5科5種				0種	0種	0種	0種	1種	4種

※ 「選定基準及びランク」 a～f は、表 6.2-5 参照。

現地調査で確認された注目すべき種の生態及び確認状況は表 6.2-21～表 6.2-29 に、確認地点は図 6.2-4～図 6.2-8 に示すとおりです。


なお、ミナミメダカの確認地点については、種の保護に配慮して図面の掲載を控えました。

表 6.2-21 注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）

	種名	生態及び確認状況
1	ヒメアマツバメ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、留鳥として平地で局地的に観察されます。巣はコシアカツバメやイワツバメの古巣を利用することが多く、巣の入り口に羽毛がはりつけてあるのが特徴的です。巣は周年のねぐらとしても使われています。</p> <p>【確認状況】</p> <p>春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川及びその周辺の上空で1例、2個体の飛翔を確認しました。</p>
2	イソシギ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、山間部を除く全域の海岸及び大小河川に留鳥として生息しています。河川や湖沼の草地に営巣し、4月から3～4卵を雌雄交代で約23日間抱卵します。ヒナは、半日から2日くらいの間に巣を離れ、約1ヶ月で独立します。神奈川県内では、酒匂川中流域における繁殖記録は比較的多いですが、全体としては少ない状況です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>帷子川で春の渡り～繁殖期（4月）に3例、3個体、秋の渡り（9月）に2例、2個体、越冬期に1例、1個体を確認しました。</p>
3	ツミ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、普通3～5卵を産みます。</p> <p>【確認状況】</p> <p>親水緑道で繁殖期（5月）に1例、1個体、越冬期に2例、2個体を確認しました。越冬期には、樹林内でとまる個体を確認しました。</p>
4	ハヤブサ 写真なし	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、留鳥または冬鳥として、断崖のある海岸に生息します。高速で飛行し、ハト類などの鳥類を飛びながらとらえます。断崖に営巣し、普通3～4卵を産みます。</p> <p>【確認状況】</p> <p>越冬期に親水緑道上空で1例、1個体を確認しました。上空を通過し、移動途中の個体であったと考えられます。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年）

表 6.2-22 注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）

5	<p>ツバメ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、県内全域の集落、都市に夏鳥として渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣をつくります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。繁殖期間は4～7月であり、繁殖期の後半から河川のヨシ群落などに集団ねぐらをつくり、数千～数万羽の集結がみられます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。</p> <p>【確認状況】 帷子川上空及び親水緑道上空で、春の渡り～繁殖期（4月）に5例、14個体、繁殖期（5月）に3例、4個体、繁殖期（6月）に9例、22個体を確認しました。なお、帷子川上空で採餌している姿が多く見られました。</p>
6	<p>オオムシクイ</p> <p>写真なし</p>	<p>【一般生態】 本種は、北海道の知床半島での繁殖が確認されており、渡りの時期には本州以南でも見られます。高山の針葉樹林で繁殖し、渡り途中では平地や山地の広葉樹林にも入ります。木々の間を飛び交いながら昆虫類やクモ類などを捕ります。</p> <p>【確認状況】 繁殖期（5月）に親水緑道で1例、2個体を確認しました。</p>
7	<p>アカハラ</p> <p>写真なし</p>	<p>【一般生態】 本種は、繁殖期において、神奈川県西部の山地の落葉広葉樹林で少数がみられます。非繁殖期は平野部の広い範囲で観察され、林内や林縁の地上部で落ち葉をはねのけながら、ミミズなどを捕食します。</p> <p>【確認状況】 春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川上空で飛翔する1例、1個体を確認しました。</p>
8	<p>キビタキ</p> <p>写真なし</p>	<p>【一般生態】 本種は、夏鳥として、山地から丘陵地のよく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り捕食することが多いです。繁殖は、落葉広葉樹、針広混交林で行われます。巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。</p> <p>【確認状況】 春の渡り～繁殖期（4月）に親水緑道でさえずる1例、1個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）

表 6.2-23 注目すべき種の生態及び確認状況（鳥類）

	種名	生態及び確認状況
9	キセキレイ 	<p>【一般生態】 本種は、留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息しています。常に尾を上下に振りながら、おもに水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木に止まり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチをしたりもします。4月～7月に繁殖記録があり、人家の屋根や橋桁、樹木などにお椀型の巣をつくりま</p> <p>す。</p> <p>【確認状況】 春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川で1例、1個体、秋の渡り（9月）に親水緑道で1例、1個体、帷子川で1例、1個体、越冬期に帷子川で3例、4個体を確認しました。</p>
10	ビンズイ 写真なし	<p>【一般生態】 本種は、県西部の標高 1000m 以上の亜高山帯で繁殖が確認されています。草がまばらに生えた石だらけの斜面で繁殖しますが、切り通しの山道の崖や山道の脇の岩のすきまに巣をつくるものもいます。非繁殖期には、平地の広い範囲で観察され、市街地の公園や海岸沿いのマツ林等で採餌していることもあります。尾を上下に振りながら地上を歩き、昆虫類やクモ類を捕食します。</p> <p>【確認状況】 春の渡り～繁殖期（4月）に親水緑道上空で1例、1個体、帷子川上空で1例、1個体を確認しました。</p>
11	カワラヒワ 	<p>【一般生態】 本種は、留鳥としてほぼ県内の全域で見られます。繁殖記録は平野部に多く山間部にはほとんどみられません。市街、村落、道路付近などの林や独立樹などに営巣します。巣は 3～7m の高さの枝上にあります。秋冬には、河原や農耕地に群をつくりま</p> <p>す。</p> <p>【確認状況】 春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川で1例、1個体、繁殖期（5月）に帷子川で1例、1個体、繁殖期（6月）に親水緑道で2例、2個体、帷子川で2例、2個体、越冬期に親水緑道で1例、1個体を確認しました。</p>
12	アオジ 	<p>【一般生態】 本種は、繁殖期にはごく少数が西丹沢や箱根の山地で見られ、箱根では繁殖の記録もあります。非繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭などでも見られます。地上でエサを求め、さえずる時は梢にとまります。</p> <p>【確認状況】 越冬期に親水緑道で2例、2個体、帷子川で3例、4個体を確認しました。</p>


資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）

表 6.2-24 注目すべき種の生態及び確認状況（爬虫類）

	種名	生態及び確認状況
1	ヒガシニホントカゲ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、北海道、本州近畿地方東部、北陸地方東部に分布し、日当たりの良い石の下や石垣の隙間、土手の斜面の穴などに生息し、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。県内では、広く分布していますが、市街地やその周辺部では、本種の生息に適した環境が急速に失われつつあります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>早春季に親水緑道内のブロック塀で成体 1 個体、帷子川に並行する道路沿いの石垣やブロック塀で成体 2 個体、幼体 1 個体を確認しました。また、夏季に帷子川に並行する道路沿いで 2 個体、秋季に親水緑道内で 1 個体、帷子川に並行する道路沿いで 1 個体の計 2 個体を確認しました。</p>
2	アオダイショウ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、北海道、本州、四国、九州におよび周辺の島嶼に分布し、山地の林から平野部までさまざまな環境に生息します。日本では古くから最も身近なヘビとして知られています。成蛇は人家や倉庫などにもすみ着き、ネズミをよく捕食するので、「家の主」として大切に扱う地域も多くあります。市街地やその周辺では、本種の生息に適した古い木造住宅や倉庫等が少なくなり、生息環境が減少しています。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季に親水緑道内の池周辺で成体 1 個体、秋季に脱皮殻を確認しました。</p>
3	ヒバカリ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、本州、四国、九州および周辺の島嶼に分布し、湿地や水田、水路脇など湿った環境を好んで生息し、カエルやミミズ、水中に入ってオタマジャクシや小魚などを捕食します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季に親水緑道内の樹林で成体 1 個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）

表 6.2-25 注目すべき種の生態及び確認状況（両生類）

	種名	生態及び確認状況
1	アズマヒキガエル 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、本州の近畿地方以東と山陰、北海道函館付近に分布し、平地から山地までの林床に広範囲に生息しているほか、社寺や人家の庭にも生息しています。早春の産卵期には、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。本種は県内の広い範囲に生息しているものの、山地や丘陵地などでは個体数が減少している傾向にあり、さらに市街地では急速に減少しつつあります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>早春季および春季に親水緑道内の親水水路で幼生を多数確認しました。夏季に帷子川河川内の護岸ブロック上で成体 1 個体を確認しました。秋季には、親水緑道内で成体 2 個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）

表 6.2-26 注目すべき種の生態及び確認状況（昆虫類）

	種名	生態及び確認状況
1	<p>ハグロトンボ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、本州から九州にかけて分布し、主に河川中下流域の草本類が生育する水辺に生息します。成虫は5月下旬から11月下旬にかけて出現します。市町村単位で絶滅している地域は少ないものの、横浜市各地、三浦半島、湘南地域では永らく姿を消していました。しかし、2000年以降は河川で単発的に記録が出るようになってきました。</p> <p>【確認状況】 親水緑道内の池周辺で、夏季に15個体を確認しました。</p>
2	<p>ケラ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、湿った草地や田畑などの土中にすむ種で、北海道から九州にかけて分布し、水田付近に多く生息します。円筒型の体型、細かい毛の密生、前足の発達など穴居に適した形態を備えています。雄はブーという単調な声で長く鳴き、雌は短く鳴きます。飛ぶことができ、灯火に飛来します。県内では低地に広く分布していますが、水田地帯でも声を聞くことは少なくなっており、減少傾向にあると考えられています。</p> <p>【確認状況】 夏季に親水緑道内の親水水路沿いで1個体を確認しました。</p>
3	<p>ショウリョウバッタモドキ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、本州から南西諸島にかけて分布し、丘陵地のチガヤなどイネ科植物の茂る土壌に生息します。1年1化で秋に成虫が出現します。県内では平地～丘陵地に生息しますが、市街地では、本種が生息できるような草地が減少しています。</p> <p>【確認状況】 帷子川北側の隣接緑地で、夏季に1個体、秋季に5個体を確認しました。</p>
4	<p>オオアメンボ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、本州から九州にかけて分布し、ため池などの止水域や小川などの緩流に生息し、日陰となる水面を好みます。県内に広く分布していた種ですが、近年は県東部での減少が著しい状況です。箱根や丹沢の山麓では、人工的な水域も含めて、溪流の淵や砂防堤などにまだ広く見られます。</p> <p>【確認状況】 春季に親水緑道内の親水水路で4個体、夏季に親水緑道内の池で3個体を確認しました。</p>
5	<p>ヤブガラシグンバイ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、本州から九州にかけて分布し、主にヤブガラシの葉裏に寄生します。秋の初めに多く採集できます。</p> <p>【確認状況】 親水緑道内で春季に2個体、夏季に36個体、秋季に8個体を、帷子川北側の隣接緑地で秋季に2個体を、いずれもヤブガラシ上で確認しました。</p>
6	<p>タオマメゴモクムシ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、本州に分布し、谷戸の湿地や休耕田などの、ミズゴケの下などに生息します。湿潤な環境を好む種です。</p> <p>【確認状況】 夏季に親水緑道内の池周辺部の湿った斜面のコケ下で3個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年）

表 6.2-27 注目すべき種の生態及び確認状況（魚類）

	種名	生態及び確認状況
1	コイ（型不明） 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、全国的に分布していますが、古くから移殖が盛んなため、自然分布の実態は明らかではありません。大河川の中・下流域から汽水域、湖、池沼に生息し、流れの緩やかな淵や落ち込みを好みます。雑食性で、底生動物や付着藻類、水草などを捕食します。本種には野生型と飼育型があり、野生型は、関東平野、琵琶湖淀川水系、岡山平野、四万十川で確認されています。県内各地の主要な河川・湖沼に生息しますが、飼育型の放流が各地で実施されており、在来の個体群がどの程度生息しているのか不明です。</p> <p>【確認状況】</p> <p>親水緑道内の池で各季1～2個体を確認しました。コイ（飼育品種）とともに確認されており、確認個体は飼育型の可能性が高いと考えられます。</p>
2	アブラハヤ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、青森県から岡山県の太平洋側と青森県から福井県の日本海側に分布し、河川の上流域から中流域にかけて生息しています。雑食性で底生動物、付着藻類、落下昆虫などを捕食します。産卵期は春から初夏で、淵や平瀬の砂泥底・砂礫底に集団で産卵します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季に親水緑道内の親水水路で12個体、帷子川で31個体、秋季に親水水路で16個体、帷子川で20個体、冬季に親水水路で4個体、帷子川で1個体を確認しました。</p>
3	ウグイ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、四国の瀬戸内海の一部と琉球列島を除く全国各地に分布しています。淡水型と降海型があり、前者は河川上流域から河口域、湖沼などに、後者は汽水域から内湾、外海の沿岸部まで見られます。雑食性で付着藻類、水生昆虫、落下昆虫などを捕食します。産卵期は春から夏で、河川の瀬に集団で産卵します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季に親水緑道内の池で6個体、帷子川で2個体、秋季に親水緑道内の親水水路で3個体、池で18個体、帷子川で19個体を確認しました。</p>
4	カマツカ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、岩手県・山形県以南の本州、四国、九州および奄岐島に分布しています。川の中下流域や湖の沿岸とこれに連絡する灌漑用水路に生息しています。主に底生動物を捕食する雑食性で、産卵期は春から初夏、浅くて流れのゆるやかな砂礫底に産卵します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季に親水緑道内の親水水路で8個体、親水緑道内の池で1個体、秋季に親水水路で4個体、冬季に親水水路で1個体を確認しました。</p>
5	ドジョウ 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、ほぼ日本全国に分布し、水田や湿地と、周辺の細流に生息しています。雑食性で、水田周辺では、代掻きと同時に周囲の用水路から水田に遡上します。遡上後、水田で何日かを過ごしたあと成熟し、夜間に産卵します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季に帷子川で4個体、秋季に帷子川で6個体、冬季に帷子川で1個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年）

表 6.2-28 注目すべき種の生態及び確認状況（魚類）

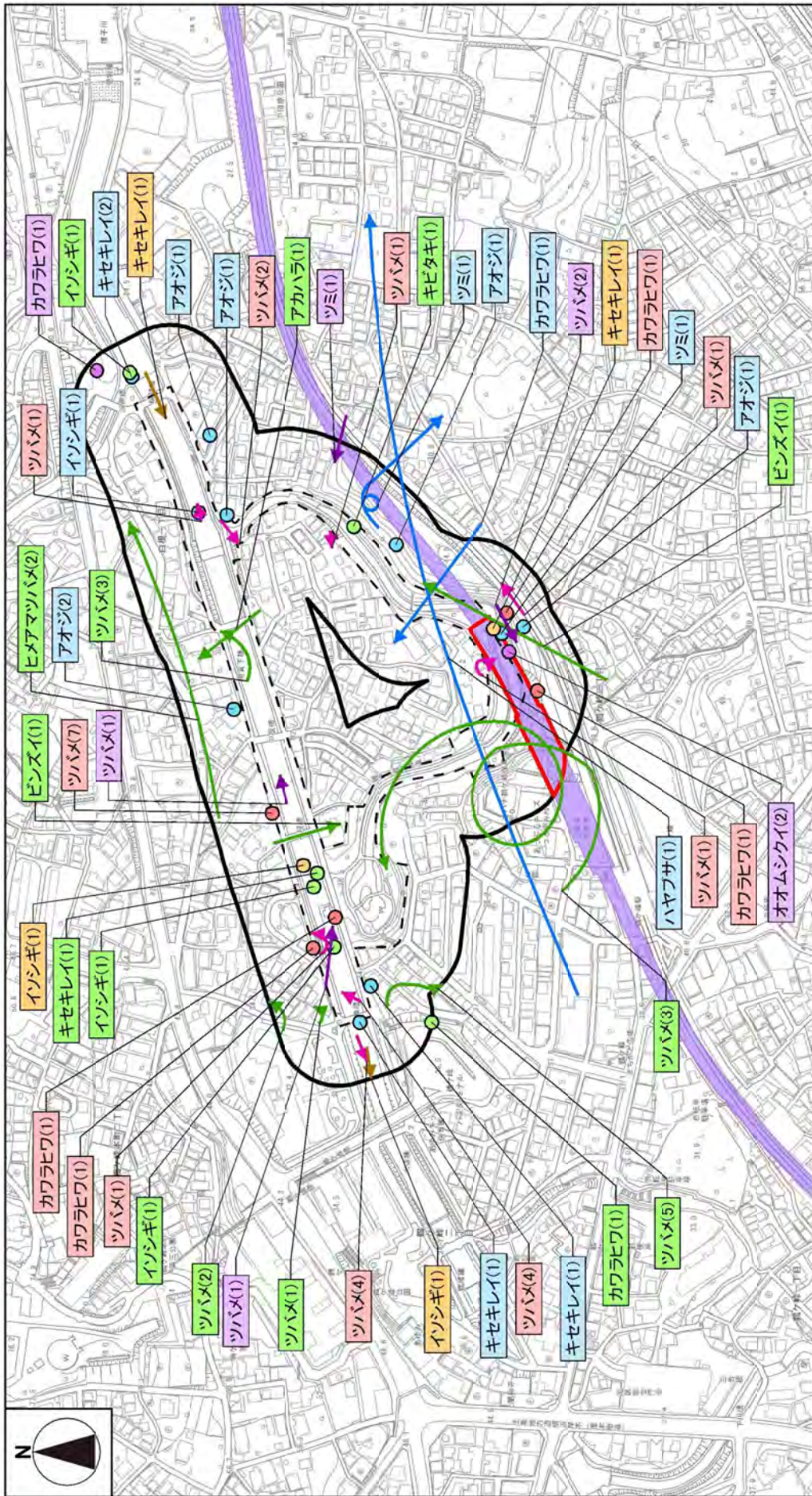
	種名	生態及び確認状況
6	<p>ヒガシシマドジョウ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、中部以東の本州、佐渡島に分布し、中流域から下流域上部にかけての、砂底ないし砂礫底域に生息しています。底生動物やデトリタス（微生物の死骸など）を砂と一緒に取り込み、餌だけ食します。繁殖期は春で、雄が雌に巻きついて産卵します。</p> <p>【確認状況】 夏季に帷子川で7個体、秋季に帷子川で7個体、冬季に帷子川で2個体を確認しました。</p>
7	<p>ギバチ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、青森県馬淵川から神奈川県中村川まで太平洋側と、秋田県米代川から福井県九頭竜川までの日本海側に分布し、河川の上流域下端から中流域にかけて生息しています。肉食性で、水生昆虫、甲殻類、小型の魚類などを捕食します。繁殖期は初夏で、夜間に本流域から支流や農業用水路などに遡上します。石の周辺などに雄がなわばりを形成し、雌を呼び込み、雄が雌に巻きついて産卵します。</p> <p>【確認状況】 夏季に帷子川で1個体、秋季に親水緑道内の親水水路で2個体、帷子川で4個体、冬季に親水水路で1個体を確認しました。 なお、近年帷子川の調査地域周辺で確認されるようになったギバチは、放流由来である可能性が高いと考えられています*。</p> <p>※ 「横浜の川と海の生物（第14報・河川編）」 （横浜市環境科学研究所、平成28年3月）</p>
8	<p>ミナミメダカ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、青森から福井県までの日本海側を除く本州と四国、九州、奄美諸島、沖縄諸島に分布し、平野部の河川や湖沼、水田地帯の用水路などに生息しています。雑食性でプランクトン類や水生昆虫などを捕食します。産卵期は主に春から夏で、水草などに産卵します。 神奈川県内では、酒匂川水系の農業用水路が唯一、在来のまま存続できる可能性のある生息地であるとされています。観賞用のメダカの放流などにより、別の地域のメダカと交雑する「遺伝子攪乱」の懸念が高まっています。</p> <p>【確認状況】 夏季と秋季にそれぞれ2個体を確認しました。 放流由来の個体と交錯して在来個体群の存在の有無が不明確になっているとされています*。</p> <p>※ 「横浜の川と海の生物（第14報・河川編）」 （横浜市環境科学研究所、平成28年3月）</p>
9	<p>スミウキゴリ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、北海道から屋久島まで分布し、主に河川下流から汽水域に生息しています。動物食性でエビや水生昆虫、小魚などを捕食します。卵は石の下などに産み付けられ、雄が守ります。ふ化仔魚は海へ降り、ある程度成長した稚魚期になると河川を溯上します。</p> <p>【確認状況】 夏季に親水緑道内の親水水路で3個体、親水緑道内の池で2個体、帷子川で2個体、秋季に帷子川で3個体、冬季に親水水路で1個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成18年）

表 6.2-29 注目すべき種の生態及び確認状況（底生動物）

	種名	生態及び確認状況
1	<p>モノアラガイ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、北海道から九州までの日本各地に分布し、小川、川の淀み、池沼、水田などの水草や礫に付着しているほか、泥底にも生息しています。植食性で、水温が高くなる6月頃から産卵を繰り返します。</p> <p>【確認状況】 早春季に帷子川で1個体、夏季に親水緑道内の池で1個体、帷子川で5個体、秋季に帷子川で9個体を確認しました。</p>
2	<p>ハグロトンボ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、本州から九州にかけて分布し、平地や丘陵地の水生植物が繁茂する緩やかな流れの水環境に生息します。 幼虫・成虫ともに肉食で、他の昆虫類や小型動物を捕食します。</p> <p>【確認状況】 早春季に親水緑道内の池で2個体、帷子川で7個体、夏季に親水緑道内の親水水路で3個体、帷子川で11個体、秋季に池で1個体、帷子川で4個体、冬季に池で1個体を確認しました。</p>
3	<p>コシボソヤンマ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、北海道、本州、四国、九州に分布し、河川の上流から中流域の樹林環境を伴った平野部の流水に多く生息しています。7月を中心に羽化し、成熟成虫は8月下旬から9月に活動します。産卵は流水の岸辺付近の流木、土中に行われます。</p> <p>【確認状況】 秋季に帷子川で3個体を確認しました。</p>
4	<p>コヤマトンボ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、北海道、本州、四国、九州に分布し、河川の上流から中流域に生息しています。5月頃に羽化し、成虫は盛夏まで出現します。産卵は、水面をたたき打つように行われます（打水産卵）。</p> <p>【確認状況】 秋季に帷子川で1個体を確認しました。</p>
5	<p>アサヒナコミズムシ</p> 	<p>【一般生態】 本種は、北海道、本州、四国、九州に分布しています。一般的に、水温が低い高層湿原、池沼に生息しています。</p> <p>【確認状況】 夏季に帷子川で1個体を確認しました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）



凡例

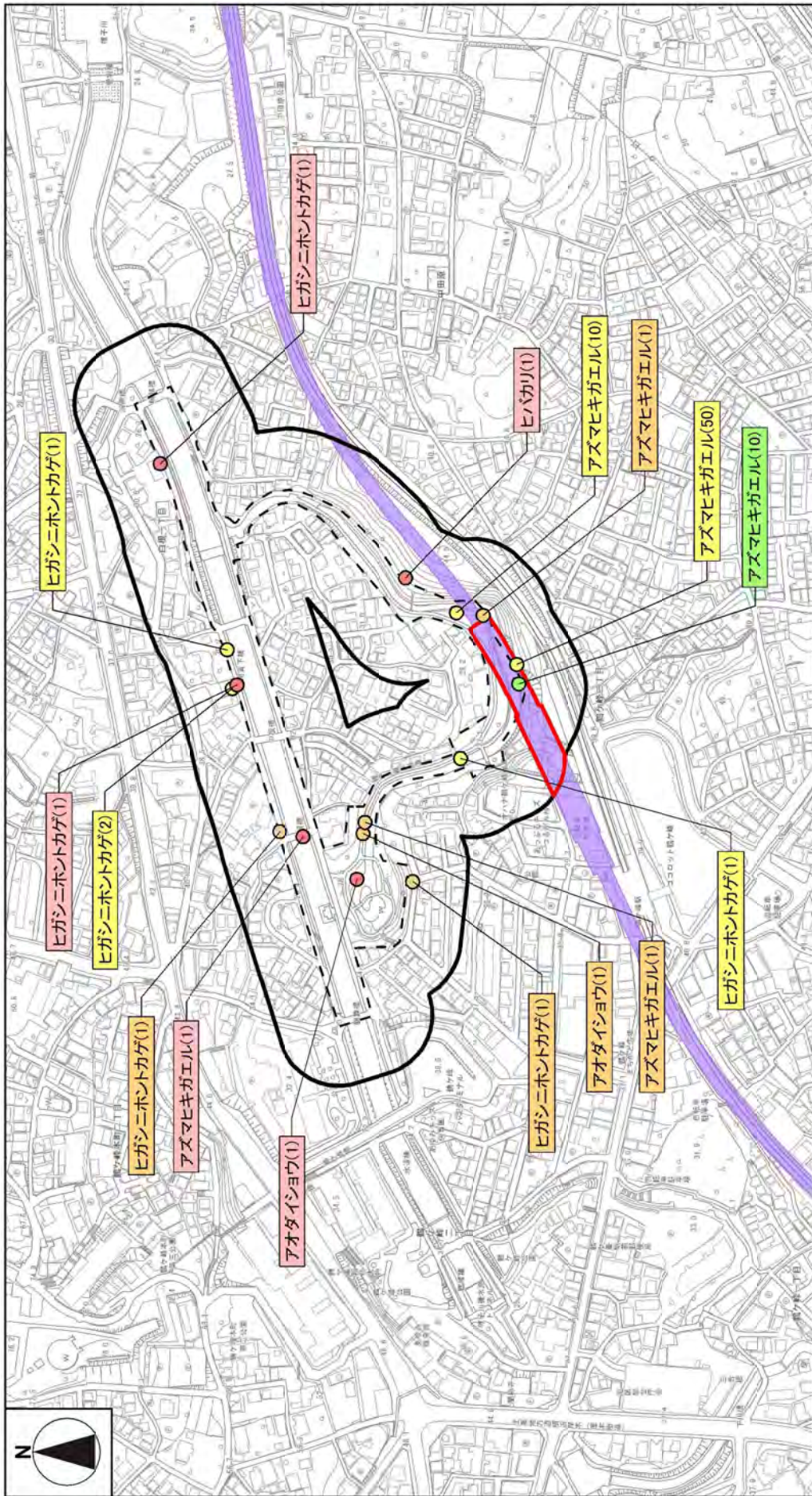
調査地域
 帷子川親水緑道・帷子川
 変更範囲
 対象事業実施区域

鳥類重要種確認地点
 (春の渡り～繁殖期(4月))
 鳥類重要種確認地点
 (繁殖期(5月))
 鳥類重要種確認地点
 (繁殖期(6月))

鳥類重要種確認地点
 (秋の渡り(9月))
 鳥類重要種確認地点
 (越冬期)

1:5,000
 0 50 100 200
 m

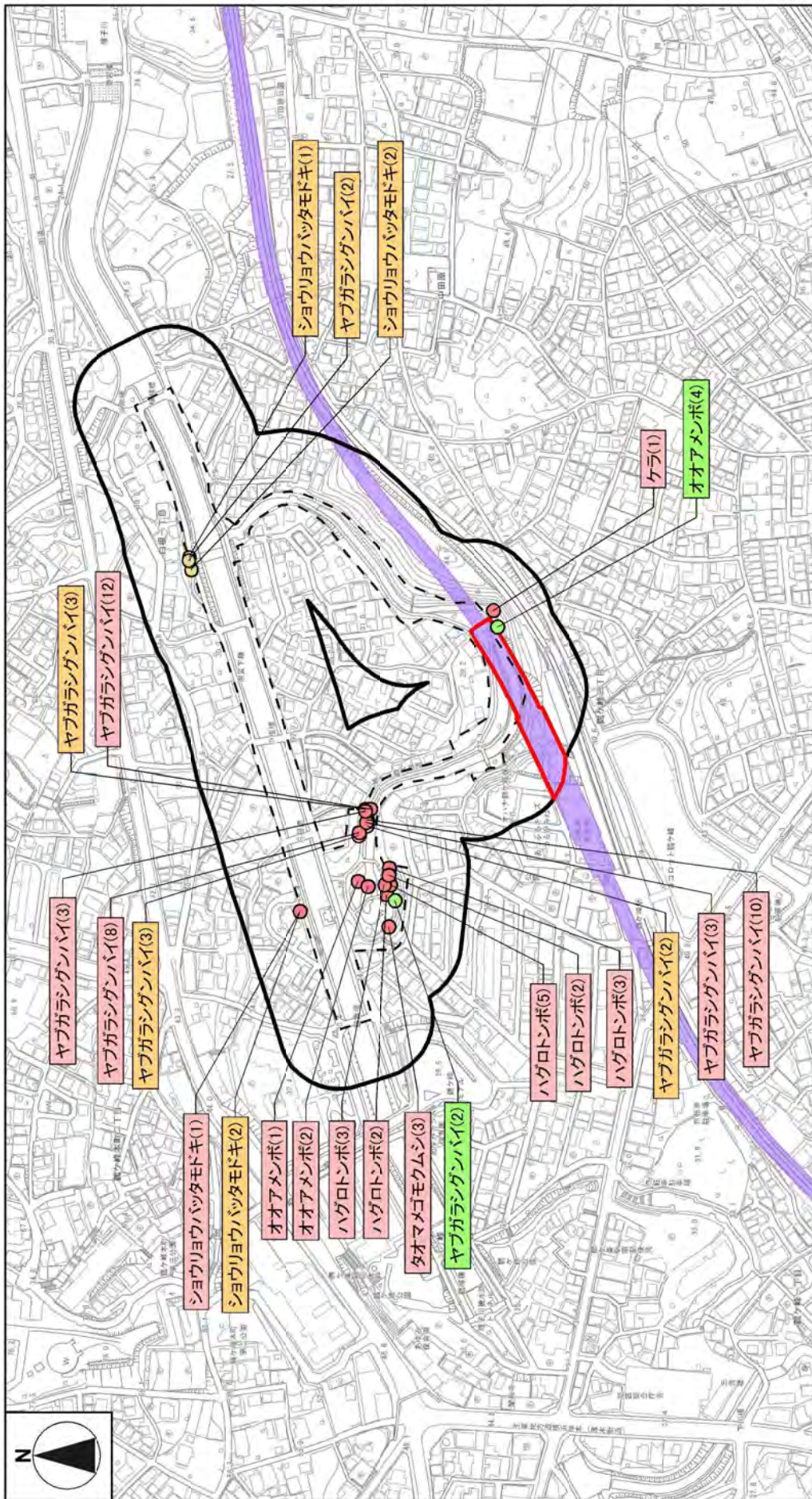
図 6.2-4 注目すべき種確認地点 (鳥類)



1 : 5, 000
0 50 100 200 m

- 凡例
- 調査地域
 - 帷子川親水緑道・帷子川
 - 対象範囲
 - 対象事業実施区域
 - 爬虫類・両生類重要種確認地点(早春季)
 - 爬虫類・両生類重要種確認地点(春季)
 - 爬虫類・両生類重要種確認地点(夏季)
 - 爬虫類・両生類重要種確認地点(秋季)

図 6.2-5 注目すべき種確認地点（爬虫類・両生類）

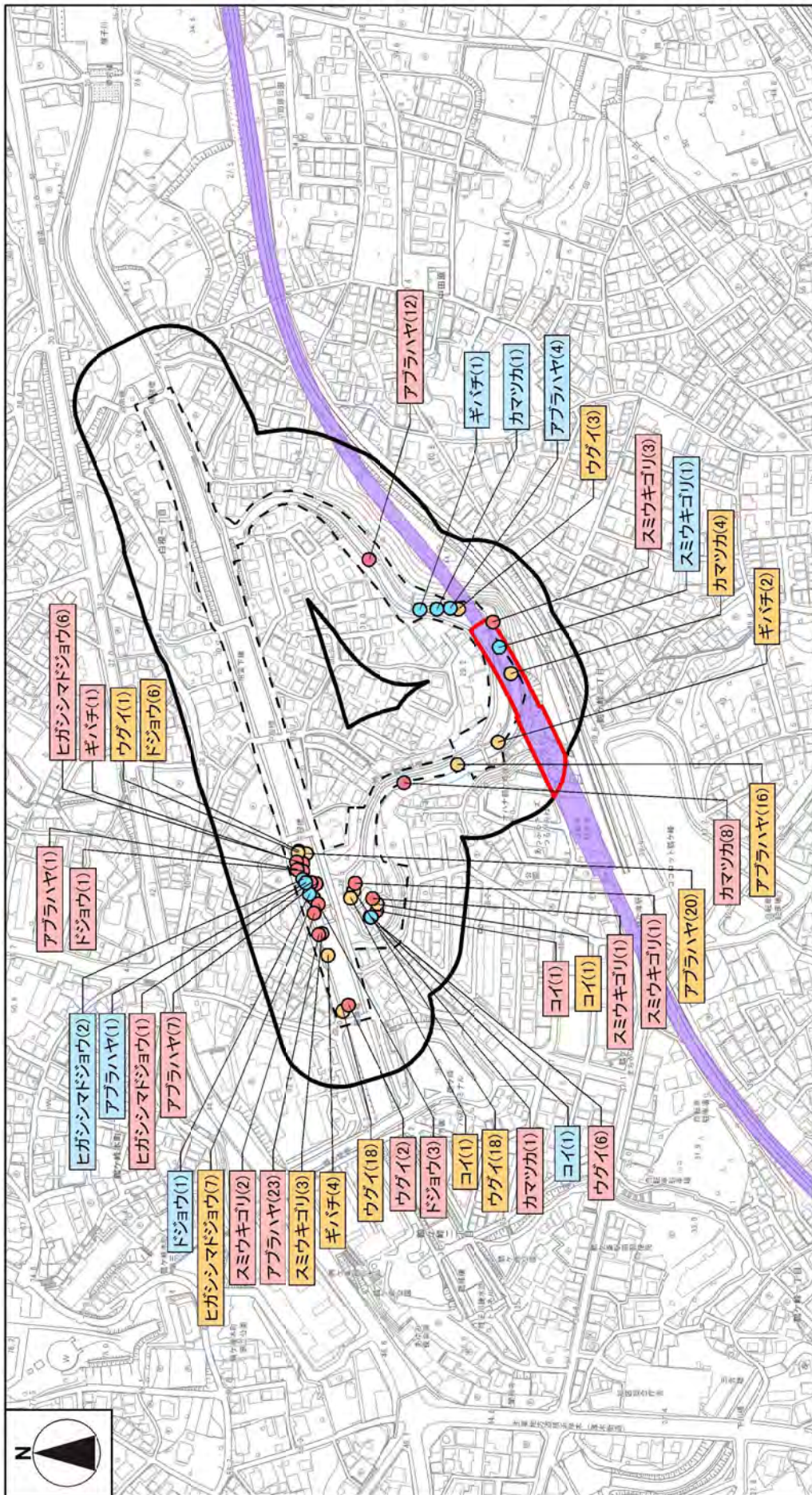


凡例

- 調査地域
- 稚子川親水緑道・稚子川
- 変更範囲
- 対象事業実施区域
- 昆虫重要種確認地点(春季)
- 昆虫重要種確認地点(夏季)
- 昆虫重要種確認地点(秋季)

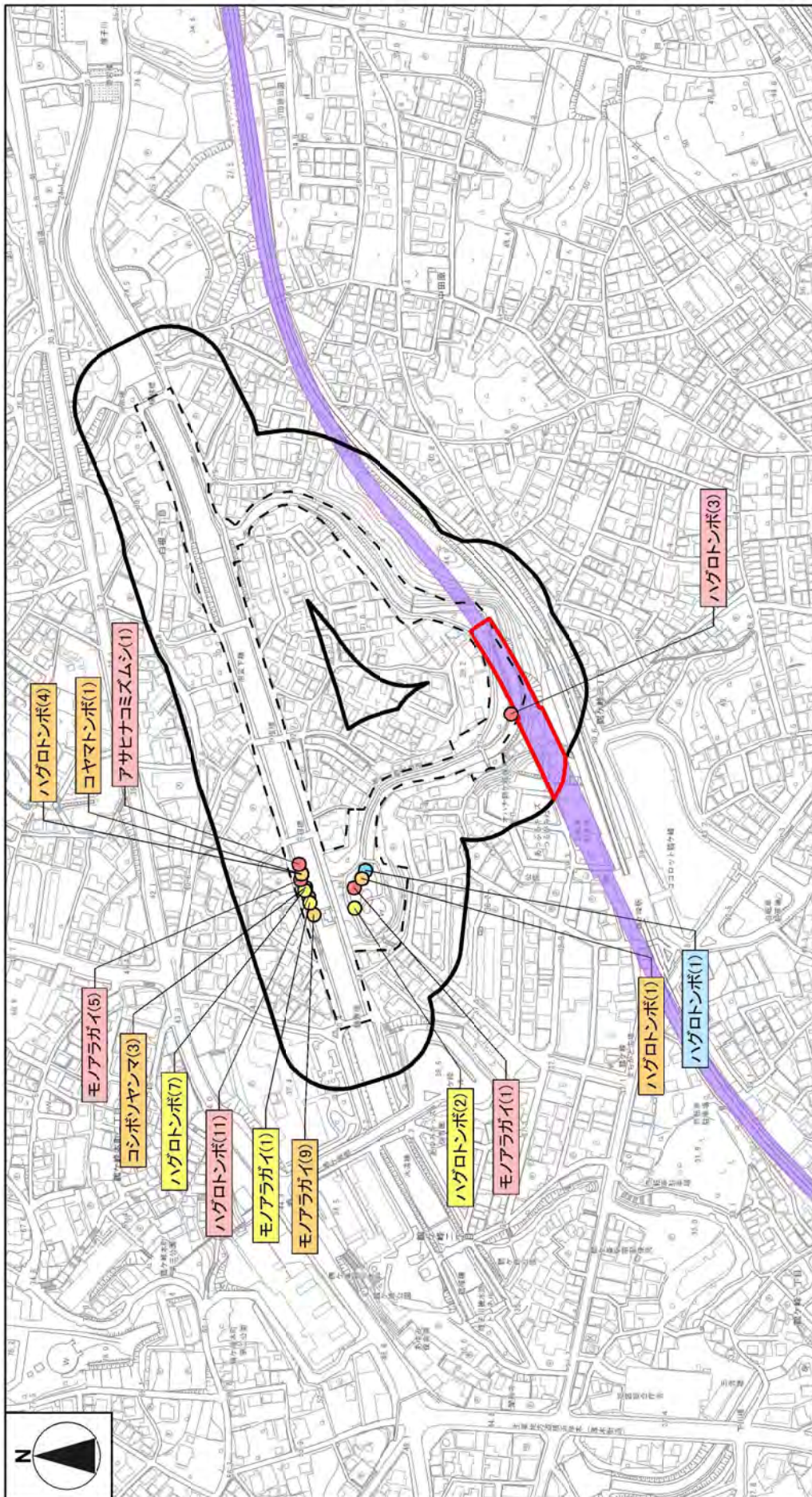
1:5,000
0 50 100 200 m

図 6.2-6 注目すべき種確認地点 (昆虫類)



※ ミナミメダカの確認地点については、種の保護に配慮して図面の掲載を控えました。

図 6.2-7 注目すべき種確認地点 (魚類)



凡例

- 調査地域
- 帷子川親水緑道・帷子川
- 対象事業実施区域
- 底生動物重要種確認地点(早春季)
- 底生動物重要種確認地点(夏季)
- 底生動物重要種確認地点(秋季)
- 底生動物重要種確認地点(冬季)



図 6.2-8 注目すべき種確認地点 (底生動物)

c 外来生物の状況

現地調査において確認された動物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月 法律第78号）において特定外来生物に指定されている種及び「生態系被害防止外来種リスト」（環境省・農林水産省、平成27年3月）において総合対策外来種に指定されている種は、表6.2-30に示すとおりです。

表 6.2-30 現地調査で確認された外来生物

No.	分類	目	科	種	選定基準	
					i	ii
1	哺乳類	ネズミ（齧歯）	ネズミ	クマネズミ		緊急
2		ネコ（食肉）	アライグマ	アライグマ	特定	緊急
3			ジャコウネコ	ハクビシン		重点
4	鳥類	スズメ	チメドリ	ガビチョウ	特定	重点
5	爬虫類	カメ	ヌマガメ	ミシシippアカミミガメ		緊急
6	昆虫類	チョウ	タテハチョウ	アカボシゴマダラ	特定	重点
7	魚類	コイ	コイ	ソウギョ		その他
8		スズキ	サンフィッシュ	ブルーギル	特定	緊急
9	底生動物	新生腹足	ミズツボ	コモチカワツボ		その他
10		汎有肺	モノアラガイ	ハブタエモノアラガイ		その他
11		マルスダレガイ	シジミ	タイワンシジミ		その他
12		ヨコエビ	マミズヨコエビ	フロリダマミズヨコエビ		その他
13		エビ	アメリカザリガニ	アメリカザリガニ		緊急
合計 12目13科13種					4種	13種

資料：i 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月 法律第78号）

特定：「特定外来生物」

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのある種

ii 「生態系被害防止外来種リスト」（環境省・農林水産省、平成27年3月）

緊急：「緊急対策外来種」

対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種

重点：「重点対策外来種」

甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種

その他：「その他の総合対策外来種」

イ. 地形、地質の状況

対象事業実施区域周辺の地形、地質の状況は「3.2.2 地形、地質、地盤の状況（P.3-3～3-9参照）」に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の地形は、帷子川沿いの谷底平野とその周辺に広がる段丘面群となっており、鶴ヶ峰駅周辺及びその東側の対象事業実施区域は武蔵野段丘面群に、西側の対象事業実施区域は立川段丘面群に位置しています。

また、対象事業実施区域周辺の地質は、帷子川沿いに分布している低湿地性堆積物と、台地部に分布している武蔵野ローム層・武蔵野礫層、立川ローム層・立川礫層、下末吉ローム層・下末吉層、上星川層で形成されています。地層の構成は、第三紀鮮新世の上総層群を基盤とし、第四紀更新世の武蔵野礫層や相模層群の粘土・砂・礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層のローム・凝灰質粘土等から構成されています。

ウ. 土壌の状況

対象事業実施区域周辺の土壌の状況は「3.2.2 地形、地質、地盤の状況（P.3-3～3-9 参照）」に示すとおりです。対象事業実施区域周辺の土壌は、火山噴出物由来の厚層多腐植質黒ボク土、元水田、その他の人工改変低地土、その他の人工改変台地土となっています。

エ. 水質等の状況

対象事業実施区域周辺の水質等の状況は「6.9 水質」に示すとおりです。

なお、帷子川親水緑道内の池及び親水水路の主要な水の供給源は、浄水場に供給されている水の余剰分となっています。親水水路で測定した水質及び流量は表 6.2-31 に示すとおりです。流量については、低水時が 0.057m³/s、豊水時が 0.058m³/s と、季節による変動はほとんどありません。

表 6.2-31 親水水路の水質、流量等

時期	浮遊物質 量 (mg/L)	水素イオン濃度	流量 (m ³ /s)
平成 30 年 1 月 27 日 (低水時)	3	7.9	0.057
平成 30 年 9 月 25 日 (豊水時)	4	7.3	0.058

また、調査地域内の各水域の河床、池床の状況は、以下のとおりです。

【帷子川親水緑道（親水水路）】

主に砂と砂利の堆積した河床となっています。所々に 10cm 以下の礫が散在し、緩流部では泥と落ち葉の堆積もみられます。なお、早瀬では礫の間にすき間ができる浮き石状態となっています。

【帷子川親水緑道（池）】

池の底面はコンクリートによって床固めが行われており、所々に礫石（15～20cm 程度の大きさ）が散在していますが、その密度は低い状況です。

池の中央部には砂や泥等の堆積はほとんどありませんが、淵際及び斜面部では礫石が固定されずに敷き詰められており、藻や泥が薄く付着しています。また、池は 2 段に分かれており、落水箇所付近では、泥と落ち葉の堆積がみられます。

【帷子川】

河床は岩盤が中心であり、所々に 1m を超える巨礫やコンクリートブロックが存在しています。岸際の緩流部では砂泥や砂利、礫の堆積もみられ、早瀬では礫の間にすき間ができる浮き石状態となっています。

オ. 水循環の状況

対象事業実施区域周辺の水循環の状況は「6.5 水循環（地下水位）」及び「6.6 水循環（河川の形態・流量）」に示すとおりです。

カ. 土地利用の状況

対象事業実施区域周辺の土地利用の状況は「3.2.6 土地利用状況（P.3-27～3-30 参照）」に示すとおりです。起点側となる西谷駅付近から鶴ヶ峰駅までの区間については、住宅系用地、農地、公園としての利用が多い状況です。また、鶴ヶ峰駅から終点側となる二俣川駅付近までの区間については、起点側と同様に住宅系用地、農地としての利用が多い状況ですが、鶴ヶ峰駅及び二俣川駅周辺では商業用地が目立つ状況となっています。なお、範囲は限られていますが、一部区域は業務用地及び工業用地としても利用されています。

キ. 関係法令、計画等

(7) 「文化財保護法」（昭和25年5月 法律第214号）

この法律では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

このうち「記念物」とは、以下の文化財の総称を示しています。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

(イ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

(平成 4 年 6 月 法律第 75 号)

この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全すること等が目的とされており、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じています。

(ウ) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

(平成 16 年 6 月 法律第 78 号)

この法律は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とするものです。

特定外来生物とは、海外から導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であり、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物として政令で指定された種です。

(イ) 「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月 環境省）

レッドリストとは絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成しています。

環境省では、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、レッドリストとしてまとめています。動物については、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（クモ形類、甲殻類等）の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成しています。

環境省のレッドリストでは、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて、以下のとおりカテゴリー分けをして評価しています。

<絶滅のおそれのある種のカテゴリー（ランク）>

・絶滅（EX）

我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

・野生絶滅（EW）

飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種

・絶滅危惧 I 類（CR+EN）

絶滅の危機に瀕している種

・絶滅危惧 I A 類（CR）

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧 I B 類（EN）

I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧 II 類（VU）

絶滅の危険が増大している種

・準絶滅危惧（NT）

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・情報不足（DD）

評価するだけの情報が不足している種

・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

(オ) 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」

(平成 18 年 7 月 神奈川県立生命の星・地球博物館)

本報告書は、神奈川県において絶滅した種や絶滅の危機に瀕している種のリストや、その集計結果を確認することができる報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは下記に示すとおりです。

＜神奈川県レッドデータのランク＞

・ 絶滅 (EX)

すでに絶滅したと考えられる種

・ 野生絶滅 (EW)

飼育・栽培下でのみ存続している種

・ 絶滅危惧 I 類 (CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

・ 絶滅危惧 I A 類 (CR)

ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

・ 絶滅危惧 I B 類 (EN)

I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

・ 絶滅危惧 II 類 (VU)

絶滅の危険が増大している種

・ 準絶滅危惧 (NT)

現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・ 減少種

かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種

・ 希少種

生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種

・ 要注意種

前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種

・ 注目種

生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種

・ 情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

・ 不明種

過去に不確実な記録だけが残されている種

・ 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群

2) 環境保全目標の設定

動物に係る環境保全目標は、表 6.2-32 に示すとおり設定しました。

表 6.2-32 環境保全目標（動物）

区分	環境保全目標
【工事中】 切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	動物相及びその生息環境への影響を最小限に留め、動物相の多様性を維持すること。
【供用時】 鉄道施設（地下式） ※の存在	動物相及びその生息環境への影響を最小限に留め、動物相の多様性を維持すること。

※ 工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

3) 予測、環境の保全のための措置、評価

(1) 工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在※に伴う動物相の変化の内容及びその程度

※ここでは、工事後に復旧する地下構造物直上の帷子川親水緑道への影響を対象にしています。

ア. 予測

(7) 予測項目

予測項目は、工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う動物相の変化の内容及びその程度としました。

(4) 予測方法等

a 予測地域、予測地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

b 予測時期

予測時期は、工事期間中及び鉄道施設が完成した時点としました。

c 予測方法

工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う動物相の変化の内容及びその程度について、現地調査で把握した動物相及びその生息環境の状況と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、定性的に予測しました。

(7) 予測結果

工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変するため、親水緑道及びその周辺に生息する種の生息環境が一時的に減少しますが、その範囲は限定的であり、改変範囲外は生息環境として利用できる状態が維持されます。また、改変範囲内に親水水路が含まれますが、親水緑道内の水生生物の生息環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。なお、工事排水は親水水路には排出しません。よって、親水緑道内における生息環境への影響は小さく、種・個体数の著しい減少は生じないものと考えます。

また、帷子川においても、親水緑道内で確認された種の多くが確認されています。帷子川については、事業に伴う改変は行わず、工事排水を排出する必要がある場合においても、適切に処理した上で排出する計画としており、生息環境への影響はほとんどないものと考えます。

供用時においては、施設の供用にあたり新たな改変等は生じません。また、改変箇所は現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに、生息環境として利用できる状態を回復できると考えます。

【鳥類】

対象事業実施区域周辺で確認された鳥類の注目すべき種の予測結果は表 6.2-33(1)～(12)に示すとおりです。

表 6.2-33(1) 予測結果 (ヒアマツバメ)

種名	ヒアマツバメ	
一般生態	留鳥として平地で局地的に観察されます。巣はコシアカツバメやイワツバメの古巣を利用する傾向があります。	
確認状況	春の渡り～繁殖期(4月)に帷子川及びその周辺の上空で1例、2個体の飛翔を確認しました。	
予測結果	工事中	本種の採餌環境である帷子川及びその周辺の上空は、工事中も利用できる状態が維持されます。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で新たな改変は生じません。また、本種の採餌環境である帷子川及びその周辺の上空は、供用時も利用できる状態が維持されます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.2-33(2) 予測結果 (イソシギ)

種名	イソシギ	
一般生態	山間部を除く全域の海岸及び大小河川に留鳥として生息し、河川や湖沼の草地に営巣します。	
確認状況	帷子川で春の渡り～繁殖期（4月）に3例、3個体、秋の渡り（9月）に2例、2個体、越冬期に1例、1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は改変範囲外となる帷子川です。また、改変を行う親水緑道内の水辺及びその周辺については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等はいりません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(3) 予測結果 (ツミ)

種名	ツミ	
一般生態	夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣します。	
確認状況	親水緑道で繁殖期（5月）に1例、1個体、越冬期に2例、2個体を確認しました。越冬期には、樹林内でとまる個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>調査地域周辺での確認頻度は限られ、餌運び等の繁殖兆候も見られませんでした。また、林内も踏査しましたが、営巣場所は確認されなかったことから、営巣場所としてではなく、採餌環境として利用するために親水緑道へ飛来していると考えられます。</p> <p>また、本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道内の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(4) 予測結果 (ハヤブサ)

種名	ハヤブサ	
一般生態	おもに冬鳥として渡来し、江ノ島・城ヶ島・真鶴半島などの断崖のある海岸には毎年決まって渡来します。しかし、繁殖例はまれです。	
確認状況	越冬期に親水緑道上空で1例、1個体を確認しました。上空を通過し、移動途中の個体であったと考えられます。	
予測結果	工事中	<p>調査地域の上空を通過する個体が確認されましたが、ディスプレイ行動、ハンティング、餌運びといった繁殖に係る行動は確認されませんでした。</p> <p>本種の採餌環境になりうる帷子川及び親水緑道の上空は、工事中も利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、本種の採餌環境になりうる帷子川及び親水緑道の上空は、供用時も利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(5) 予測結果 (ツバメ)

種名	ツバメ	
一般生態	県内全域の集落、都市に夏鳥として渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣をつくります。	
確認状況	帷子川上空及び親水緑道上空で、春の渡り～繁殖期(4月)に5例、14個体、繁殖期(5月)に3例、4個体、繁殖期(6月)に9例、22個体を確認しました。なお、帷子川上空で採餌している姿が多く見られました。	
予測結果	工事中	<p>本種の主な採餌環境である帷子川及び親水緑道の上空は、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、本種の採餌環境である帷子川及び親水緑道の上空は、供用時も利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(6) 予測結果（オオムシクイ）

種名	オオムシクイ	
一般生態	高山の針葉樹林で繁殖し、渡り途中では平地や山地の広葉樹林にも入ります。木々の間を飛び交いながら昆虫類やクモ類などを捕ります。	
確認状況	繁殖期（5月）に親水緑道で1例、2個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道内の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(7) 予測結果（アカハラ）

種名	アカハラ	
一般生態	繁殖期は県西部の山地の落葉広葉樹林で少数がみられます。非繁殖期は平野部の広い範囲で観察され、林内や林縁の地上部で落ち葉をはねのけながら、ミミズなどを採って食べます。	
確認状況	春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川上空で飛翔する1例、1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点である帷子川の上空は、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>また、本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(8) 予測結果（キビタキ）

種名	キビタキ	
一般生態	夏鳥として、おもに県西部の丘陵地や山地で見られます。近年平地での繁殖が記録されたこともあります。春や秋の渡りの季節には、平地の林や市街地の公園などでも観察されます。	
確認状況	春の渡り～繁殖期（4月）に親水緑道に隣接する特別緑地保全地区において、さえずる1例、1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道内の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(9) 予測結果（キセキレイ）

種名	キセキレイ	
一般生態	留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息しています。水辺を歩き、水生昆虫等を捕食したり、水辺の石や流木に止まり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチをしたりします。	
確認状況	春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川で1例、1個体、秋の渡り（9月）に親水緑道で1例、1個体、帷子川で1例、1個体、越冬期に帷子川で3例、4個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道内の樹林や水辺については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>なお、本種は帷子川周辺においても確認されていることから、親水緑道に加え、帷子川周辺も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(10) 予測結果（ビンズイ）

種名	ビンズイ	
一般生態	<p>県西部の亜高山帯で繁殖が確認されています。草がまばらに生えた石だらけの斜面で繁殖しますが、切り通しの山道の崖や山道の脇の岩のすきまに巣をつくるものもいます。非繁殖期には、平地の広い範囲で観察され、市街地の公園や海岸沿いのマツ林等で採餌していることもあります。</p>	
確認状況	<p>春の渡り～繁殖期（4月）に親水緑道上空で1例、1個体、帷子川上空で1例、1個体を確認しました。</p>	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点である帷子川及び親水緑道の上空は、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>また、本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(11) 予測結果（カワラヒワ）

種名	カワラヒワ	
一般生態	<p>留鳥としてはほぼ全域で見られます。繁殖記録は平野部に多く山間部にはほとんどみられません。市街、村落、道路付近などの林や独立樹などに営巣します。巣は3～7mの高さの枝上にあります。秋冬には、河原や農耕地に群をつくります。</p>	
確認状況	<p>春の渡り～繁殖期（4月）に帷子川で1例、1個体、繁殖期（5月）に帷子川で1例、1個体、繁殖期（6月）に親水緑道で2例、2個体、帷子川で2例、2個体、越冬期に親水緑道で1例、1個体を確認しました。</p>	
予測結果	工事中	<p>本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>なお、本種は帷子川周辺においても確認されていることから、親水緑道に加え、帷子川周辺も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-33(12) 予測結果（アオジ）

種名	アオジ	
一般生態	繁殖期にはごく少数が山地で見られ、非繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭などでもみられます。地上でエサを求め、さえずる時は梢にとまります。	
確認状況	越冬期に親水緑道で2例、2個体、帷子川で3例、4個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の生息環境や採餌環境となりうる親水緑道の樹林については、改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>なお、本種は帷子川周辺においても確認されていることから、親水緑道に加え、帷子川周辺も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

【爬虫類】

対象事業実施区域周辺で確認された爬虫類の注目すべき種の予測結果は表 6.2-34(1)～(3)に示すとおりです。

表 6.2-34(1) 予測結果（ヒガシニホントカゲ）

種名	ヒガシニホントカゲ	
一般生態	日当たりの良い石の下や石垣の隙間、土手の斜面の穴などに生息し、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。	
確認状況	早春季に親水緑道内のブロック塀で成体1個体、帷子川に並行する道路沿いの石垣やブロック塀で成体2個体、幼体1個体を確認しました。また、夏季に帷子川に並行する道路沿いで2個体、秋季に親水緑道内で1個体、帷子川に並行する道路沿いで1個体の計2個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種は、親水緑道内で確認されていますが、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>なお、本種は帷子川周辺においても確認されていることから、親水緑道に加え、帷子川周辺も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-34(2) 予測結果（アオダイショウ）

種名	アオダイショウ	
一般生態	山地の森林から平野部の人家まで様々な環境に生息します。成蛇は人家や倉庫などにもすみ着き、ネズミをよく捕食します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の池周辺で成体1個体、秋季に脱皮殻を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点である親水緑道内の池及びその周辺では、改変は行いません。また、確認地点以外の本種の生息環境については、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-34(3) 予測結果（ヒバカリ）

種名	ヒバカリ	
一般生態	湿地や水田、水路脇など湿った環境を好んで生息し、カエルやミミズ、水中に入ってオタマジャクシや小魚などを捕食します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の樹林で成体1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種は、親水緑道内の回遊路・親水水路に沿う樹林で確認されていますが、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

【両生類】

対象事業実施区域周辺で確認された両生類の注目すべき種の予測結果は表 6.2-35(1)に示すとおりです。

表 6.2-35(1) 予測結果（アズマヒキガエル）

種名	アズマヒキガエル	
一般生態	平地から山地までの林床に広範囲に生息しているほか、社寺や人家の庭にも生息しています。早春の産卵期には、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。	
確認状況	早春季および春季に親水緑道内の親水水路で幼生を多数確認しました。夏季に帷子川河川内の護岸ブロック上で成体1個体を確認しました。秋季には、親水緑道内で成体2個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種は、親水緑道内の回遊路・親水水路に沿う緑地で確認されていますが、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。また、本種の産卵環境となる親水水路を工事中に一部改変しますが、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 なお、本種は帷子川周辺においても確認されていることから、親水緑道に加え、帷子川周辺も本種の生息環境であると考えられます。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

【昆虫類】

対象事業実施区域周辺で確認された昆虫類の注目すべき種の予測結果は表 6.2-36(1)～(6)に示すとおりです。

表 6.2-36(1) 予測結果 (ハグロトンボ)

種名	ハグロトンボ	
一般生態	主に河川中下流域の草本類が生育する水辺に生息します。成虫は5月下旬から11月下旬にかけて出現します。	
確認状況	親水緑道内の池周辺で、夏季に15個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種の確認地点である親水緑道内の池及びその周辺では、改変は行いません。また、確認地点以外の本種の生息環境については、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.2-36(2) 予測結果 (ケラ)

種名	ケラ	
一般生態	湿った草地や田畑などの土中にすむ種で、水田付近に多く生息します。灯火に飛来します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の親水水路沿いで1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種は、親水緑道内の回遊路・親水水路に沿う緑地で確認されていますが、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.2-36(3) 予測結果 (ショウリョウバッタモドキ)

種名	ショウリョウバッタモドキ	
一般生態	チガヤなどイネ科植物の草地に群生します。	
確認状況	帷子川北側の隣接緑地で、夏季に1個体、秋季に5個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は、改変範囲外となる帷子川沿いです。また、確認地点以外の本種の生息環境については、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等はありません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-36(4) 予測結果 (オオアメンボ)

種名	オオアメンボ	
一般生態	ため池などの止水域や小川などの緩流に生息し、日陰となる水面を好みます。	
確認状況	春季に親水緑道内の親水水路で4個体、夏季に親水緑道内の池で3個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種は、親水緑道内の池及び親水水路で確認されています。この内、親水水路については、工事中に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-36(5) 予測結果（ヤブガラシゲンバイ）

種名	ヤブガラシゲンバイ	
一般生態	ヤブガラシに寄生し、秋に新成虫が出現します。	
確認状況	親水緑道内で春季に2個体、夏季に36個体、秋季に8個体、帷子川北側の隣接緑地で秋季に2個体を、いずれもヤブガラシ上で確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種は、親水緑道内の回遊路・親水水路に沿う緑地で生育するヤブガラシ上で確認されていますが、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>なお、本種は帷子川周辺においても確認されていることから、親水緑道に加え、帷子川周辺も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-36(6) 予測結果（タオマメゴモクムシ）

種名	タオマメゴモクムシ	
一般生態	谷戸の湿地や休耕田などの、ミズゴケの下などに生息します。湿潤な環境を好む種です。	
確認状況	夏季に親水緑道内の池周辺部の湿った斜面のコケ下で3個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点である親水緑道内の池及びその周辺では、改変は行いません。また、確認地点以外の本種の生息環境については、親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生息環境として利用できる状態が維持されます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

【魚類】

対象事業実施区域周辺で確認された魚類の注目すべき種の予測結果は表 6.2-37(1)～(9)に示すとおりです。

表 6.2-37(1) 予測結果 (コイ)

種名	コイ (型不明)	
一般生態	大河川の中・下流域から汽水域、湖、池沼に生息し、流れの緩やかな淵や落ち込みを好みます。雑食性で、底生動物や付着藻類、水草などを捕食します。	
確認状況	親水緑道内の池で各季1～2個体を確認しました。コイ(飼育品種)とともに確認されており、確認個体は飼育型の可能性が高いと考えられます。	
予測結果	工事中	本種が確認された親水緑道内の池については、改変は行いません。なお、池の下流域となる親水水路を一部改変しますが、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.2-37(2) 予測結果 (アブラハヤ)

種名	アブラハヤ	
一般生態	河川の上流域から中流域にかけて生息しています。雑食性で底生動物、付着藻類、落下昆虫などを捕食します。淵や平瀬の砂泥底・砂礫底に集団で産卵します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の親水水路で12個体、帷子川で31個体、秋季に親水水路で16個体、帷子川で20個体、冬季に親水水路で4個体、帷子川で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種が確認された親水緑道内の親水水路については、工事中に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 なお、本種は帷子川でも確認されていることから、親水水路に加え、帷子川も本種の生息環境であると考えられます。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.2-37(3) 予測結果（ウグイ）

種名	ウグイ	
一般生態	淡水型と降海型があり、前者は河川上流域から河口域、湖沼などに、後者は汽水域から内湾、外海の沿岸部まで見られます。雑食性で付着藻類、水生昆虫、落下昆虫などを捕食します。産卵期は春から夏で、河川の瀬に集団で産卵します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の池で6個体、帷子川で2個体、秋季に親水緑道内の親水水路で3個体、池で18個体、帷子川で19個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種は、親水緑道内の池及び親水水路で確認されています。この内、親水水路については、工事中に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>なお、本種は帷子川でも確認されていることから、親水水路に加え、帷子川も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-37(4) 予測結果（カマツカ）

種名	カマツカ	
一般生態	川の中下流域や湖の沿岸とこれに連絡する灌漑用水路に生息しています。主に底生動物をとる雑食性です。浅くて流れのゆるやかな砂礫底に産卵します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の親水水路で8個体、親水緑道内の池で1個体、秋季に親水水路で4個体、冬季に親水水路で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種は、親水緑道内の池及び親水水路で確認されています。この内、親水水路については、工事中に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-37(5) 予測結果（ドジョウ）

種名	ドジョウ	
一般生態	水田や湿地と、周辺の細流に生息しています。雑食性で、水田周辺では、代掻きと同時に周囲の用水路から水田に遡上します。	
確認状況	夏季に帷子川で4個体、秋季に帷子川で6個体、冬季に帷子川で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は、改変範囲外となる帷子川です。また、改変を行う親水緑道内の親水水路については、改変範囲を必要最小限とする計画としています。さらに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等はいりません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-37(6) 予測結果（ヒガシシマドジョウ）

種名	ヒガシシマドジョウ	
一般生態	中流域から下流域上部にかけての、砂底ないし砂礫底域に生息しています。底生動物やデトリタス（微生物の死骸など）を砂と一緒に取り込み、餌だけ食します。	
確認状況	夏季に帷子川で7個体、秋季に帷子川で7個体、冬季に帷子川で2個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は、改変範囲外となる帷子川です。また、改変を行う親水緑道内の親水水路については、改変範囲を必要最小限とする計画としています。さらに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等はいりません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-37(7) 予測結果（ギバチ）

種名	ギバチ	
一般生態	河川の上流域下端から中流域にかけて生息しています。肉食性で、水生昆虫、甲殻類、小型の魚類などを捕食します。石の周辺などに雄がなわばりを形成し、雌を呼び込み産卵します。	
確認状況	<p>夏季に帷子川で1個体、秋季に親水緑道内の親水水路で2個体、帷子川で4個体、冬季に親水水路で1個体を確認しました。</p> <p>なお、近年帷子川の調査地域周辺で確認されるようになったギバチは、放流由来である可能性が高いと考えられています*。</p> <p>※ 「横浜の川と海の生物（第14報・河川編）」 （横浜市環境科学研究所、平成28年3月）</p>	
予測結果	工事中	<p>本種が確認された親水緑道内の親水水路については、工事に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>なお、本種は帷子川でも確認されていることから、親水水路に加え、帷子川も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-37(8) 予測結果（ミナミメダカ）

種名	ミナミメダカ	
一般生態	平野部の河川や湖沼、水田地帯の用水路などに生息しています。雑食性でプランクトン類や水生昆虫などを捕食します。水草などに産卵します。	
確認状況	<p>夏季と秋季にそれぞれ2個体を確認しました。</p> <p>なお、本種については、放流由来の個体と交錯して在来個体群の存在の有無が不明確になっているとされています*。</p> <p>※ 「横浜の川と海の生物（第14報・河川編）」 （横浜市環境科学研究所、平成28年3月）</p>	
予測結果	工事中	<p>改変を行う親水緑道内の親水水路については、改変範囲を必要最小限とする計画としています。さらに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等はありません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-37(9) 予測結果（スミウキゴリ）

種名	スミウキゴリ	
一般生態	主に河川下流から汽水域に生息しています。動物食性でエビや水生昆虫、小魚などを捕食します。卵は石の下などに産み付けられます。ふ化仔魚は海へ降り、ある程度成長した稚魚期になると河川を溯上します。	
確認状況	夏季に親水緑道内の親水水路で3個体、親水緑道内の池で2個体、帷子川で2個体、秋季に帷子川で3個体、冬季に親水水路で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種は、親水緑道内の池及び親水水路で確認されています。この内、親水水路については、工事中に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

【底生動物】

対象事業実施区域周辺で確認された底生動物の注目すべき種の予測結果は表 6.2-38(1)～(5)に示すとおりです。

表 6.2-38(1) 予測結果（モノアラガイ）

種名	モノアラガイ	
一般生態	小川、川の淀み、池沼、水田などの水草や礫に付着しているほか、泥底にも生息しています。植食性で、水温が高くなる6月頃から産卵を繰り返します。	
確認状況	早春季に帷子川で1個体、夏季に親水緑道内の池で1個体、帷子川で5個体、秋季に帷子川で9個体を確認しました。	
予測結果	工事中	本種が確認された帷子川及び親水緑道内の池については、改変は行いません。なお、池の下流域となる親水水路を一部改変しますが、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.2-38(2) 予測結果 (ハグロトンボ)

種名	ハグロトンボ	
一般生態	平地や丘陵地の水生植物が繁茂する緩やかな流れの水環境に生息します。幼虫・成虫ともに肉食で、他の昆虫類や小型動物を捕食します。	
確認状況	早春季に親水緑道内の池で2個体、帷子川で7個体、夏季に親水緑道内の親水水路で3個体、帷子川で11個体、秋季に池で1個体、帷子川で4個体、冬季に池で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種は、親水緑道内の池及び親水水路で確認されています。この内、親水水路については、工事中に一部を改変するものの、その範囲は必要最小限とする計画です。また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>なお、本種は帷子川でも確認されていることから、親水水路に加え、帷子川も本種の生息環境であると考えられます。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-38(3) 予測結果 (コシボソヤンマ)

種名	コシボソヤンマ	
一般生態	河川の上流から中流域の樹林環境を伴った平野部の流水に多く生息しています。産卵は流水の岸边付近の流木、土中に行われます。	
確認状況	秋季に帷子川で3個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は、改変範囲外となる帷子川です。また、改変を行う親水緑道内の親水水路については、改変範囲を必要最小限とする計画としています。さらに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-38(4) 予測結果 (コヤマトンボ)

種名	コヤマトンボ	
一般生態	河川の上流から中流域に生息しています。産卵は、水面をたたき打つように行われます。	
確認状況	秋季に帷子川で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は、改変範囲外となる帷子川です。また、改変を行う親水緑道内の親水水路については、改変範囲を必要最小限とする計画としています。さらに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

表 6.2-38(5) 予測結果 (アサヒナコミズムシ)

種名	アサヒナコミズムシ	
一般生態	一般的に、水温が低い高層湿原、池沼に生息しています。	
確認状況	夏季に帷子川で1個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は、改変範囲外となる帷子川です。また、改変を行う親水緑道内の親水水路については、改変範囲を必要最小限とする計画としています。さらに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>以上より、工事中における本種の生息環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生息環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生息環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

イ. 環境の保全のための措置

工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う動物相への影響を低減するため、表 6.2-39 に示す環境の保全のための措置を実施します。

**表 6.2-39 環境の保全のための措置
（工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う動物）**

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去 【供用時】 鉄道施設（地下式）の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う改変範囲を可能な限り小さくするよう、施工計画を検討します。 ・ 可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を使用します。 ・ 親水緑道内の工事区域境界には、仮囲いを設置します。 ・ 工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 ・ 工事排水は原則、公共下水道に排出するよう努めますが、公共用水域（河川）にも排出する必要がある場合には、沈殿槽や pH を調整する処理施設を設け、適切に処理した上で排出します。なお、親水水路には工事排水を排出しない計画とします。 ・ 土砂巻き上げによる濁水の発生・拡散を防止するため、親水水路の改変範囲は止水板で締切ります。 ・ 締切を実施する親水水路部については、河床の巻き上がりを抑制すると共に、下流側の改変範囲外への魚類の移動を促すため、締切内の水の排出を緩やかに実施します。なお、締切内に残存した魚類については、動物個体の移植を実施します。 ・ 改変部の復旧にあたっては、現況と同程度の機能を維持できる形で緑化を行います。

ウ. 評価

工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変するため、親水緑道及びその周辺に生息する種の生息環境が一時的に減少しますが、その範囲は限定的であり、改変範囲外は生息環境として利用できる状態が維持されます。また、改変範囲内に親水水路が含まれますが、親水緑道内の水生生物の生息環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。この代替流路については、流量や水質に配慮しつつ、用地等の制約条件も踏まえながら詳細を検討します。なお、工事排水は親水水路には排出しません。よって、親水緑道内における生息環境への影響は小さく、種・個体数の著しい減少は生じないものと考えます。また、帷子川においても、親水緑道内で確認された種の多くが確認されています。帷子川については、事業に伴う改変は行わず、工事排水を排出する必要がある場合においても適切に処理した上で排出する計画としており、生息環境への影響はほとんどないものと考えます。

供用時においては、施設の供用にあたり新たな改変等は生じません。また、改変箇所は現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに、生息環境として利用できる状態を回復できると考えます。よって、動物種の生息環境は概ね維持され、生息する動物相についても影響は小さいと予測します。

また、事業の実施にあたっては、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替

流路の形状を検討すると共に、可能な限りの低騒音型・低振動型建設機械の採用、親水緑道内の工事区域境界における仮囲いの設置、工事排水の適切な処理、止水板を用いた締切による濁水の発生・拡散防止、締切内からの緩やかな水の排出及び残存する魚類の個体移植、復旧時に現況と同程度の機能を維持できる形での緑化を講じることで、可能な限りの影響の低減に努めます。

以上のことから、環境保全目標（動物相及びその生息環境への影響を最小限に留め、動物相の多様性を維持すること。）を達成するものと評価します。

6.3 生物多様性（植物）

6.3 生物多様性（植物）

本事業では、工事による帷子川親水緑道の一部改変に伴い、植物に影響を及ぼすおそれがあります。また、同改変部は復旧する計画としていますが、供用時において、植物の生育環境が変化する可能性があります。よって、工事中及び供用時における植物への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施及び鉄道施設（地下式）※の存在に伴う植物相の変化の内容及びその程度】

※ 工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

区分	結果等の概要	参照頁																												
調査結果の概要	<p>・現地調査において対象事業実施区域周辺で確認された植物相及び付着藻類は、下表のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">分類</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">シダ植物</td> <td>13科 32種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">種子植物</td> <td colspan="2">裸子植物</td> <td>5科 5種</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被子植物</td> <td>双子葉植物</td> <td>51科 149種</td> </tr> <tr> <td>離弁花 合弁花</td> <td>17科 58種</td> </tr> <tr> <td colspan="2">単子葉植物</td> <td>10科 73種</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>96科 317種</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付着藻類</td> <td>5綱 12目 18科 94種</td> </tr> </tbody> </table> <p>・対象事業実施区域周辺において、7単位の植生区分を確認しました。</p>	分類			確認種数	シダ植物			13科 32種	種子植物	裸子植物		5科 5種	被子植物	双子葉植物	51科 149種	離弁花 合弁花	17科 58種	単子葉植物		10科 73種	合計			96科 317種	分類	確認種数	付着藻類	5綱 12目 18科 94種	P. 6. 3-16 ～ P. 6. 3-19
分類			確認種数																											
シダ植物			13科 32種																											
種子植物	裸子植物		5科 5種																											
	被子植物	双子葉植物	51科 149種																											
		離弁花 合弁花	17科 58種																											
	単子葉植物		10科 73種																											
合計			96科 317種																											
分類	確認種数																													
付着藻類	5綱 12目 18科 94種																													
環境保全目標	<p>・植物相及びその生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持すること。</p>	P. 6. 3-26																												
予測結果の概要	<p>【工事中】</p> <p>・工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変するため、親水緑道及びその周辺に生育する種及びその生育環境が一時的に減少しますが、その範囲は限定的であり、改変範囲外は生育環境が維持されます。また、改変範囲内に親水水路が含まれますが、親水緑道内の水生生物の生育環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。なお、工事排水は親水水路には排出しません。よって、親水緑道内における生育環境への影響は小さく、種・個体数の著しい減少は生じないものと考えます。</p> <p>・ただし、改変範囲内には注目すべき種が含まれ、これらの種については、工事の実施に伴い個体が消失し、生育環境の一部が保全されない可能性があります。そのため、該当する注目すべき種については、再度、工事の着手前に生育状況を確認し、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。</p> <p>【供用時】</p> <p>・施設の供用にあたり新たな改変等は生じません。なお、改変箇所は現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに、生育環境が回復できると考えます。また、改変範囲内に含まれる注目すべき種についても保全措置を施すため、影響は最低限に留めることができると考えます。</p>	P. 6. 3-27 ～ P. 6. 3-30																												
環境の保全のための措置	<p>・工事に伴う改変範囲を可能な限り小さくするよう、施工計画を検討します。</p> <p>・工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>・改変範囲内に含まれる注目すべき植物種については、工事の着手前に本種の生育状況を確認すると共に、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。</p>	P. 6. 3-31																												
評価	<p>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることで、環境保全目標（植物相及びその生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持すること。）を達成するものと評価します。</p>	P. 6. 3-31																												

1) 調査

(1) 調査項目

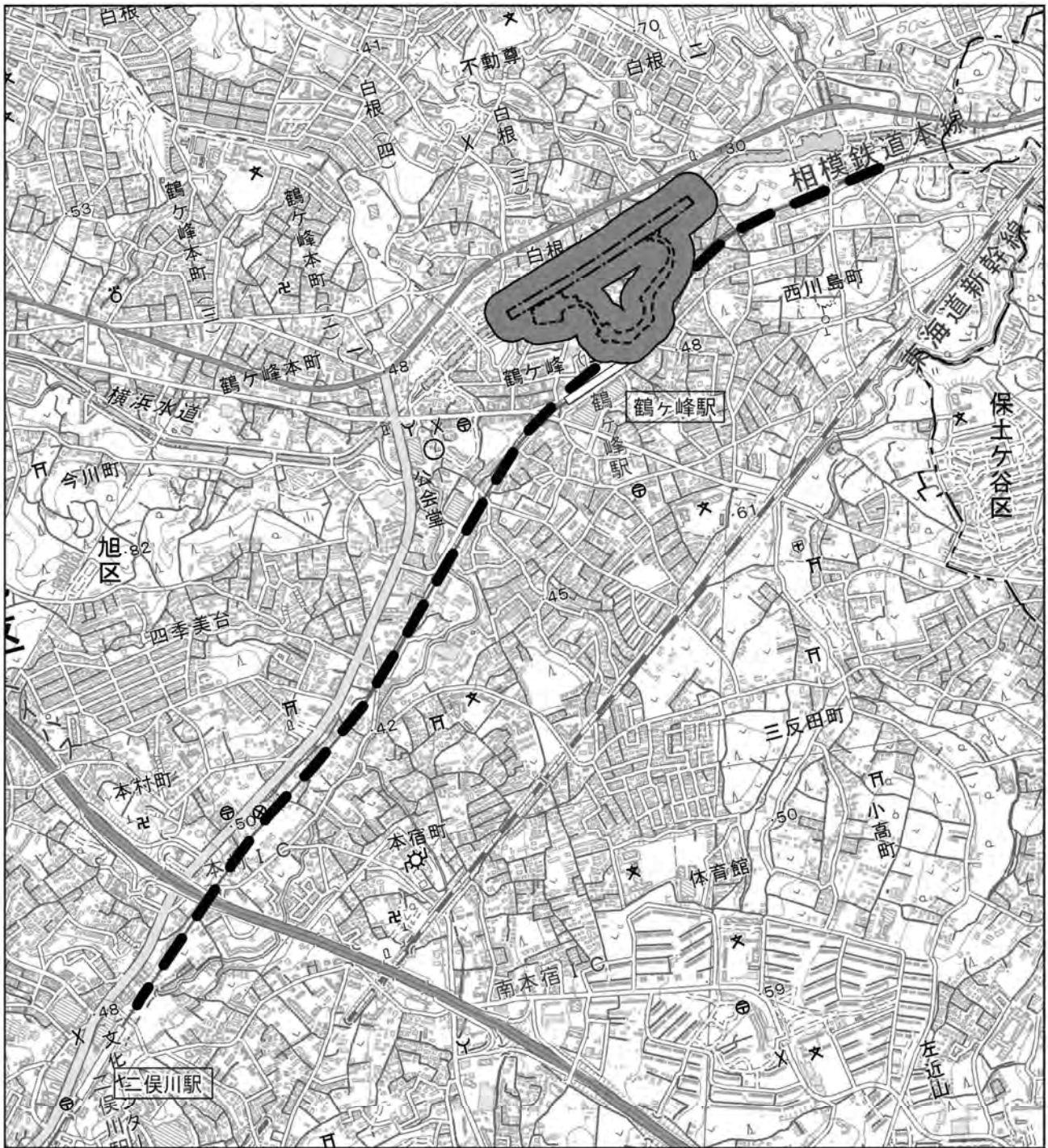
調査項目は、以下の内容としました。

- ア 植物の状況
 - ・植物相
 - ・植生
 - ・注目すべき植物種及び植物群落の状況
- イ 地形、地質の状況
- ウ 土壌の状況
- エ 水質等の状況
- オ 水循環の状況
- カ 土地利用の状況
- キ 関係法令、計画等

(2) 調査方法等

ア. 調査地域、調査地点

既存資料調査の調査地域は、対象事業実施区域周辺としました。また、植物の状況に係る現地調査地点は、図 6.3-1 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺において比較的多くの植物種の生育が考えられる帷子川親水緑道及びその周辺としました。



凡例

- : 対象事業実施区域
- - - : 区界
- : 調査地域 (動物・植物)
- : 帷子川親水緑道
- : 帷子川



1 : 15,000

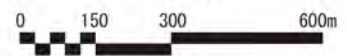


図 6.3-1 現地調査地点
(植物)

イ. 調査時期

現地調査の調査時期は、表 6.3-1 に示すとおりです。

表 6.3-1 調査時期

調査項目	調査時期	
植物相	早春季	平成 30 年 3 月 26 日
	春季	平成 30 年 5 月 9 日
	夏季	平成 30 年 8 月 10 日
	秋季	平成 30 年 10 月 26 日
植生	夏季	平成 30 年 8 月 10 日
	秋季	平成 30 年 10 月 26 日
付着藻類	夏季	平成 30 年 6 月 25～26 日
	冬季	平成 30 年 1 月 29～30 日

ウ. 調査方法

(7) 植物の状況

a 既存資料調査

既存資料調査は、表 6.3-2 に示す文献から、対象事業実施区域周辺において確認記録のある種を整理しました。

表 6.3-2 調査方法（既存資料調査）

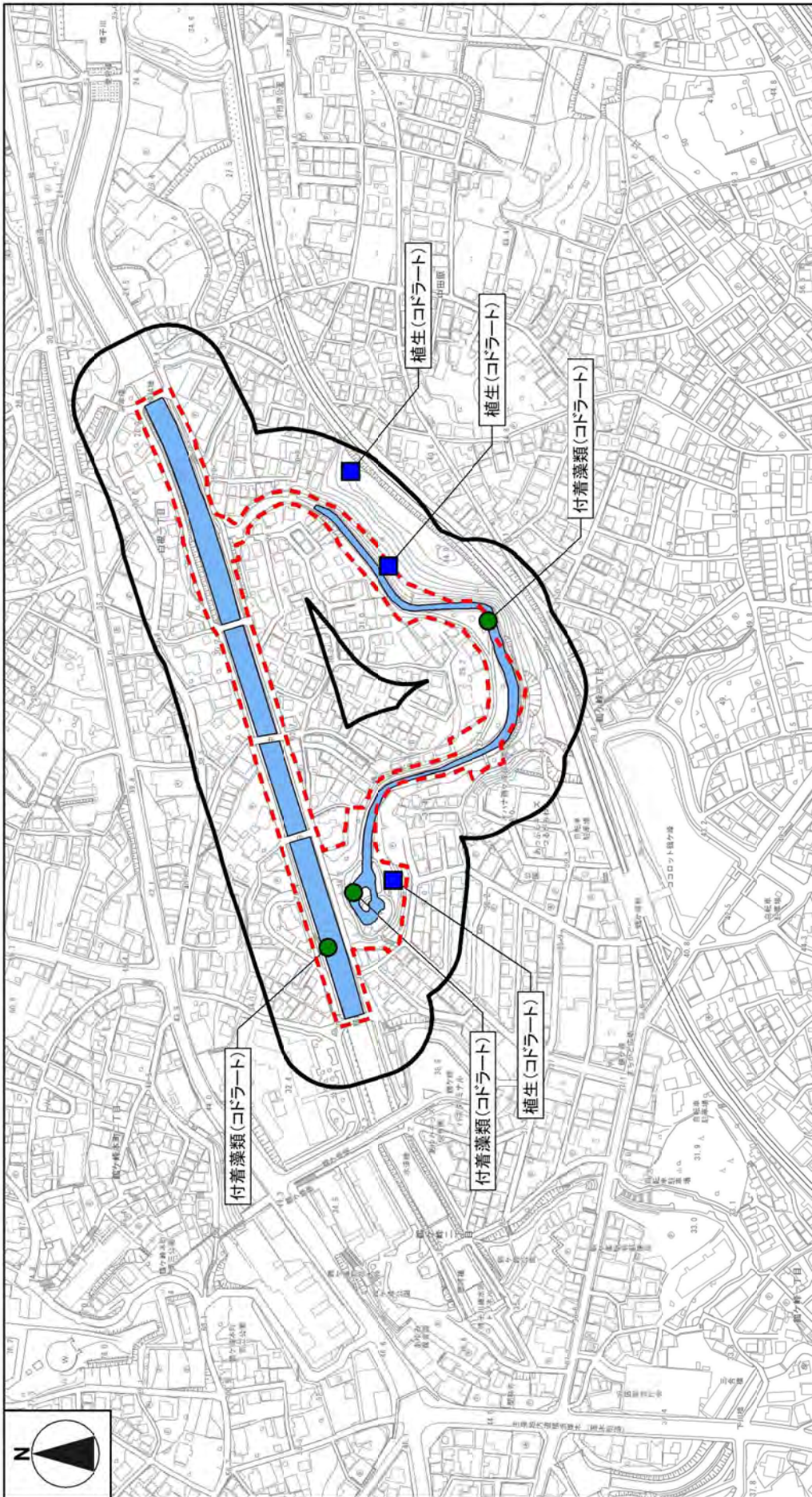
No.	資料名	対象データ
①	「横浜市陸域の生物相・生態系調査報告書」（（株）カーター・アート環境計画、平成 11 年 3 月）	調査が行われている地点の内、対象事業実施区域に比較的近い「上白根町の竹林」、「こども自然公園の森林」、「金ヶ谷の樹林」で確認された植物
②	「平成 30 年度陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書」（環境創造局環境科学研究所、平成 31 年 3 月）	調査が行われている地点の内、対象事業実施区域に比較的近い「こども自然公園」、「陣ヶ下溪谷公園」で確認された植物
③	「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成 28 年 3 月）	対象事業実施区域に近接する「鶴舞橋（帷子川）」で確認された抽水植物
④	「1/25,000 植生図 横浜西部」（環境省自然環境局生物多様性センター）	対象事業実施区域及びその周辺の現存植生
⑤	「神奈川県潜在自然植生図（横浜西部）」（神奈川県教育委員会、昭和 48 年）	対象事業実施区域及びその周辺の潜在植生

b 現地調査

現地調査は、表 6.3-3 に示す方法により実施しました。

表 6.3-3 調査方法（現地調査）

調査項目	調査方法
植物相	調査地域内を任意に踏査し、目視観察によりシダ植物以上の維管束植物を確認しました。
植生	調査地域内を対象に、空中写真や既存の植生図等の資料と、現地踏査により得られた植物の生育状況を踏まえ、主要な植生（植物群落）を区分し現存植生図を作成しました。 また、各植物群落にコドラートを設定し、ブロンーブランケ法により、その特徴を把握しました。
付着藻類	調査地域となる帷子川親水緑道内の池及び親水水路、帷子川において、任意確認及びコドラート法（5×5cm）による採集を行いました。採集した試料は持ち帰り、室内で同定を行いました。



凡例

調査地域

帷子川親水緑道・帷子川

植生(コドラート)

付着藻類(コドラート)

水域

1:5,000



図 6.3-2 現地調査地点
(植物相・植生・付着藻類)

(イ) 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(ウ) 土壌の状況

土壌図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(エ) 水質等の状況

「6.9 水質」に示す方法により調査を実施しました。

(オ) 水循環の状況

「6.5 水循環（地下水位）」及び「6.6 水循環（河川の形態・流量）」に示す方法により調査を実施しました。

(カ) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(キ) 関係法令、計画等

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト2020」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」
- ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号 横浜のレッドデータ植物目録」

(3) 調査結果

ア. 植物の状況

(7) 既存資料調査

a 植物相

既存資料調査の結果は、表 6.3-4 に示すとおりです。既存資料調査で確認された種数は、784 種となります。

表 6.3-4 植物相の概況（既存資料調査）

分類		確認種数	主な確認種		
シダ植物		15 科 58 種	イワデンダ、ヤブソテツ、カニクサ、コバノイシカグマ、ゼンマイ、スギナ、コヒロハハナヤスリ、ヒメシダ等		
種子植物	裸子植物	7 科 12 種	イチョウ、アカマツ、スギ、ヒノキ、カヤ等		
	被子植物	双子葉植物	離弁花	68 科 350 種	アケビ、アジサイ、イヌシデ、ミズヒキ、エノキ、クマシデ、ケヤキ、コナラ、シラカシ、ミズキ等
		合弁花	25 科 177 種	アカネ、サツキ、ヒイラギ、ヒルガオ、ウリクサ、ヨモギ、ハルジオン、タムラソウ、エゴノキ等	
	単子葉植物	15 科 187 種	イネ、カヤツリグサ、サルトリイバラ、シオデ、ツユクサ、ヤブミョウガ、コブナグサ等		
合計 130 科 784 種					

資料：「横浜市陸域の生物相・生態系調査報告書」（（株）カーター・アート環境計画、平成 11 年 3 月）
 ：「平成 30 年度 陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書」（環境創造局環境科学研究所、平成 31 年 3 月）
 ：「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所、平成 28 年 3 月）

b 植生（植物群落）

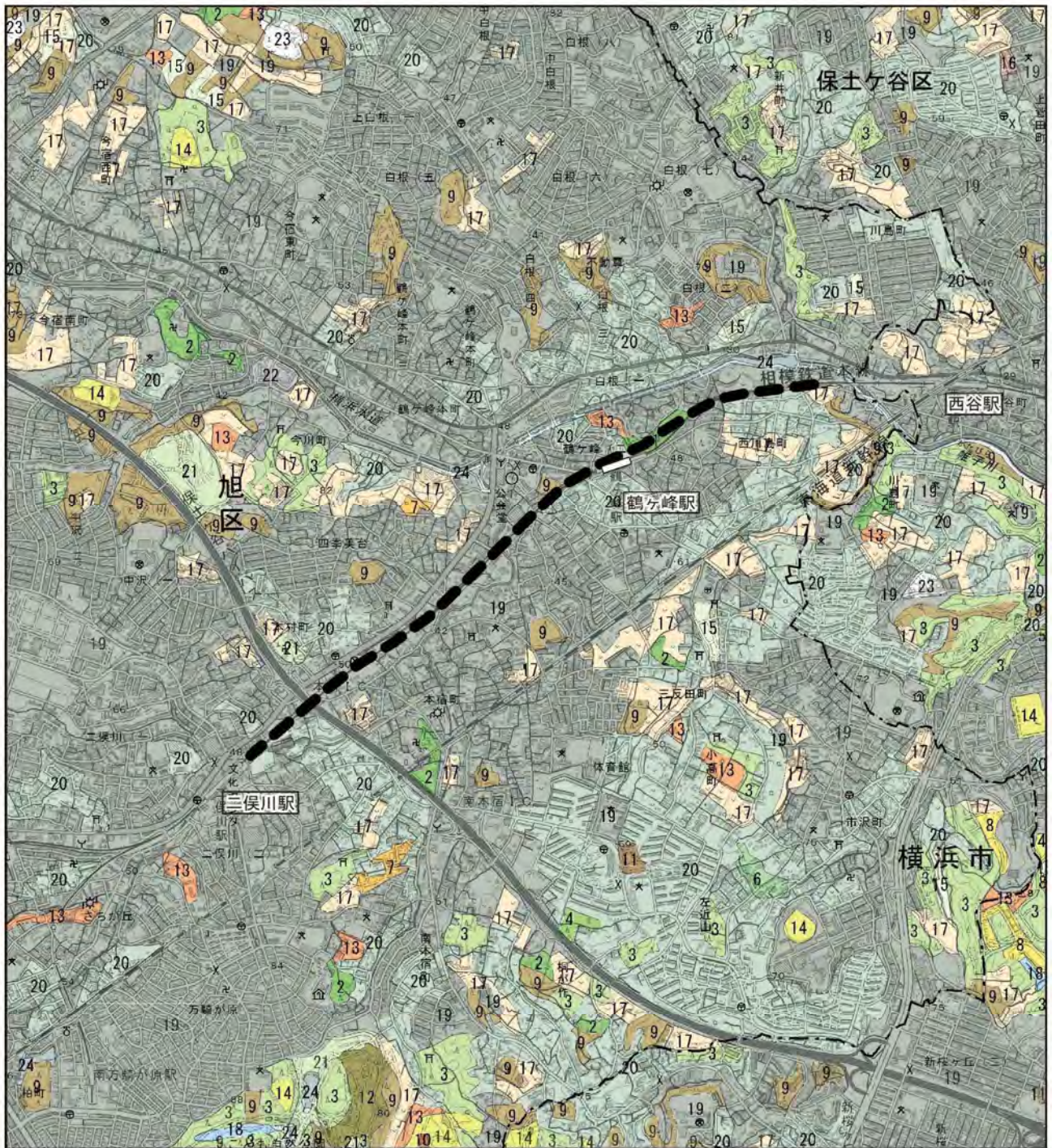
対象事業実施区域及びその周辺における植生（植物群落）の状況は表 6.3-5、図 6.3-3 及び図 6.3-4 に示すとおりです。

「1/25,000 植生図 横浜西部」によると、対象事業実施区域周辺の現存植生は、大部分が市街地となっており、鶴ヶ峰駅の北側にシイ・カシ二次林及び竹林が、西側のやや離れた位置にスギ・ヒノキ・サワラ植林が、小規模な範囲で分布しています。当該地域について、鶴ヶ峰駅の北側には帷子川親水緑道及び鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区が、西側のやや離れた位置には鶴ヶ峰一丁目特別緑地保全地区となっています。また、潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

表 6.3-5 植生の状況（既存資料調査）

No.	植生区分	大区分	凡例	
1	ヤブツバキクラス域 自然植生	常緑広葉樹林	シラカシ群集	
2	ヤブツバキクラス域 代償植生	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林	
3		落葉広葉樹二次林	クヌギーコナラ群集	
4			オニシバリーコナラ群集	
5			アカメガシワーカラスザンショウ群落	
6			コナラ群落（Ⅶ）	
7		低木群落	低木群落	
8		二次草原	ススキ群団（Ⅶ）	
9		植林地・耕作地植生	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林
10	アカマツ植林			
11	その他植林			
12	オオシマザクラ植林			
13	竹林		竹林	
14	牧草地・ゴルフ場・ 芝地		ゴルフ場・芝地	
15	耕作地		路傍・空地雑草群落	
16			果樹園	
17			畑雑草群落	
18			水田雑草群落	
19	市街地等		市街地等	市街地
20				緑の多い住宅地
21				残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
22				工場地帯
23		造成地		
24		開放水域		
合計 24 単位				

資料：「1/25,000 植生図 横浜西部」（環境省自然環境局生物多様性センター）



凡例

--- : 対象事業実施区域

--- : 区界

1	シ・カ二次林	8	スギ群団(VII)	17	畑雑草群落
2	シラカ群落	9	スギ・ヒノキ・サナラ植物林	18	水田雑草群落
3	クヌギ・コナラ群落	10	アカマツ植物林	19	市街地
4	ホシバリーコナラ群落	11	その他植物林	20	緑の多い住宅地
5	アカマツ・シラカスギ・シヨウ群落	12	オシマザク植物林	21	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
6	コナラ群落(VII)	13	竹林	22	工場地帯
7	低木群落	14	ゴルフ場・芝地	23	造成地
		15	路傍・空地雑草群落	24	開放水域
		16	果樹園		



1 : 25,000

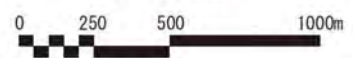


図 6.3-3 現存植生図

資料：「自然環境調査Web-GIS（第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査）」
（環境省自然環境局生物多様性センター）



凡例

- — — : 対象事業実施区域
- - - : 区界

- 2 : ヤブコウジ・スダジイ群集・典型亜群集
- 8 : シラカシ群集・ケヤキ亜群集
- 9 : シラカシ群集・典型亜群集
- 17 : ハンノキ群落
- 18 : クヌギ・ハンノキ群落
- 29 : ウキクサクラス及びヒルムシロクラス
(開放水域植物群落)
- 47 : 開放水域



1 : 25,000

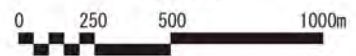


図 6.3-4 潜在自然植生図

資料：「神奈川県潜在自然植生図（横浜西部）」（神奈川県教育委員会、昭和48年）

c 注目すべき植物種及び植物群落の状況

既存資料調査において確認された種について、表 6.3-6～表 6.3-7 の選定基準により注目すべき種及び群落を選定しました。その結果、表 6.3-8 に示す 45 種が選定されました。なお、対象事業実施区域及びその周辺には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年 7 月）に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落（群落複合）や、「自然環境保全基礎調査」（環境省）により選定された「特定植物群落」等は存在しません。

表 6.3-6 注目すべき種の選定基準

文献及び法律名		選定基準となる区分	記号
a	「文化財保護法」 (昭和 25 年 法律第 214 号)	特別天然記念物	国特
		天然記念物	天然
b	「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 神奈川県条例第 13 号)	県指定天然記念物	県天
c	「横浜市文化財保護条例」 (昭和 62 年 横浜市条例第 53 号)	市指定天然記念物	市天
d	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	国際希少野生動植物種	国際
		国内希少野生動植物種	国内
		緊急指定種	緊急
e	「環境省レッドリスト 2020 維管束植物、藻類」(環境省、令和 2 年)	絶滅	EX
		野生絶滅	EW
		絶滅危惧 I 類	CR+EN
		絶滅危惧 I A 類	CR
		絶滅危惧 I B 類	EN
		絶滅危惧 II 類	VU
		準絶滅危惧	NT
		情報不足	DD
f	「神奈川県レッドリスト〈植物編〉2020」(神奈川県、令和 2 年)	絶滅	EX
		野生絶滅	EW
		絶滅危惧 I 類	CR+EN
		絶滅危惧 I A 類	CR
		絶滅危惧 I B 類	EN
		絶滅危惧 II 類	VU
		準絶滅危惧	NT
		減少種	減少
		希少種	希少
		要注意種	要注
		注目種	注目
		情報不足	DD
		不明種	不明
絶滅のおそれのある地域個体群	LP		
g	「横浜市のレッドデータ植物目録. 神奈川県立博物館研究報告, 33: 97-118」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 16 年)	絶滅種	Ex-A、Ex-B
		絶滅寸前	En-A、En-B
		危急種	V-A、V-B
		準絶滅危惧種	R

表 6.3-7 注目すべき植物群落の選定基準

文献及び法律名		選定基準となる区分	記号
i	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	特別天然記念物	国特
		天然記念物	天然
ii	「自然環境保全基礎調査」 (第 2 回(昭和 53 年度)、第 3 回(環境省、昭和 56~61 年度)、第 5 回(平成 9~10 年度))	特定植物群落	A~H
iii	「植物群落レッドデータ・ブック」(我が国における保護上重要な植物種及び植物群落研究委員会植物群落分科会、平成 8 年)	1: 要注意	要注意
		2: 破壊の危惧	破壊危惧
		3: 対策必要	対策必要
		4: 緊急に対策必要	緊急対策
iv	神奈川県自然環境保全条例	自然環境保全地域	自然
v	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)	群落複合*	群落複合

※ 群落複合：モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落

表 6.3-8 既存資料で記録された注目すべき種

No.	科	種	選定基準及びランク						
			a	b	c	d	e	f	g
1	ハナヤスリ	コヒロハハナヤスリ						NT	V-B
2	タデ	シンミズヒキ							V-B
3	キンボウゲ	カザグルマ					NT	VU	En-A
4		バイカオウレン						CR	
5	スイレン	コウホネ						CR	
6	ドクダミ	ハンゲショウ							V-B
7	ウマノスズクサ	カンアオイ							V-A
8	ツバキ	ナツツバキ						EN	
9	マンサク	トサミズキ					NT		
10	ユキノシタ	アカショウマ							V-B
11		イワボタン							Ex-A
12		ヨゴレネコノメ							V-B
13		ガクアジサイ							Ex-A
14		タコノアシ					NT		V-B
15	トベラ	トベラ							Ex-A
16	バラ	ザイフリボク						EN	
17		シロヤマブキ					EN		
18		フユイチゴ							V-B
19	ウルシ	ヤマウルシ							En-B
20	カエデ	ミツデカエデ							R
21		オニイタヤ							En-A
22	モチノキ	アオハダ							En-A
23		ウメモドキ							En-A
24	グミ	アキグミ							V-B
25	ミズキ	ヤマボウシ							Ex-A
26	ツツジ	アセビ							Ex-A
27		サツキ						EN	
28		ヤマツツジ							V-B
29	ハイノキ	サワフタギ							V-B
30	モクセイ	ヒトツバタゴ					VU		
31	ガガイモ	コカモメヅル						EN	
32	キキョウ	サワギキョウ						EN	Ex-A
33	キク	ホソバガンクビソウ						VU	
34		タムラソウ							En-B
35	オモダカ	ウリカワ							En-B
36	ユリ	タイワンホトトギス					CR		
37		キイジョウロウホトトギス					VU		
38	アヤメ	アヤメ						EX	
39	イネ	ヤマアワ							V-B
40		マコモ							En-B
41	カヤツリグサ	エナシヒゴクサ							R
42		ミヤマシラスゲ							V-B
43		クサスゲ						VU	
44	ラン	シラン					NT	NT	En-A
45		エビネ					NT	NT	V-B
46		クゲヌマラン					VU		
47		キンラン					VU	NT	
48		サイハイラン							V-B
合計 28科 48種			0種	0種	0種	0種	11種	15種	32種

※ 「選定基準及びランク」 a~g は、表 6.3-6 参照。

※ 神奈川県レッドデータブックにおいて「絶滅」とランク付けされているアヤメは、「こども自然公園（平成 30 年度 陸域生物多様性に関する調査業務委託報告書（環境創造局環境科学研究所、平成 31 年 3 月）」で確認されています。

(イ) 現地調査

a 植物相

現地調査の結果、表 6.3-9 に示す合計 96 科 317 種の植物が確認されました。確認種目録は資料編 (P. 資 2.3-2~6 参照) に示すとおりです。

主な確認種として、コナラやケヤキ、シロダモ、エゴノキ等の広葉樹や、ミゾソバやセリ、ツリフネソウ、セキショウといった湿生植物が確認されたほか、外来種であるナガミヒナゲシやユウゲショウ、ウラジロチチコグサ、ネズミムギ、シマスズメノヒエが確認されました。

表 6.3-9 確認種 (植物)

分類			科	種	主な確認種
シダ植物			13	32	ベニシダ、イヌワラビ、ノキシノブ
種子植物	裸子植物		5	5	スギ、ヒノキ、イヌマキ
	被子植物	双子葉植物	51	149	コナラ、シロダモ、ヤハズエンドウ
		離弁花	17	58	エゴノキ、カキドオシ、ハルジオン
	合弁花	10	73	ノビル、カモジグサ、シュロ	
合計			96	317	—

b 植生 (植物群落)

現地調査の結果、調査地域では 7 単位の植生区分が確認されました。区分した植生・土地利用分ごとの面積は表 6.3-10 に、現存植生 (現地調査) は図 6.3-5 に示すとおりです。

表 6.3-10 植生・土地利用区分ごとの占有面積

タイプ	植生・土地利用		植生自然度	占有面積 (ha)	占有率 (%)
植生	a	コナラ群落	7	1.03	7.4
	b	ヒノキ植林	6	0.15	1.1
	c	竹林	3	0.35	2.5
	d	畑雑草群落	2	0.21	1.5
小計				1.74	12.5
土地利用	e	植栽樹群	3	1.51	10.8
	小計				1.51
その他	f	市街地	1	9.24	66.3
	w	開放水域	1	1.45	10.4
小計				10.69	76.7
合計				13.94	100.0

※ 植生自然度：植物社会学的観点から土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標の一つ。
「自然環境保全調査報告書 (第 1 回緑の国勢調査) (昭和 51 年 3 月) を基に区分

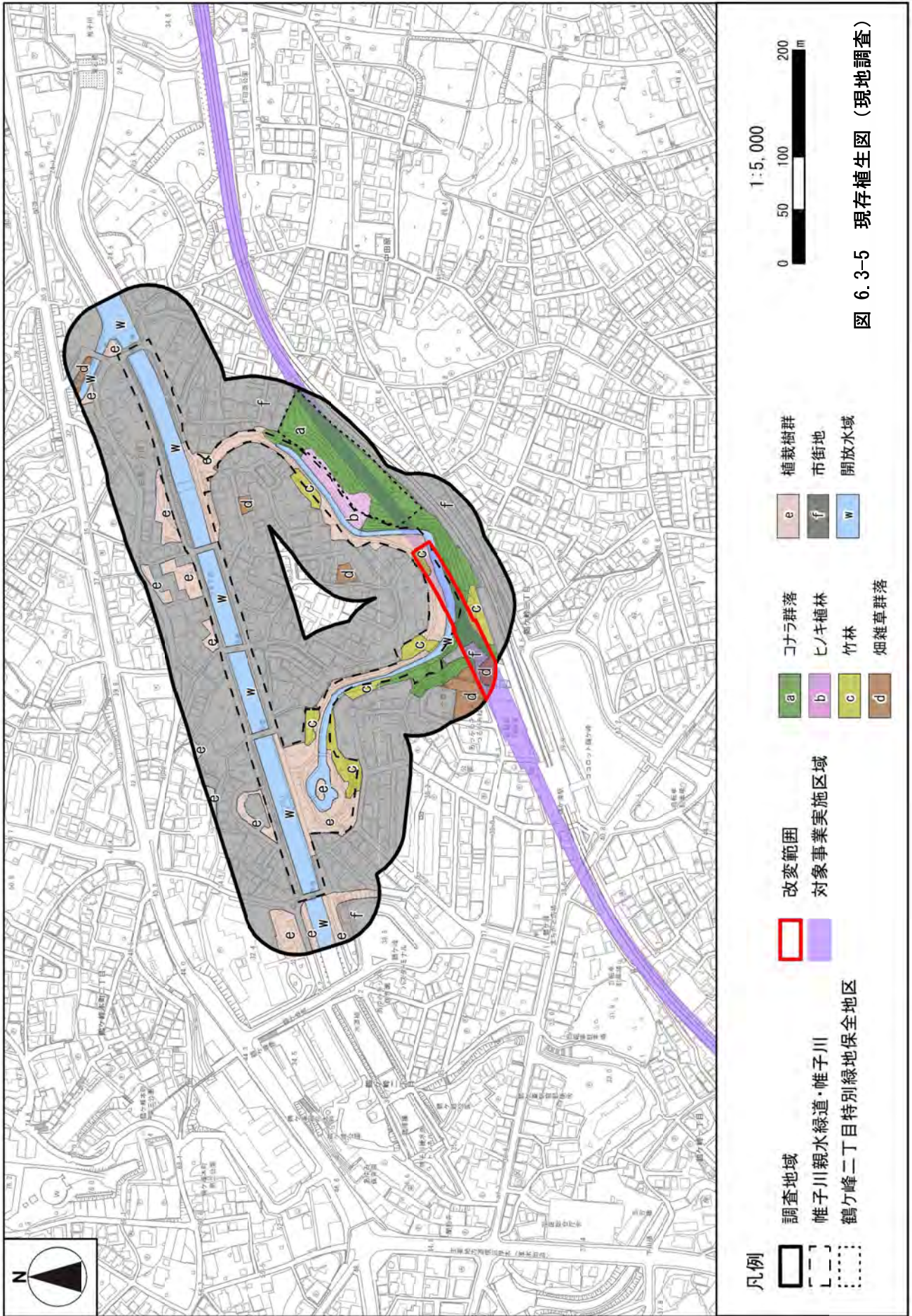
表 6.3-11 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ-トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ-ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群集、クヌギ-コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

資料：「植生自然度区分基準」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

表 6.3-12 植物群落の概要

群落	一般的な特徴及び調査対象地域での生育状況等
コナラ群落	<p>コナラが優占する落葉広葉樹高木林。一般に低地丘陵などにみられる代表的な二次林です。県内では、丹沢・箱根のブナ帯の最上位を除き、県内各地に普通に分布します。</p> <p>調査対象地域では、特に鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区にまとまってみられました。群落高は18m程度で、高木層ではコナラが優占し、亜高木層以上にはシラカシやミズキなどが混生していました。低木層ではイヌツゲやアオキが疎らにみられ、草本層ではアズマネザサが繁茂していました。</p>
ヒノキ植林	<p>ヒノキが高被度で植林された常緑針葉樹林。一般にスギやサワラと混植される場合もあります。</p> <p>調査対象地域では、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区と親水水路の間にまとまってみられました。群落高は23m程度で、高木層ではヒノキが優占し、亜高木層以上にはムクノキやシラカシなどが混生していました。低木層ではアオキやシュロがみられ、草本層ではベニシダやシュロなどが疎らに生育していました。</p>
竹林	<p>植栽起源あるいは逸出のタケ類が優占する常緑高木林。一般に民家周辺や河川敷などにみられます。</p> <p>調査対象地域では、帷子川親水緑道内の各所でみられました。群落高は22m程度で、高木層にエノキが1本残存していました。亜高木層ではモウソウチクが優占し、高さは11m程度でした。低木層ではヒサカキやアオキが多くみられ、草本層ではドクダミやキツタなどがごく疎らにみられました。</p>
畑雑草群落	<p>主に、人為的に刈り払いなどの管理を受けた畑及び草地。定期的に刈り払いをうけるため優占種は定まらず、メヒシバやクズなどが生育していました。</p>
植栽樹群	<p>植栽された樹木（ツツジ類・サクラ類など）や草本（ツワブキ・オカメザサなど）などからなる植栽地。舗装路などの人工物も含まれます。</p>



c 付着藻類

現地調査の結果、表 6.3-13 に示す合計 5 綱 12 目 18 科 94 種の付着藻類が確認されました。確認種目録は資料編 (P. 資 2. 3. 12~13 参照) に示すとおりです。

表 6.3-13 確認種 (付着藻類)

綱名	目名	確認種数	調査時期	
			夏季	冬季
藍藻	プレウロカプサ	1 科 1 種		1 種
	ネンジュモ	2 科 3 種	2 種	2 種
	カマエシフォン	1 科 1 種	1 種	1 種
紅藻	カワモズク	1 科 1 種		1 種
	ベニマダラ	1 科 1 種	1 種	1 種
珪藻	中心	2 科 10 種	5 種	10 種
	羽状	5 科 72 種	39 種	58 種
褐藻	シオミドロ	1 科 1 種	1 種	1 種
緑藻	カエトフォラ	1 科 1 種		1 種
	サヤミドロ	1 科 1 種	1 種	
	ミドリゲ	1 科 1 種	1 種	1 種
	ホシミドロ	1 科 1 種	1 種	
合計 5 綱 12 目 18 科 94 種			52 種	77 種

d 注目すべき植物種及び植物群落

現地調査において確認された種について、表 6.3-6~表 6.3-7 の選定基準により注目すべき種及び植物群落を選定しました。その結果を表 6.3-14~表 6.3-15 に示します。なお、注目すべき植物群落は確認されませんでした。

現地調査で確認された注目すべき種の生態及び確認状況は表 6.3-16~表 6.3-17 に示すとおりです。

なお、種の保護に配慮し、全ての注目すべき種の確認地点及び一部の注目すべき種の種名について記載を控えました。

表 6.3-14 注目すべき種 (植物)

No.	科	種	選定基準及びランク						
			a	b	c	d	e	f	g
1	ツリフネソウ	キツリフネ							V-B
2	カヤツリグサ	シラコスゲ							V-B
3	ラン	オニノヤガラ属の一種							R*

※ 「選定基準及びランク」 a~g は、表 6.3-6 参照

※ 「*」は、オニノヤガラ属の一種がクロヤツシロランであった場合のランク

表 6.3-15 注目すべき種（付着藻類）

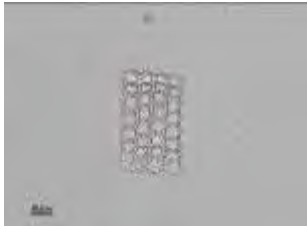

No.	綱	科	種	選定基準及びランク						
				a	b	c	d	e	f	g
1	紅藻	ベニマダラ	タンスイベニマダラ					NT	NT	
2	褐藻	ニセイシノカワ	イヅミイシノカワ					CR+EN	CR+EN	
合計 2綱2目2科2種				0種	0種	0種	0種	2種	2種	0種

※ 「選定基準及びランク」 a～g は、表 6.3-6 参照

表 6.3-16 注目すべき種の生態及び確認状況（植物）

	種名	生態及び確認状況
1	<p>キツリフネ</p> 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、北海道から九州まで分布しています。山地の水湿地に生育する一年草であり、茎は高さ 40～80cm、葉は互生し葉身は卵形または長楕円形です。花期は 7～9 月であり、総状花序に淡黄色の 3～5 花が つきます。</p> <p>【確認状況】</p> <p>秋季に 3 個体を確認しました。</p>
2	<p>シラコスゲ</p> 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、北海道から九州まで分布しています。平地～丘陵地の樹林内の水辺や湿地に生育する多年草であり、叢生し、高さ 20～50cm、鮮緑色で軟らかな形状となります。小穂は 1 個を頂生し、果胞は 4～6 月に熟します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>春季に 1 塊を確認しました。</p>
3	<p>オニノヤガラ属の一種</p> 	<p>【一般生態】</p> <p>本種は、地生の多年草であり、菌従属栄養植物です。根茎は太く肥厚します。茎は鞘状の鱗片をまばらにつけ、花は総状花序につきます。<クロヤツシロランについて></p> <p>日本国内では関東地方以西から九州まで分布しています。おもに暖温帯の常緑広葉樹林、竹林、スギ植林などに生育する多年草です。花期は 9～10 月であり、花茎は高さ約 3cm、紫色を帯びた褐色の花を 1～8 個つけます。結実すると花柄が伸び、長さ 40cm に達することもあります。</p> <p>【確認状況】</p> <p>秋季に 3 個体を確認しました。</p> <p>※ 本種の確認数は 3 個体で、結実状況のみが確認されたため、種の同定までは至っていません。結実時の植物体の状況から、「クロヤツシロラン」の可能性が否定できないため、注目すべき種として選定しました。</p>

表 6.3-17 注目すべき種の生態及び確認状況（付着藻類）

	種名	生態及び確認状況
1	タンスイベニマダラ 	<p>【一般生態】</p> <p>日本国内では北海道南部から沖縄まで分布しています。淡水産です。湧水池、溪流、滝の壁など豊富かつ清浄な水が流れる場所に年間を通じて生育します。藻体は1cmにも満たない紅色の薄い盤状体であり、岩や小石の上に赤い斑点として出現し、やがて岩や小石の上を広く覆います。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季及び冬季に確認しました。</p>
2	イズミイシノカワ 	<p>【一般生態】</p> <p>日本各地に分布しています。水質汚染には弱く、湧水や山地の溪流、汚濁のない清潔な水が年中枯れない泉に生育します。藻体は濃褐色の斑点となり、岩面を覆います。</p> <p>【確認状況】</p> <p>夏季及び冬季に確認しました。</p>

資料：「レッドデータブックとちぎ 2005（栃木県）」
 ：「環境省レッドデータブック 2014 植物Ⅰ」

重要な種の保護に配慮して非公開としました。



図 6.3-6 注目すべき種確認地点 (植物)

重要な種の保護に配慮して非公開としました。



図 6.3-7 注目すべき種確認地点 (付着藻類)

e 外来生物の状況

現地調査において確認された植物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月 法律第78号）において特定外来生物に指定されている種及び「生態系被害防止外来種リスト」（環境省・農林水産省、平成27年3月）において総合対策外来種に指定されている種は、表6.3-18に示すとおりです。

表 6.3-18 現地調査で確認された外来生物

No.	分類	科	種	選定基準及びランク			
				i	ii		
1	シダ植物	イワヒバ	コンテリクラマゴケ	—	その他		
2	種子植物	離弁花類	タデ	シヤクチリソバ	—	その他	
3				ヒメツルソバ	—	その他	
4				ヒメスイバ	—	その他	
5				メギ	ヒイラギナンテン	—	その他
6			アブラナ	セイヨウカラシナ	—	その他	
7			マメ	アレチヌスビトハギ	—	その他	
8			モクセイ	トウネズミモチ	—	重点	
9			キョウチクトウ	ツルニチニチソウ	—	重点	
10			キク		オオブタクサ	—	重点
11					アメリカセンダングサ	—	その他
12					セイタカアワダチソウ	—	重点
13					ヒメジョオン	—	その他
14					セイヨウタンポポ	—	重点
15					単子葉類	ユリ	ハナニラ
16	タカサゴユリ	—	その他				
17	アヤメ	キショウブ	—	重点			
18	イネ		メリケンカルカヤ	—		その他	
19			シナダレスズメガヤ	—		重点	
20			シマスズメノヒユ	—		その他	
21	ヤシ		シュロ	—		その他	
22			トウジュロ	—		その他	
合計 12科 22種				—	22種		

- 資料：i 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月 法律第78号）
 特定：「特定外来生物」
 生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのある種
- ii 「生態系被害防止外来種リスト」（環境省・農林水産省、平成27年3月）
 緊急：「緊急対策外来種」
 対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種
 重点：「重点対策外来種」
 甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種
 その他：「その他の総合対策外来種」

イ. 地形、地質の状況、土壌の状況、水質等の状況、水循環の状況、土地利用の状況

調査結果は、「6.2 生物多様性（動物）」に示すとおりです。

ウ. 関係法令、計画等

「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、「環境省レッドリスト 2020」、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」の概要は、「6.2 生物多様性（動物）」に示すとおりです。

また、「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号 横浜のレッドデータ植物目録」（平成16年3月 神奈川県立生命の星・地球博物館）は、明治時代以降に蓄積された横浜市内の植物の記録を基に取りまとめられた報告書で、横浜市の絶滅及び絶滅の危険のある植物についてランク付けされ、目録として取りまとめられています。横浜のレッドデータ植物目録におけるランクは下記に示すとおりです。

<横浜のレッドデータ植物目録のランク>

・絶滅 (EX)

かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種

Ex-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、現在、絶滅したと考えられる種

Ex-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、現在は絶滅したと考えられる種

・絶滅危惧種 (EN)

横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種

En-A：横浜が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、今や絶滅寸前と考えられる種

En-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少して、現在は絶滅寸前と考えられる種

・危急種 (V)

横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境改変により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種

V-A：横浜が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、減少の著しい種

V-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少している種

・準絶滅危惧種 (R)

生態的に生育地が限られ、生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など

2) 環境保全目標の設定

植物に係る環境保全目標は、表 6.3-19 に示すとおり設定しました。

表 6.3-19 環境保全目標（植物）

区分	環境保全目標
【工事中】 切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	植物相及びその生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持すること。
【供用時】 鉄道施設（地下式） ※の存在	植物相及びその生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持すること。

※ 工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

3) 予測、環境の保全のための措置、評価

(1) 工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在※に伴う植物相の変化の内容及びその程度

※ここでは、工事後に復旧する地下構造物直上の帷子川親水緑道への影響を対象にしています。

ア. 予測

(7) 予測項目

予測項目は、工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う植物相の変化の内容及びその程度としました。

(4) 予測方法等

a 予測地域、予測地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

b 予測時期

予測時期は、工事期間中及び鉄道施設が完成した時点としました。

c 予測方法

工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う植物相の変化の内容及びその程度について、現地調査で把握した植物相及びその生育環境の状況と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、定性的に予測しました。

(ウ) 予測結果

工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変するため、親水緑道及びその周辺に生育する種及びその生育環境が一時的に減少しますが、その範囲は限定的であり、改変範囲外は生育環境が維持されます。また、改変範囲内に親水水路が含まれますが、親水緑道内の水生生物の生育環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。なお、工事排水は親水水路には排出しません。よって、親水緑道内における生育環境への影響は小さく、種・個体数の著しい減少は生じないものと考えます。

ただし、改変範囲内には注目すべき種が含まれ、これらの種については、工事の実施に伴い個体が消失し、生育環境の一部が保全されない可能性があります。そのため、該当する注目すべき種については、再度、工事の着手前に生育状況を確認し、改変範囲内に個体を確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。

供用時においては、施設の供用にあたり新たな改変等は生じません。なお、改変箇所は現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに、生育環境が回復できると考えます。また、改変範囲内に含まれる注目すべき種についても保全措置を施すため、影響は最低限に留めることができると考えます。

a 植物相

【植物】

対象事業実施区域周辺で確認された植物の注目すべき種の予測結果は表 6.3-20(1)～(3)に示すとおりです。

表 6.3-20(1) 予測結果（キツリフネ）

種名	キツリフネ	
一般生態	山地の水湿地に生育する一年草です。	
確認状況	秋季に3個体を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は改変範囲内に含まれるため、個体及び生育環境の一部が消失します。</p> <p>そのため、再度、工事の着手前に本種の生育状況を確認し、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生育環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、本種の生育環境は一時的に改変されますが、保全措置を施すため、影響は最低限に留めることができると予測します。</p>

表 6.3-20(2) 予測結果（シラコスゲ）

種名	シラコスゲ	
一般生態	平地～丘陵地の樹林内の水辺や湿地に生育する多年草であり、叢生します。	
確認状況	春季に1塊を確認しました。	
予測結果	工事中	<p>本種の確認地点は改変範囲内に含まれるため、個体及び生育環境の一部が消失します。</p> <p>そのため、再度、工事の着手前に本種の生育状況を確認し、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生育環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、本種の生育環境は一時的に改変されますが、保全措置を施すため、影響は最低限に留めることができると予測します。</p>

表 6.3-20(3) 予測結果（オニノヤガラ属の一種）

種名	オニノヤガラ属の一種	
一般生態	<p>地生の多年草であり、菌従属栄養植物です。</p> <p><クロヤツシロランについて> おもに暖温帯の常緑広葉樹林、竹林、スギ植林などに生育する多年草です。</p>	
確認状況	<p>秋季に3個体を確認しました。クロヤツシロランである可能性があります。</p>	
予測結果	工事中	<p>親水緑道の改変範囲は必要最小限とする計画であり、改変に伴う影響範囲は限定されるため、工事中も生育環境が維持されます。</p> <p>以上より、本種の生育環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。</p>
	供用時	<p>本種の確認地点では、供用時においても改変等を行いません。</p> <p>また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生育環境の回復が図られるものと考えます。</p> <p>以上より、供用時における本種の生育環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。</p>

【付着藻類】

対象事業実施区域周辺で確認された付着藻類の注目すべき種の予測結果は表 6.3-21(1)～(2)に示すとおりです。

表 6.3-21(1) 予測結果（タンスイベニマダラ）

種名	タンスイベニマダラ	
一般生態	湧水池、溪流、滝の壁など豊富かつ清浄な水が流れる場所に年間を通じて生育します。藻体は岩や小石の上に赤い斑点として出現し、広く覆います。	
確認状況	夏季及び冬季に確認しました。	
予測結果	工事中	親水水路の改変範囲は必要最小限とする計画で、また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。そのため、工事に伴う影響範囲は限定され、工事中も生育環境として利用できる状態が維持されます。 以上より、本種の生育環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生育環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生育環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

表 6.3-21(2) 予測結果（イズミイシノカワ）

種名	イズミイシノカワ	
一般生態	水質汚染に弱く、湧水や山地の溪流、汚濁のない清潔な水が年中枯れない泉に生育します。藻体は濃褐色の斑点となり、岩面を覆います。	
確認状況	夏季及び冬季に確認しました。	
予測結果	工事中	親水水路の改変範囲は必要最小限とする計画で、また、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。そのため、工事に伴う影響範囲は限定され、工事中も生育環境として利用できる状態が維持されます。 以上より、本種の生育環境は保全されるため、影響は小さいと予測します。
	供用時	工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに生育環境の回復が図られるものと考えます。 以上より、供用時における本種の生育環境は保全されるため、影響はほとんどないと予測します。

イ. 環境の保全のための措置

工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相への影響を低減するため、表 6.3-22 に示す環境の保全のための措置を実施します。

表 6.3-22 環境の保全のための措置

(工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相)

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	・ 工事に伴う改変範囲を可能な限り小さくするよう、施工計画を検討します。 ・ 工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 ・ 改変範囲内に含まれる注目すべき植物種については、工事の着手前に本種の生育状況を確認すると共に、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。
【供用時】 鉄道施設（地下式）の存在	

ウ. 評価

工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変するため、親水緑道及びその周辺に生育する種及びその生育環境が一時的に減少しますが、その範囲は限定的であり、改変範囲外は生育環境が維持されます。また、改変範囲内に親水水路が含まれますが、親水緑道内の水生生物の生育環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。この代替流路については、流量や水質に配慮しつつ、用地等の制約条件も踏まえながら詳細を検討します。なお、工事排水は親水水路には排出しません。よって、親水緑道内における生育環境への影響は小さく、種・個体数の著しい減少は生じないものと考えます。ただし、改変範囲内には注目すべき種が含まれ、これらの種については、工事の実施に伴い個体が消失し、生育環境の一部が保全されない可能性があります。そのため、該当する注目すべき種については、再度、工事の着手前に生育状況を確認し、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、必要に応じて移植・播種を実施します。なお、移植・播種を実施する場合には、移植・播種先の環境をできるだけ攪乱しないよう配慮した上で作業を行います。

供用時においては、施設の供用にあたり新たな改変等は生じません。なお、改変箇所は現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行う計画であり、時間の経過とともに、生育環境が回復できると考えます。また、改変範囲内に含まれる注目すべき種についても保全措置を施すため、影響は最低限に留めることができると考えます。よって、植物種の生育環境の概ね維持され、生育する植物相及び植生についても変化は小さいと予測します。

以上のことから、環境保全目標（植物相及びその生育環境への影響を最小限に留め、植物相や植生の多様性を維持すること。）を達成するものと評価します。

6.4 生物多樣性（生態系）

6.4 生物多様性（生態系）

本事業では、工事による帷子川親水緑道の一部改変に伴い、生態系に影響を及ぼすおそれがあります。また、同改変部は復旧する計画としていますが、供用時において、動物、植物の生息・生育環境が変化する可能性があります。よって、工事中及び供用時における生態系への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【工事の実施及び鉄道施設（地下式）※の存在に伴う生態系の状況の変化及びその程度】

※ 工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

区分	結果等の概要	参照頁																																				
調査結果の概要	<p>・対象事業実施区域周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="427 443 1209 808"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">環境類型区分</th> <th colspan="4">環境類型区分の属性</th> </tr> <tr> <th colspan="2">地形・土地利用等</th> <th colspan="2">植生等</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>主な位置・土地利用</th> <th>地形</th> <th>外観</th> <th>主な植物群落等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">樹林</td> <td>斜面地</td> <td rowspan="2">帷子川親水緑道、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区</td> <td>斜面地</td> <td rowspan="2">高木林</td> <td rowspan="2">コナラ群落、ヒノキ植林、竹林、植栽樹群</td> </tr> <tr> <td>平坦地</td> <td>平坦地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水域</td> <td>帷子川親水緑道（池、親水水路）、帷子川</td> <td>河川、水路</td> <td>水面</td> <td>開放水域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>市街地</td> <td>平坦地</td> <td>建物、道路、裸地・畑</td> <td>市街地、畑雑草群落</td> </tr> </tbody> </table>	環境類型区分		環境類型区分の属性				地形・土地利用等		植生等				主な位置・土地利用	地形	外観	主な植物群落等	樹林	斜面地	帷子川親水緑道、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区	斜面地	高木林	コナラ群落、ヒノキ植林、竹林、植栽樹群	平坦地	平坦地	水域		帷子川親水緑道（池、親水水路）、帷子川	河川、水路	水面	開放水域	市街地		市街地	平坦地	建物、道路、裸地・畑	市街地、畑雑草群落	P. 6. 4-5
環境類型区分				環境類型区分の属性																																		
		地形・土地利用等		植生等																																		
		主な位置・土地利用	地形	外観	主な植物群落等																																	
樹林	斜面地	帷子川親水緑道、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区	斜面地	高木林	コナラ群落、ヒノキ植林、竹林、植栽樹群																																	
	平坦地		平坦地																																			
水域		帷子川親水緑道（池、親水水路）、帷子川	河川、水路	水面	開放水域																																	
市街地		市街地	平坦地	建物、道路、裸地・畑	市街地、畑雑草群落																																	
環境保全目標	<p>・地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。</p>	P. 6. 4-8																																				
予測結果の概要	<p>・本事業にあたっては、事業の実施に伴い改変する帷子川親水緑道及びその周辺における動物・植物の生息・生育環境は維持・保全され、食物連鎖網の関係も維持されると考えます。また、同緑道は市街化された地域に人工的に整備した緑地空間であり、その環境から動物・植物の生息・生育の場となっていますが、類似する緑地空間は近隣にも存在しています。したがって、工事中及び供用後における生物多様性の変化は小さい、または現在と同程度になるものと予測します。</p>	P. 6. 4-10 ～ P. 6. 4-11																																				
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う改変範囲を可能な限り小さくするよう、施工計画を検討します。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を使用します。 ・親水緑道内の工事区域境界には、仮囲いを設置します。 ・工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 ・改変範囲内に含まれる注目すべき植物種については、工事の着手前に本種の生育状況を確認すると共に、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、種毎に適切な対応を検討します。 ・工事排水は原則、公共下水道に排出するよう努めますが、公共用水域（河川）にも排出する必要がある場合には、沈殿槽やpHを調整する処理施設を設け、適切に処理した上で排出します。なお、親水水路には工事排水を排出しない計画とします。 ・土砂巻き上げによる濁水の発生・拡散を防止するため、親水水路の改変範囲は止水板で締切ります。 ・締切を実施する親水水路部については、河床の巻き上がりを抑制すると共に、下流側の改変範囲外への魚類の移動を促すため、締切内の水の排出を緩やかに実施します。なお、締切内に残存した魚類については、動物個体の移植を実施します。 ・改変部の復旧にあたっては、現況と同程度の機能を維持できる形で緑化を行います。 ・親水水路の復旧にあたっては、現況から大きく変化しないよう河床材料や流路幅等に配慮し、改変しない水路との連続性を保ちます。 	P. 6. 4-11																																				
評価	<p>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることで、環境保全目標（地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。）を達成するものと評価します。</p>	P. 6. 4-12																																				

1) 調査

(1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ア 生態系の状況
 - ・生態系を構成する要素の状況
 - ・食物連鎖の状況
- イ 地形、地質の状況
- ウ 土壌の状況
- エ 水質の状況
- オ 水循環の状況
- カ 土地利用の状況
- キ 関係法令、計画等

(2) 調査方法等

ア. 調査地域、調査地点

既存資料調査の調査地域は、対象事業実施区域周辺としました。また、生態系の状況については、動物の状況及び植物の状況の調査結果から把握しました。

イ. 調査時期

現地調査の調査時期は、「6.2 生物多様性（動物）」及び「6.3 生物多様性（植物）」に示すとおりです。

ウ. 調査方法

(7) 生態系の状況

「6.2 生物多様性（動物）」及び「6.3 生物多様性（植物）」の調査結果を基に、基盤環境や植生の状況から対象事業実施区域周辺の環境類型を区分しました。また、食物連鎖等、生物多様性に係る生態系の構成要素を図及び表に整理しました。

(イ) 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(ウ) 土壌の状況

土壌図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(エ) 水質の状況

「6.9 水質」に示す方法により調査を実施しました。

(オ) 水循環の状況

「6.5 水循環（地下水位）」及び「6.6 水循環（河川の形態・流量）」に示す方法により調査を実施しました。

(カ) 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集・整理により調査を実施しました。

なお、対象事業実施区域の近接地域においては、現地踏査を行うことで情報を補完しました。

(キ) 関係法令、計画等

「6.2 生物多様性（動物）」及び「6.3 生物多様性（植物）」に示すとおりです。

(3) 調査結果

ア. 生態系の状況

(7) 生態系を構成する要素の状況

対象事業実施区域周辺の基盤環境と植生、地形等を考慮し、表 6.4-1 に示す 4 区分の環境類型を設定しました。この区分に沿って作成した環境類型区分図を図 6.4-1 に示します。

表 6.4-1 環境類型区分

環境類型区分		環境類型区分の属性				占有面積 (ha)
		地形・土地利用等		植生等		
		主な位置・土地利用	地形	外観	主な植物群落等	
樹林	斜面地	帷子川親水緑道、鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区	斜面地	高木林	コナラ群落、ヒノキ植林、竹林、植栽樹群	0.90
	平坦地		平坦地			2.15
水域		帷子川親水緑道（池、親水水路）、帷子川	河川、水路	水面	開放水域	1.45
市街地		市街地	平坦地	建物、道路、裸地・畑	市街地、畑雑草群落	9.46

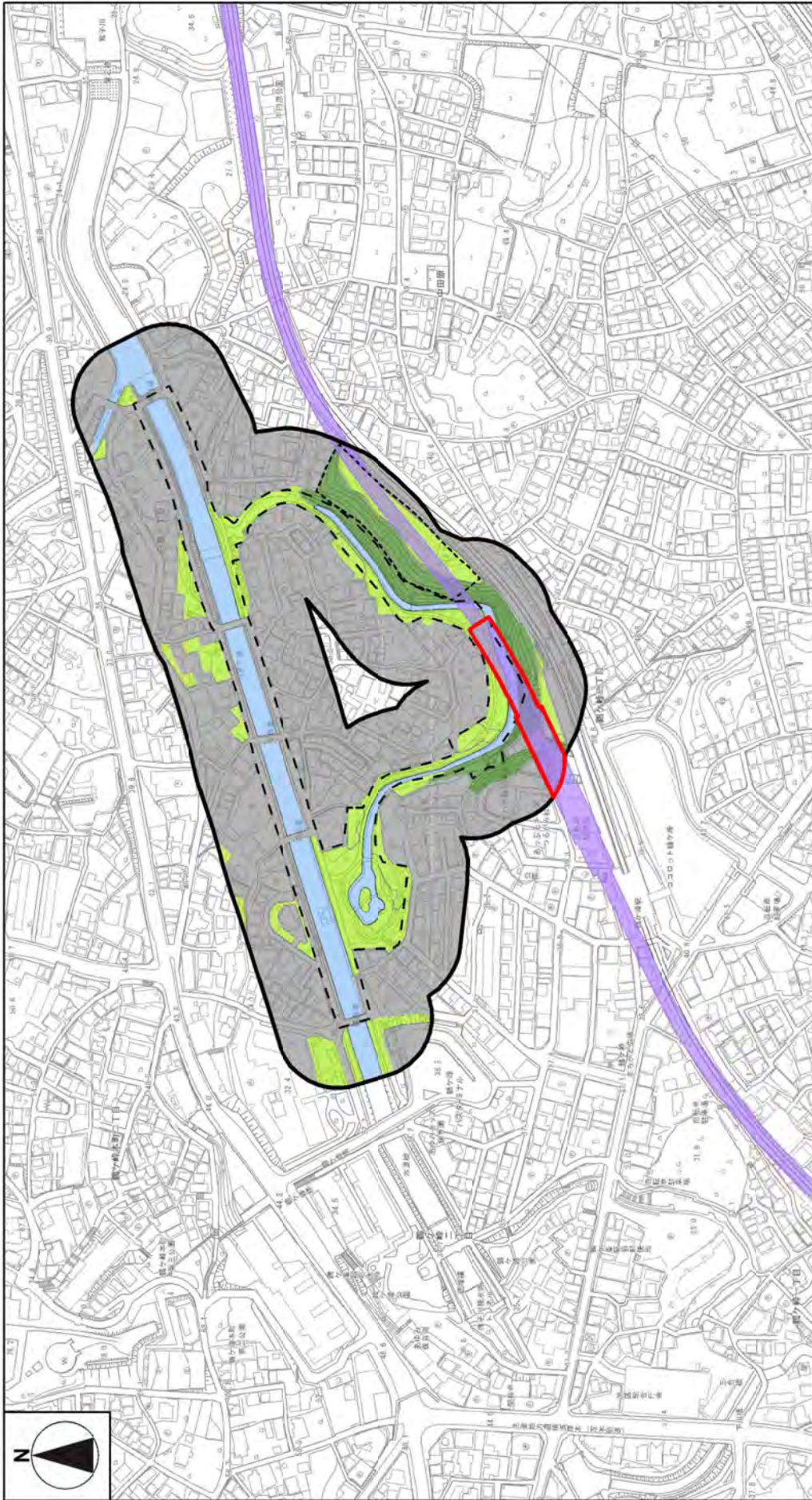
樹林として区分した帷子川親水緑道内には、緑道施設として整備されているツツジ類やサクラ類といった植栽樹木やモウソウチクによる竹林が見られるほか、親水水路の南側には中高木も見られ、特に鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区内及びその周辺において、卓越したコナラ群落やヒノキ植林が見られます。なお、水域として、親水水路及び人工池が見られます。

一方、帷子川は二面張りのコンクリート護岸であり、河川敷が存在しないことから、河川内で見られる植生は高水敷にわずかに生育しているススキやクズ等の草本に留まります。なお、河床については、露呈している岩盤上に礫が所々に堆積し、砂利や砂等は少ない状況になっています。

また、帷子川親水緑道の周囲はその大半が住宅地、道路、鉄道等の市街地となっており、その一部に植栽樹木や人為的な管理を受けた草地・畑が点在している状況です。

このような環境下であることから、確認された哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類は都市近郊を主な生息環境とするものが多く、樹林や草地に強く依存する動物種は少ない傾向にありました。

また、海と河川を往来する回遊魚としてスミウキゴリとヌマチチブの 2 種が確認され、このうちスミウキゴリは親水緑道内の水路でも確認されていることから、帷子川親水緑道の親水水路と帷子川との間で、魚類の移動があるものと考えられます。



凡例

- 調査地域
- 帷子川親水緑道・帷子川
- 鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区

- 改变範圍
- 対象事業実施区域

- 樹林(斜面地)
- 樹林(平坦地)
- 水域
- 市街地

1:5,000

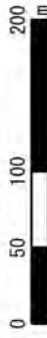


图 6.4-1 環境類型区分图

(イ) 食物連鎖の状況

市街地を除く環境類型について、主要な食物連鎖模式図は図 6.4-2 に示すとおりです。樹林地、水域の各環境類型は、地形と土地利用、植生をベースに区分しました。

各環境類型には、それぞれの環境ごとに生育する植物（生産者）と、それらを摂取する植物食性の昆虫類や底生動物等（一次消費者）がみられます。また、動物食性昆虫類や昆虫を捕食する小型哺乳類、鳥類及び両生類等（二次消費者）は、樹林－水域という形で複数の環境類型を利用する種群がみられます。さらに環境を広く利用する高次消費者としては、ホンダタヌキやアライグマといった哺乳類、ハシボソガラス、猛禽類のツミ、魚食性のカワウ等の鳥類、また、アオダイショウ、ヒバカリ等がみられます。

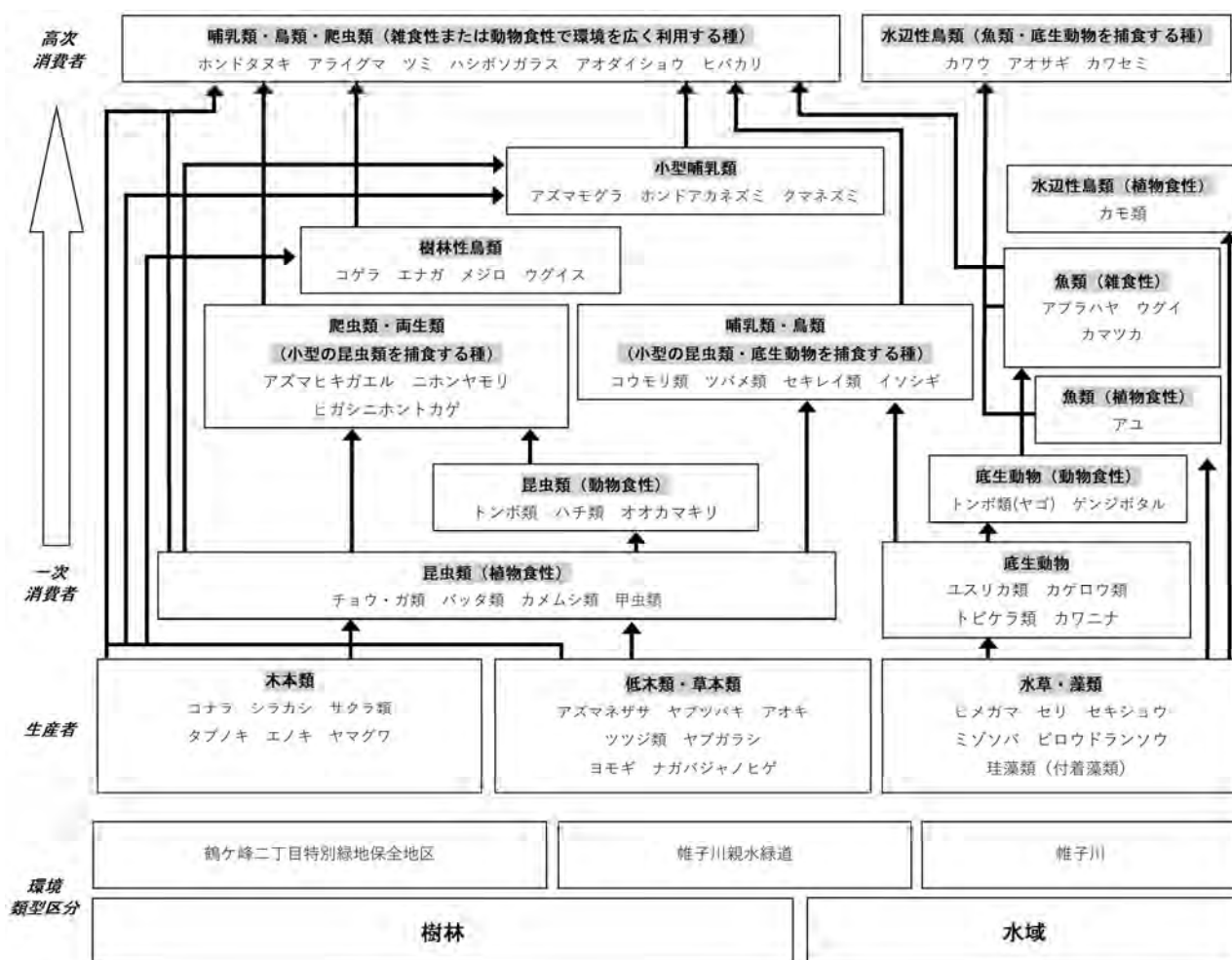


図 6.4-2 食物連鎖図（市街地を除く）

イ. 地形、地質の状況、土壌の状況、水質等の状況、水循環の状況、土地利用の状況

調査結果は、「6.2 生物多様性（動物）」に示すとおりです。

ウ. 関係法令、計画等

調査結果は、「6.2 生物多様性（動物）」及び「6.3 生物多様性（植物）」に示すとおりです。

2) 環境保全目標の設定

生態系に係る環境保全目標は、表 6.4-2 に示すとおり設定しました。

表 6.4-2 環境保全目標（生態系）

区分	環境保全目標
【工事中】 切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。
【供用時】 鉄道施設（地下式） ※の存在	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。

※ 工事後に復旧する地下構造物直上の地表を含む。

3) 予測、環境の保全のための措置、評価

(1) 工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在※に伴う

生態系の状況の変化及びその程度

※ここでは、工事後に復旧する地下構造物直上の帷子川親水緑道への影響を対象にしています。

ア. 予測

(7) 予測項目

予測項目は、工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う生態系の状況の変化及びその程度としました。

(イ) 予測方法等

a 予測地域、予測地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

b 予測時期

予測時期は、工事期間中及び鉄道施設が完成した時点としました。

c 予測方法

工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う生態系の状況の変化及びその程度について、現地調査で把握した生態系の状況と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、定性的に予測しました。

(7) 予測結果

a 環境類型区分の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴う改変範囲は図 6.4-1 に、環境類型区分別の面積の変化は表 6.4-3 に示すとおりです。また、環境類型区分の変化の内容及びその程度の予測結果は表 6.4-4 に示すとおりです。

表 6.4-3 環境類型区分の変化

環境類型区分		現況 (ha)	改変範囲 (ha)	減少率 (%)
樹林	斜面地	0.90	0.10	5.6
	平坦地	2.15	0.07	
水域		1.45	0.06	4.1
市街地		9.46	0.08	0.8
合計		13.96	0.31	—

表 6.4-4 予測結果（環境類型区分の変化の内容及びその程度）

予測結果	工事中	<p>工事中については、改変に伴い動物・植物の生息・生育環境である樹林及び水域が一部消失しますが、改変範囲は必要最小限とする計画であり、調査地域内での減少割合は樹林が 5.6%程度、水域が 4.1%程度に留まります。なお、調査地域内の樹林として卓越している鶴ヶ峰二丁目特別緑地保全地区及びその周辺の改変は行いません。また、水域である親水水路の改変にあたっては、改変範囲を必要最小限に留めるとともに、工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。</p> <p>したがって、樹林、水域の状態は概ね維持されると予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに動物・植物の生息・生育環境として回復が図られるものと予測します。</p>

b 食物連鎖の変化の内容及びその程度

食物連鎖の変化の内容及びその程度の予測結果は表 6.4-5 に示すとおりです。

表 6.4-5 予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）

予測結果	工事中	<p>工事中については、樹林及び水域の一部改変に伴い生産者及び一次消費者の減少が考えられますが、改変範囲は限られているため、その程度は小さいと考えます。また、同一の生息・生育基盤は周辺にも存在しており、さらに、工事は段階的に行うため、移動能力が比較的低い小型哺乳類、爬虫類及び両生類を含めた二次消費者は周辺に退避し、残存する樹林、水域で活動を継続することができると考えます。</p> <p>したがって、食物連鎖網の関係は維持されると予測します。</p>
	供用時	<p>工事の実施以外で、新たな改変は生じません。また、工事による改変箇所は、工事完了後に復旧を行うため、時間の経過とともに動物・植物の生息・生育環境として回復が図られます。なお、復旧にあたっては、復元する親水水路の河床材料や流路幅等への配慮、現況と同程度の機能を維持できる形での緑化等により、生息・生育基盤として現況から大きく変化しないよう配慮します。</p> <p>したがって、食物連鎖網の関係は維持されると予測します。</p>

c 生物多様性の変化の内容及びその程度

本事業にあたっては、「a 環境類型区分の変化の内容及びその程度」及び「b 食物連鎖の変化の内容及びその程度」に示したとおり、事業の実施に伴い改変する帷子川親水緑道及びその周辺における動物・植物の生息・生育環境は維持・保全され、食物連鎖網の関係も維持されると考えます。また、同緑道は市街化された地域に人工的に整備した緑地空間であり、その環境から動物・植物の生息・生育の場となっていますが、類似する緑地空間は近隣にも存在しています。

したがって、工事中及び供用後における生物多様性の変化は小さい、または現在と同程度になるものと予測します。

イ. 環境の保全のための措置

工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う生態系への影響を低減するため、表 6.4-6 に示す環境の保全のための措置を実施します。

表 6.4-6 環境の保全のための措置

（工事の実施及び鉄道施設（地下式）の存在に伴う生態系）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去 【供用時】 鉄道施設（地下式）の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う改変範囲を可能な限り小さくするよう、施工計画を検討します。 ・可能な限り低騒音型・低振動型建設機械を使用します。 ・親水緑道内の工事区域境界には、仮囲いを設置します。 ・工事中も親水水路の水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。 ・改変範囲内に含まれる注目すべき植物種については、工事の着手前に本種の生育状況を確認すると共に、改変範囲内に個体が確認された場合には、公園管理者と協議の上、種毎に適切な対応を検討します。 ・工事排水は原則、公共下水道に排出するよう努めますが、公共用水域（河川）にも排出する必要がある場合には、沈殿槽や pH を調整する処理施設を設け、適切に処理した上で排出します。なお、親水水路には工事排水を排出しない計画とします。 ・土砂巻き上げによる濁水の発生・拡散を防止するため、親水水路の改変範囲は止水板で締切ります。 ・締切を実施する親水水路部については、河床の巻き上がりを抑制すると共に、下流側の改変範囲外への魚類の移動を促すため、締切内の水の排出を緩やかに実施します。なお、締切内に残存した魚類については、動物個体の移植を実施します。 ・改変部の復旧にあたっては、現況と同程度の機能を維持できる形で緑化を行います。 ・親水水路の復旧にあたっては、現況から大きく変化しないよう河床材料や流路幅等に配慮し、改変しない水路との連続性を保ちます。

ウ. 評価

工事の実施に伴い帷子川親水緑道を改変しますが、その範囲及び程度は限定的です。また、工事は段階的に行うものであり、改変が必要な親水水路については、親水緑道内の水生生物の生息・生育環境に配慮するため、工事中も親水水路を流れる水の連続性が確保されるよう代替流路の形状を検討します。この代替流路については、流量や水質に配慮しつつ、用地等の制約条件も踏まえながら詳細を検討します。

また、供用後においては、現況と同程度の機能を維持できる形で復旧を行うことにより、改変により減少した生息・生育環境の回復が図られるものと考えます。なお、復旧においては、緑道施設としての機能を確保しつつ、生息・生育基盤としても現況から大きく変化しないよう、可能な限り配慮します。

よって、動物・植物の生息・生育環境は概ね維持され、食物連鎖網の関係も維持されることが考えられること、また、同緑道に類似する緑地空間は近隣にも存在していることから、工事中及び供用後における生物多様性の変化は小さい、または現在と同程度になるものと予測します。

以上のことから、環境保全目標（地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。）を達成するものと評価します。